

令和6年度 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム職員研修会

と き： 令和6年10月11日（金）

ところ： 札幌市／北海道第2水産ビル 8階BC会議室



北海道老人福祉施設協議会Instagram



北海道老人福祉施設協議会Facebook



北海道老人福祉施設協議会広報委員会のブログ



北海道老人福祉施設協議会

北海道老人福祉施設協議会

倫理綱領

1. 人格の尊重による尊厳の保持 [尊]
2. 理念と目的に基づく施設の使命 [基]
3. 利用者本位のケアの姿勢と技術 [技]
4. その人らしさを支える「ケアの力」 [心]
5. 専門性の向上と人材育成 [修]
6. ケアにおけるリスクマネジメント [危]
7. 情緒的労働の理解と対応 [悩]
8. 求められる施設の経営をめざして [営]
9. 地域を支える参画と協働 [交]
10. 福祉社会の実現と道老施協の役割 [支]

令和6年度北海道老人福祉施設協議会
 養護老人ホーム職員研修会

開 催 日 程

日 時	内 容	会 場
1日開催：10月11日（金）		
9:15～	受 付	
9:45～	開 会 主催者挨拶 北海道老人福祉施設協議会 副会長 加藤 敏彦 オリエンテーション	
9:50～11:20	講 義 テ ー マ 「老人福祉法に基づく措置制度の役割と 養護老人ホームをめぐる課題」 講 師 高田 清恵 氏 (琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授)	
10分	休 憩	
11:30～12:30	情報提供 テ ー マ 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について ～厚生労働省老健局高齢者支援課より発出の通知と 事務連絡の解釈と解説～」 講 師 平岡 毅 氏 (全国老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会副部長 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 総合施設長)	北海道第2 水産ビル 8BC
60分	昼休憩	
13:30～14:30	講 義 テ ー マ 「どうなる？どうする！これからの令和な養護老人ホーム！～お一人おひとりへの生涯支援という視点から 看取り介護に至るまで～」 講 師 平岡 毅 氏	
(休憩15分) 14:45～16:45	グループワーク（会場参加の養護老人ホーム職員のみ） いくつかのテーマを選択し討議。 進 行 平岡 毅 氏 ファシリテータ 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員会他	
17:30～19:00	情報交換会（※事前申込者のみ） 【個室居酒屋 和菜美 札幌駅前店】 (札幌市中央区北4条西6丁目 エターナルパンセ3階) <会費> 1名 5,000円(税込)	

囲み内はオンラインの対象

開 会

◆主催者挨拶

北海道老人福祉施設協議会 副会長 加藤 敏彦

講 義	9：50～11：20【90分】
テ ー マ	「老人福祉法に基づく措置制度の役割と養護老人ホームをめぐる課題」
講 師	高田 清恵 氏（琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授）

高田 清恵（たかた きよえ）先生 プロフィール

○琉球大学法部学部講師、助教授を経て 現在:琉球大学人文社会学部・国際法政学科教授

専門:社会保障法

主な研究分野:

社会福祉の権利と公的責任に関する研究

日本とスウェーデンの社会福祉法制に関する比較研究

近年は、高齢者の人権保障の国際基準に関する研究も行っており、国連の高齢者人権条約制定に向けた会議にも参加。

主な業績:

『社会保障裁判研究』（共編著、ミネルヴァ書房、2021年）

『人権としての社会保障—人間の尊厳と住み続ける権利』（共編著、法律文化社、2013年）

「養護老人ホーム入所にかかわる公的責任—措置制度に焦点をあてて—」（全国老人福祉問題研究会「月刊ゆたかなくらし」475号、2022年）

「介護保障における老人福祉法の役割と市町村の責任」（共著『ケアという地平』日本評論社、2024年所収） など

MEMO

老人福祉法に基づく措置制度の役割と 養護老人ホームをめぐる課題

2024年10月11日(金) 北海道老施協・養護老人ホーム職員研修会
琉球大学 人文社会学部・教授 高田 清恵

- 1 はじめに
- 2 社会福祉の公的責任原則と老人福祉法
- 3 介護保険導入後の措置制度の役割
- 4 措置制度と養護老人ホームをめぐる課題
- 5 おわりに

1

1 はじめに

—介護保険導入後の高齢者の介護保障—

- 介護保険法の施行から20年以上が経過。
：さまざまな問題／制度後退の影響
- 老人福祉法に基づく国や県、市町村の公的責任は？
：それぞれの役割や責任は？ 措置制度や運用上の課題は？

→その中で養護老人ホームの果たす役割・課題は何か？

2 社会福祉の公的責任原則と老人福祉法

戦後、社会福祉は憲法25条の生存権保障の一端として出発

* 日本国憲法 第25条

- 1 すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。
- 2 **国は**、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の**向上及び増進**に努めなければならない。

→ **人間らしい生活**とは：経済的な側面だけでない。

→ **医療や社会福祉サービスも不可欠な要素**

3

国連の高齢者の人権保障に関する取組みの経緯



第8回国連高齢化作業部会(2017年7月)
(ニューヨーク国連本部)

- 1948年 世界人権宣言
- 1966年 国際人権規約(A規約、B規約)

- 1982年 第1回高齢化世界会議(「高齢化国際行動計画」採択)
- 1991年 高齢者のための国連原則
:「独立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則
- 1999年 国際高齢者年
- 2002年 第2回高齢化世界会議(「政治宣言」「マドリッド行動計画」採択)
- 2010年 国連総会「高齢化に関するワーキンググループ(作業部会)」設置
- 2012年 国連人権高等弁務官報告書(高齢者の人権に関する報告書等)
- 2013年 「高齢者のすべての人権の享受に関する独立専門家」の設置
- 2015年 米州機構「高齢者人権保障条約」制定
- ~
- 2023年 第13回高齢化に関するワーキンググループ

(1) 社会福祉各法における公的責任

憲法25条の生存権保障を具体化するため、社会福祉各法が制定された。

- * GHQの覚書：社会福祉事業の国家責任、公私分離、無差別平等保障
- * 社会福祉各法：「**社会福祉の公的責任原則**」を規定。

→社会福祉の責任が国と地方公共団体にあることを明確化。

5

旧社会福祉事業法（現・社会福祉法）第5条1項

* 社会福祉事業法（旧）

第五条（事業経営の準則）

1 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を經營する者は、左の各号に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確ならしめなければならない。

一 国及び地方公共団体は、法律により歸せられたその責任を他の社会福祉事業を經營する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その經營する社会福祉事業について、要援護者等に関する収容その他の措置を他の社会福祉事業を經營する者に委託することを妨げるものではない。

→「**公的責任原則**」「**公的責任転嫁禁止原則**」を規定。

→ ただし、当時の公立施設が不足していた事情から、同2項を設けた。

6

国および地方公共団体の役割

憲法25条 2項は「国」の責任を定める。他方、憲法では「地方自治の本旨」も規定

* 日本国憲法 第八章「地方自治」

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。

* 地方自治法

第一条の二 **地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本**として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

→公的責任は、国とともに地方自治体にもある。

→住民の生活に密接にかかわる事務は、住民の意思を反映しやすい自治体の役割が重要。

→ただし、最終的には**国が、国民の生存権を保障する責務を負う**。

7

(2) 老人福祉法に基づく措置制度とは

- 社会福祉の公的責任は、主として「措置制度」として具体化。

「**措置制度**においては、市町村の入所措置行為を基軸にしなから、最低基準の制定義務と遵守義務、国と地方自治体の措置費用負担義務がシステム化されており、**公的な保育保障制度の枠組みとして重要な役割を果たしてきた**」（秋元美世『福祉政策と権利保障』法律文化社、2007年、77頁）

- 「老人福祉法」に基づく施設入所の措置等

- 1) 福祉の措置をとる義務
- 2) 最低基準の設定義務と遵守義務
- 3) 費用負担の義務

8

① 福祉の措置をとる義務

- 老人福祉法は、老人福祉施設への入所措置や在宅福祉サービスを規定。市町村には、それらを必要とする高齢者について**措置をとる（又は措置委託をする）義務や権限**を定める。→現在も残されている。

*旧・老人福祉法（昭和38年制定時の条文） 第十一条

二 六十五歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する養護老人ホームに收容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する**養護老人ホーム**に收容を委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい欠陥があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを当該地方公共団体の設置する特別養護老人ホームに收容し、又は当該地方公共団体以外の者の設置する**特別養護老人ホーム**に收容を委託すること。

9

措置請求権をめぐる考え方

・国は、「反射的利益」説

：市町村などが措置をとる義務の「反射的利益」にすぎない。

当事者には措置を請求する権利がない、という考え方。

→高齢者の権利を否定



・学説上では、**措置を請求する権利**を積極的にみとめる解釈が支持されてきた。

→少なくとも「措置義務」が明記されている入所措置の場合は、

高齢者に「措置を請求する権利」がある、と考える。

反射的利益説についての批判

- ・1963年の制定当時に国が反射的利益説をとった理由
：施設定員の不足、予算上の制約によるもの。

しかし、長年にわたって状況を改善せず、反射的利益説を唱え続けることは**法制定当初の説明に反して、説得性に欠ける**、と批判。
(河野正輝「社会福祉」園部逸夫ほか編『社会保障行政法』627
-628頁)。

11

「できる規定」の考え方

- ・在宅福祉サービスについては、当初から「措置を採ることができる」
→市町村の義務があいまいな「できる」規定。

ただし、「**財政的な見通しが付けば、当然義務として規定されるべきもの**」(松本征二『身体障害者福祉法の解説と運用』
中央法規出版、1954年、82頁)。

12

② 最低基準の設定義務・遵守義務

- どのような内容、水準のサービスが保障されるべきか？

： **国や自治体に「基準設定義務」**がある = 施設設備・人員・運営等に関する基準

- 基準とは？

： 憲法25条で定める **人間らしい生活が保障される最低限度の基準**（「最低基準」）。

- 従来は、厚生（労働）大臣に、基準設定義務が課されていた。

→ 地方分権改革により、**都道府県に移譲**された。

→ ただし、**国は「従うべき基準」や「参酌すべき基準」**を定める。

・施設設置者には、**遵守義務**がある。

13

最低基準による保護を受ける権利

裁判例によると、措置の利用者には**「最低基準による保護を受ける権利」**がある（**本山保育所事件・神戸地決昭48・3・28**）。

→ 提供された福祉サービスが最低基準を下回る場合は、基準に適合するサービスを権利として主張できる。

* **本山保育所事件**（神戸地決昭48・3・28）建築着工禁止等仮処分命令申請事件

： 「憩の家」が予定どおり建設されると、保育所の屋外遊戯場の面積が「**児童福祉施設最低基準**」に違反するため、原告の入所児童ら（法定代理人の父・母）が建設着工禁止の仮処分命令を求めて提訴した事案。神戸地裁は、入所児童らには**「最低基準による保護を受ける権利」**があり、そこから**「基準に適合する面積の屋外遊戯場の使用を要求する権利」**もあると解するのが相当であるとし、市は最低基準に違反することになる本件「憩の家」を建設してはならない、と判示した。

あくまで「最低基準」＝向上させる責務

- 厚生労働大臣は、常にその基準を**向上させるべき責務**を負う
- しかし、長年にわたって極めて低い水準のまま。
→「措置制度だと水準が低い」と曲解されてきた。
- 問題は、基準を向上させる責務を果たさなかった国の問題。
また法的には、基準設定の**手続**や、**当事者や家族が参加して意見を反映させる手続**を欠いていたことが問題。

15

③ 国・地方公共団体の費用負担義務

- 措置に要する費用に関する義務には、2種類。
 - ①**費用「支弁」義務**：実施市町村が差しあたり支出する義務。
 - ②**費用「負担」義務**：最終的に費用を負担する義務。
 - ：国、都道府県、市町村に一定割合ずつ負担義務を法定。
 - ：**社会福祉の公的責任原則を財政面でも具体化した制度**。
 - * 制定当時：国8割 → 1980年代：5割 → 現在：ゼロへ
- 利用者負担：老人福祉法では「応能負担」が原則。
cf) 応益負担の介護保険法とは異なる。

費用負担義務の考え方

○社会福祉サービスの実施は、住民に身近な自治体が行うことが望ましい
=自治体の事務とすべき。

○しかし国は、**憲法25条2項**に基づき、**財政的裏づけ**を行うことに関する
広義の義務を負う、と考えるべき。

(小川政亮『社会事業法制 (第4版) 』51頁)

17

分権化による地方への財政責任の転嫁

地方分権改革の名の下に、国の費用負担義務はしだいに地方へと転嫁されてきた。

- ・制定時：**国は「8割」**の費用負担義務
- ・1980年代：臨調行革による一連の改正で**「5割」**に引き下げ
- ・1990年改正：在宅福祉サービスの法定化：国は**「一部を補助できる」**にとどまる。
(・2000年 介護保険の導入 **「4分の1」**へ)
- ・2005年改正：「三位一体改革」により、老人福祉法から**国庫負担義務は削除**。

3 介護保険導入後の措置制度の役割 —「セーフティネット」としての役割—

2000年 介護保険法施行

- ・介護の社会化、利用者の尊厳や自己決定の理念
- ・ただし、介護保険制度は構造的に、高齢者のすべての福祉ニーズを充足できる仕組みにはなっていない。

→判断能力が不十分な場合、緊急の場合、介護保険給付に含まれないニーズ、上限を超えるニーズなど。

→**老人福祉法に基づく措置制度が「補完的制度」として存続。**

19

介護保険導入後の市町村の義務・責任

介護保険法施行後も、市町村には、老人福祉法に基づき、少なくとも以下のような義務・責任がある。

- 1) 養護老人ホームへの**入所措置義務**（老福11条1項1号）
- 2) 介護保険の利用が**「著しく困難」な場合**の特養等への入所措置義務等（老福11条1項2号など）等
- 3) **「必要な実情の把握に努める」義務**（老福5条の4第2項）
- 4) **「地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努め」る義務**（10条の3第1項）

20

(1) 養護老人ホームへの入所措置義務

第一に、養護老人ホームは、引き続き措置施設として存続。

：経済的、環境的要因によって自宅で生活することが困難な高齢者については、**市町村**には老人福祉法に基づき**入所措置をとる義務**がある（老福11条1項1号）。

*老人福祉法（老人ホームへの入所等）

第十一条 **市町村**は、必要に応じて、**次の措置**を採らなければならない。

一 六十五歳以上の者であつて、**環境上の理由及び経済的理由（…）**により居宅において養護を受けることが**困難なもの**を当該市町村の設置する**養護老人ホーム**に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。

21

(2) 介護保険の利用が困難な場合の措置義務

第二に、市町村には、介護保険によるサービスの利用が

- ・「**やむを得ない事由**」によって
- ・「**著しく困難であると認められる**」高齢者については、
 - 老人福祉法に基づき、**特養への入所措置をとる義務**（老福11条1項2号）
 - **在宅福祉サービス**についても、必要な場合には市町村の**措置により実施できる**（10条の4）。

*老人福祉法 第11条（老人ホームへの入所等）

二 六十五歳以上の者であつて、**身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なもの**が、**やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは**、その者を当該市町村の設置する**特別養護老人ホーム**に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

22

「やむを得ない事由」の解釈の問題

*【全国高齢者保健福祉関係主管課長会議（平成12年3月7日）】

- ①本人が虐待又は無視を受けている場合
- ②痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合に限定。

→もはや老人福祉法の出番はなくなった、との誤解も。

→しかし、そうした解釈には問題がある。

※【全国介護保険担当課長会議（平成15年9月8日）】

「介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかと指摘がある。…各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。」

23

(3) 「必要な実情の把握に努める」義務

第三に、市町村には、地域の高齢者の「必要な実情の把握に努める」義務がある（老福5条の4第2項）。

→地域の高齢者が、

- ・介護保険サービスを適切に利用できているか
- ・措置を必要とする者がいないか
- ・基盤整備は十分であるか、

といった実情を、市町村がきちんと把握しておく必要がある。

* **老人福祉法** 第五条の四

2 **市町村**は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 老人の福祉に関し、**必要な実情の把握に努める**こと。
- 二 老人の福祉に関し、**必要な情報の提供**を行い、並びに**相談に応じ**、必要な**調査及び指導**を行い、並びにこれらに**付随する業務を行う**こと。

24

(4) 「地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努め」る義務（10条の3第1項）

第四に、さらに市町村は、

「地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努め」（10条の3第1項）なければならない努力義務がある。+ 体制整備の義務

* 老人福祉法 第十条の三

市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むために**最も適切な支援が総合的に受けられるよう**に、次条及び**第十一条の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努める**とともに、（…）地域の実情に応じた**体制の整備に努めなければならない**。

25

4 措置制度と養護老人ホームをめぐる課題 —養護老人ホームへの入所措置を例に—

- 課題① 職員基準をめぐる課題
- 課題② 施設設備に関する課題
- 課題③ 財政面での課題
- 課題④ 入所手続をめぐる課題—「措置控え」等の問題
- 課題⑤ 多様な高齢者向け住まいの増加による影響
- 課題⑥ 契約入所の活用について

など

※ 養護老人ホームの役割とは？

- 介護保険を補完する「**セーフティネット**」としての役割
- 「**介護以外**」にも、**経済問題をはじめ多様な生活困難**をかかえる高齢者の“セーフティネット”としての役割を担う。

+

- 養護老人ホームには、**自立支援・社会復帰支援**の目的も追加（2006年～）

27

* 日本総合研究所による調査（2019）ほか

・養護老人ホームには、**経済的困難以外にも様々な生活上の問題を重複してかかえた高齢者が多く入所している実態。**

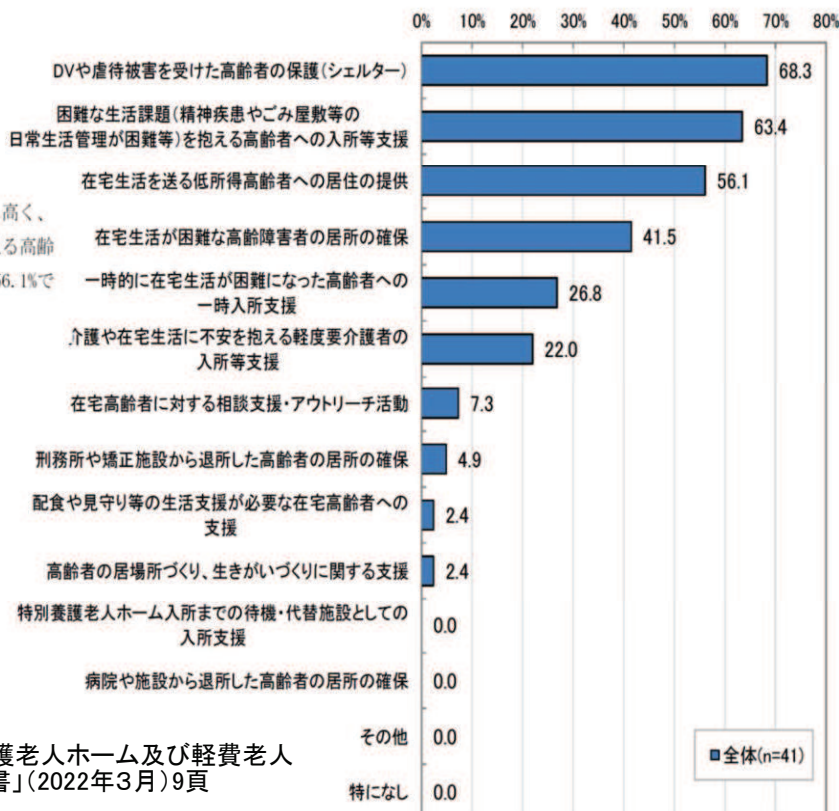
・例えば・・・

- ・ユニット型特養や有料老人ホーム、サ高住などへの入所が**経済的に困難な高齢者**
- ・**精神疾患や認知症があり住まいの確保が困難な高齢者**
- ・**身元引受人がおらず契約から排除される高齢者**
- ・**刑務所等からの出所後に住まい確保が困難な高齢者**
- ・**退院後に住宅確保が困難な高齢者**
- ・**家族からの虐待により自宅で生活をおくれない高齢者、等々。**

図表7 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること

(5) 問4. 養護老人ホームが地域に果たす役割として、期待していること

全体では、「DVや虐待被害を受けた高齢者の保護（シェルター）」が68.3%と最も高く、次いで「困難な生活課題（精神疾患やごみ屋敷等の日常生活管理が困難等）を抱える高齢者への入所等支援」が63.4%、「在宅生活を送る低所得高齢者への居住の提供」が56.1%であった。



出典：株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)9頁

課題① 入居者の状況からみた職員基準をめぐる課題

- ・高齢化・要介護者の増加：「特養化」とも呼べる状況にある。
- ・経済的困窮のほか、介護以外の多様な生活困難を抱える入居者の増加。
→ **ニーズの多様化・困難化・重複化 / より専門的な支援の必要性 /**

⇒他方で、

- ・もともと要介護者を想定しておらず、直接処遇職員の配置基準が低い。
- ・介護保険サービスを組み合わせることも可能になったが・・・

→ **現行の職員配置基準の不十分さ**

⇒基準設定義務は、現在は都道府県（+省令）にある。

- (1) 問1. 基準省令の人員の基準に規定する職種について、基準上必要となる人数、実際の配置職員数
 基準上必要となる人数と実際の配置職員数の結果は以下の通り。

図表 118 基準上必要となる人数 [単位:人]

基準上必要となる人数	調査数	平均	中央値
施設長	287	1.0	1.0
生活相談員	287	2.3	2.0
支援員	287	5.1	4.0
介護職員	287	1.7	0.0
看護職員	287	1.3	1.0
事務員	287	0.8	1.0
相談支援専門員	287	0.1	0.0
その他	287	2.0	1.0
合計	287	14.3	13.0

図表 119 実際の配置職員数 [単位:人]

実際の配置職員数	調査数	平均	中央値
施設長	359	1.0	1.0
生活相談員	359	2.4	2.0
支援員	359	7.3	6.8
介護職員	359	3.4	0.0
看護職員	359	1.8	1.7
事務員	359	1.5	1.0
相談支援専門員	359	0.1	0.0
その他	359	4.5	4.0
合計	359	22.0	20.0

出典: 株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)83頁

ヒアリングより※：職員配置基準をめぐる課題について

- ・職員配置基準はまったく不十分である。低すぎる。
- ・職員配置基準、措置単価基準の内容は、旧態依然とした低い基準。職員配置が15：1、看護師は100：1、生活相談員は30：1では、なかなか厳しい状況である。これは以前の、入所者が元気な状況であるとの想定による基準である。
- ・経済的理由のみで入所される場合は、職員の専門性はあまり必要ないが、精神疾患のある方、刑務所を退所された方など、様々な困難や課題を抱えて入所される方が多いため、**専門性のある職員が必要**である。
- ・職員配置基準は十分ではない。しかし、職員配置の基準だけが引き上げられ、**措置費が上がりなければ実現は困難**である。人員配置基準を見直すためには、措置費を上げてもらう必要がある。
- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合でも、入所者の中には介護保険サービスの利用ができない方が一定いる。例えば、介護保険料を払っていない、滞納している方や、所持金がゼロで入所される方もいる。そうした方にも介護の支援が必要であるが、その場合は養護老人ホームの職員の手がかかってくる。その意味では、**15：1の基準では不可能**である。
- ・自治体によっては、特定施設の指定を認めないところがある。
- ・職員の資格や専門性については、**リハビリの力は必要である**と考える。機能訓練士加算のところまで若干付いているが、人件費を賄うところまで言っていないので、作業療法士などを雇うところまでとはいかない。
- ・社会福祉士のほか、MS、PSは絶対に必要であると思う。
- ・精神保健の専門性のある職員がいたとしても、それだけでは解決できない。介護職員の数を増やさなければ解決にならない。入所者の方々は認知症などのいろいろな問題を抱えているので、対応する介護職員が疲弊している様子が見られる。しかし、介護職員の数を増やす必要があるが、それができない現実がある。

(※2021年～2022年度に九州・沖縄地区の養護老人ホームを対象に実施したヒアリング調査より。以下、同じ。)

ヒアリングより：職員の確保・処遇改善について

・調理員の確保・定着が特に厳しい状況にある。養護老人ホームが「特養化」しているため、食事の形態も多様になっており、非常に細分化された仕事になっている。そのため、早期に辞めていく調理員が多く、なかなか定着しない。調理員の確保についても今後、もっと対策をお願いしたい。

・養護老人ホームの職員は、（当初）今回も処遇改善加算の対象から外されていた。介護保険施設や障害福祉施設の職員等とも格差がかなり生じている。全国老協のデータでも、養護老人ホームと軽費老人ホームの職員は、他の福祉分野に比べてかなり給与水準が低い。

・職員の格差が進むと、職員のモチベーションが下がり、また人材確保も困難になる。行政側が対応していただきたい。

33

課題② 施設設備に関する課題

○特養は「**終の棲家**」としての性格：**ユニット化や個室化**等の一定の質の改善／サ高住なども「**住居**」としての位置づけ

→養護老人ホームは、居住の質という点で十分な水準でない。

○整備・改修費用についての公的責任も後退

→老朽化への対応や必要な修繕すらままならない状況も。

⇒施設設備基準も、都道府県に設定義務がある（+省令）。

34

(全国調査より)

施設の部屋数は、個室が最も多いものの、2人部屋以上も一定数あることが確認された。

図表 121 施設の部屋数 [単位:部屋]

施設の部屋数	調査数	平均	中央値
全部屋数	359	56.6	50.0
個室	359	43.7	50.0
2人部屋	359	12.1	0.0
4人部屋以上	359	0.4	0.0

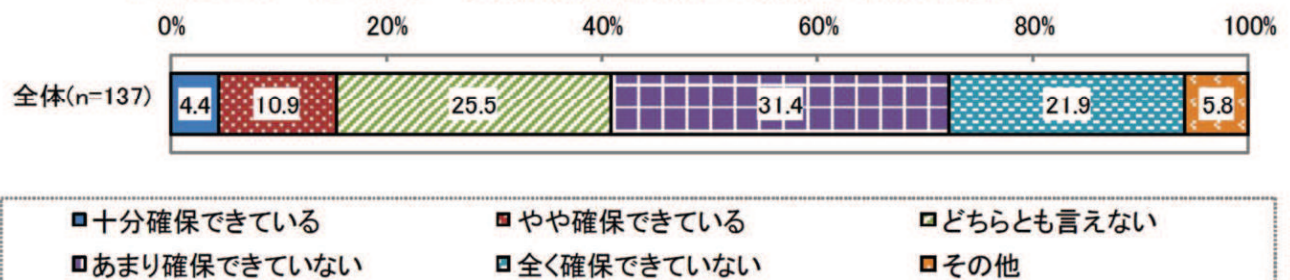
出典:株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)84頁

35

(44) 問 34-2. 【問 34 「3. 施設の建替え・大規模修繕の検討」の中から「検討している」と回答した方】建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況

全体では、「あまり確保できていない」が 31.4%と最も高く、次いで「どちらとも言えない」が 25.5%、「全く確保できていない」が 21.9%であった。

図表 173 建替え・大規模修繕費用の財源の確保状況



出典:株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)114頁

36

ヒアリングより：施設設備をめぐる課題について

- ・施設老朽化に伴い、建て替えができなくて閉園するところも出てきている。
 - ・建て替えがスムーズに行くような対策が必要である。
 - ・今の基準では個室が当たり前だが、個室化するだけの予算の確保が難しい。
- ・国の補助金が10割の場合は問題なく通るが、国だけでなく地方にも補助金分担支出（自治体の持ち出し）がある場合は、なかなかスムーズに行かない実情にある。
- ・建替えが可能な施設は、母体に特養を保有しているなど、法人内の他施設の収益を土台にして建替えを行っていると思う。養護老人ホーム単体の場合は、建替えはかなり困難である。

37

課題③ 財政面での課題

： 新たな自立支援の目的や、より困難化した入所者の生活問題に対応するには財政的な裏付けが十分ではない。

- ・費用負担義務は、市町村に加えて国、都道府県にも課されてきた。
→2000年代「三位一体改革」により、国と都道府県の費用負担義務は廃止。地方交付税の形で市町村の一般財源に組み込まれた。

⇒措置費の支弁義務＋負担義務は、すべて市町村に

→それ以降、措置を控えたり、予算枠内で事実上の上限を設ける等の違法な運用も。

市町村における措置費の改定状況

- ・措置費の額の改定も自治体に委ねられている。
- ・しかし、消費税引き上げに伴う改訂すら行っていない自治体も。

→施設側は恒常的に厳しい経営状態。

→特に、小規模施設において深刻な実態が生じている。

39

ヒアリングより：措置費に関する課題について

・法律そのものを変えて、国の義務的経費のような形にするべきだと思う。自治体任せにしておくと、自治体独自のローカルルールがどんどん生じる。利用者の利用の問題も、建替等の問題も、国の義務的経費に切替えないと抜本的には変わらないのではないかな。

・加算を認めるか否かの基準について、ローカルルールが存在する。例えば、介護保険法上の考え方を理由にして加算の付与をしない自治体がある。

・管理費特別加算を申請したが、算定根拠が曖昧である。市の担当者に聞くと、「予算の都合上、1施設だけしか付けられない」という回答があったが、明らかにおかしいと思う。

40

課題④ 入所手続をめぐる課題－「措置控え」等の問題－

○最大の問題として、**措置制度が適切に活用されていない**実態。

○養護老人ホームの定員充足率は年々低下

* 2023（令和5）年度分 全国老人福祉施設協議会による調査※より
全国平均 86.3%、沖縄県は全国最低 の55.3%

*（R4年度）65歳以上人口に占める被措置者数（措置率）も、沖縄県は最下位 0.49%（全国 1.57%）
 所在地措置率も同様。0.74%（全国 1.95%）

※【出所】養護老人ホーム被措置者数等調査（公益社団法人全国老人福祉施設協議会）

○**低所得高齢者の受け皿として、無届施設なども利用される**

（沖縄タイムス2020年7月15日朝刊）／*たまゆら事件、等

41

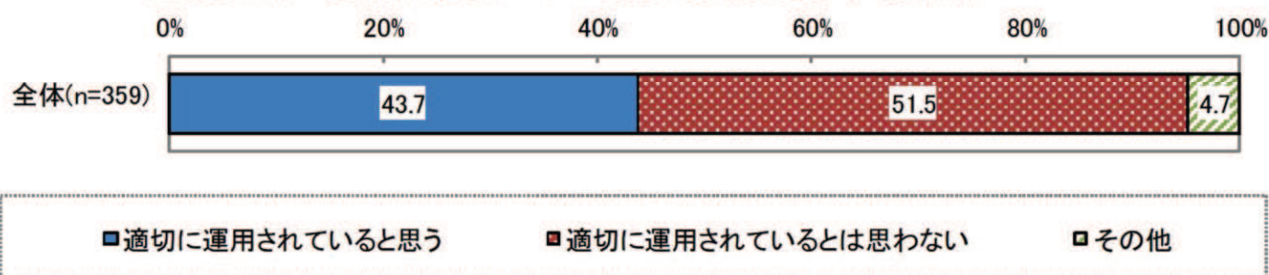
■ 措置入所について

（全国調査より）

(47) 問 35. 養護老人ホームの措置入所に対する評価

全体では、「適切に運用されているとは思わない」が 51.5%と最も高く、次いで「適切に運用されていると思う」が 43.7%であった。

図表 177 養護老人ホームの措置入所に対する評価



出典：株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)116頁

○養護老人ホームへの入所措置は、「在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、**心身の状況、その置かれている環境の状況等を総合的に勘案して、適切に行われる**」ことが求められている（平成18年3月31日老発第0331028号）。

○入所決定の手続は、**市町村が入所判定委員会を開催し、高齢者の心身や環境の状況等について総合的判断**を行った上で、**市町村長が行うもの**とされている。

- 1度も開催されていない市町村や委員会規程が未整備の自治体も。
- 実際の開催回数は、多くが年1回程度。

(5) 過去5年間における入所判定委員会の開催回数

過去5年間における老人ホーム入所判定委員会の開催回数を尋ねたところ、すべての年度で「0回」と回答した自治体が最も多く、委員会自体は設置されていても、一度も開催されていない自治体が全体の5割～7割近くを占めていることが分かる。この割合は、無回答およびアンケート非回答の市町村を含めると、さらに多いものと予想される。

次に多いのが「1回」（13.8～31.0％）であった。1年間に2回以上開催している市町村は、2016年度と2020年度では約1割、2017～19年度には1割にも満たない結果となっている。

(沖縄調査)

過去5年間における入所判定委員会の開催回数 (回数 (%))

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
0回	18(62.1%)	20(69.0%)	15(52.7%)	16(55.2%)	18(62.1%)
1回	4(13.8%)	4(13.8%)	9(31.0%)	8(27.6%)	4(13.8%)
2回	4(13.8%)	2(6.9%)	2(6.9%)	1(3.4%)	1(3.4%)
3回	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(6.9%)
4回	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(3.4%)	1(3.4%)
5回以上	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
無回答	3(10.3%)	3(10.3%)	3(10.3%)	3(10.3%)	3(10.3%)

出典: 拙稿「介護保険法施行後における老人福祉の措置の実施状況と低所得高齢者等に対する居住の保障の現状」琉大法学106号(2022年9月) 89-90頁

ヒアリングより：措置制度の運用について

- ・2006年改正前と比べて、「措置控え」が生じ、措置の人数が減ってきている。
- ・自治体や区域によっては、なかなか措置をしないところがある。そういう地区では、閉鎖する施設も出てきている。
- ・当事者が自治体に申請をしても、なかなか措置をしてもらえない。施設から自治体に相談しても「いまのところ養護の対象ではない」と言われる。措置につながらないケースがたいへん多い。
- ・地域包括ケアセンターが「この方は養護老人ホームの対象者でしょう」という方でも、入所判定会議にかかるに至らない。

- ・市は、年間の入所措置にかかる予算枠を設けており、年間の措置人数には枠（上限）がある。「何とか入れてください」と頼むと1人入所させてもらえたが、それは「借り」という扱いである。市の入所者が亡くなったら、その市の住民から入所させるということになる。
- ・自治体も、表向きは「措置の対象となる人はいない」と言うが、措置を行わない実際の理由は、予算を計上していないことにある。

- ・市町村としては、いろいろな選択肢が増えている中で、あまりお金を使わなくて良いので、あるいは担当者が知らないため、有料老人ホームのほうにつなげてしまっている状況がみられる。
- ・短期入所を認めない自治体もある。

45

ヒアリングより：入所判定委員会をめぐる課題について

- ・2ヶ月に1回、入所判定委員会を開催する予算が確保されている。
- ・入所判定委員会は定期的で開催されているが、2ヶ月に一度であるため、場合によっては2ヶ月待たないといけない。もう少し回数を増やしてもらえると有りがたい。
- ・入所判定委員会がなかなか開かれない。市に問い合わせても「まだ決めていない」と言われる。
- ・養護老人ホームが所在していない自治体では、ほぼ開かれていない。
- ・入所判定委員会の開催を待っている人が多いが、市の担当者から「入所判定委員会にかけられるかどうか分からない」と言われる。
- ・入所判定委員会が、現在の入所者をこのまま入所させて良いかを判定する、「養護はずし」の会議に変わってきている。

46

ヒアリングより：措置制度の運用について（手続関連）

- ・一般の方は、どこが窓口か分からない方も多い。そのため、施設に直接相談される方もいる。
- ・市役所の窓口で、市の担当者が対象になると認めた方しか、申し込み書が渡されない。申し込み書をわたされないうまま、はじかれていると思う。
- ・市町村の窓口に来ているが、その場で門前払いされている実情にある。きちんと入所判定委員会で判断するのが正しいやり方であるはずだが、そのような取扱いになっていない。申請書も交付していない。
- ・自治体の担当者から、「入所判定委員会を待っている人が多いため、入所判定委員会自体にかかるかどうか分からない」と言われた。
- ・生活保護行政であれば、「こういうふうにしたら保護を受けられる」と助言をする例もあるが、養護老人ホームの措置については行われていない。結局、いろいろな理由をつけて措置をしたがらないとしか思えない。
- ・自治体の担当者から、「介護保険などを使ってはどうか」と、介護保険など別の制度の利用を進められたり、誘導されることがある。この2年間に、そういうケースを何件も経験している。
- ・自治体の担当者が、本人の生活の様子、置かれた環境的要因、身体的要因などをきちんと把握しないまま、措置入所を断っている例があった。
- ・措置入所に至らない場合、不承諾の決定通知書を交付しているとは聞かない。口頭の範囲でしか聞いたことがない。
- ・不服申立てをしたケースや不服申立ての教示をされたケースは、聞いたことがない。
- ・行政の担当者から断られた場合は、結局、泣き寝入りすることが多い。

47

ヒアリングより：措置制度の運用について（判断基準関連）

（判定基準関連）

- ・現に今、寝るところがあって食べることができている、という理由だけで、入所判定委員会にすらかけない、というケースがあった。実際にどのように生活しているかを深く掘り下げないで、措置入所を断っている。実際は、聴覚に障害がある方であり、三食の食事も弁当で、住むところにはファックスも何もなく、意思の疎通も何もとれずに生活をしてきたため、市に相談したものであった。
- ・本人に障害がある場合、老人福祉の担当者は、障害という面を軽んじているように思う。障害があることはどういふことを、老人福祉の担当者が十分理解していないように思う。障害に対する合理的配慮ができていない。
- ・家族が課税世帯の場合や本人に預貯金がある場合など、経済的な入所基準の内容が明確に示されていない。お金のことが理由で断られたケースがあるが、いくらだった良いかを市の担当者に質問しても、金額を教えてもらえない。預貯金もいくらだったら良いか聞いても、回答がない。
- ・課税世帯で扶養されている本人が、世帯分離して申し込んだらよいかを聞いたところ、「そのためだけに世帯分離するのでは、該当にならない」として断られたケースがあった。

（その他）

- ・障害福祉の分野は障害者権利条約を批准して以降、いろいろな法律が改正され、どんどん良い方向に発展していった。事業者と利用者も対等な関係となった。それに比べて、老人福祉法は、言葉の使い方からしても「古い」と感じ、時代とのギャップを感じる。

48

措置制度のあり方に関する課題

・社会福祉の分野では、社会福祉基礎構造改革を経て、利用者の**尊厳や自己決定の尊重が基本理念**に。利用者の**法的地位の強化**も図られてきた。

→しかし、**措置制度に関しては、旧態依然とした制度のまま。**

- ・未だに、市町村の一方的な行政処分とみなされている。
- ・高齢者には申請権や請求権すら明確に認められていない。
- ・判定の手続も不明瞭なまま。

→措置制度の**不適切・不適法な運用が表面化しにくいのも、当事者の法的地位の弱さ、権利性の欠如が要因**の一つと考えられる。

49

参考) 生活保護法・生活保護裁判の例より

○措置申請権・請求権の明確化：高齢者の「権利」であることを明確化

→市町村には応答義務がある。

→申請させない、応答しない等の場合は、申請権侵害により違法となる。

例) 生活保護裁判より

：「水際作戦」の常態化 →**申請権侵害**を違法と判示／**助言・教示義務**違反を違法とした例も。

→福祉事務所の対応の改善につながる。

○措置にかかる手続の明確化：**申請→調査・判定→決定→実施→変更・廃止→不服申立て**

例) 生活保護法

：申請書の交付義務／決定までの期限を法定／決定の書面による通知義務／理由付記義務／
処理（決定）基準の明確化／不服申立の教示義務／など

○**不服申立て権**の明確化：権利が違法・不当に侵害された場合に、権利救済のための仕組みは不可欠。

課題⑤ 多様な高齢者向け住まいの増加による影響

【図表5】市町村が考える沖縄県で養護老人ホームへの入所率が低い原因

・養護老人ホーム措置対象となる高齢者が少なくなっている	6件
・有料老人ホーム等、多様な高齢者向けの住まいが増加したため	29件
・居室が個室でないため	0件
・集団生活を希望しないため	3件
・住み慣れた地域に施設がない	8件
・養護老人ホームが知られていない	9件
・その他（地域でのサポート体制が充実等）	5件

出所：沖縄県「養護老人ホームの在り方に関するアンケート調査結果」（平成27年1月）

養護老人ホームはこれらと何が異なるのか、何ができるのか、明確にしておくことが重要！

51

ヒアリングより：多様な高齢者の住まいとの異同について

- ・サ高住などは、安否確認は必要だが、生活支援については希薄だと思う。
- ・ケアハウスも、職員配置の基準では、住宅型有料老人ホームやサ高住とそれほど変わらない。
- ・ただし、養護老人ホームの場合でも、特定施設の指定を受けていなければ、支援員の配置基準が15：1であり、少ないと思う。また、看護師の配置基準も、特定施設であれば手厚いが、そうでなければ少ないと思う。
- ・措置施設は、利用料が低額であるところが何より大きい。有料老人ホームなどは、それなりの利用料がかかる。
- ・養護老人ホームは低所得者向けという点で、有料老人ホーム等と差別化ができています。有料老人ホームは乱立して多くなってきたが、やはり毎月12～13万円を支払う必要がある。本施設では利用者の平均利用額は付き3万3千円くらい。食事付きで介護も受けられる。
- ・最近では、県内の住宅型有料老人ホームの価格設定も安くなってきている。介護保険サービスを除く部分の利用料金を10万円以下に抑えないと、競い合えない状況になっている。
- ・金額が安い宅老所が多いため、そっちにあわて安くせざるを得ない状況がみられる。
- ・施設のなかで行うこと（介護や支援）自体は、変わらないと思う。
- ・病気になっても、家族に付き添いなどの手をわずらわさない。お金の面でも、本人の年金の範囲でやっていくので、家族に負担をかけないのが養護老人ホームである。
- ・有料老人ホームでは、お金がなくなって住み続けられなくなり、養護老人ホームに来られる人もいます。

52

ヒアリングより：多様な高齢者の住まいとの異同について（2）

- ・亡くなるまで、亡くなった後も、最後まで支援するのが養護老人ホームだと思う。葬儀まで行う。セーフティネットとして、そこまでするのが養護老人ホームだと思う。
- ・養護老人ホームは「終の住みか」であることを目指すべきなのだが、現実問題として、職員体制に無理があるため、着取りまで力をまわせない状況にある。同じ地域でも、着取りまで行っていない施設が全部である。
- ・有料老人ホーム（主に住宅型）は、相談機能が弱いように思う。
- ・家計管理が十分できない方が生活保護を受けて有料老人ホームに行ってしまうと、結局、問題が生じると思う。
- ・有料老人ホームは、明確な基準にのっとっておらず、不明確な部分が多い。養護老人ホームの場合は、運営基準などがしっかり設定されており、しなければならぬことも明確になっている。公的な監査などもしっかりされており、サービスの質も担保されている。
- ・有料老人ホームやサ高住は、自立している方のイメージが強い。地域のなかでなかなか生活できない方は、何らかの手助けが必要な状態にある。精神疾患のある方などは、有料老人ホームなどでは生活をみることができないように思う。専門職がいる養護老人ホームであれば、しっかりとした対応ができる。生活上の課題がある人にも、対応しながら、安定した日常を送っていただくために支援することができる。
- ・聴覚障害のある方は、行き場がなく、一般の養護老人ホームや普通のサ高住などに行っても、意思疎通が取れず、すごく寂しい思い、不自由な思いをして生活している。そういうところに、追われて行っている方が結構多いのが事実である。行政の担当者が、きちんと障害に対する合理的配慮ができていないように思う。
- ・サ高住は、金銭的に余裕のある方が利用している。
- ・無料低額宿泊所は、ホームレス支援団体が運営しているものがあるが、一時的な滞在場所にすぎない。

53

ヒアリングより：自立支援・社会復帰（地域移行）支援について

- ・社会復帰・自立支援について施設側も努力しなければならないが、実際の入所者の状況からは難しい。自宅に戻す、地域に戻すということが出来ていないのが現状である。
- ・入所者の要介護度の重度化により、自宅や地域復帰は難しい。地域に戻った例は、これまでに1件もない。退所した場合の行き先は、特養などである。
- ・退所者は死亡や長期入院が多く、地域に復帰できる人はほとんどいない。地域に戻るの「ここで生活したくない」という理由で無理に出て行くケースである。
- ・課題が解消しないまま地域や自宅に戻すことは、現実問題として考えられない。
- ・養護老人ホームには、セーフティネットの役割、老人福祉法にも定める訓練・指導を行う、地域に帰る人には地域移行の目的といった、いろいろな目的がある。そうした目的に対して、専門職がいる養護老人ホームでは、しっかり対応していくことが使命である。
- ・在宅で生活したいという利用者が、市営住宅に移った例がある。
- ・親族の方は在宅復帰を望んでいない場合がある。
- ・地域に復帰するとしても、家族とのつながりが薄く、保証人や助けてくれる人も必要になる。なかなか現在の施設では、在宅復帰がかなう方はおられない。

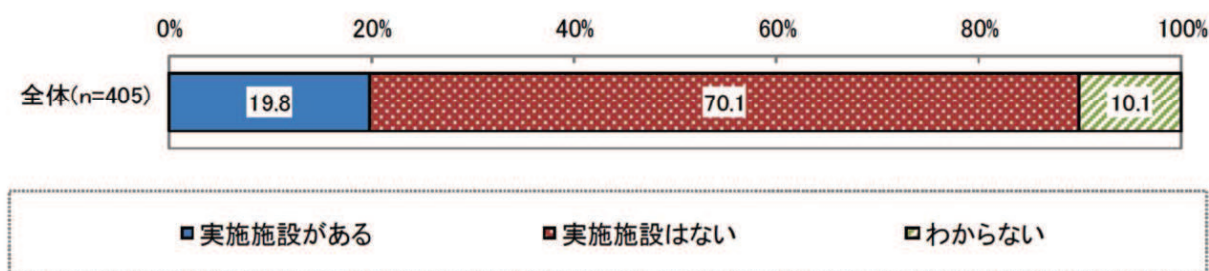
54

課題⑥ 契約入所の活用について

(13) 問 6. 貴自治体における、養護老人ホームの契約入所の実施状況

全体では、「実施施設はない」が70.1%と最も高く、次いで「実施施設がある」が19.8%、「わからない」が10.1%であった。

図表 51 貴自治体における養護老人ホームの契約入所の実施状況



出典：株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」(2022年3月)39頁

ヒアリングより：契約入所をめぐる課題について（契約入所への懸念）

- ・前提として、空所になっていることがおかしいと思う。本来、契約入所はあってはならない、できないものだと思っている。
- ・懸念として、契約入所ありきになってしまって、市町村が逆に措置をしなくなるのが一番怖い。なかには、措置をしなくても良いのだ、という態度の市町村もあると聞く。
- ・虐待ケースで契約入所の相談があった際、市に「なぜ措置ではだめなのか」と聞いたところ、「ぜひ契約入所を」と言われた。明確には言われていないが、契約入所だと市町村にコストがかからないからだと思われる。市町村がそのような考え方だと、今後、措置がますます減っていくので、あまり契約入所を行いたくない。
- ・利用料の設定・徴収の仕方は法人が設定することになるのだろうが、お金を持っていない方から利用料をいただくことはできない。
- ・契約入所の対象者は、高齢者だけでなく、いろいろな方がいらっしゃる点も懸念される。
- ・養護老人ホームは本来、市町村の措置によるもの。今後は、施設が独自に契約入所を選ぶことが可能になる。そうすると、市町村がせっかく持っている養護老人ホームという機能から、少しずつ離れていってしまう危惧がある。
- ・所在地の自治体は、あくまで措置が優先である。判定会議にかかるまでに長くて2ヶ月かかるので、その期間を契約入所とすることも考えられる。
- ・他の市町村では「どんどん契約してください」と言うところもあると聞く。そういったところは危険だと感じている。措置をせずに、契約にまわっていくことになると本末転倒であり、措置控えがとんとん進んでしまうと思う。
- ・県内では、契約入所を行っているという話を聞いたことがない。
- ・所在地の自治体が契約入所を認めていない。行政が措置をしたい場合に措置できなくなるからではないか。

ヒアリングより：契約入所をめぐる課題について（2）活用している例

- ・県内でも、空所になっているところは、特に契約入所が増えている。
- ・皮肉な策ではあるが、契約入所の有効活用をしないと、今後、養護老人ホームは生き残っていけないのではないかと危惧している。
- ・現実として、次年度も空所が見込まれるのであれば、契約入所も考えなければならない。
- ・地域に出向いて本当に困っている方を探し出して、契約入所でつなぎとしてつないで、入所判定会議にかけていく、という方法を試みている。この方法しか、実際にすぐに措置につながるというケースは難しくなっている。この方法が、本当に困っている方にとっての1つのセーフティネットの手段になってくると思っている。
- ・定員割れが20%を超している施設が県内でも全国でも散見される。20%以上の空所がある養護老人ホームについては、20%の上限を撤廃できないかと個人的には望んでいる。
- ・地域包括支援センターと連携して、積極的に契約入所の受入れをしている。最近では、近隣の市や町の地域包括支援センターからも問い合わせがある。
- ・高齢者虐待のケース、最近ではコロナ感染後に他施設から敬遠されて受け入れられる施設がない場合、風水被害で独居老人の自宅が床上浸水して、暮らせる状態ではない方々を、短期間であるが、契約入所で受入れをした。

57

5 おわりに

—措置制度の活用と、人間らしい制度への改善の必要性—

○老人福祉法に基づく措置制度は、介護保険導入後も、すべての高齢者の人間らしい生活を保障するための「セーフティネット」としての重要な役割を担うもの。

○しかし、運用上、十分に機能しているとは言えない。

：行政担当者や介護・福祉従事者においても、措置制度を知らない人が増えている。

○制度的にも、旧態依然とした仕組みが残されたまま。

58

今後の課題として

○今後は、**利用者の尊厳や権利性にかなった制度へと発展させていくことが必要。**

○介護保険法と老人福祉法、措置制度のより望ましい連携のあり方を展望する必要。

→**福祉や介護、住まいのセーフティネットの再構築を。**

○まずは、市町村の**措置の運用実態を点検し、改善させることが必要では？**

59

【主な参考文献】

- ・小笠原祐次ほか編『老人ホームは誰のもの』あけび書房、1985年
- ・小川政亮『社会福祉事業法（第4版）』ミネルヴァ書房、1992年
- ・河合克義・清水正美ほか『高齢者の生活困難と養護老人ホーム』法律文化社、2019年
- ・河野正輝『社会福祉の権利構造』有斐閣、1991年
- ・河野正輝「社会福祉」園部逸夫ほか編『社会保障行政法』有斐閣、1980年所収
- ・岸田孝史『措置制度と介護保険』萌文堂、1998年
- ・木下秀雄「介護保険法実施後の市町村の介護保障責任」月刊ゆたかなくらし2000年10月号6頁以下
- ・真田是・浅井春夫・小川政亮『社会福祉への道—社会福祉基礎構造改革の問題点』かもがわ出版、1999年
- ・芝田英昭編『検証介護保険施行20年—介護保障は達成できたのか—』自治体研究社、2020年
- ・賃金と社会保障1702号、1725号、1764号「特集・高齢者人権条約の制定を！」（第1弾～第3弾）
- ・一般財団法人日本総合研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの新たな役割の効果的な推進方策に関する調査研究事業報告書」2019年3月
- ・株式会社エヌ・ティ・ティデータ経営研究所「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの経営の在り方に関する調査研究事業報告書」2022年3月
- ・高田清恵「養護老人ホーム入所にかかわる公的責任」月刊ゆたかなくらし475号、2022年2月
- ・高田清恵「介護保険法施行後における老人福祉の措置の実施状況と低所得高齢者等に対する居住の保障の現状」琉大法学106号、2022年9月
- ・月刊ゆたかなくらし494号（「特集・措置制度を今日的課題として考える～養護老人ホームを中心に」）2023年9月（平岡毅「養護老人ホームの現状と課題から令和な養護老人ホームへのチャレンジ」・清水正美「養護老人ホームと措置制度をめぐる現状と課題～今後のあり方を見据えて～」）
- ・高田清恵「介護保障における老人福祉法の役割と市町村の責任」武井寛・嶋田佳広編『ケアという地平—介護と社会保障法・労働法』日本評論社、2024年2月

60

「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について」
～厚生労働省老健局高齢者支援課より発出の
通知と事務連絡の解釈と解説～

2024. 10. 11(金)AM

 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
副部会長 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

～本日の配布資料～

- 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について」 資料1
～厚生労働省老健局高齢者支援課より発出の通知と事務連絡の解釈と解説～
- 【課長通知(老高発0111第1号)】※令和6年1月11日 資料2
「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」
- 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 ※令和6年3月8日 資料3
- 事務連絡(厚労省老健局高齢者支援課)※令和6年3月26日
「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」 資料4
- 奈良県御所市「施設別事務費支弁基準額」※算式解説付 資料5

※養護関連参考配布

- ①養護活用ハンドブック(R2年度老健事業※成果物)
- ②『月刊福祉』※202310月号平岡執筆分
- ③『介護ビジョン』※202311月号平岡執筆分

研修の目的の確認

養護老人ホームは地域におけるセーフティネットを支える重要な使命を帯びていますが、令和6年6月、中央にて養護老人ホームについて協議・議論がなされメディアでも大きく報じられました。(別添参考資料:「R6.7.6、7.31、Yahoo!ニュース掲載の福祉新聞記事」)

主には以下の2点で驚愕の内容でした。

①多くの自治体で誤った認識があることが指摘されました。

- 自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと誤って認識していること。
- 地方交付税における施設運営費の計算式では「多く措置しても損はせず少なくとも得はしない」こと。

②施設運営費(措置費)の基準単価が改定されていません。

- 06年に厚労省指針をもとに各自治体が施設運営費の基準単価を定めましたが、これまでの18年間最低賃金や物価の上昇などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていないこと。

今回の研修では、このことを踏まえた情報の共有と厚生労働省担当課からの事務連絡(令和6年3月26日発出)の正しい解釈を学ぶことができます。

また、研修の後半では、養護老人ホームの特徴である様々な利用者に対する多様なサービスの提供に必要な視点やスキルを共有し、職員一人ひとりのより良い支援や実践につなげることを目的にグループワークを行います。

※北海道老人福祉施設協議会 令和6年度 養護老人ホーム職員研修会開催要綱より

～社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム～

奈良県御所(ごせ)市

養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム

1961(昭和36)年設立
定員:50名

併設サービス:

- ・(一般型)特定施設入居者生活
- ・居宅介護支援(休止)
- ・訪問介護(廃止)
- ・契約入所
- ・自立準備ホーム(登録)
- ・居住支援法人(県指定)



奈良県奈良市

特別養護老人ホーム サンタ・マリア

1991(平成3)年設立
定員:80名

併設サービス:

- ・ショートステイ10床
- ・デイサービス(一般・小規模型)(認知症型)
- ・ホームヘルプサービス
- ・居宅介護支援事業
- ・在宅介護支援センター



プロフィール 平岡 毅(ひらおか たけし)

◎略 歴

- 平成 5年 4月 社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホームに介護職員として就職
- 平成11年 10月 同法人 居宅介護支援事業所勤務
- 平成13年 7月 主任生活相談員、居宅ケアマネ兼務
- 平成20年 10月 同施設 施設長
- 平成28年 10月 同法人内特別養護老人ホーム施設長
兼両施設総合施設長

◎資 格

- 介護福祉士(平成5年3月取得)
- 介護支援専門員(平成11年3月取得)
- 主任介護支援専門員(平成18年2月取得)

◎その他(養護関連事業委員等)

- ☆平成23年度 全国老施協所管
「養護老人ホームにおける生活支援(見守り支援)に
関する調査研究事業」 WT外部委員
- ☆平成24年度以降 全国老施協
介護保険事業等経営委員会 養護老人ホーム部会 委員
- ☆平成24年度 全国老施協所管
「養護老人ホームにおける施設内研修手引書の作成に
関する調査研究事業」 WT外部委員
- ☆平成25年度 全国老施協
「養護老人ホーム施設内研修にかかる手引き(活用編)
作成委員会」 WTチームリーダー
- ☆平成29年より 全国老施協
介護保険事業等経営委員会 養護老人ホーム部会 幹事

◎その他(養護関連事業委員等)つづき...

☆平成27年度

老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「養護老人ホーム及び軽費老人ホームの人材育成のあり
方に関する調査研究事業」 委員

☆平成28年度

老人保健健康増進等事業(老人保健事業推進費等補助金分)
「養護老人ホーム・軽費老人ホームの低所得高齢者への効果的
な支援のあり方に関する調査研究事業」 委員

☆令和2年度

老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業
「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
のあり方に関する調査研究事業」 委員

最新情勢報告

～全国的な措置状況と北海道内の措置状況も含めて～

養護ホーム入所率88・9%

老施協調査 措置控え進行か

養護老人ホームの2021年度の平均入所率は88・9%だったことが、全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

養護ホーム入所率87%

老施協調査 措置控えて施設数減

全国老人福祉施設協議会が全養護老人ホーム33カ所を対象に行った調査(回答率85%)で、2023年度の平均入所率は87・2%だったことが分かった。前年度より1・7%減り、18年度からの5年間で3%落ち込んだ。「措置控え」などで運営が厳しいことが5年間で施設数は18カ所減り、定員を減らす施設もみられ、老施協は「数字以上に深刻」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

調査は自治体が予算を抑えるため入所者を回さない「措置控え」の実態を明らかにする。全国老人福祉施設協議会の調査で分かった。過去3年間の調査では前年度比で微減に収まっていたが、21年度は0・9%も減少した。利光弘文・老施協養護老人ホーム部会長は、コロナの影響もあるとして「施設が1年で5カ所程度減っているにもかかわらず、入所率が下がっているのは数字以上の落ち込みを感じる」としている。

令和5年度養護老人ホーム被措置数等調査結果①

【調査概要】

○調査目的

- ①養護老人ホームの入所率と各市町村の措置状況の定点かつ経年での把握
- ②定員数や契約入所の実施状況など養護老人ホームの運営状況の確認

○調査期間

令和5年10月6日(金)～令和6年3月31日(日)

○調査方法

メール及び郵送により依頼
 全国老施協HPよりエクセル調査票をダウンロードしてメールにて回答

○調査対象

全国すべての養護老人ホーム921施設 ※全国会員非会員問わず全て

○回答数

808施設(回答率87.7%)

令和5年度養護老人ホーム被措置数等調査結果②

【入所率】全国平均は86.3%であり、各都道府県の入所率は下記の通りであった。

※入所率が80%以下は★印を付しています。

都道府県	定員数計①	現員数計②	入所率①/②	都道府県	定員数計①	現員数計②	入所率①/②
全国平均	53,254	45,983	86.3%	24 三重県	1,250	1,109	88.7%
1 北海道	4,394	4,065	92.5%	25 滋賀県	525	437	83.2%
2 青森県	645	579	89.8%	26 京都府	1,020	966	94.7%
3 岩手県	735	689	93.7%	27 大阪府	1,710	1,436	84.0%
4 宮城県	281	217	★77.2%	28 兵庫県	2,186	1,789	81.8%
5 秋田県	860	770	89.5%	29 奈良県	795	606	★76.2%
6 山形県	650	585	90.0%	30 和歌山県	836	690	82.5%
7 福島県	764	679	88.9%	31 鳥取県	410	360	87.8%
8 茨城県	920	677	★73.6%	32 島根県	1,148	1,098	95.6%
9 栃木県	668	540	80.8%	33 岡山県	1,111	995	89.6%
10 群馬県	805	572	★71.1%	34 広島県	1,388	1,344	96.8%
11 埼玉県	1,044	704	★67.4%	35 山口県	1,112	914	82.2%
12 千葉県	942	747	★79.3%	36 徳島県	840	727	86.5%
13 東京都	3,076	2,765	89.9%	37 香川県	865	663	★76.6%
14 神奈川県	957	890	93.0%	38 愛媛県	1,321	1,118	84.6%
15 新潟県	995	831	83.5%	39 高知県	733	687	93.7%
16 富山県	330	207	★62.7%	40 福岡県	2,324	2,001	86.1%
17 石川県	700	643	91.9%	41 佐賀県	883	668	★75.7%
18 福井県	240	205	85.4%	42 長崎県	1,710	1,474	86.2%
19 山梨県	375	235	★62.7%	43 熊本県	1,840	1,622	88.2%
20 長野県	981	907	92.5%	44 大分県	1,093	1,031	94.3%
21 岐阜県	917	683	★74.5%	45 宮崎県	1,803	1,731	96.0%
22 静岡県	948	684	★72.2%	46 鹿児島県	2,185	2,048	93.7%
23 愛知県	1,639	1,429	87.2%	47 沖縄県	300	166	★55.3%

☆参考

R5年度入所率ワースト順表記					R5年度入所率ワースト順表記version 2				
	都道府県	定員数	現員数	入所率		都道府県	定員数	現員数	入所率
1	沖縄県	300	166	55.3%	1	沖縄県	300	166	55.3%
2	山梨県	375	235	62.7%	2	山梨県	375	235	62.7%
3	富山県	330	207	62.7%	3	富山県	330	207	62.7%
4	埼玉県	1044	704	67.4%	4	埼玉県	1044	704	67.4%
5	群馬県	805	572	71.1%	5	群馬県	805	572	71.1%
6	静岡県	948	684	72.2%	6	奈良県	850	606	71.3%
7	茨城県	920	677	73.6%	7	静岡県	948	684	72.2%
8	岐阜県	917	683	74.5%	8	茨城県	920	677	73.6%
9	佐賀県	883	668	75.7%	9	岐阜県	917	683	74.5%
10	奈良県	795	606	76.2%	10	佐賀県	883	668	75.7%

※旧定員数 850名より直近で55名減員
 ※さらにR6年度は 50名減員
 ※結果として現在県内養護定員は745名

令和5年度養護老人ホーム被措置数等調査結果③(経年)

都道府県	入所率						回答率					
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全国平均	90.0%	89.9%	89.8%	88.9%	87.2%	86.3%	93.7%	95.5%	87.0%	93.5%	85.2%	87.7%
1 北海道	93.3%	92.1%	93.2%	93.2%	92.0%	92.5%	100.0%	100.0%	87.7%	100.0%	94.7%	100.0%
2 青森県	92.4%	93.1%	92.2%	90.5%	88.3%	89.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
3 岩手県	98.8%	98.4%	96.7%	96.5%	95.7%	93.7%	100.0%	88.2%	76.5%	100.0%	76.5%	76.5%
4 宮城県	89.7%	86.5%	83.3%	85.2%	78.0%	77.2%	100.0%	100.0%	77.8%	77.8%	55.6%	33.3%
5 秋田県	93.2%	93.5%	92.2%	91.7%	88.4%	89.5%	100.0%	93.8%	87.5%	100.0%	100.0%	80.0%
6 山形県	90.2%	91.2%	90.8%	90.3%	88.8%	90.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	91.7%	75.0%
7 福島県	89.0%	84.3%	83.1%	85.1%	91.5%	88.9%	100.0%	100.0%	71.4%	85.7%	75.0%	75.0%
8 茨城県	81.8%	80.2%	79.0%	76.8%	75.2%	73.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
9 栃木県	78.5%	78.9%	84.3%	85.9%	83.1%	80.8%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%	100.0%
10 群馬県	87.8%	87.4%	85.8%	82.6%	76.6%	71.1%	100.0%	100.0%	88.2%	100.0%	88.2%	88.2%
11 埼玉県	82.2%	83.0%	78.0%	75.6%	70.7%	67.4%	83.3%	77.8%	66.7%	100.0%	77.8%	83.3%
12 千葉県	85.4%	83.6%	80.0%	87.7%	83.0%	79.3%	100.0%	90.9%	90.9%	85.7%	76.2%	75.0%
13 東京都	96.3%	96.7%	97.4%	94.6%	92.0%	89.9%	93.8%	100.0%	96.9%	100.0%	100.0%	87.5%
14 神奈川県	97.8%	89.5%	89.8%	94.6%	94.9%	93.0%	55.6%	61.1%	66.7%	83.3%	72.2%	72.2%
15 新潟県	88.0%	88.7%	80.9%	84.8%	79.2%	83.5%	64.7%	64.7%	88.2%	100.0%	82.4%	81.3%
16 富山県	68.9%	70.9%	62.4%	68.2%	65.8%	62.7%	100.0%	100.0%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%
17 石川県	95.4%	96.6%	96.1%	94.0%	94.7%	91.9%	100.0%	100.0%	77.8%	100.0%	77.8%	100.0%
18 福井県	88.0%	89.0%	90.2%	87.8%	87.5%	85.4%	88.9%	66.7%	100.0%	75.0%	75.0%	62.5%
19 山梨県	72.1%	77.0%	80.0%	72.6%	80.6%	62.7%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	62.5%	75.0%
20 長野県	96.3%	91.6%	91.1%	93.9%	97.1%	92.5%	57.7%	88.5%	84.6%	68.0%	72.0%	62.5%
21 岐阜県	75.0%	74.8%	76.5%	70.8%	70.5%	74.5%	100.0%	95.5%	77.3%	100.0%	68.2%	81.8%
22 静岡県	79.1%	79.6%	81.7%	81.2%	76.8%	72.2%	92.3%	84.6%	96.2%	92.0%	79.2%	62.5%
23 愛知県	87.5%	87.0%	88.3%	88.5%	85.8%	87.2%	96.8%	90.3%	83.9%	93.5%	83.9%	77.4%
24 三重県	92.3%	93.4%	91.1%	90.2%	89.3%	88.7%	95.2%	100.0%	71.4%	100.0%	85.0%	100.0%
25 滋賀県	88.6%	91.4%	92.2%	89.0%	88.0%	83.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
26 京都府	98.4%	96.9%	96.3%	96.1%	93.3%	94.7%	93.8%	87.5%	93.8%	82.4%	70.6%	100.0%
27 大阪府	89.6%	91.0%	89.5%	85.0%	82.7%	84.0%	80.0%	96.7%	76.7%	76.7%	66.7%	75.9%
28 兵庫県	89.7%	89.6%	89.5%	88.5%	83.0%	81.8%	90.5%	92.9%	83.3%	85.4%	78.0%	85.4%
29 奈良県	82.9%	82.3%	81.0%	81.6%	78.6%	76.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
30 和歌山県	90.1%	88.6%	86.0%	85.1%	81.7%	82.5%	100.0%	100.0%	85.7%	85.7%	78.6%	85.7%
31 鳥取県	99.6%	97.3%	97.1%	96.3%	92.7%	87.8%	75.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
32 島根県	97.6%	97.7%	98.1%	98.8%	97.9%	95.6%	100.0%	100.0%	91.3%	100.0%	82.6%	87.0%
33 岡山県	87.3%	91.3%	89.2%	90.8%	87.5%	89.6%	87.5%	100.0%	87.0%	91.3%	65.2%	82.6%
34 広島県	98.3%	98.4%	97.8%	96.7%	96.3%	96.8%	87.1%	100.0%	80.6%	67.7%	54.8%	77.4%
35 山口県	85.2%	84.6%	90.0%	85.9%	82.4%	82.2%	100.0%	95.5%	90.9%	100.0%	100.0%	85.7%
36 徳島県	88.8%	91.3%	93.8%	90.7%	90.1%	86.5%	89.5%	100.0%	89.5%	84.2%	78.9%	78.9%
37 香川県	89.3%	89.8%	91.4%	84.5%	82.6%	76.6%	90.9%	100.0%	81.8%	100.0%	81.8%	100.0%
38 愛媛県	86.5%	85.9%	87.3%	82.9%	81.8%	84.6%	87.0%	100.0%	87.0%	100.0%	91.3%	90.9%
39 高知県	94.9%	97.2%	95.4%	94.5%	94.6%	93.7%	100.0%	100.0%	90.9%	100.0%	100.0%	100.0%
40 福岡県	87.5%	87.1%	86.5%	87.5%	86.6%	86.1%	100.0%	100.0%	87.5%	100.0%	100.0%	100.0%
41 佐賀県	88.6%	86.6%	85.9%	83.4%	81.0%	75.7%	100.0%	100.0%	91.7%	100.0%	100.0%	100.0%
42 長崎県	89.7%	89.2%	92.1%	89.5%	87.3%	86.2%	103.1%	100.0%	90.6%	100.0%	100.0%	100.0%
43 熊本県	92.2%	90.4%	91.0%	88.8%	87.8%	88.2%	97.3%	100.0%	100.0%	100.0%	97.2%	100.0%
44 大分県	97.3%	98.3%	98.7%	96.7%	95.9%	94.3%	100.0%	100.0%	78.9%	100.0%	100.0%	100.0%
45 宮崎県	97.0%	97.5%	98.0%	96.7%	96.0%	96.0%	100.0%	100.0%	84.8%	100.0%	100.0%	100.0%
46 鹿児島県	93.0%	92.1%	95.9%	97.0%	94.8%	93.7%	100.0%	100.0%	94.9%	92.3%	79.5%	100.0%
47 沖縄県	53.0%	56.4%	51.7%	62.0%	56.3%	55.3%	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	100.0%	100.0%

北海道さんの養護老人ホームへの措置状況①

全国平均との比較（6カ年推移）

【全国】	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回答率(%)	93.7%	95.5%	87.2%	93.5%	85.1%	87.7%
施設数	952	951	947	940	934	921
回答施設数	893	908	826	879	795	808
平均入所率(%)	90.0%	89.9%	89.8%	88.9%	87.2%	86.3%
回答率100%の都道府県数	29	32	9	30	17	21
市町村数	1,101	1,149	300	1,080	527	779
市町村措置率(%) ※	2.04%	2.04%	1.57%	1.76%	1.57%	1.98%
所在地市町村・措置率(%) ※	2.46%	2.44%	2.10%	2.15%	1.95%	2.44%
非所在地市町村・措置率(%) ※	0.97%	1.04%	0.78%	0.86%	0.81%	0.75%

※措置率は回答率が100%であった都道府県のみ市町村の平均。

この措置率は「被措置者数」を「65歳以上人口」で除して算出していることから、数値が小さくなるため、単位を%（パーセント・百分率）ではなく‰（パーミル・千分率）としている。

【北海道】	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回答率(%)	100.0%	100.0%	87.7%	100.0%	94.7%	100.0%
施設数	58	58	57	57	57	57
回答施設数	58	58	50	57	54	57
平均入所率(%)	93.3%	92.1%	93.2%	93.2%	92.0%	92.5%
市町村数	179	179	179	179	179	179
所在地市町村数	48	48	47	47	47	47
市町村措置率(%) ※	2.65%	2.60%	2.24%	2.54%	2.33%	2.44%
所在地市町村・措置率(%) ※	3.09%	3.05%	2.65%	3.00%	2.78%	2.91%
非所在地市町村・措置率(%) ※	1.26%	1.20%	0.94%	1.06%	0.87%	0.87%

※措置率は回答率100%で実際の措置状況に近似するため、100%未満の場合は参考値。



北海道さんの養護老人ホームへの措置状況②(R02~4カ年version)

市区町村名	R02 道内回答率 87.7%				R03 道内回答率 :100%				R04 道内回答率 94.7%				R05 道内回答率 :100%			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
札幌市	374	532028	0.70	-1.54	542	541195	1.00	-1.54	374	547607	0.68	-1.65	372	551942	0.67	-1.66
函館市	313	89748	3.49	1.24	299	90042	3.32	0.78	297	90075	3.30	0.97	301	89457	3.36	1.03
小樽市	188	46229	4.07	1.82	23	46004	0.50	-2.04	167	45561	3.67	1.33	154	44974	3.42	1.09
旭川市	176	111911	1.57	-0.67	186	112537	1.65	-0.89	181	112780	1.60	-0.73	172	112644	1.53	-0.80
室蘭市	69	30981	2.23	-0.02	71	30751	2.31	-0.23	80	30402	2.63	0.30	84	29770	2.82	0.49
釧路市	21	56241	0.37	-1.87	149	56536	2.64	0.09	118	56434	2.09	-0.24	113	56215	2.01	-0.32
帯広市	173	48135	3.59	1.35	174	48757	3.57	1.03	146	49264	2.96	0.63	173	49340	3.51	1.17
北見市	135	38575	3.50	1.26	225	38784	5.80	3.26	135	38909	3.47	1.14	226	38727	5.84	3.50
夕張市	47	3996	11.76	9.52	47	3896	12.06	9.52	49	3762	13.02	10.69	46	3629	12.68	10.34
岩見沢市	2	28606	0.07	-2.17	1	28729	0.03	-2.51	1	28691	0.03	-2.30	1	28600	0.03	-2.30
網走市	48	11131	4.31	2.07	48	11216	4.28	1.74	49	11200	4.38	2.04	47	11111	4.23	1.90
留萌市	0	7663	0.00	-2.24	1	7614	0.13	-2.41	0	7526	0.00	-2.33	0	7411	0.00	-2.33
苫小牧市	22	49308	0.45	-1.80	110	49918	2.20	-0.34	109	50485	2.16	-0.17	111	50579	2.19	-0.14
稚内市	52	10974	4.74	2.50	51	10948	4.66	2.12	51	10954	4.66	2.32	51	10856	4.70	2.37
美瑛市	59	8848	6.67	4.43	40	8735	4.58	2.04	3	8603	0.35	-1.98	30	8482	3.54	1.21
芦別市	4	6142	0.65	-1.59	4	6012	0.67	-1.88	4	5897	0.68	-1.65	5	5707	0.88	-1.46
江別市	16	36258	0.44	-1.80	24	37042	0.65	-1.89	22	37539	0.59	-1.75	20	37863	0.53	-1.80
赤平市	22	4646	4.74	2.49	26	4559	5.70	3.16	26	4429	5.87	3.54	23	4215	5.46	3.13
紋別市	80	7763	10.31	8.06	68	7697	8.83	6.29	78	7665	10.18	7.84	78	7617	10.24	7.91
士別市	116	7449	15.57	13.33	116	7394	15.69	13.15	107	7288	14.68	12.35	117	7193	16.27	13.93
名寄市	22	8804	2.50	0.26	21	8803	2.39	-0.16	20	8764	2.28	-0.05	20	8636	2.32	-0.02
三笠市	109	3874	28.14	25.89	106	3802	27.88	25.34	107	3708	28.86	26.53	103	3594	28.66	26.33
根室市	57	8688	6.56	4.32	75	8636	8.68	6.14	70	8501	8.23	5.90	69	8345	8.27	5.94
千歳市	22	22315	0.99	-1.26	17	22639	0.75	-1.79	18	22941	0.78	-1.55	15	23100	0.65	-1.68
滝川市	25	13760	1.82	-0.43	67	13764	4.87	2.33	62	13754	4.51	2.18	70	13560	5.16	2.83
砂川市	1	6504	0.15	-2.09	1	6469	0.15	-2.39	1	6411	0.16	-2.18	1	6378	0.16	-2.17
歌志内市	35	1611	21.73	19.48	36	1582	22.76	20.22	28	1548	18.09	15.76	28	1497	18.70	16.37
深川市	4	8429	0.47	-1.77	13	8374	1.55	-0.99	15	8346	1.80	-0.53	16	8242	1.94	-0.39
富良野市	98	7083	13.84	11.59	98	7077	13.85	11.31	101	7072	14.28	11.95	107	7007	15.27	12.94
豊原市	78	17180	4.54	2.30	75	17147	4.37	1.83	78	17124	4.56	2.22	72	16979	4.24	1.91
恵庭市	3	19183	0.16	-2.09	4	19576	0.20	-2.34	3	19848	0.15	-2.18	3	19991	0.15	-2.18
伊達市	66	12570	5.25	3.01	72	12499	5.76	3.22	70	12469	5.61	3.28	73	12396	5.89	3.56
北広島市	3	18725	0.16	-2.08	3	19031	0.16	-2.38	3	19249	0.16	-2.18	1	19253	0.05	-2.28
石狩市	1	19389	0.05	-2.19	1	19667	0.05	-2.49	2	19709	0.10	-2.23	2	19656	0.10	-2.23
北斗市	22	13464	1.63	-0.61	22	13672	1.61	-0.93	22	13805	1.59	-0.74	20	13801	1.45	-0.88
当別町	3	5511	0.54	-1.70	11	5584	1.97	-0.57	12	5615	2.14	-0.19	13	5600	2.32	-0.01
新篠津村	1	1153	0.87	-1.38	1	1148	0.87	-1.67	2	1145	1.75	-0.58	1	1132	0.88	-1.45
松前町	0	3459	0.00	-2.24	0	3401	0.00	-2.54	0	3328	0.00	-2.33	0	3251	0.00	-2.33
福島町	0	1897	0.00	-2.24	0	1894	0.00	-2.54	0	1862	0.00	-2.33	0	1838	0.00	-2.33

北海道さんの養護老人ホームへの措置状況③ (R02~4力年version)

市区町村名	R02 道内回答率:87.7%				R03 道内回答率:100%				R04 道内回答率:94.7%				R05 道内回答率:100%			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
知内町	1	1677	0.60	-1.65	1	1685	0.59	-1.95	1	1667	0.60	-1.73	1	1646	0.61	-1.72
木古内町	2	1972	1.01	-1.23	1	1950	0.51	-2.03	1	1917	0.52	-1.81	1	1871	0.53	-1.80
七飯町	62	9524	6.51	4.27	54	9660	5.59	3.05	46	9699	4.74	2.41	41	9662	4.24	1.91
鹿部町	7	1490	4.70	2.46	6	1477	4.06	1.52	7	1464	4.78	2.45	6	1458	4.12	1.78
森町	5	5707	0.88	-1.37	5	5684	0.88	-1.66	4	5646	0.71	-1.62	3	5610	0.53	-1.80
八雲町	5	5534	0.90	-1.34	7	5508	1.27	-1.27	4	5500	0.73	-1.60	4	5457	0.73	-1.60
長万部町	1	2211	0.45	-1.79	1	2196	0.46	-2.09	1	2173	0.46	-1.87	1	2132	0.47	-1.86
江差町	32	2805	11.41	9.17	44	2815	15.63	13.09	46	2800	16.43	14.10	46	2782	16.53	14.20
上ノ国町	0	2006	0.00	-2.24	0	1985	0.00	-2.54	0	1975	0.00	-2.33	0	1931	0.00	-2.33
厚沢部町	19	1578	12.04	9.80	18	1565	11.50	8.96	18	1560	11.54	9.21	17	1533	11.09	8.76
乙部町	4	1620	2.47	0.23	5	1612	3.10	0.56	5	1591	3.14	0.81	5	1563	3.20	0.87
奥尻町	1	1042	0.96	-1.28	1	1022	0.98	-1.56	1	997	1.00	-1.33	1	974	1.03	-1.30
今金町	0	2101	0.00	-2.24	2	2091	0.96	-1.58	2	2053	0.97	-1.36	1	1997	0.50	-1.83
せたな町	5	3541	1.41	-0.83	49	3524	13.90	11.36	51	3456	14.76	12.43	50	3370	14.84	12.51
島牧村	12	605	19.83	17.59	9	603	14.93	12.38	6	581	10.33	8.00	3	581	5.16	2.83
寿都町	9	1170	7.69	5.45	7	1157	6.05	3.51	6	1146	5.24	2.90	7	1119	6.26	3.92
黒松内町	36	1038	34.68	32.44	41	1031	39.77	37.23	43	1020	42.16	39.83	44	999	44.04	41.71
蘭越町	24	1789	13.42	11.17	21	1790	11.73	9.19	20	1785	11.20	8.87	13	1776	7.32	4.99
二七二町	1	1340	0.75	-1.50	1	1327	0.75	-1.79	1	1321	0.76	-1.57	1	1290	0.78	-1.56
真狩村	1	722	1.39	-0.86	1	716	1.40	-1.14	0	715	0.00	-2.33	0	712	0.00	-2.33
留寿都村	0	492	0.00	-2.24	0	499	0.00	-2.54	0	498	0.00	-2.33	0	495	0.00	-2.33
喜茂別町	2	824	2.43	0.18	0	812	0.00	-2.54	1	800	1.25	-1.08	0	770	0.00	-2.33
涼輝町	13	1048	12.40	10.16	16	1036	15.44	12.90	19	1023	18.57	16.24	20	998	20.04	17.71
倶知安町	3	3752	0.80	-1.44	6	3731	1.61	-0.93	6	3710	1.62	-0.71	7	3674	1.91	-0.43
共和町	10	1935	5.17	2.93	11	1918	5.74	3.19	11	1901	5.79	3.46	12	1866	6.43	4.10
岩内町	1	4537	0.22	-2.02	1	4496	0.22	-2.32	1	4431	0.23	-2.11	1	4345	0.23	-2.10
泊村	24	646	37.15	34.91	23	640	35.94	33.40	24	621	38.65	36.32	21	606	34.65	32.32
神恵内村	1	372	2.69	0.45	1	368	2.72	0.18	1	355	2.82	0.49	1	348	2.87	0.54
積丹町	0	947	0.00	-2.24	0	922	0.00	-2.54	0	902	0.00	-2.33	0	877	0.00	-2.33
古平町	1	1312	0.76	-1.48	1	1293	0.77	-1.77	1	1259	0.79	-1.54	1	1213	0.82	-1.51
仁木町	5	1318	3.79	1.55	4	1314	3.04	0.50	3	1292	2.32	-0.01	2	1260	1.59	-0.74
余市町	76	7319	10.38	8.14	74	7322	10.11	7.57	77	7285	10.57	8.24	75	7178	10.45	8.12
赤井川村	1	374	2.67	0.43	1	365	2.74	0.20	1	354	2.82	0.49	1	341	2.93	0.60
南幌町	1	2518	0.40	-1.85	1	2564	0.39	-2.15	1	2582	0.39	-1.94	1	2625	0.38	-1.95
奈井江町	1	2177	0.46	-1.78	1	2176	0.46	-2.08	1	2127	0.47	-1.86	1	2062	0.48	-1.85
上砂川町	2	1463	1.37	-0.88	2	1417	1.41	-1.13	2	1370	1.46	-0.87	2	1298	1.54	-0.79
由仁町	9	2084	4.32	2.08	8	2078	3.85	1.31	4	2078	1.92	-0.41	5	2030	2.46	0.13
長沼町	1	3938	0.25	-1.99	1	3958	0.25	-2.29	1	3944	0.25	-2.08	1	3930	0.25	-2.08
栗山町	55	4625	11.89	9.65	56	4602	12.17	9.63	54	4603	11.73	9.40	57	4547	12.54	10.20

北海道さんの養護老人ホームへの措置状況④ (R02~4力年version)

市区町村名	R02 道内回答率:87.7%				R03 道内回答率:100%				R04 道内回答率:94.7%				R05 道内回答率:100%			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
月形町	27	1301	20.75	18.51	30	1280	23.44	20.90	31	1244	24.92	22.59	30	1223	24.53	22.20
浦臼町	0	788	0.00	-2.24	0	784	0.00	-2.54	0	765	0.00	-2.33	0	755	0.00	-2.33
新十津川町	4	2531	1.58	-0.66	4	2541	1.57	-0.97	4	2545	1.57	-0.76	3	2509	1.20	-1.14
妹背牛町	0	1353	0.00	-2.24	0	1340	0.00	-2.54	0	1333	0.00	-2.33	2	1319	1.52	-0.82
秩父別町	0	1003	0.00	-2.24	1	999	1.00	-1.54	0	986	0.00	-2.33	0	962	0.00	-2.33
雨竜町	0	966	0.00	-2.24	2	948	2.11	-0.43	2	943	2.12	-0.21	1	914	1.09	-1.24
北竜町	0	780	0.00	-2.24	2	764	2.62	0.08	3	762	3.94	1.61	2	754	2.65	0.32
沼田町	0	1294	0.00	-2.24	82	1285	63.81	61.27	85	1286	66.10	63.77	83	1282	64.74	62.41
蘆花町	0	2313	0.00	-2.24	0	2343	0.00	-2.54	0	2335	0.00	-2.33	0	2329	0.00	-2.33
東神楽町	0	2742	0.00	-2.24	0	2776	0.00	-2.54	0	2823	0.00	-2.33	0	2833	0.00	-2.33
当麻町	3	2628	1.14	-1.10	4	2625	1.52	-1.02	2	2614	0.77	-1.57	3	2579	1.16	-1.17
比布町	1	1521	0.66	-1.59	2	1516	1.32	-1.22	1	1510	0.66	-1.67	0	1501	0.00	-2.33
愛別町	1	1246	0.80	-1.44	1	1231	0.81	-1.73	0	1208	0.00	-2.33	0	1192	0.00	-2.33
上川町	2	1557	1.28	-0.96	2	1556	1.29	-1.26	1	1534	0.65	-1.68	1	1479	0.68	-1.66
東川町	0	2697	0.00	-2.24	0	2717	0.00	-2.54	0	2717	0.00	-2.33	0	2713	0.00	-2.33
美瑛町	1	3755	0.27	-1.98	1	3753	0.27	-2.27	1	3716	0.27	-2.06	1	3691	0.27	-2.06
上富良野町	0	3401	0.00	-2.24	0	3399	0.00	-2.54	0	3376	0.00	-2.33	0	3393	0.00	-2.33
中富良野町	7	1756	3.99	1.74	7	1742	4.02	1.48	5	1743	2.87	0.54	4	1710	2.34	0.01
南富良野町	8	786	10.18	7.94	9	767	11.73	9.19	9	773	11.64	9.31	7	757	9.25	6.92
占冠村	2	318	6.29	4.05	3	319	9.40	6.86	1	330	3.03	0.70	1	323	3.10	0.76
和寒町	1	1447	0.69	-1.55	1	1438	0.70	-1.85	1	1392	0.72	-1.61	1	1378	0.73	-1.61
剣淵町	1	1231	0.81	-1.43	1	1230	0.81	-1.73	1	1216	0.82	-1.51	1	1210	0.83	-1.50
下川町	0	1294	0.00	-2.24	0	1267	0.00	-2.54	0	1239	0.00	-2.33	0	1209	0.00	-2.33
美深町	1	1743	0.57	-1.67	2	1717	1.16	-1.38	2	1674	1.19	-1.14	2	1643	1.22	-1.11
音威子府村	0	220	0.00	-2.24	0	218	0.00	-2.54	0	219	0.00	-2.33	0	215	0.00	-2.33
中川町	1	597	1.68	-0.57	1	571	1.75	-0.79	2	556	3.60	1.27	1	531	1.88	-0.45
幌加内町	0	579	0.00	-2.24	0	565	0.00	-2.54	0	546	0.00	-2.33	0	533	0.00	-2.33
増毛町	23	1864	12.34	10.10	23	1822	12.62	10.08	25	1778	14.06	11.73	28	1756	15.95	13.61
小平町	1	1227	0.81	-1.43	2	1214	1.65	-0.89	1	1207	0.83	-1.50	1	1160	0.86	-1.47
苫前町	2	1247	1.60	-0.64	2	1226	1.63	-0.91	2	1205	1.66	-0.67	2	1165	1.72	-0.61
羽幌町	0	2878	0.00	-2.24	0	2880	0.00	-2.54	0	2830	0.00	-2.33	0	2766	0.00	-2.33
初山別村	1	444	2.25	0.01	1	435	2.30	-0.24	1	419	2.39	0.06	1	418	2.39	0.06
遠別町	0	1064	0.00	-2.24	0	1044	0.00	-2.54	0	1033	0.00	-2.33	0	1006	0.00	-2.33
天塩町	0	1090	0.00	-2.24	0	1103	0.00	-2.54	0	1069	0.00	-2.33	0	1060	0.00	-2.33
猿払村	0	645	0.00	-2.24	0	643	0.00	-2.54	0	644	0.00	-2.33	0	658	0.00	-2.33
浜頓別町	6	1253	4.79	2.55	4	1259	3.18	0.64	0	1261	0.00	-2.33	3	1253	2.39	0.06
中頓別町	45	663	67.87	65.63	42	652	64.42	61.88	2	646	3.10	0.76	30	627	47.85	45.52
枝幸町	0	2758	0.00	-2.24	1	2761	0.36	-2.18	0	2734	0.00	-2.33	1	2687	0.37	-1.96
豊富町	0	1337	0.00	-2.24	0	1344	0.00	-2.54	0	1338	0.00	-2.33	0	1348	0.00	-2.33

北海道さんの養護老人ホームへの措置状況⑤

市区町村名	R02 道内回答率 87.7%				R03 道内回答率 100%				R04 道内回答率 94.7%				R05 道内回答率 100%			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
礼文町	0	898	0.00	-2.24	0	898	0.00	-2.54	0	893	0.00	-2.33	0	885	0.00	-2.33
利尻町	0	820	0.00	-2.24	0	803	0.00	-2.54	0	794	0.00	-2.33	0	777	0.00	-2.33
利尻富士町	0	928	0.00	-2.24	0	916	0.00	-2.54	0	897	0.00	-2.33	0	892	0.00	-2.33
幌延町	1	681	1.47	-0.77	1	673	1.49	-1.06	1	676	1.48	-0.85	1	660	1.52	-0.82
美幌町	16	6821	2.35	0.10	19	6797	2.80	0.25	15	6728	2.23	-0.10	19	6664	2.85	0.52
津別町	2	2058	0.97	-1.27	3	2018	1.49	-1.05	2	1948	1.03	-1.30	3	1911	1.57	-0.76
斜里町	3	3839	0.78	-1.46	3	3833	0.78	-1.76	3	3801	0.79	-1.54	3	3757	0.80	-1.53
清里町	1	1482	0.67	-1.57	1	1484	0.67	-1.87	0	1488	0.00	-2.33	1	1470	0.68	-1.65
小清水町	3	1787	1.68	-0.56	2	1750	1.14	-1.40	2	1739	1.15	-1.18	2	1716	1.17	-1.17
訓子府町	0	1873	0.00	-2.24	1	1865	0.54	-2.00	0	1850	0.00	-2.33	2	1824	1.10	-1.23
置戸町	67	1266	52.92	50.68	61	1223	49.88	47.34	64	1206	53.07	50.74	61	1170	52.14	49.81
佐呂間町	0	1961	0.00	-2.24	3	1941	1.55	-1.00	0	1912	0.00	-2.33	2	1876	1.07	-1.27
遠軽町	39	7276	5.36	3.12	38	7239	5.25	2.71	39	7165	5.44	3.11	38	7023	5.41	3.08
湧別町	5	3338	1.50	-0.74	5	3293	1.52	-1.02	6	3241	1.85	-0.48	5	3174	1.58	-0.76
滝上町	0	1106	0.00	-2.24	0	1098	0.00	-2.54	0	1066	0.00	-2.33	0	1046	0.00	-2.33
興部町	0	1239	0.00	-2.24	0	1226	0.00	-2.54	0	1244	0.00	-2.33	0	1211	0.00	-2.33
西興部村	1	370	2.70	0.46	1	373	2.68	0.14	1	352	2.84	0.51	1	345	2.90	0.57
雄武町	5	1471	3.40	1.16	22	1462	15.05	12.51	6	1447	4.15	1.82	5	1420	3.52	1.19
大空町	0	2539	0.00	-2.24	0	2533	0.00	-2.54	0	2531	0.00	-2.33	1	2484	0.40	-1.93
豊浦町	3	1440	2.08	-0.16	2	1419	1.41	-1.13	2	1394	1.43	-0.90	2	1373	1.46	-0.87
社管町	1	986	1.01	-1.23	1	980	1.02	-1.52	1	977	1.02	-1.31	0	960	0.00	-2.33
白老町	3	7462	0.40	-1.84	4	7460	0.54	-2.00	4	7448	0.54	-1.79	3	7313	0.41	-1.92
厚真町	0	1654	0.00	-2.24	0	1655	0.00	-2.54	1	1658	0.60	-1.73	0	1657	0.00	-2.33
洞爺湖町	49	3597	13.62	11.38	50	3563	14.03	11.49	46	3541	12.99	10.66	45	3497	12.87	10.54
安平町	0	2818	0.00	-2.24	1	2798	0.36	-2.18	0	2790	0.00	-2.33	1	2754	0.36	-1.97
むかわ町	0	3152	0.00	-2.24	0	3159	0.00	-2.54	0	3126	0.00	-2.33	0	3105	0.00	-2.33
日高町	56	4118	13.60	11.36	55	4112	13.38	10.83	54	4076	13.25	10.92	59	4029	14.64	12.31
平取町	0	1724	0.00	-2.24	0	1701	0.00	-2.54	0	1708	0.00	-2.33	0	1690	0.00	-2.33
新冠町	2	1772	1.13	-1.11	1	1764	0.57	-1.97	1	1736	0.58	-1.76	1	1716	0.58	-1.75
浦河町	72	3969	18.14	15.90	72	3993	18.03	15.49	70	4009	17.46	15.13	70	3991	17.54	15.21
様似町	3	1735	1.73	-0.51	3	1747	1.72	-0.82	3	1725	1.74	-0.59	3	1691	1.77	-0.56
えりか町	1	1500	0.67	-1.58	1	1501	0.67	-1.87	1	1511	0.66	-1.67	3	1502	2.00	-0.33
新ひだか町	2	7573	0.26	-1.98	2	7551	0.26	-2.28	2	7461	0.27	-2.06	2	7385	0.27	-2.06
音更町	43	12560	3.42	1.18	44	12717	3.46	0.92	39	12788	3.05	0.72	43	12805	3.36	1.03
士幌町	1	1992	0.50	-1.74	1	2000	0.50	-2.04	1	2009	0.50	-1.83	1	2025	0.49	-1.84
上士幌町	2	1698	1.18	-1.06	0	1701	0.00	-2.54	0	1689	0.00	-2.33	0	1677	0.00	-2.33
鹿追町	2	1604	1.25	-1.00	1	1598	0.63	-1.92	0	1609	0.00	-2.33	0	1582	0.00	-2.33
新得町	61	2221	27.47	25.22	63	2209	28.52	25.98	63	2174	28.98	26.65	64	2133	30.00	27.67
清水町	8	3409	2.35	0.10	6	3448	1.74	-0.80	6	3421	1.75	-0.58	5	3368	1.48	-0.85

北海道さんの養護老人ホームへの措置状況⑥ (R02~4カ年version)

市区町村名	R02 道内回答率 87.7%				R03 道内回答率 100%				R04 道内回答率 94.7%				R05 道内回答率 100%			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
芽室町	5	5436	0.92	-1.32	6	5497	1.09	-1.45	4	5490	0.73	-1.60	6	5466	1.10	-1.23
中札内村	0	1128	0.00	-2.24	0	1138	0.00	-2.54	0	1144	0.00	-2.33	0	1146	0.00	-2.33
更別村	0	966	0.00	-2.24	0	975	0.00	-2.54	0	987	0.00	-2.33	1	984	1.02	-1.32
大樹町	5	1965	2.54	0.30	5	1943	2.57	0.03	2	1925	1.04	-1.29	2	1911	1.05	-1.28
広尾町	52	2557	20.34	18.09	51	2565	19.88	17.34	49	2559	19.15	16.82	54	2523	21.40	19.07
幕別町	4	8585	0.47	-1.78	5	8683	0.58	-1.97	2	8782	0.23	-2.10	5	8751	0.57	-1.76
池田町	5	2821	1.77	-0.47	4	2783	1.44	-1.10	4	2747	1.46	-0.88	6	2709	2.21	-0.12
豊頃町	5	1231	4.06	1.82	6	1218	4.93	2.39	0	1220	0.00	-2.33	4	1196	3.34	1.01
本別町	0	2842	0.00	-2.24	0	2793	0.00	-2.54	0	2738	0.00	-2.33	0	2662	0.00	-2.33
足寄町	1	2677	0.37	-1.87	1	2663	0.38	-2.17	0	2625	0.00	-2.33	1	2560	0.39	-1.94
陸別町	1	918	1.09	-1.15	1	905	1.10	-1.44	1	886	1.13	-1.20	1	846	1.18	-1.15
浦幌町	45	1914	23.51	21.27	46	1911	24.07	21.53	41	1884	21.76	19.43	50	1848	27.06	24.72
釧路町	1	5546	0.18	-2.06	1	5679	0.18	-2.36	0	5774	0.00	-2.33	1	5816	0.17	-2.16
厚岸町	1	3254	0.31	-1.94	5	3254	1.54	-1.00	3	3220	0.93	-1.40	3	3175	0.94	-1.39
浜中町	8	1788	4.47	2.23	12	1783	6.73	4.19	8	1791	4.47	2.14	6	1793	3.35	1.02
標茶町	3	2531	1.19	-1.06	3	2546	1.18	-1.36	3	2569	1.17	-1.16	2	2553	0.78	-1.55
弟子屈町	75	2818	26.61	24.37	76	2803	27.11	24.57	76	2776	27.38	25.05	74	2730	27.11	24.77
鶴居村	0	814	0.00	-2.24	0	829	0.00	-2.54	0	825	0.00	-2.33	0	840	0.00	-2.33
白糠町	1	3152	0.32	-1.93	0	3152	0.00	-2.54	0	3174	0.00	-2.33	1	3123	0.32	-2.01
別海町	4	4124	0.97	-1.27	4	4162	0.96	-1.58	4	4208	0.95	-1.38	1	4232	0.24	-2.10
中標津町	4	6046	0.66	-1.58	4	6123	0.65	-1.89	4	6212	0.64	-1.69	3	6207	0.48	-1.85
標津町	1	1579	0.63	-1.61	1	1586	0.63	-1.91	1	1580	0.63	-1.70	0	1557	0.00	-2.33
羅臼町	0	1496	0.00	-2.24	0	1489	0.00	-2.54	0	1487	0.00	-2.33	0	1461	0.00	-2.33
	3711	1654626	2.24	0	4237	1667095	2.54	0.00	3899	1672451	2.33	0.00	4067	1669002	2.44	0.00

※都道府県内の回答率が100%未満の場合、該当年部分をグレー表示としております。
 ※都道府県内の回答率が100%であっても、都道府県外で未回答の施設があることから、実際の措置者数より少ない場合があります。
 ※措置者数は各養護老人ホームからの回答結果によるため、実際の人数と異なる場合があります。
 ※「措置率」は極めて小数になることから、「%」(パーセント、百分率)ではなく、「‰」(パーミル、千分率)で表記し、65歳以上の方が1,000人いた場合に何人の措置が行われているかを表しています。
 ※白抜き表示の市区町村は養護老人ホームの所在地市区町村です(令和5年4月1日現在)。
 ※措置率は小数第3位を四捨五入しているため、「市区町村-県平均(‰)」にて若干の差異が生じている場合があります。

*平岡の私的な北海道内の措置傾向

【入所率※全国との比較】

- 入所率は92%～93%で推移しており、R5では全国平均より6%高い。
- H30の93.3%からR5の92.5%と若干減少はしているものの、全国平均と比べるとその減少幅は少ない。
- ただし、R2では1施設減っており、R5に定員を減少している施設（2施設で計60定員の減）もあることは留意する必要がある。

【措置率※全国との比較】※下表参照

- 従来より全国平均と比べて高い割合にある。福祉行政報告例の数値からの措置率を見ると、全国より約1.0ポイントも高い。（本会調査もほぼ同結果となっている）
- ただし、全国と同様に年々低下し続けており、H30とR5では0.2ポイント減少している。
- 所在地市町村をみると、道内の非所在地市町村より2.0ポイントほど高いものの、措置率は減少傾向にある。
- 非所在地市町村は、道内の所在地市町村よりも減少幅が大きい。

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
福祉行政報告例	全国	1.65	1.62	1.60	1.56	1.50	1.46
	北海道	2.66	2.62	2.61	2.54	2.48	2.44
本会調査	北海道	2.65	2.60	(2.24)	2.54	(2.33)	2.44
	(全国)	2.04	2.04	1.57	1.76	1.57	1.98

※本会調査の北海道のカッコ数字は回答率100%未満のため参考値
 ※本会調査の「(全国)」は回答率100%の都道府県のみのため参考値

【所在地市町村】

- 沼田町（64.74）や置戸町（52.14）をはじめ、主に町村（比較的小規模な自治体）において措置率が二ケタと高い数値となっている。
- 65歳以上人口が1万人を超える自治体において、R5で北海道の所在地市町村のおよその平均である3.00%を超えるのは、伊達市（5.89）、北見市（5.84）、滝川市（5.16）、稚内市（4.70）、登別市（4.24）、網走市（4.23）、帯広市（3.51）、小樽市（3.42）、函館市（3.36）となっている。
- 逆に、最も低いのは江別市の0.53で、以降、千歳市の0.65、札幌市の0.67、旭川市の1.53となっている（2.00以下の自治体）。

【非所在地市町村】

- 厚沢部町（8.76）や南富良野町（6.92）など、所在地市町村のおよその平均である3.00%を超える自治体は13ある。それらは比較的小規模な自治体である。
- 65歳以上人口が1万人を超える自治体をみると、北斗市は1.45であるが、恵庭市は0.15、石狩市は0.10、北広島市は0.05、岩見沢市は0.03と極端に低くなっている。
- R5では、留萌市をはじめ40自治体が措置者ゼロとなっている。北海道179市町村の22.3を占める。

奈良県の養護老人ホームへの措置状況

施設数
(12)

全国平均との比較(6カ年推移)

【全国】	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回答率(%)	93.7%	95.5%	87.2%	93.5%	85.1%	87.7%
施設数	952	951	947	940	934	921
回答施設数	893	908	826	879	795	808
平均入所率(%)	90.0%	89.9%	89.8%	88.9%	87.2%	86.3%
回答率100%の都道府県数	29	32	9	30	17	21
市町村数	1,101	1,149	300	1,080	527	779
市町村措置率(‰) ※	2.04‰	2.04‰	1.57‰	1.76‰	1.57‰	1.98‰
所在地市町村・措置率(‰) ※	2.46‰	2.44‰	2.10‰	2.15‰	1.95‰	2.44‰
非所在地市町村・措置率(‰) ※	0.97‰	1.04‰	0.78‰	0.86‰	0.81‰	0.75‰

※措置率は回答率が100%であった都道府県のみ市の町村の平均。

この措置率は「被措置者数」を「65歳以上人口」で除して算出していることから、数値が小さくなるため、単位を% (パーセント・百分率) ではなく‰ (パーミル・千分率) としている。

【奈良県】	H30	R01	R02	R03	R04	R05
回答率(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
施設数	12	12	12	12	12	12
回答施設数	12	12	12	12	12	12
平均入所率(%)	82.9%	82.3%	81.0%	81.6%	78.6%	76.2%
市町村数	39	39	39	39	39	39
所在地市町村数	12	12	12	12	12	12
市町村措置率(‰) ※	1.25‰	1.17‰	1.11‰	1.04‰	0.99‰	0.97‰
所在地市町村・措置率(‰) ※	1.43‰	1.35‰	1.25‰	1.17‰	1.09‰	1.07‰
非所在地市町村・措置率(‰) ※	0.86‰	0.77‰	0.79‰	0.74‰	0.77‰	0.73‰

※措置率は回答率100%で実際の措置状況に近似するため、100%未満の場合は参考値。

奈良県の養護老人ホームへの措置状況②※H30~R3の4年間

市区町村名	H30(県内回答率:100%)			R01(県内回答率:100%)			R02(県内回答率:100%)			R03(県内回答率:100%)		
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)
奈良市	100	106652	0.94	100	108075	0.93	95	109325	0.87	96	110503	0.87
大和高田市	15	19403	0.77	11	19668	0.56	11	19828	0.55	11	19994	0.55
大和郡山市	35	26814	1.31	33	27222	1.21	32	27529	1.16	33	27776	1.19
天理市	42	16557	2.54	36	16774	2.15	35	16948	2.07	31	17034	1.82
橿原市	50	33521	1.49	0.24	45	33969	1.32	0.16	41	34360	1.19	0.09
桜井市	19	17198	1.10	-0.15	16	17404	0.92	-0.25	19	17509	1.09	-0.02
五條市	52	10882	4.78	3.53	52	10935	4.76	3.59	51	10960	4.65	3.55
新市	17	10136	1.68	0.43	17	10151	1.67	0.51	13	10147	1.28	0.18
生駒市	23	32369	0.71	-0.54	23	32807	0.70	-0.47	20	33306	0.60	-0.50
香芝市	5	17627	0.28	-0.97	3	17937	0.17	-1.00	4	18152	0.22	-0.89
葛城市	4	9995	0.40	-0.85	4	10170	0.39	-0.78	3	10291	0.29	-0.81
宇陀市	14	11916	1.17	-0.08	18	11973	1.50	0.33	19	12008	1.58	0.48
山添村	2	1627	1.23	-0.02	1	1623	0.62	-0.55	0	1622	0.00	-1.11
平群町	3	7009	0.43	-0.87	3	7036	0.43	-0.74	3	7058	0.43	-0.68
三郷町	13	6909	1.88	0.63	13	6978	1.86	0.69	13	7020	1.85	0.75
斑鳩町	3	8367	0.36	-0.89	2	8519	0.23	-0.91	3	8589	0.35	-0.76
安堵町	0	2383	0.00	-1.25	0	2409	0.00	-1.17	0	2467	0.00	-1.11
川西町	1	2845	0.35	-0.99	1	2908	0.34	-0.83	1	2919	0.34	-0.76
三宅町	3	2405	1.25	-0.00	3	2443	1.23	0.06	3	2445	1.23	0.12
田原本町	7	9703	0.72	-0.53	8	9901	0.82	-0.35	6	9924	0.60	-0.50
菅原村	0	708	0.00	-1.21	0	697	0.00	-1.17	0	704	0.00	-1.11
御杖村	1	925	1.08	-0.17	1	917	1.09	-0.08	1	903	1.11	0.00
高市町	14	2559	5.47	4.22	15	2584	5.80	4.64	14	2594	5.40	4.29
明日香村	1	2091	0.48	-0.77	1	2104	0.48	-0.69	1	2131	0.47	-0.64
上牧町	2	7284	0.27	-0.98	2	7350	0.27	-0.90	2	7453	0.27	-0.84
王寺町	0	6636	0.00	-1.25	0	6754	0.00	-1.17	0	6814	0.00	-1.11
広陵町	6	8494	0.71	-0.54	7	8708	0.80	-0.37	7	8899	0.79	-0.32
河合町	5	6571	0.76	-0.49	5	6611	0.76	-0.41	4	6633	0.60	-0.50
吉野町	5	3510	1.42	0.17	5	3486	1.43	0.26	5	3445	1.45	0.35
大塚町	32	5548	5.77	4.52	30	5671	5.29	4.12	26	5739	4.53	3.43
下市町	7	2461	2.84	1.59	5	2437	2.05	0.88	4	2420	1.65	0.55
黒滝村	7	375	18.67	17.42	6	371	16.17	15.00	5	367	13.62	12.52
天川村	6	672	8.93	7.68	4	671	5.96	4.79	5	669	7.47	6.37
野迫川村	2	192	10.42	9.17	2	194	10.31	9.14	2	185	10.81	9.71
十津川村	4	1486	2.69	1.44	3	1475	2.03	0.86	5	1468	3.41	2.30
下北山村	1	444	2.25	1.00	1	428	2.34	1.17	1	421	2.38	1.27
上北山村	1	257	3.89	2.64	1	252	3.97	2.80	1	248	4.03	2.93
川上村	2	846	2.36	1.11	0	816	0.00	-1.17	0	775	0.00	-1.11
東吉野村	4	994	4.02	2.77	4	982	4.07	2.90	4	958	4.18	3.07
合計	508	406371	1.25	0.00	481	411310	1.17	0.00	459	415233	1.11	0.00

※都道府県内の回答率が100%未満の場合、該当年部分をグレー表示としております。

※都道府県内の回答率が100%であっても、都道府県外で未回答の施設があることから、実際の措置者数より少ない場合があります。

※措置者数は各養護老人ホームからの回答結果によるため、実際の人数と異なる場合があります。

※「措置率」は極めて小数になることから、「%」(パーセント・百分率)ではなく、「‰」(パーミル・千分率)で表記し、65歳以上の方が1,000人いた場合に何人の措置が行われているかを表して

※白抜き表示の市区町村は養護老人ホームの所在地市区町村です(令和5年4月1日現在)。

※措置率は小数第3位を四捨五入しているため、「市区町村-県平均(‰)」にて若干の差異が生じる場合があります。

奈良県の養護老人ホームへの措置状況③ ※R2~R5の4年間

市区町村名	R02(県内回答率:100%)				R03(県内回答率:100%)				R04(県内回答率:100%)				R05(県内回答率:100%)			
	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)	措置者数	65歳以上人口	措置率(%)	市区町村-県平均(%)
奈良市	95	109325	0.87	-0.24	96	110503	0.87	-0.17	92	111239	0.83	-0.16	92	111192	0.83	-0.16
大和高田市	11	19828	0.55	-0.55	11	19994	0.55	-0.49	12	20117	0.60	-0.39	12	20106	0.60	-0.39
大和郡山市	32	27529	1.16	0.06	33	27776	1.19	0.15	29	27960	1.04	0.05	33	27834	1.19	0.19
天理市	35	16948	2.07	0.96	31	17034	1.82	0.78	29	17076	1.70	0.71	24	17010	1.41	0.42
橿原市	41	34360	1.19	0.09	40	34662	1.15	0.11	36	34866	1.03	0.04	32	34886	0.92	-0.07
桜井市	19	17509	1.09	-0.02	26	17593	1.48	0.44	31	17655	1.76	0.77	34	17662	1.93	0.93
五條市	51	10960	4.65	3.55	49	10980	4.46	3.42	48	11019	4.36	3.37	50	10953	4.56	3.57
新所市	13	10147	1.28	0.18	11	10137	1.09	0.05	9	10073	0.89	-0.10	10	10006	1.00	0.01
生駒市	20	33306	0.60	-0.50	21	33656	0.62	-0.42	17	34094	0.50	-0.49	20	34203	0.58	-0.41
香芝市	4	18152	0.22	-0.89	3	18447	0.16	-0.88	0	18619	0.00	-0.99	0	18739	0.00	-0.99
葛城市	3	10291	0.29	-0.81	3	10384	0.29	-0.75	3	10475	0.29	-0.70	3	10461	0.29	-0.70
宇陀市	19	12008	1.58	0.48	18	12097	1.49	0.45	16	12104	1.32	0.33	15	12021	1.25	0.26
山添村	0	1622	0.00	-1.11	0	1636	0.00	-1.04	1	1635	0.61	-0.38	0	1618	0.00	-0.99
平群町	3	7058	0.43	-0.68	1	7045	0.14	-0.90	1	7103	0.14	-0.85	1	7118	0.14	-0.85
三郷町	13	7020	1.85	0.75	10	7095	1.41	0.37	11	7093	1.55	0.56	10	7032	1.42	0.43
斑鳩町	3	8589	0.35	-0.76	3	8647	0.35	-0.69	3	8682	0.35	-0.65	3	8633	0.35	-0.64
安堵町	0	2467	0.00	-1.11	0	2486	0.00	-1.04	0	2493	0.00	-0.99	0	2505	0.00	-0.99
川西町	1	2919	0.34	-0.76	0	2925	0.00	-1.04	0	2905	0.00	-0.99	1	2905	0.34	-0.65
三宅町	3	2445	1.23	0.12	3	2438	1.23	0.19	4	2412	1.66	0.67	3	2411	1.24	0.25
田原本町	6	9924	0.60	-0.50	6	10015	0.60	-0.44	6	10081	0.60	-0.40	4	10061	0.40	-0.59
曾爾村	0	704	0.00	-1.11	0	707	0.00	-1.04	0	700	0.00	-0.99	0	689	0.00	-0.99
御杖村	1	903	1.11	0.00	0	900	0.00	-1.04	0	884	0.00	-0.99	0	853	0.00	-0.99
高取町	14	2594	5.40	4.29	9	2606	3.45	2.41	9	2581	3.49	2.50	8	2574	3.11	2.12
明日香村	1	2131	0.47	-0.64	1	2135	0.47	-0.57	1	2156	0.46	-0.53	1	2148	0.47	-0.53
上牧町	2	7453	0.27	-0.84	2	7482	0.27	-0.77	2	7482	0.27	-0.72	2	7482	0.27	-0.72
王寺町	0	6814	0.00	-1.11	0	6890	0.00	-1.04	0	6979	0.00	-0.99	0	6946	0.00	-0.99
広陵町	7	8899	0.79	-0.32	6	9076	0.66	-0.38	7	9252	0.76	-0.23	5	9370	0.53	-0.46
河合町	4	6633	0.60	-0.50	4	6704	0.60	-0.44	4	6754	0.59	-0.40	4	6721	0.60	-0.40
吉野町	5	3445	1.45	0.35	5	3383	1.48	0.44	4	3344	1.20	0.21	4	3251	1.23	0.24
大滝町	26	5739	4.53	3.43	22	5760	3.82	2.78	18	5830	3.09	2.10	16	5853	2.73	1.74
下市町	4	2420	1.65	0.55	4	2376	1.68	0.64	5	2315	2.16	1.17	3	2277	1.32	0.33
黒滝村	5	367	13.62	12.52	3	353	8.50	7.46	4	344	11.63	10.64	3	320	9.38	8.38
天川村	5	669	7.47	6.37	3	665	4.51	3.47	3	650	4.62	3.62	2	646	3.10	2.11
野迫川村	2	185	10.81	9.71	2	185	10.81	9.77	3	181	16.57	15.58	3	176	17.05	16.05
十津川村	5	1468	3.41	2.30	4	1447	2.76	1.73	4	1399	2.86	1.87	3	1377	2.18	1.19
下北山村	1	421	2.38	1.27	1	412	2.43	1.39	1	403	2.48	1.49	1	393	2.54	1.55
上北山村	1	248	4.03	2.93	0	238	0.00	-1.04	0	228	0.00	-0.99	0	221	0.00	-0.99
川上村	0	775	0.00	-1.11	0	754	0.00	-1.04	0	738	0.00	-0.99	0	720	0.00	-0.99
東吉野村	4	958	4.18	3.07	4	943	4.24	3.20	4	936	4.27	3.28	4	927	4.31	3.32
合計	453	415233	1.11	0.00	435	418566	1.04	0.00	417	420867	0.99	0.00	406	420300	0.97	0.00

※都道府県内の回答率が100%未満の場合、該当年部分をグレー表示としております。

※都道府県内の回答率が100%であっても、都道府県外で未回答の施設があることから、実際の措置者数より少ない場合があります。

※措置者数は各養護老人ホームからの回答結果によるため、実際の人数と異なる場合があります。

※「措置率」は極めて小数になることから、「%」（パーセント、百分率）ではなく、「‰」（パーミル、千分率）で表記し、65歳以上の方が1,000人いた場合に何人の措置が行われているかを表して

※白抜き表示の市区町村は養護老人ホームの所在地市区町村です（令和5年4月1日現在）。

※措置率は小数第3位を四捨五入しているため、「市区町村-県平均(‰)」にて若干の差異が生じている場合があります。

*平岡の私的な奈良県の措置傾向分析

【入所率※全国との比較】

- 入所率は年々低下し、この6年で**6.7%**減少している。全国平均はこの6年で**3.7%**減であるが、それと比較しても**減少幅は大きい**。また、R5だけ見れば全国と比べて**10.1%**低くなっている。
- 定員数は、H30~R2は**825名**、R3は**805名**、R4~R5は**795名**と**減少で推移**している。

【措置率※全国との比較】

- 措置率は、本調査における措置率（**1.98‰**）と比べると**1.01‰**低い。また、福祉行政報告例からの措置率（**1.46‰**）と比較しても**4.9‰**低い。
- 措置率の推移は、この6年において県平均で**0.28‰**下がっている。全国平均（福祉行政報告例からの措置率）と比べてもその減少幅は**0.09‰**大きい。
- 養護のある所在地市町村は**減少の一途**で、この6年で**0.36‰**下がっている。養護のない非所在地市町村の減少幅である**0.13‰**と比べても、下がり幅は所在地市町村の方が大きい。

【市町村全体】

- 県内の措置率は年々低下しており、この6年で**0.28‰**、人口にして**102名**の措置者が減少している（H30は508名、R5は406名）。
- この6年での各市町村の措置率（措置者数）の増減をみると、全39市町村のうち、増えているのは**桜井市、宇陀市、野迫川村の3自治体のみ**である（下北山村と東吉野村の2自治体は措置者数が変わらず。65歳以上人口の減少によって措置率が上昇）。そのため、**34市町村**では措置者数が減少している。
- 措置者ゼロ自治体は、**安堵町、曾爾村、王寺町、川上村が5~6年連続でゼロ**。それに加え、**香芝市、山添村、御杖村が46年ゼロ**の状況にある。

【所在地市町村】

- 12市町村のうち、比較的、措置率が高い市町村は五條市（4.56）、高取町（3.11）、大淀町（2.73）であり、それ以外は低調である。
- 反面、12市町は全てこの6年で措置率が低下し、この6年で0.36%下がっている。

【非所在地市町村】

- 27市町村のうち、比較的、措置率が高いのは桜井市（1.93）と宇陀市（1.25）である。それ以外に高い市町村もあるが、それらは小規模な自治体である。
- なぜ桜井市で措置者数が増加しているのか？※検証を要し、他市町の参考となれば。

【県外からの措置】

- 措置者数が多いのは京都市130名と大阪市36名。なお、京都府全体では139名、大阪府全体では60名。
- 奈良県への措置者数は、R3までは増加していたが、R4とR5はそれぞれ減少している。特に京都市からの措置者数が減少しており、それが概ね全体の措置者数に影響がある（例：京都市からの措置者数は10名減少すれば、県外全体からの措置者数も約10名減少する）
- なお、県内12施設の定員は合計795名、県内市町村のR5措置者数は406名（県外への措置含む）、県外市町村からのR5措置者数は207名。入所者数606名のうち県外からの措置者は33.7%と3分の1以上を占める。

47	沖縄県	300	166	55.3%
----	-----	-----	-----	-------

☆平岡MEMO

※606 - 207 = 399 ÷ 795 = 0.501 ⇒ 50.1%

☆参考(施設長連絡会議20240722時共有データ)

令和6年7月1日現在

施設名	定員	外部特定個別契約の別	措置者数	内契約入所者数	稼働率	要介護認定者数	契約利用率	介護保険利用者	利用率	要支援		要介護度					計	合計	
										1	2	計	1	2	3	4			5
かんざん園	50	特(個)	48	0	96.0%	41	85.4%	32	78.0%	5	3	8	6	19	5	2	1	33	41
花咲寮	60	特(個)	43	0	71.7%	26	60.5%	19	73.1%	1	1	2	3	11	6	3	1	24	26
ふるさと園	50	特(個)	29	0	58.0%	19	65.5%	8	42.1%	4	1	5	4	3	0	4	3	14	19
奈良市和楽園	125	特(個)	102	3	84.0%	40	39.2%	40	100.0%	0	0	0	8	5	9	12	6	40	40
権原園	60	特(個)	49	0	81.7%	34	69.4%	34	100.0%	0	0	0	13	9	7	4	1	34	34
美吉野園	80	特(個)	63	4	83.8%	34	54.0%	32	94.1%	1	0	1	4	11	12	5	1	33	34
聖ヨゼフホーム	50	特(個)	48	4	104.0%	38	79.2%	30	78.9%	2	2	4	9	9	7	6	3	34	38
平沼寮	50	特(個)	44	8	104.0%	30	68.2%	30	100.0%	0	0	0	5	6	11	3	5	30	30
梅寿荘	20	特(個)	18	2	100.0%	18	100.0%	16	88.9%	1	1	2	7	3	2	3	1	16	18
大和園広陽	50	特(個)	42	6	96.0%	26	61.9%	24	92.3%	0	0	0	3	4	7	7	5	26	26
慈母園	50	特(個)	48	0	96.0%	14	29.2%	4	28.6%	0	2	2	3	5	2	2	0	12	14
合計	645		534	27	87.0%	320	59.9%	269	84.1%	14	10	24	65	85	68	51	27	296	320

※旧定員数 850名より直近で55名減員

※さらにR6年度は 50名減員

※結果として現在県内養護定員は745名 47

三郷町三室園（100名）さんが、県老協非会員のため未掲載

第21回 地域の介護と福祉を考える参議院議員の会
次 第

日時：令和6年6月19日（水）13:30～14:30
場所：参議院議員会館 B1 階 B106 会議室

- 開会 地域の介護と福祉を考える参議院議員の会 大家 敏志 事務局長
- 挨拶 地域の介護と福祉を考える参議院議員の会 末松 信介 会長
- 出席者紹介
- 議題 養護老人ホームの危機的現状 ～三位一体改革後の状況と対応のための課題～
説明者 上月 良祐 議員
現場の声1 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 介護事業等経営委員会
養護老人ホーム部会 利光 弘文 部会長
現場の声2 一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会
養護老人ホーム部会 菊池 謙 部会長
- 意見交換
- 閉会

出席者名簿

【現場代表】

公益社団法人全国老人福祉施設協議会 利光 弘文 部会長
介護事業等経営委員会 養護老人ホーム部会
一般社団法人茨城県老人福祉施設協議会 菊池 謙 部会長
養護老人ホーム部会
社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 平岡 毅 総合施設長

【厚生労働省】

老健局 間 隆一郎 局長
老健局 高齢者支援課 峰村 浩司 課長
老健局 高齢者支援課 鈴木 達也 予算係長

【総務省】

大臣官房（自治財政局 公営企業担当） 中井 幹晴 審議官
自治財政局 調整課 梶 元伸 課長

☆令和6年07月09日福祉新聞(※20240619)

自民参院議員の会

「措置控え」洗い直し

養護老人ホームの運営改善

自民党の「地域の介護と福祉を考える参議院議員の会」が6月19日に開かれ、養護老人ホームの基準単価を国が改定すべきことなどを、厚生労働省の対応を注視していることになった。23年度時点で92.1ある施設の半数超が赤字。この6年で約50施設が閉鎖した。原因の一つは施設運営費を抑えるため自治体が入所者を回さない



40人超の議員が出席。関心の高さがうかがえた

措置控えた。施設は入所率が下がり、運営が立ち行かなくなる。しかし、上月議員は総務省の地方交付税における施設運営費の計算式を詳細にみると「多く措置しても損はせず、少なくとも得はない」と説明。自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと認識しているという。計算式の解釈は総務省が誤りはないと確認した。また、06年に厚生労働省の指針を基に各自治体が施設運営費の基準単価を定めたが、これまで18年間に消費税増税、最低賃金や物価の上昇

などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていないことも原因だ。地方交付税では被措置者1人当たり充てる単価は18年間で1.38倍増えており、本来は基準単価も増額されなければならない。しかし、指針はもともと厚労省が示したもので、上月議員は「改定作業は自治体ができる営業レベルではない。国が行うべき」と求めた。現場の立場から利光弘文全国老人福祉施設協議会養護老人ホーム部会長は「支援が必要高齢者に対し、国の助成を受けて造った建物、支援ができる人材がいる」と同ホームの活用を訴えた。同会事務局長の大家敏志議員は「定期的に会を開き、厚労省などへの問題の解決策を示してもらおう」と述べた。

(櫻戸新)

ポイント①自治体の誤認識を指摘！

○施設運営費を抑えるため自治体が入所者を措置しない、いわゆる「措置控え」があり、施設は入所率が下がり、運営が立ち行かない。

○総務省の地方交付税における施設運営費の計算式をみると「多く措置しても損はせず、少なくとも得はしない」。自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと誤認識している。

ポイント②施設運営費(措置費)の基準単価を改定すべき！

○06年に厚労省指針をもとに各自治体が施設運営費の基準単価を定めたが、これまで18年間に消費税増税、最低賃金や物価の上昇などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていない。

※地方交付税では被措置者1人当たりに充てる単価は18年間で1.38倍増えており、本来は基準単価も増額されなければならない。

養護老人ホームについて徹底的に考えるシンポジウム inいばらき

第2部

措置費改定と今後の制度変更への期待

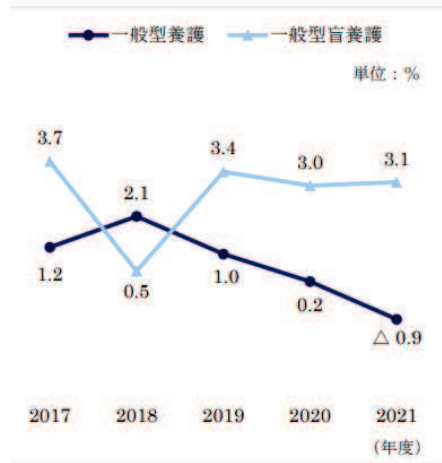
『養護138問題！』と問題解決に向けた措置費改定
～老いに寄り添い、いのちに寄り添うためにできること～

2024. 07. 18 (木)

養護老人ホームの危機的な状況と課題

- いわゆる「措置控え」による入所率の低下
- 「経済的理由」による入所措置の水際問題
- 養護138問題
- 老朽化による養護老人ホームの建替えができない

▼一般型のサービス活動増減差額比率の推移



▼特定施設のサービス活動増減差額比率の推移

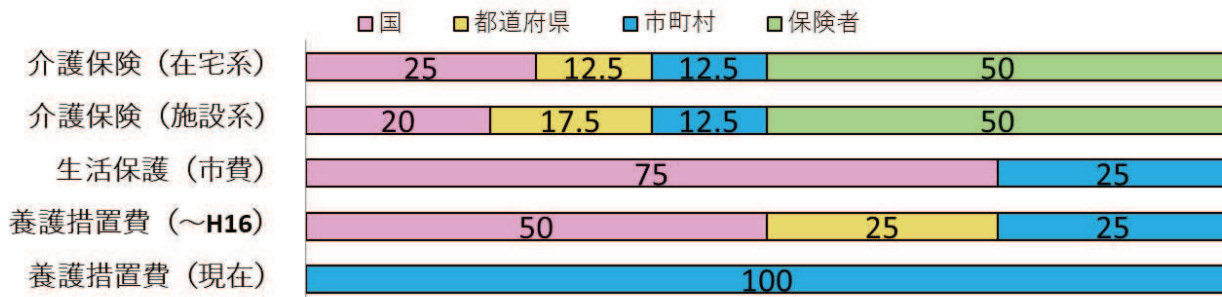


本グラフでは、介護保険制度における特定施設入居者生活介護（地域密着型特定施設入居者生活介護を含む）の指定を受けていない養護老人ホームを「一般型」、同指定を一部または全部で受けている養護老人ホームを「特定施設」と定義している

(出典)独立行政法人福祉医療機構「2021年度養護老人ホームの経営状況について」

※上月参议院議員クレジットスライド

【各制度における費用負担割合の内訳】



※H18年改正で指定・開設権限が都道府県にあるため介護保険負担が12.5%から17.5%となり、国負担は25%から20%へ
 ※福祉事務所を設置しない町村や住所が不明なケース等は、生活保護費は県が措置

【養護老人ホームに対する令和5年度地方交付税措置】

○ 各市町村への措置額 = 単位費用分(111,961千円 × $\frac{65\text{歳以上人口}}{31,000\text{人}}$) ± 密度補正

○ 密度補正の内容は、

$$2,898\text{千円} \times 0.84 \times [(4\text{月}1\text{日現在の措置者数}) - 46\text{人} \times \frac{65\text{歳以上人口}}{31,000\text{人}}]$$

(注) 2,898千円：養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価、 0.84：本人負担分を引いた市町村の負担分、 46人：標準団体における措置者数

➡ **全国平均の措置者数より多ければ加算され、少なければ減算される。**
つまり、多く措置をしても損はせず、少なく措置しても得はしない。この仕組みが誤解されている

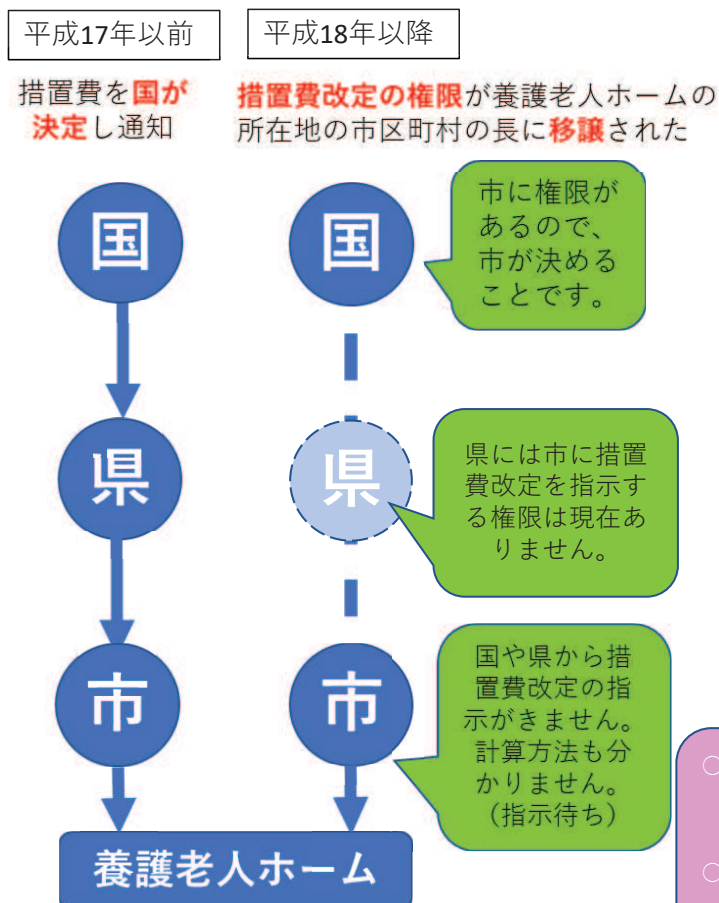
※上月参议院議員クレジットスライド

7 留意事項

(1) 事務費について

別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の person 費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

▷ 養護138問題



総務省が養護老人ホーム被措置者1名あたりの算入単価を毎年改定

年	参入単価 (千円)
H18	2,101
H19	2,171
H20	2,171
H21	2,171
H22	2,171
H23	2,301
H24	2,428
H25	2,573
H26	2,596
H27	2,648
H28	2,654
H29	2,691
H30	2,609
R1	2,633
R2	2,657
R3	2,723
R4	2,831
R5	2,898

1.38倍

- 令和6年1月11日 高齢者支援課長通知「特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いする」
- 令和6年3月26日事務連絡で、上記表の単価が示され「検討に際しては参考にされたい」とされた

措置控え問題解決へ

シンポで対応を共有

養護老人ホーム



参加者が400人を超えたシンポジウム

茨城県老人福祉施設に入所者を措置しない協議会主催の「養護老人ホームを徹底的に考えるシンポジウム」が18日、水戸市のセキシヨウ・ウェルビーイング福祉会館とオンラインで開催された。市区町村が費用抑制を目的として、実際は入所措置が戻らない対応が広がっていることが、地方交付税で対応を回さない対応が説明され、各ホームが市区町村に適切な対応を求めていくことが必要だと述べた。

同ホームは生活困難や経済的困窮を抱える高齢者を受け入れる施設で、市区町村が入所者を定める（措置）2006年の三位一体改革により、市区町村にとって施設運営費が見える方を選びが（措置費）が「ちだ」と指摘した。

地方交付税に組み込まれたことから、市区町村は費用を抑えるため入所者を回さない対応（措置控え）が広がった。

シンポジウムでは自民党の上月良祐参議院議員が、地方交付税の措置費の計算方法を説明。「全国平均の措置者数（人口10万人市区町村で46人）より多いと加算され、少ないと引かれる」と述べた。同ホームへの入所措置を避け、市区町村負担が全体の4分の1の生活保護を適用するケースに対し、「対象者が合ったサービスではなく、市区町村にとって得に見える方を選びが（措置費）が「ちだ」と指摘した。

同ホームをめぐっては、06年に市区町村が定めた施設運営費の基準単価について、地方交付税における被措置者1人当たり単価が18年間で1・38倍増えているにもかかわらず、ほぼ改定されていない問題もある。

平岡毅社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム総合施設長は、3月に厚生労働省が自治体に改定の検討を求めた通知を基に奈良県御所市と協議を重ね、1・38倍増分の対応が決まったことを報告。400人超の参加者に向け「この問題に立ち向かっていることがホームの自立につながる」と話した。（榎戸新）

奈良県福祉医療部 医療・介護保険局介護保険課 養護老人ホームの入所措置に係る市町担当課長会議

【内容】

- (1) 令和6年3月26日厚生労働省老健局高齢者支援課通知「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について」の解説と解釈
- (2) 単価改定の手順例について

【日時・場所】

令和6年5月10日(金) 16時15分～17時15分
奈良県庁本庁舎4階A41会議室

【講師】

- 平岡 毅(ひらおか たけし)
- (公社)全国老人福祉施設協議会 介護保険事業等経営委員会 養護老人ホーム部会副会長
- 奈良県老人福祉施設協議会副会長
- 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 理事・総合施設長

～本日(奈良県での)の内容①～

*これまで(2023年10月～2024年3月末)の経緯

○全国老人福祉施設協議会 全会員施設より要望収集
⇒厚生労働省老健局へ要望書提出※令和5年10月25日

○【事務連絡(厚労省老健局高齢者支援課)】※令和5年12月5日
2年前の処遇改善(いわゆる9千円)に配慮した事前周知

○【課長通知(老高発0111第1号)】※令和6年1月11日 資料2
「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」

○【事務連絡(総務省自治財政局調整課)】※令和6年1月12日
「老人保護措置費に係る支弁額等の改定等について」

～本日(奈良県での)の内容②～

○全国老人福祉施設協議会(養護老人ホーム所管市町村長宛)
「養護老人ホームに勤務する職員のさらなる処遇改善および老人保護措置費にかかる支弁額等の引上げについて(要望)」※令和6年2月1日

○全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 ※資料3
※令和6年3月8日

○【事務連絡(厚労省老健局高齢者支援課)】※令和6年3月26日
「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例等について」

※資料4

①老人保護措置費の算入単価相当への単価改定について

②介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応(6000円相当分)

③処遇改善分(1.16%分引上げ)について(令和6年6月以降実施)

④その他分(0.61%分引上げ)について(令和6年4月以降実施)

⑤一般生活費の(20%増額又は居住費1824円相当分)引き上げ

厚生労働省 老健局長
間 隆 一 郎 様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会 長 大 山 知 子

令和6年度介護報酬改定に向けた要望・各論

高齢者福祉介護施設・事業所は、いわゆる2040年問題を控えて多様な地域特性の変化に応じて生産性向上や担い手の確保等の対応をすすめ、地域の介護と福祉を守っていかねばなりません。

一方、足元では長期化する新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響で高齢者福祉介護事業の経営が厳しさを増す中、物価高に対応する賃上げ機運の高まりにつれて他業種へ人材が流出するなど、人材難に拍車がかかっています。

全国老協の収支状況等調査によれば、令和4年度（速報値）の特養の経常増減差額比率（平均値）は、調査開始以降、初めてマイナスに陥り、また、赤字施設の割合が半数を超えるに至りました。もはや、法人（施設）の経営努力だけでは限界に来ており、危機的な状況にあります。現況のままでは事業継続が危ぶまれ、今後、介護事業を休止・廃止する事業者の増加が危惧されます。そうなれば地域での介護サービスの必要量を充足できない、いわば地域の介護崩壊ともいべき緊急事態を招きかねない状況に陥ってしまいます。

このような現下の危機的な状況を鑑み、令和6年度介護報酬改定においては、物価・賃金の上昇に見合う大幅な介護報酬の増額によって、我が国を支える高齢者福祉・介護の基盤を守るとともに地域共生社会の構築を進めていただきますよう要望いたします。

参考：【特別養護老人ホームの令和4年度決算値】全国老協・収支状況等調査（速報）

	H30	R1	R2	R3	R4
施設数	1,236	1,513	2,010	1,930	1,600
定員数	68.9	70.4	70.0	70.0	69.2
サービス活動収益対 （補助金除く）	2.1%	1.8%	1.3%	0.8%	△2.8%
経常増減差額比率 （補助金含む）	2.5%	2.1%	2.3%	1.5%	△0.5%
赤字施設の割合 （補助金除く）	33.8%	34.3%	40.8%	43.0%	62.0%
（補助金含む）	—	—	35.3%	39.8%	51.0%

注1 H30、R1の赤字施設割合（補助金含む）はデータ無し
注2 R4のみ速報値

全国老協の要望

I 重点事項

1. 基本報酬の増額
2. 介護従事者の処遇改善
3. 食費・居住費に係る基準費用額の見直し
4. 介護報酬改定の施行時期

II 各論要望

1. 特別養護老人ホーム
 - (1) 特別養護老人ホームの医療アクセスの向上
 - (2) 小規模特別養護老人ホーム（定員30人）の存続について
 - (3) 特例入所の更なる活用促進
 - (4) 日常生活継続支援加算の要件の見直し
2. 通所介護
 - (1) 入浴介助加算への更なる評価について
 - (2) 特別地域加算等への通所介護の適用
 - (3) 中重度ケア体制加算の複層化
3. 地域包括ケアシステムの深化・推進
 - (1) 認知症対応力の強化
 - ①BPSDに対する評価尺度の導入とPDCAサイクルによる認知症ケアへの評価の創設
 - ②認知症専門ケア加算（特養）および認知症加算の見直し（通所介護）
 - (2) 複合型サービスのあり方
4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組み
 - (1) 科学的介護情報システム（LIFE）の推進
5. 良質な介護サービスの確保に向けた働きやすい職場づくり
 - (1) 介護現場の生産性の向上
 - ①導入促進に向けた更なる報酬上のインセンティブ強化
 - ②見守りセンサーによる夜勤職員配置加算の要件緩和
 - (2) 介護人材の確保
 - ①人材紹介への規制強化とハローワーク等の無料職業紹介の機能強化
 - ②外国人介護人材の更なる受入促進
6. 制度の安定性・持続可能性の確保
 - (1) 複合的なサービス展開を可能とする人員配置基準等の見直し
 - (2) 処遇改善に関する加算の一本化
7. 地域共生社会の実現に向けた特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの財政支援

7. 地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの財政支援

多くの自治体では、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの人件費である基準額や基本額の単価及び入所・入居者の生活費の単価が改定されず、施設側は厳しい経営を強いられていることから、更なる地方交付税措置だけでなく、地方自治体に対する地方交付税の適切な運用の徹底と、それら単価の適切な改定を講じるべきである。

また、支援員・介護職員の処遇改善に未対応の自治体があるほか、介護保険施設の職員の給与と格差がある。その業務内容が介護職員と類似していることなどから必要な処遇改善を図るために、介護保険における処遇改善と同水準の処遇改善を推進すべきである。

さらに、施設の老朽化が進む中、大規模修繕や建替えへの補助を廃止する自治体が多い。居宅での生活が困難な低所得高齢者の受け皿であり、地域共生社会の実現と地域のセーフティネットを確立させるためにも、大規模修繕・建替えへ補助を拡充すべきである。

令和5年12月5日

令和5年12月22日

事務連絡
令和5年12月5日

各都道府県・指定都市・中核市

養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当課（室）御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和5年度補正予算等を踏まえた、老人保護措置費に係る
支弁額等の取扱いについて（情報提供）

平素より老人福祉行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

本年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」では、介護分野について、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置を講ずるとされており、11月29日に成立した令和5年度補正予算では、介護職員処遇改善支援事業等により、介護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、介護職員等ベースアップ等支援加算に上乘せする形で、収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を行うこととしております。当該措置を踏まえ、養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員への対応方について、複数の自治体より問い合わせをいただいているところです。

養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員は当該事業の対象にはなっておりませんが、業務内容は介護職員と類似していることから、同様に必要な処遇改善を図ることが重要であるため、各地方自治体において老人保護措置費に係る支弁額等の見直しに向けて、必要な準備をお願いします。

更に、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において、物価高騰や賃金上昇、経営の状況、人材確保の必要性、利用者負担・保険料負担への影響も踏まえ、令和6年度介護報酬改定に向けた議論が行われているところです。老人保護措置費に係る支弁額等についても、介護報酬改定を踏まえた対応が各地方自治体にて適切に行えるよう、今後、報酬改定の内容について周知することも検討しております。

なお、毎年の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議でも周知、依頼しておりますが、

- ・ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームがその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による継続的な支援が不可欠であることから、適時適切な財政支援の実施を行うこと
- ・ 養護老人ホームの措置状況について、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあることから、入所措置すべき者の適切な把握、所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者に対する措置制度の適切な活用を行うこと

など、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進についても、引き続きご理解とご協力をお願いします。

老施協

2035

1st-WEEKLY

Vol.909 2024.1.5

全国老施協

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの職員の処遇改善等について厚生労働省へ要請

#養護老人ホーム #軽費ケアハウス #処遇改善



全国老施協・養護老人ホーム部会（利光弘文部会長）及び軽費老人ホーム部会（遠藤由貴恵部会長）は、令和5年12月22日、両部会長が厚生労働省 峰村浩司高齢者支援課長と面談し、養護老人ホーム及び軽費老人ホームケアハウス（以下、「養護・軽費ケアハウス」）の職員の処遇改善等について要請した。

養護・軽費ケアハウスに勤務する職員の処遇改善については、介護職員または支援員1人あたり月額9,000円の処遇改善が令和4年度以降、地方交付税措置により講じられてきたが、令和5年度補正予算における介護職員処遇改善支援事業等により介護職員が月額平均6,000円相当引き上げられることになるに伴い、養護・軽費ケアハウスに勤務する職員へも同様の処遇改善が行われるよう要請した。

今回の要請により、今後もさらなる通知を厚生労働省から地方自治体へ発出することや、今回の介護報酬改定を踏まえた対応のほか、措置費単価の消費税の8%改定または10%改定が未対応な地方自治体に対し両方の対応を求めていくことなどが確認された。

最後に、養護・軽費ケアハウスの職員の処遇改善をはじめ、養護・軽費ケアハウスへの適切な支援の推進に向けて、今後も全国老施協と厚生労働省が協力していくことを確認して終了した。

（参考資料： <https://www.roushikyo.or.jp/index.html?p=we-page-menu-1-2&category=19325&key=21769&type=content&subkey=533278>）



ご意見・ご要望は
こちらまで

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
TEL 03-5211-7700 FAX 03-5211-7705
Mail js.jimukyoku@roushikyo.or.jp
URL <https://www.roushikyo.or.jp/>

Twitter, Facebook, Instagram, LINEでも情報発信中！
老施協.com
老施協
QRコード

老高発0111第1号
令和6年1月11日

都道府県
各指定都市 養護老人ホーム・軽費老人ホーム担当部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について

各地方自治体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」（平成18年1月24日老発第0124001号）及び「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日老発第0530003号）において示した「老人保護措置費支弁基準」、「費用徴収基準」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱基準」を踏まえ、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところであるが、今般、令和6年度介護報酬改定における改定率が公表されたこと等を踏まえ、支弁額等の改定並びに養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営について、以下のとおり通知する。都道府県においては、老人保護措置費に係る支弁額等の改定について、管内市区町村に対して、周知をお願いする。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言であることを申し添える。

1 養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査の結果について

令和3年度補正予算（令和4年度介護報酬改定）による処遇改善、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定状況については、「養護老人ホーム・軽費老人ホームに関する実態把握調査について」（令和5年4月7日厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）により実施したところであるが、その結果は別紙1のとおりである。

については、「実施する見込み」と回答された自治体におかれては、着実に実施いただくとともに、「実施の予定がない」と回答された自治体におかれては、管内の養護老人ホーム又は軽費老人ホームの経営実態や、介護サービスに従事する職員との処遇の違い等の状況を十分考慮した上、支弁額等の改定の必要性を判断いただくようお願いする。

また、消費税率の引上げに伴う支弁額等の改定について、消費税率5%から8%引

事務連絡
令和6年1月12日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市財政担当課 } 御中

総務省自治財政局調整課

老人保護措置費に係る支弁額等の改定等について

各地方公共団体における養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額及び徴収額並びに軽費老人ホームの利用料及び徴収額（以下「老人保護措置費に係る支弁額等」という。）については、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において改定されているところです。

このことについて、厚生労働省老健局から「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」（令和6年1月11日老高発0111第1号）（別添）が発出されています。

各地方公共団体におかれましては、同通知を参照の上、老人保護措置費に係る支弁額等を適切に改定いただくようお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨をご連絡願います。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項（技術的助言）に基づくものです。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【担当】
総務省自治財政局調整課 村上
TEL：03-5253-5618（直通）



全国老協発第2514号
令和6年2月1日

養護老人ホーム所管市区町村長様

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
会長 大山 知子
（公印省略）

養護老人ホームに勤務する職員のさらなる処遇改善および
老人保護措置費に係る支弁額等の引上げについて（要望）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
弊協議会は、全国約11,000の会員からなる日本で最大規模の各種老人福祉施設・事業所の団体であり、その中の会員である養護老人ホームには、自宅での生活が困難な高齢者が自治体の措置によって入所され、地域の高齢者の生活を懸命に支えています。
しかしながら、養護老人ホームは新型コロナウイルス感染症や物価高騰、賃上げによる他業種への人材流出等の影響により大変厳しい事業運営を強いられ、令和4年度は57.9%が赤字経営であるうえ、その収支差率も2年連続でマイナスとなっており、事業継続が危ぶまれる危機的な状況にあります。

このような中で、厚生労働省から関係自治体に対して令和6年1月11日付け老高発0111第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」が発出され、養護老人ホームに対する介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等が依頼されました。また、それらに必要な経費は令和6年度の地方交付税で措置されることとなっています。

つきましては、養護老人ホームが地域の高齢者福祉の基盤を守り、地域共生社会の実現に寄与できるよう、次の項目を要望いたします。

記

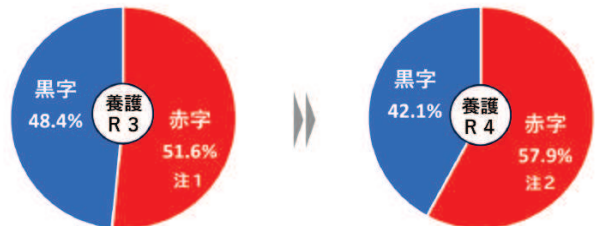
- 従前の処遇改善（月額平均9,000円相当）及び消費税引上げ（8%及び10%）への対応（未実施の場合）
- 介護職員処遇改善支援事業等（月額平均6,000円相当）と同様の処遇改善の実現
- 令和6年度介護報酬改定を踏まえた老人保護措置費に係る支弁額等の引上げ
- 基準費用額（居住費）1日あたり60円引上げに伴う一般生活費の引上げ
- 養護老人ホームへの入所を必要とする者の把握と措置制度の適切な活用

以上

令和4年度 収支状況等調査結果 【養護老人ホーム】

1. 赤字経営の養護老人ホームは57.9%

赤字施設は令和3年度で半数を超えていたが、令和4年度は57.9%まで増加し、厳しい施設経営はさらに深刻化している。



注1 補助金除く場合、70.2%

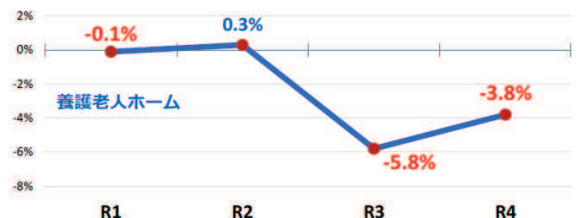
注2 補助金除く場合、76.3%

全国老協令和3年度「養護老人ホーム収支状況等調査」

全国老協令和4年度「養護老人ホーム収支状況等調査」

2. 養護老人ホームの収支差率はマイナスが連続

収支差率（サービス活動収益対経常増減差額比率）は令和3年度から急激に悪化し、2年連続でマイナス値が続いている。



全国老協「養護老人ホーム収支状況等調査」

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

令和6年3月

高齢者支援課

4. 養護老人ホーム・軽費老人ホーム等について

(1) 養護老人ホーム等に勤務する職員の
処遇改善等に向けた対応について

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する
実態調査の結果について

(3) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの
適切な運営の推進について

(4) 養護老人ホームにおける契約入所
及び公益的な取組について

(5) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた
養護老人ホーム・軽費老人ホームの
見直し事項について

(6) 養護老人ホームの入所措置の実施者について

令和5年度全国担当課長会議資料内容のポイント①

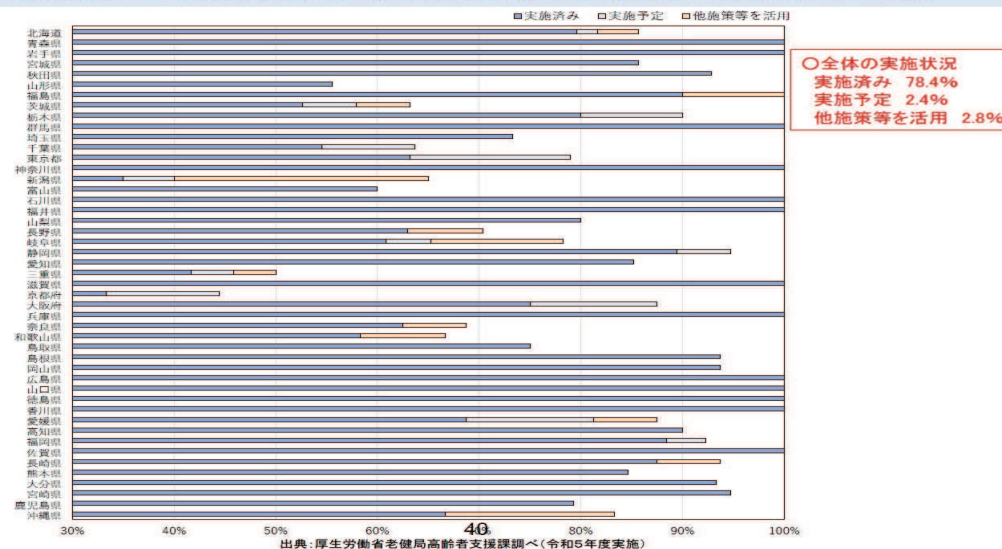
(1) 養護老人ホーム等に勤務する職員の処遇改善等に向けた対応について

○今後、今回の改定状況に関する実態の把握を行う予定であるので、その際は、協力をお願いする。

○なお、上記で依頼している補正予算や介護報酬改定に伴い必要となる経費については、令和6年度の地方交付税で措置することとされているので申し添える。

(2) 養護老人ホーム、軽費老人ホームに関する実態調査の結果について

養護老人ホームの老人保護措置費に係る支弁額の改定状況（消費税）（令和5年4月1日時点）



(3) 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について

- 養護老人ホーム(軽費老人ホーム)がその役割を十分に果たしていくためには、地方財政による支援が不可欠であることから、継続的かつ適時適切な財政支援の実施をお願いします。
- 措置状況を見ると、地域によっては定員に対する入所者の割合が必ずしも高くないケースもあると承知している。各自治体においては、
 - ①入所措置すべき者の適切な把握、
 - ②管外に所在する養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用、
 - ③柔軟な入所判定委員会の開催など、必要な者に対する措置制度の適切な活用をされたい。
- なお、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営や、処遇改善等の改定に伴う所要の経費については、地方交付税措置されている。更に、養護老人ホームに係る経費の地方交付税の算定に際しては、養護老人ホームの当該年度の4月1日時点の被措置者数に応じた補正を講じており、このような措置の状況については、福祉部(局)のみならず、財政部(局)にも共有をお願いします。
- これに加え、障害者等加算の取扱いについては、加算対象施設及び加算対象者の認定の時期を毎年4月1日現在において行うことを技術的助言として示しているが、認定時期も含め、地域の実情等を勘案して市町村において定めることが可能である旨についても、周知いただきたい。

令和5年度全国担当課長会議資料内容のポイント③**(4) 養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について**

- 令和5年度老人保健健康増進等事業において「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」(事業実施主体:株式会社NTT データ経営研究所)を実施しているところであり、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。
- 各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

(5) 令和6年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホーム・軽費老人ホームの見直し事項について

- 協力医療機関との連携強化
 - ・以下の要件を満たす協力医療機関を定める。
 - ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保。
 - ②療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保。
 - ③入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保。
(※)養護老人ホームの場合、義務付けにかかる期限を3年とし、併せて連携体制に係る実態把握を行うとともに必要な対応について検討。
- 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- 管理者(施設長)の兼務範囲の明確化

(6) 養護老人ホームの入所措置の実施者について

- 刑務所出所者等の養護老人ホームの入所措置に当たっては、引き続き、関係自治体と調整の上、適切にご対応いただくことを願います。
- 老人福祉法(昭和38年法律第133号)(抄) (福祉の措置の実施者)
福祉の措置は、その65歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が行うものとする。
- 老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について(昭和62年1月31日社老第9号)(抄) 第1措置の実施者
この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。
- 法第11条第1項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者であること。
- なお、当該老人が、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者であること。

※事務連絡(令和6年3月26日)養護老人ホームversion ※資料4 別添1P2

老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方及び改定の例

1 各種改定に向けた基本的な考え方

- 養護老人ホームについては、「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」(平成18年1月24日老発第0124001号)の別紙1「老人保護措置費支弁基準」により、支弁額を示している。
- 一般財源化されて以降、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、各自治体において、随時、改定が行われているところであるが、改定の参考となるよう、支弁額等について、増額する費目や増額幅の計算方法の改定例を以下のとおり示すものである。

Q5 管内施設の経営状況の把握について、どのような方法が考えられるか。

A 収支計算書やその他の資料(人件費や光熱費の推移等が分かるもの)等を施設より提出させた上で、経営状況の分析や評価等を行うことが考えられる。具体的には、提出された収支計算書等に基づき、施設や関係団体等と意見交換を行い、入居者等に対する支援の状況や地域における課題・ニーズ等を確認した上で、施設の経営の安定化に向けて検討すること等が考えられる。

Q6 過去の消費税率改定への対応や令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善が未実施な場合、どのように対応すべきか。

A 消費税率引き上げや処遇改善に伴う所要の経費については、従前より地方交付税措置されていることから、未対応の自治体におかれては併せて対応していただきたい。

※NEW 養護・軽費等に係る措置費・事務費の改定等の状況調査

■調査概要

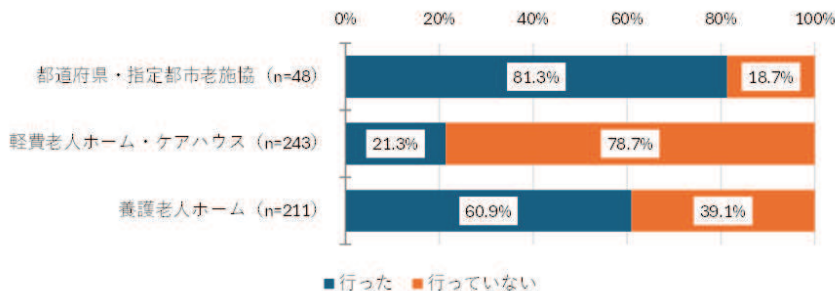
調査期間	令和6年4月26日(金)～5月17日(金)
調査方法	WEB調査(下記対象ごとにWEB調査票を作成)
調査対象	①都道府県老施協 ②指定都市老施協 ③養護老人ホーム(全国老施協会員施設) ④軽費老人ホーム・ケアハウス(全国老施協会員施設)

■回答状況

調査対象	配布数	回答数	回答率	備考
都道府県老施協	48	38	79.2%	
指定都市老施協	12	6	50.0%	都道府県老施協から4市分の回答あり
養護老人ホーム	696	243	34.9%	
軽費ケアハウス	1,081	211	19.5%	

■要請活動の有無(単純集計)

- 要請活動を行った割合は、都道府県・指定都市老施協が81.3%、養護老人ホームが60.9%
- 軽費ケアハウスの所管自治体は都道府県が多く、活動主体は老施協組織のため低い割合



■回答内容を自治体ベースで集計

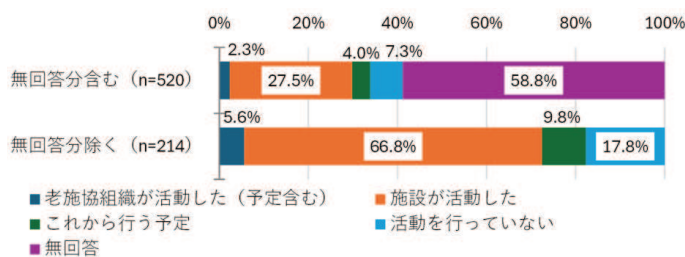
- 都道府県老施協、指定都市老施協、施設からの回答内容を自治体別(市町村)に落とし込んで集計。(下図:養護老人ホームにおける自治体数)

全自治体数	674
会員施設がない自治体数	154
把握が可能な自治体数	520
回答があった分(把握できた)の自治体数	214
無回答分の自治体数	306

■要請活動の状況(自治体ベース)

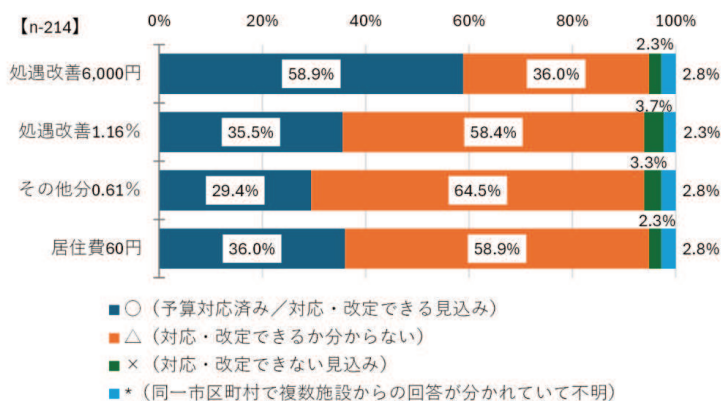
- 老施協組織が活動した自治体は5.6%、施設が活動した自治体は66.8%
- これから行われる予定の自治体は9.8%
- 活動が行われていない自治体が17.8%

※無回答分を含むと常に「58.8%」を占めるために除くもの



■1/11通知・3/26事務連絡の項目(自治体ベース、無回答分を除く)

- 処遇改善6,000円は58.9%で予算対応済み・改定できる見込み
- それ以外の項目は、30%前後に留まっている
- 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応の要請と地方交付税措置がされているにも関わらず、低調な対応状況
- 全ての項目で予算対応済み・改定できる見込みなのは55自治体(25.7%)



7 留意事項

(1) 事務費について

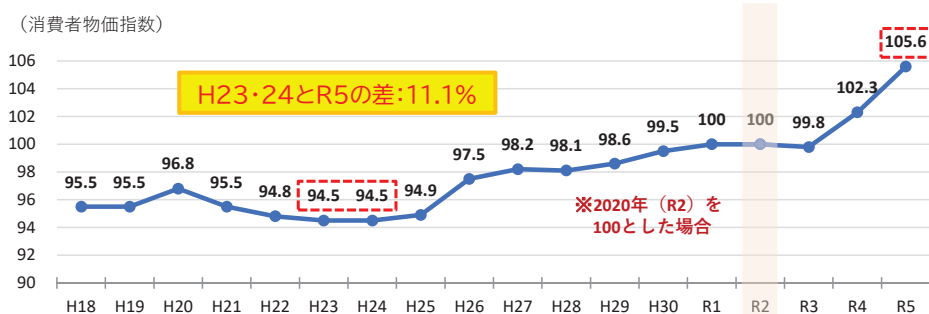
別紙1の別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の person 費及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

※参考

消費者物価指数の推移と物価高騰の影響

■ 消費者物価指数

平成18年以降で最も低かった平成23・24年の「94.5」と、令和5年の「105.6」と比較すると11.1%上昇している。



■ 物価高騰

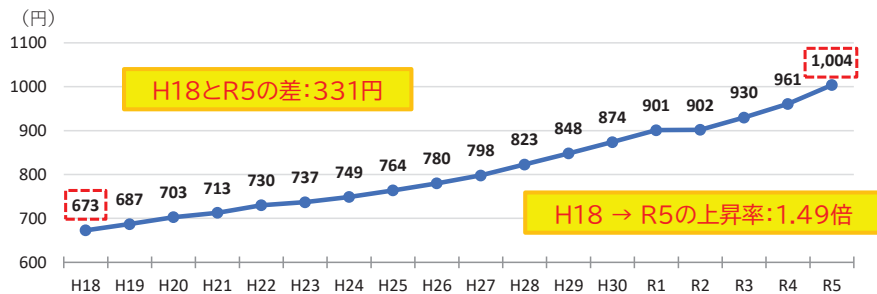
令和2年から令和4年で、電気代は150%以上増加し、ガス代と燃料代も大きく増加している。

[=105]	支出額 (円)			増加割合 (%)			増減額 (円)
	R2	R3	R4	R2→R3	R3→R4	R2→R4	R2→R4
支出額計	88,856	87,659	91,998	98.7%	104.9%	103.5%	3,142
人件費	46,423	46,363	48,534	99.9%	104.7%	104.5%	2,111
事業費・事務費	42,245	41,299	46,733	97.8%	113.2%	110.6%	4,488
うち水道光熱費	7,202	7,504	9,574	104.2%	127.6%	132.9%	2,371
うち電気代	4,370	4,614	6,434	105.6%	139.4%	147.2%	2,063
うちガス代	986	982	1,223	99.5%	124.5%	123.9%	236
うち上下水道代	1,969	1,970	1,947	100.0%	98.8%	98.9%	-22
うち燃料費	1,197	1,544	1,695	129.0%	109.8%	141.6%	498
うち給食費・食材費	12,535	12,453	12,594	99.3%	101.1%	100.5%	59

(出典) 全国老協「物価高騰に関する影響度調査」(令和5年4月実施)における軽費老人ホーム回答分

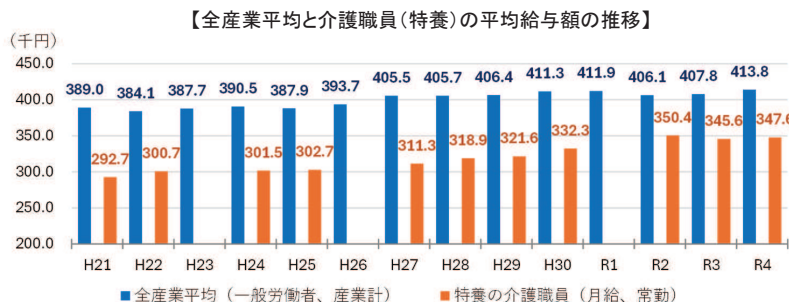
■最低賃金（全国加重平均）

平成18年は673円、令和5年は1,004円で、その差額は331円、上昇率は1.49倍となっている。



■平均給与額（月給ベース）

全産業平均と介護職員（特養）との給与格差は令和4年に6万6千円である中、養護老人ホームの支援員（一般型）との格差は9万4千円に広がっている。



【養護老人ホームの支援員の平均給与額】

施設種別	令和4年	令和3年
一般型 (n=938)	319.6千円	306.5千円
特定施設 (n=1,342)	325.4千円	311.8千円

(出典)令和4年度老健事業「養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業」

※全産業平均:「賃金構造基本統計調査」における一般労働者の民営事業所の産業計。「きまって支給する現金給与額」+「年間賞与その他特別給与額」/12。
 ※特養の介護職員:「介護従事者処遇状況等調査」における「介護老人福祉施設」の「介護職員の平均給与額等(月給・常勤の者)」。H27~R3は処遇改善加算(I)~(IV)を取得している事業所。R4は介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を取得している事業所。数値のない年は調査結果の公表がない年。

※事務連絡(令和6年3月26日)養護老人ホームversion ※資料4 別添2P8

Q7 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応について、通知では「特に、近年、支弁額等の改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等を勘案し、支弁額等の改定に向けた積極的な対応をお願いします」とあるが、どのように考えるべきか。

A 本事務連絡では、介護職員処遇改善支援事業等や令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応等を行う際に、地方自治体における改定作業が円滑に行われるよう、改定の例を示したものであるが、これまでもお願いしているとおり、地方自治体における改定については、養護老人ホームの適切な運営に資することが必要と考える。

そのため、近年改定を行っていない地方自治体におかれては、社会経済情勢や地域の実情等の変化を十分に勘案し、Q5で示している、収支計算書等の提出、施設や関係団体等との意見交換等を通じた経営状況の把握などをより丁寧に行った上で、更なる対応も含めて、適切な運営に資する改定の検討をお願いします。

なお、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価については、近年、以下のような推移となっているので、検討に際しては参考にされたい。

(参考)

地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価の推移

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,633千円	2,657千円	2,723千円	2,831千円	2,898千円

地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価に関して

○先ず、養護1人当たり単価は、地方交付税の「密度補正」における1つの係数です。この密度補正は、養護分を含む市区町村の「高齢者保険福祉費」を算出する場合、人口や4/1時点の措置者数、1人当たりの介護給付費負担金などが係数となっている中で、「養護老人ホーム被措置者1人あたりの算入単価」として定められています。計算式内では「掛け算」されていますので、1人措置した場合の費用として算入されているといえます。

○この算入単価の額（と計算式）は、「地方交付税制度解説」の「補正係数・基準財政収入額篇」に記載があります。

また、この制度解説の本は毎年発行されるもので、その年度の数字が記載されています。（ちなみに「単位費用篇」もあります）

この本の情報は下記URLにてご確認ください（発行元の地方財務協会のHPです）

【補正係数・基準財政収入額篇】 <https://www.chihou-zaimu.com/20190621114058>

【単位費用篇】 <https://www.chihou-zaimu.com/20190621113704>

※参考「令和5年度の該当部分」p307-308に記載があります。

第四節 高齢者保健福祉費

単位費用	(65歳以上人口) 71,700円	測定単位	65歳以上人口
	(75歳以上人口)		75歳以上人口
	83,200円		

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通型補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正1である。

算式 段階補正係数×普通型補正係数×(密度補正係数-1)÷(事業費補正係数-1)÷(数値(65歳以上人口)急増補正1係数-1)

第一項 段階補正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり算出して、当該段階職員数をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

65歳以上人口段階	区分	課長	職員 A	職員 B	合計
	人	人	人	人	人
2,600	—	—	2	9	11
3,700	—	—	2	11	13
6,300	—	—	3	14	17
9,600	1	—	4	16	21
31,000(標準団地)	1	—	6	30	37
78,000	2	—	14	60	76
130,000	3	—	21	89	110
320,000	7	—	46	203	256
650,000	13	—	84	385	482

人口段階	人	2,600	3,700	6,300	9,600	(標準団地) 31,000	78,000	130,000	320,000	650,000
給与費	61,216	71,316	96,340	121,266	207,716	431,180	641,720	1,450,140	2,722,260	
65歳以上人口比例経費	142,386	202,627	345,913	525,734	1,697,688	4,271,592	7,119,320	17,524,480	35,996,600	
その他の経費	38,475	41,478	69,569	76,632	316,120	337,883	435,947	821,614	1,110,749	
一般財源計	242,077	315,415	496,221	723,618	2,221,518	5,046,653	8,196,967	19,796,231	39,429,609	
単位当たり費用(円)	93,104	85,247	79,244	75,377	71,709	64,624	63,054	61,863	60,661	
Z/単位費用	1.299	1.189	1.105	1.051	1.098	0.901	0.979	0.963	0.946	

65歳以上人口	段階補正係数
—	$\frac{1}{P} \left(1.04 P + 673 \right)$
2,600 ~	$\frac{1}{P} \left(0.94 P + 933 \right)$
3,700 ~	$\frac{1}{P} \left(0.98 P + 785 \right)$
6,300 ~	$\frac{1}{P} \left(0.92 P + 1,100 \right)$
9,600 ~	$\frac{1}{P} \left(0.93 P + 620 \right)$
31,000 ~	$\frac{1}{P} \left(0.81 P + 4,960 \right)$
78,000 ~	$\frac{1}{P} \left(0.84 P + 4,960 \right)$
130,000 ~	$\frac{1}{P} \left(0.85 P + 3,660 \right)$
320,000 ~	$\frac{1}{P} \left(0.83 P + 10,060 \right)$

(注1) P = 当該団体の65歳以上人口
(注2) 段階補正係数が1.601を超えるときは、1.601とする。

第二項 密度補正

密度補正は、養護老人ホーム被措置者数の密度、原宅等・施設別の介護サービス受給者数の密度、介護保険の1号保険料軽減措置に伴う保険料軽減被措置者数の密度及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数の密度による補正を適用する。

この補正は、65歳以上人口を測定単位として高齢者福祉福祉費に原宅等・施設別の財政需要額を算定する場合は、65歳以上人口と養護老人ホーム被措置者数、介護サービス受給者数、保険料軽減被措置者数及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数が必ずしも比例しない事情があるため、標準団地に算入されている養護老人ホーム被措置者数、介護給付費負担金及び1号保険料軽減措置に係る経費を基礎として、養護老人ホーム被措置者数、原宅等・施設別の介護サービス受給者数及び保険料軽減被措置者数の多寡により需要額を判断し又は割増とするため、並びに生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)施設数により需要額を割増しするために適用する。

算式

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) = & \frac{1}{A \times 71,700 \text{円}} \times \left[C \times 0.810 \times (B - 46 \text{人} \times \frac{A}{31,000 \text{人}}) \right] \\
 & + \frac{1}{A \times 71,700 \text{円}} \times \left[E \times 233,100 \text{円} + F \times 425,990 \text{円} + (B + F) \times 14,300 \text{円} \right] \\
 & - 1,466,530 \text{円} \times \frac{A}{31,000 \text{人}} \\
 & + \frac{1}{A \times 71,700 \text{円}} \times \left[G \times 3,752 \text{円} - 34,456 \text{円} \times \frac{A}{31,000 \text{人}} \right] \\
 & + \frac{1}{A \times 71,700 \text{円}} \times \left[H \times 4,657,000 \text{円} + I \times 5,769,000 \text{円} - J \times 8,986,906 \text{円} \right] \\
 = & D \times \left[\frac{0.84}{A} \times \frac{B \times 10}{10} - 0.012 \right] + \left[\frac{3.450}{A} \times \frac{E + 0.999 F}{1} - 0.660 \right] \\
 & + \left[\frac{0.032}{A} \times \frac{G}{1} - 0.016 \right] + \frac{63,556 H + 80,440 I + 126,722 J}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

A: 測定単位の数値
 B: 令和5年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数
 C: 養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価 2,938,000円
 D: 4,042

71,700円: 単位費用
 8,840: 養護老人ホームに係る複権率(費用取分を控除した割合) (1-0.160)
 40人: 標準団地における養護老人ホーム被措置者数

E: 居宅介護サービス等受給者数(居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数)
 F: 施設介護サービス受給者数

233,100円: 居宅介護サービス等受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
 123,000円: 施設介護サービス受給者1人当たりの介護給付費負担金単価
 14,300円: 介護サービス受給者1人当たりの介護保険事務費単価

1,466,530千円: 標準団地において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額

G: 補正後保険料軽減被措置者数
 補正後保険料軽減被措置者数の計算方法は、次の算式によって所得税額1号被措置者数に補正率を乗じたものとする。
 (算式) = (第1段階被措置者数) × 1.00 + (第2段階被措置者数) × 1.25 + (第3段階被措置者数) × 0.25
 3,315円: 補正後保険料軽減被措置者1人当たりの1号保険料軽減措置に係る経費
 34,456千円: 標準団地において算入されている1号保険料軽減措置に係る経費

H: 年間平均利用者数が3人以下の生活支援ハウス施設数
 I: 年間平均利用者数が6~10人の生活支援ハウス施設数
 J: 年間平均利用者数が11人以上の生活支援ハウス施設数

4,557,000円: Hに係る1施設当たりの運営費単価
 5,769,000円: Iに係る1施設当たりの運営費単価
 9,086,000円: Jに係る1施設当たりの運営費単価

第三項 普通道額補正

行政費差及び行政種額差につき、1及び2に示すところによってそれぞれ補正率を算出し、その補正率を相乗して各地域別の補正係数を算出した。

なお、補正係数の値が1.000未満となる市町村については1.000としている。

1 行政費差

単位費用算定の基礎となった標準団地における財政需要額を給付費とその他の経費に分別し、一般財源額に対する給付費の割合を地域単位の総地区ごとの共通係数を乗じ(第一表)、これに各地ごとの個別係数を掛けて得た率を行政費差の係数としている(第二表)。

給年費一般財源 = 297,710千円
 一般財源総額 = 2,211,510千円 = 0.993

非 高齢者保健福祉費(R.5) (308)

第一表 地域単位の総地区ごとの係数算出表

地域単位の総地区	普通道額	A × 給年費の率 0.993	補正係数算定		
			指定都市 B × 補正率 1.031	中核市 B × 補正率 1.031	その他の市町村 B × 補正率 1.000
	A	B	C	D	E
1級地	1.151	0.107	0.119	0.119	0.107
2級地	1.122	0.104	0.107	0.107	0.104
3級地	1.113	0.104	0.107	0.107	0.104
4級地	1.091	0.101	0.104	0.104	0.101
5級地	1.078	0.100	0.103	0.103	0.100
6級地	1.043	0.097	0.100	0.100	0.097
7級地	1.022	0.095	0.098	0.098	0.095
無級地	0.997	0.093	0.096	0.096	0.093

第二表 種地区ごとの係数算出表

種地区	補正係数算式		
	指定都市	中核市	指定都市・中核市以外の市町村及び特別区
I 10	0.000280 X + 0.7520	0.000280 X + 0.7520	0.000280 X + 0.7210
I 9	0.000280 X + 0.7520	0.000280 X + 0.7520	0.000260 X + 0.7400
I 8	0.000230 X + 0.8210	0.000260 X + 0.8210	0.000290 X + 0.7940
I 7	0.000180 X + 0.8360	0.000160 X + 0.8360	0.000150 X + 0.8365
I 6	0.000150 X + 0.8855	0.000150 X + 0.8855	0.000150 X + 0.8365
I 5	0.000140 X + 0.8720	0.000140 X + 0.8720	0.000140 X + 0.8430
I 4	0.000140 X + 0.8720	0.000140 X + 0.8720	0.000130 X + 0.8435
I 3	0.000040 X + 0.9170	0.000040 X + 0.9170	0.000040 X + 0.8890
I 2	0.000153 X + 0.8774	0.000153 X + 0.8774	0.000147 X + 0.8516
I 1	0.000120 X + 0.8840	0.000120 X + 0.8840	0.000120 X + 0.8570
II 10	0.000850 X + 0.4130	0.000850 X + 0.4130	0.000960 X + 0.4090
II 9	0.000140 X + 0.8370	0.000140 X + 0.8370	0.000140 X + 0.8090
II 8	0.000150 X + 0.8190	0.000160 X + 0.8190	0.000160 X + 0.7900
II 7	0.000150 X + 0.8190	0.000160 X + 0.8190	0.000140 X + 0.8070
II 6	0.000140 X + 0.8350	0.000140 X + 0.8350	0.000140 X + 0.8970
II 5	0.000190 X + 0.8560	0.000190 X + 0.8560	0.000190 X + 0.8370
II 4	0.000190 X + 0.8560	0.000190 X + 0.8560	0.000190 X + 0.8370
II 3	0.000090 X + 0.8770	0.000090 X + 0.8770	0.000080 X + 0.8490
II 2	0.000133 X + 0.8505	0.000133 X + 0.8505	0.000127 X + 0.8256
II 1	0.000080 X + 0.8690	0.000080 X + 0.8690	0.000080 X + 0.8420

(注) Xは市町村の評点である。

2 行政種額率

(1) 指定都市

標準行政費の算定にあたっては、市町村がすべて指定都市及び中核市以外の市町村であることとして積算されているものであるため、地方自治法第252条の49第1項の規定による指定都市については、法定定める道府県からの事務移譲に係る経費を算入しなければならない。この事務移譲に伴う経費の経費については、65歳以上人口53万人の指定都市(標準団地)の区域を由であると仮定した場合の経費(一般財源)を算出し、その額に事務移譲に係る額を加算した額を65歳以上人口53万人の市の一般財源で除して得た率をもって補正率とした。

65歳以上人口53万人の指定都市が道府県から移譲される 一般財源額 1,010,871千円 A
 65歳以上人口53万人の市の一般財源額 32,262,819千円 B
 65歳以上人口53万人の指定都市一般財源 33,273,720千円 C A-B
 補正率率 C/B = 1.031

(309) 非 高齢者保健福祉費(R.5)

○そこで、算入単価を調べようとした場合、**単年ごとに前記の本で確認していく以外に方法はありません。**

その積み重ねが経年の推移となります。全国老人福祉施設協議会でもそのように情報収集して資料化し、会員等へ情報提供しています。
 ちなみに、どういうわけか、令和5年のみ、総務省の下記URLにて算入単価は確認できます。

【掲載URL】 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouhu.html

○このURLページの下部に下記画像のリンク集があり、この「令和5年度 改正点及び注意点」の「市町村分」になります。
 なお、こちらは「地方交付税制度解説」の記述と若干異なりますが、記載されている情報はほぼ同じですし、算入単価も掲載(p61)されています。

地方交付税関係資料

- 令和6年度 地方交付税関係参考資料
- 令和6年度 各行政項目別単位費用算定基礎
- 第212回国会 地方交付税関係参考資料(令和5年度再算定分) (164KB)
- 令和5年度 改正点及び注意点(道府県分) (市町村分)
- 令和5年度 地方交付税関係参考資料
- 令和5年度 各行政項目別単位費用算定基礎
- 第210回国会 地方交付税関係参考資料(令和4年度再算定分) (222KB)
- 令和4年度 地方交付税関係参考資料
- 令和4年度 各行政項目別単位費用算定基礎
- 第207回国会 地方交付税関係参考資料(令和3年度再算定分) (505KB)
- 令和3年度 地方交付税関係参考資料 (573KB)
- 令和3年度 各行政項目別単位費用算定基礎 (348KB)
- 令和2年度 地方交付税関係参考資料 (560KB)
- 令和2年度 各行政項目別単位費用算定基礎 (208KB)

○自治体内で聞かれた場合、全国老協で裏付けしたものであることや、万一疑問等がある場合は、**原典をご確認されることをお勧めいただければと思います。**

養護老人ホーム ブロック代表者会議 次 第

令和6年3月11日(月)
13:30~16:30
於: 塩崎ビル7階 会議室
(集合型 兼 テレビ会議型)

1. 挨拶

- (1) 全国老協 副会長 石踊 紳一郎
- (2) 養護老人ホーム部会 部会長 利光 弘文
- (3) 厚生労働省老健局高齢者支援課

2. 出席者紹介

3. 協議内容

- (1) 全国老協からの情報提供
- (2) 措置制度と養護老人ホームをめぐる課題
- (3) 各ブロックからの報告
- (4) 意見交換・質疑応答

4. その他

No.	役職	氏名	都道府県市ブロック	出欠 3/11	備考
1	副会長	小泉 立志	岡山県	×	
2	副会長	石踊紳一郎	鹿児島県	○	
3	委員長	樹田 和平	徳島県	○	WEB出席
4	部会長	利光 弘文	千葉県	○	
5	副部会長	平岡 毅	奈良県	○	
6	幹事	前野 義章	福岡県	○	
7	委員	寺井 孝典	北海道	○	
8	委員	齋藤 真由美	栃木県	○	
9	委員	白藤 宗徳	福井県	×	
10	委員	数内 勝	三重県	○	
11	委員	宮崎 ゆか	神戸市	○	WEB出席
12	ブロック代表者	谷口 大朗	北海道	○	
13	ブロック代表者	伊藤 武	北海道	○	
14	ブロック代表者	中村 公生	東北	○	
15	ブロック代表者	小野 久恵	東北	○	WEB出席
16	ブロック代表者	酒井 雄祐	関東	○	
17	ブロック代表者	菊池 義	関東	○	WEB出席
18	ブロック代表者	田中 智行	東海北陸	○	WEB出席
19	ブロック代表者	細谷 琢郎	近畿	×	
20	ブロック代表者	西井 秀爾郎	近畿	×	
21	ブロック代表者	内海 裕治	中国	×	
22	ブロック代表者	藤岡 理恵	中国	○	WEB出席
23	ブロック代表者	神野 俊	四国	○	WEB出席
24	ブロック代表者	宮野 晃祥	四国	○	WEB出席
25	ブロック代表者	黒木 靖夫	九州	○	WEB出席
26	ブロック代表者	田中 英樹	九州	○	WEB出席
				出席	21
				欠席	5
				合計	26

※集合・WEB会議及び傍聴の方含め総勢約120名の参加出席

厚生労働省老健局 高齢者支援課より
小林課長補佐
同課鈴木予算係長 (WEB)
同係阿久澤様



養護老人ホーム被措置者数1人当たりの算入単価より

【密度補正における養護老人ホームに関する一部抜粋 (R2)】

$$\left[\begin{aligned} & ※ = 2,657,000円 \times \left(\frac{0.840 \times B}{69,300円 \times A} - \frac{0.840 \times 49人}{69,300円 \times 29,000人} \right) \\ & = 26,570 \times \left(\frac{0.840 \times B}{693 \times A} - \frac{41.16}{693 \times 29,000} \right) \\ & = 2,657 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{693 \times A} - \frac{41.16}{693 \times 2,900} \right) \\ & = 3.834 \times \left(\frac{0.840 \times B \times 10}{A} - 0.014 \right) \end{aligned} \right]$$

算式の符号

A : 測定単位の数値

B : 令和2年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数

C : 養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価 2,657,000円

D : 3.834

69,300円 : 単位費用

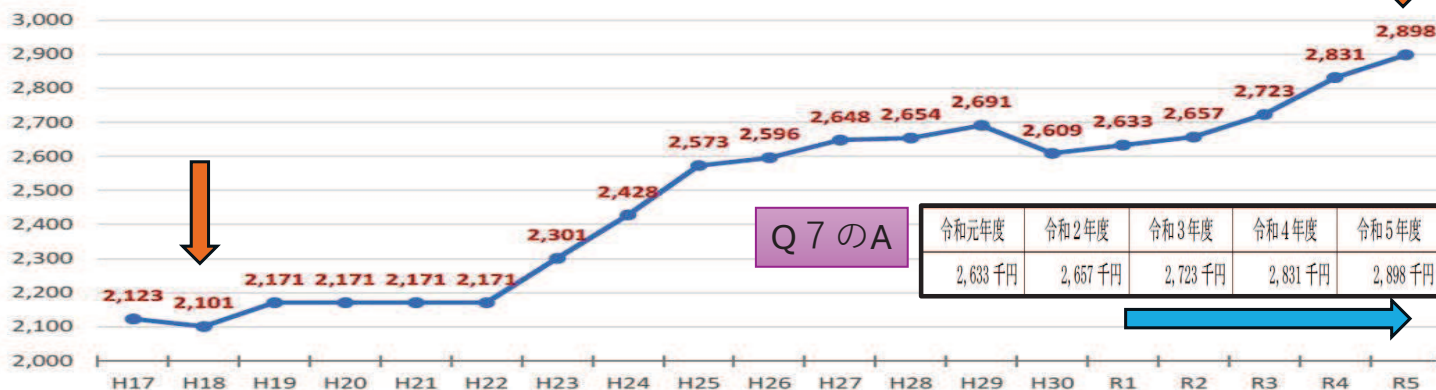
0.840 : 養護老人ホームに係る授護率 (費用徴収分を控除した割合)

(1-0.160)

49人 : 標準団体における養護老人ホーム被措置者数

■ 養護老人ホーム被措置者数1人当たりの算入単価の推移

(単位:千円)



※2898 - 2101 = 796千円

Q7のA

計算式 2898 ÷ 2101 = 1.379

◆ H18 : 2,101千円 → R5 : 2,898千円 ※17年で 1.38倍

★手順①老人保護措置費の算入単価相当への単価改定について

(1) 基本的な考え方について

○一般事務費 (人件費・管理費) 及び特別事務費 (障害者等加算・夜勤体制加算・入所者処遇特別加算・施設機能強化推進費) に関して、従前より地方交付税措置されていることから、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価相当に沿った増額 (1.38倍) を実施する。

※単価改定が望ましいが従前のような算式算入も可能と思われる

○具体的には、以下のようなになる。

一般事務費 人件費 基本分 (70300円⇒97014円⇒97000円)
 管理費 基本分 (5500円⇒7590円⇒7600円)
 人件費 支援員分 (41200円⇒56856円⇒56900円)
 管理費 支援員分 (6600円⇒9108円⇒9100円)

特別事務費 障害者等加算 (34890円⇒48148円)
 ※参考 夜勤体制加算 (8590円⇒11854円) ※515.4千円
 施設機能強化推進費 (1250円⇒1725円) ※75万円
 入所者処遇特別加算 (20320円⇒28042円) ※101.6千円

※一般生活費 H18年よりの増額分を一旦戻して、(上記同様) 1.38倍とする。
 もしくは、これまでの増額分に以前施設より提出した光熱費等の状況にて、要望済みの額 (63516円×1.2⇒76219円) とするいずれか。

注) 後記の1,824円 (365 ÷ 12 = 30.4 30.4 × 60) はあくまで特養でのこと!

養護老人ホーム一般事務費基準額（月額） 人件費・管理費別													
(2) -① 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））													
入所者数	人件費 / 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	134,100	132,400	131,500	129,800	128,900	128,100	127,200	126,300	125,500	124,600	123,700	122,900	10,000
21-30	89,400	88,300	87,700	86,600	86,000	85,400	84,800	84,300	83,700	83,100	82,500	82,000	7,000
31-40	82,500	81,400	80,900	79,800	79,300	78,700	78,200	77,700	77,100	76,600	76,100	75,500	6,100
41-50	77,400	76,300	75,800	74,700	74,100	73,600	73,000	72,500	71,900	71,400	70,800	70,300	5,500
51-60	65,300	64,300	63,900	62,900	62,500	62,000	61,500	61,100	60,600	60,200	59,700	59,200	4,700
61-70	62,500	61,600	61,200	60,300	59,800	59,400	58,900	58,400	58,000	57,500	57,100	56,600	4,500
71-80	59,500	58,600	58,200	57,300	56,900	56,400	56,000	55,500	55,100	54,700	54,200	53,800	4,100
81-90	52,900	52,100	51,700	50,900	50,600	50,200	49,800	49,400	49,000	48,600	48,200	47,800	3,700
91-100	50,800	50,000	49,700	48,900	48,500	48,100	47,700	47,300	46,900	46,500	46,100	45,700	3,700
101-110	52,800	52,000	51,600	50,800	50,400	50,000	49,600	49,200	48,800	48,400	48,000	47,600	3,700



養護老人ホーム一般事務費基準額（月額） 人件費・管理費別 ×1.38													
(2) -① 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））													
入所者数	人件費 / 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	185,100	182,700	181,500	179,100	177,900	176,800	175,500	174,300	173,200	171,900	170,700	169,600	13,800
21-30	123,400	121,900	121,000	119,500	118,700	117,900	117,000	116,300	115,500	114,700	113,900	113,200	9,700
31-40	113,900	112,300	111,600	110,100	109,400	108,600	107,900	107,200	106,400	105,700	105,000	104,200	8,400
41-50	106,800	105,300	104,600	103,100	102,300	101,600	100,700	100,100	99,200	98,500	97,700	97,000	7,600
51-60	90,100	88,700	88,200	86,800	86,300	85,600	84,900	84,300	83,600	83,100	82,400	81,700	6,500
61-70	86,300	85,000	84,500	83,200	82,500	82,000	81,300	80,600	80,000	79,400	78,800	78,100	6,200
71-80	82,100	80,900	80,300	79,100	78,500	77,800	77,300	76,600	76,000	75,500	74,800	74,200	5,700
81-90	73,000	71,900	71,300	70,200	69,800	69,300	68,700	68,200	67,600	67,100	66,500	66,000	5,100
91-100	70,100	69,000	68,600	67,500	66,900	66,400	65,800	65,300	64,700	64,200	63,600	63,100	5,100
101-110	72,900	71,800	71,200	70,100	69,600	69,000	68,400	67,900	67,300	66,800	66,200	65,700	5,100



養護老人ホーム一般事務費基準額（月額） 人件費・管理費別													
(2) -② 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））													
一般入所者数	人件費 / 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	46,100	45,300	44,900	44,200	43,800	43,400	43,100	42,700	42,300	41,900	41,500	41,200	6,600
21-30	30,700	30,200	29,900	29,400	29,200	28,900	28,700	28,400	28,200	27,900	27,700	27,400	4,400
31-40	34,400	33,900	33,600	33,000	32,700	32,500	32,200	31,900	31,600	31,300	31,100	30,800	3,800
41-50	39,300	38,700	38,400	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300	36,000	35,700	35,400	3,500
51-60	30,600	30,100	29,800	29,300	29,100	28,800	28,600	28,300	28,100	27,800	27,600	27,300	2,900
61-70	32,700	32,200	31,900	31,400	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,200	2,800
71-80	34,300	33,800	33,500	32,900	32,600	32,400	32,100	31,800	31,500	31,200	31,000	30,700	2,700
81-90	30,500	30,000	29,800	29,300	29,000	28,800	28,500	28,300	28,000	27,800	27,500	27,300	2,400
91-100	32,000	31,500	31,200	30,700	30,500	30,200	29,900	29,700	29,400	29,100	28,900	28,600	2,400
101-110	33,300	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,800	30,500	30,300	30,000	29,700	2,300

養護老人ホーム一般事務費基準額（月額） 人件費・管理費別 ×1.38													
(2) -② 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））													
一般入所者数	人件費 / 平成18年4月以降適用												管理費
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	63,600	62,500	62,000	61,000	60,400	59,900	59,500	58,900	58,400	57,800	57,300	56,900	9,100
21-30	42,400	41,700	41,300	40,600	40,300	39,900	39,600	39,200	38,900	38,500	38,200	37,800	6,100
31-40	47,500	46,800	46,400	45,500	45,100	44,900	44,400	44,000	43,600	43,200	42,900	42,500	5,200
41-50	54,200	53,400	53,000	52,200	51,800	51,300	50,900	50,500	50,100	49,700	49,300	48,900	4,800
51-60	42,200	41,500	41,100	40,400	40,200	39,700	39,500	39,100	38,800	38,400	38,100	37,700	4,000
61-70	45,100	44,400	44,000	43,300	42,900	42,500	42,200	41,800	41,400	41,100	40,700	40,300	3,900
71-80	47,300	46,600	46,200	45,400	45,000	44,700	44,300	43,900	43,500	43,100	42,800	42,400	3,700
81-90	42,100	41,400	41,100	40,400	40,000	39,700	39,300	39,100	38,600	38,400	38,000	37,700	3,300
91-100	44,200	43,500	43,100	42,400	42,100	41,700	41,300	41,000	40,600	40,200	39,900	39,500	3,300
101-110	46,000	45,100	44,700	44,000	43,600	43,300	42,900	42,500	42,100	41,800	41,400	41,000	3,200

★手順②介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応(6000円相当分)

(1) 基本的な考え方について

○令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)による処遇改善と同じく、一般事務費の増額になる。

○具体的には、以下ようになる。(R3年度時9000円の時と同じ)

※但し前述の**1.38倍改定**とするため、9000円分は**改定単価に包摂される**形になる

***支援員処遇改善額算定について**

手順①
「支援員(常勤換算)数の算出を行なう！」
○対象年度の前年度(今回はR3年度中)の各月支援員常勤換算数(小数点第2位切上げ)※実際に人員配置なされた職員の常勤換算の合計
⇒下記の表(二重枠線内黄色箇所)にデータ入力のこと(但し、1月~3月は人員配置見込み数を入力)

令和3年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	支援員数
支援員常勤換算数	2.2	3.0	3.1	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	37.70	3.2

※小数点第2位切上げ関数設定済

手順②
「入所者数の算出を行なう！」
○対象年度の前年度(今回はR3年度中)の一般入所者(当該施設に併設する特定施設入居者生活介護事業所と契約を締結していない入所者をいう)の実(1泊2日等の外泊及び入院の場合は両日ともカウントし、2泊めよりの丸々在しない日は未カウントとする)を算出する。
⇒下記の表にデータ入力のこと(但し、1月~3月は見込み数を入力)

令和4年度(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	入所者数
一般入所者実入所者数	560	593	630	652	631	556	585	564	589	589	589	589	7127.00	594.0
実入所者数(日数で除す)	18.7	19.2	21	21.1	20.4	18.6	18.9	18.8	19	19	21.1	19	234.80	19.6

※小数点第2位切上げ関数設定済

★手順②介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応(6000円相当分)

手順③
「措置事務費の算出を行なう！」※自動計算

支援員数	×	6,000	=	A
3.2				19,200
A	÷	入所者数	=	B
19,200		19.6		980

※小数点第1位切上げ関数設定済

A	÷	入所者数	=	B	※小数点第1位切上げ関数設定済
19,200		19.6		980	

令和4年4月~ **施設別事務費支弁基準額(一般分;障害者等加算がない対象者分)**

施設の種類	養護老人ホーム	定員	50 (内、一般19)	事務費 その他	生活費 乙	民間施設給与等 改善費区分	14年3ヶ月 A	17.3%	適用区分	令和4年4			
施設名	聖ヨゼフホーム												
前年度事務費	R4年度事務費	一般事務費			特別事務費								
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費			管理費	民間施設給与等改善費				
		一般	医師		障害者等 加算	夜勤体制 加算	ボイラ技工士 雇上費	入所者処 遇特別加 算	単身赴任 手当加算	施設機能 強化推進 費	人件費	管理費	
											基本分	基本分	特別加算
157,945	159,096	112,480		13,310	8,590			1,250	23,466		18,989	2,713	1,357
	140,059	19,000	112,480						16%(14%・2%)			1%	

基本分70,300円+支援員分41,200円+上記B『980(円)』

基本分5,500円+支援員分6,600円+消費税10%分(10円以下切り上げ)

※入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に加算予定。

★手順③処遇改善分(1.16%分引上げ)について(令和6年6月以降実施)

支弁額等の増額幅について

①処遇改善分について(令和6年6月以降実施)

○養護老人ホームの一般事務費を増額

(ア)養護老人ホーム

$$\text{処遇改善総額(月額)} = \text{一般事務費} \times 1.16\% + \text{特別事務費} \times 1.16\% = \text{処遇改善総額(月額)}$$

※1 特定施設入居者生活介護の利用者分の一般事務費については除外
 ※2 民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く
 ※3 事務費等の処遇改善分の改定率も0.98%分になることを想定しているが、特定施設入居者生活介護の利用者も考慮した数値

【例】入所者50名(うち一般入所者30名、特定入所者20名)の特定施設

〔基本分〕75,800円※1×30人=2,274,000円 / 〔支援員分〕31,800円※2×30人=954,000円

〔特別事務費〕障害者等加算、入所者処遇特別加算、施設機能強化推進費など

⇒(2,274,000円+954,000円+特別事務費)×1.16%(0.0116)=**処遇改善総額(月額)**

※1 基本分は従前の入所者数区分のものを継続=全体の入所者数(例における50名)の単価 } 各自治体が定める単価に「その他分」の0.61%引上げを反映させた単価
 ※2 支援員分は一般入所者数(例における30名)の単価

$$\text{対象入所者1人当たりの処遇改善総額(月額)} = \frac{\text{処遇改善総額(月額)}}{\text{対象入所者数(一般入所者数)}} = \text{単価表の増額分 対象入所者1人当たりの処遇改善総額(月額)}$$

★手順③処遇改善分(1.16%分引上げ)について(令和6年6月以降実施)

○具体的には、以下のようなになる。

聖ヨゼフホームの場合

入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設

〔基本分〕104,600(97,000+7,600)円×20人=2,092,000円

〔支援員分〕66,000(56,900+9,100)円×20人=1,320,000円

〔特別事務費〕障害者等加算、入所者処遇特別加算、施設機能強化推進費など

⇒(2,092,000円+1,320,000円+特別事務費)×1.16%(0.0116)=**処遇改善総額(月額)**

$$\text{処遇改善総額(月額)} \div \text{対象入所者数(一般入所者数)} = \text{対象入所者1人当たりの処遇改善総額(月額)}$$

19.00人

※この部分の対象入所者(一般入所者数)は単に前年度平均で算定してしまうと実態と合わない可能性があることに留意が必要

★参考のため再掲

※事務連絡(令和6年3月26日)養護老人ホームversion

別添1P3

- (イ) 対象入所者数(年平均)に毎年変動がある場合は、直近数年間の平均や今後の見込み数によって調整する。
- (ウ) 各自治体の老人保護措置費支弁基準が、入所者数の10人刻みなどのランクで定められている場合、実際の入所者が各ランクの最低人数となった場合であっても、職員1人当たり月額6,000円の処遇改善が実現できるように試算をすることが適当である。

★手順④その他分(0.61%分引上げ)について(令和6年4月以降実施)

○支弁額の増額幅について

その他分について(令和6年4月以降実施)

- 令和6年度介護報酬改定では、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分することとしている。
- 一般事務費の単価を一律に0.61%引き上げる(単価+単価×0.0061)。
- 各種加算等のうち、単価を定めているものについても、同様に0.61%分引き上げる。

【 養護老人ホームの支弁額増額のイメージ 】

一般
事務費

×0.61%引上げ

入所者処遇
特別加算

施設機能
強化推進費

障害者等
加算

夜勤体制
加算

単身赴任
手当加算

ボイラー
技士雇上費

寒冷地加算

それぞれ×0.61%引上げ

※事務連絡(令和6年3月26日)養護老人ホームversion

別添2P7

老人保護措置費に係る支弁額等の改定に向けたQ&Aについて

Q1 介護職員処遇改善支援事業等を踏まえた対応について、いつから実施することが考えられるか。

A 通知に記載のとおり、各自治体のご判断で、令和6年2月から実施することは可能である。また、令和6年度介護報酬改定の処遇改善分による対応を6月から実施する場合でも、通知に記載のとおり、令和6年度中に4カ月分に相当する改定を行う(上乗せを行う、2カ月延長すること)については、各自治体の判断で可能である。

Q3 処遇改善について、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合、令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)を踏まえた対応は終了してもよいのか。

A 令和3年度補正予算(令和4年度介護報酬改定)を踏まえた対応については、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応を実施した場合でも、引き続き実施をしていただきたい。

Q4 養護老人ホームの生活費のうち、地区別冬季加算、入院患者日用品費、期末加算などの各種加算についても、引上げを行うべきか。

A 令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応としては、生活費のうち一般生活費の引上げをお願いしているところであるが、その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。

(参考)改定時期のイメージ図

居住費60円						→
処遇改善1.16%						→
その他0.61%						→
処遇改善6,000円						→
処遇改善9,000円						→
消費税						→
時期	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月

※各地方自治体のご判断で、令和6年度中に4ヶ月分に相当する改定を行う（上乗せを行う、2ヶ月延長する）ことは可能である。

措置事務費改定(決定)の注意事項として！

令和6年度は以下の措置事務費改定（3回or4回）となるということです。

4月1日

①1.38倍 + 0.61分 + 処遇改善6000円分

6月1日

②1.38倍 + 0.61分 + 処遇改善6000円分 + 1.16分

8月1日

③1.38倍 + 0.61分 + 1.16分 - 処遇改善6000円分

3月1日

④1.38倍 + 0.61分 + 1.16分 - 処遇改善6000円分

+ 入所者処遇特別加算

令和5年4月～

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和5年4月1日～					
前年度事務費	令和5年度事務費	一般事務費		特別事務費										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
158,201	158,156 139,108 19,048	112,839	13,310	0	8,590	0	0	0	1,250	1,250	17,679	2,720	1,360	408
											22,167 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

参考:生活費
一般生活費 乙地 63,516円

被服費加算(4月1日現在)	1,000円
期末加算(12月1日現在)	4,510円
冬季加算(11月～3月)	1,880円
病弱者加算	13,160円
入院患者日用品費(基準額)	23,150円
入院患者日用品費(冬季加算)	1,000円
加算の特例(限度額)	23,500円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和5年4月1日～					
前年度事務費	令和5年度事務費	一般事務費		特別事務費										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
198,777	198,734 178,534 20,200	112,839	13,310	34,890	8,590				1,250	1,250	22,215	3,418	1,709	513
											27,855 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和5年4月1日～					
前年度事務費	令和5年度事務費	一般事務費		特別事務費(各種加算)										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
100,240	100,240 90,095 10,145	70,300	6,050		8,590				1,250	1,250	11,205	1,724	862	259
											14,050 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

①基本形(1.38倍)version

①基本形(1.38倍)version

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和6年4月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
158,156	214,326 189,717 24,609	153,900	16,800		11,860				1,730	1,730	23,957	3,685	1,842	552
											30,036 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
+ 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
+ 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
(10円以下切り上げ)

5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 ÷ 12 + 50 = 11,854.2 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ)

750,000 × 1.38 = 1,035,000 ÷ 12 + 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)

※入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に
加算予定

参考:生活費
一般生活費 乙地 76,220円

被服費加算(4月1日現在)	1,380円
期末加算(12月1日現在)	6,230円
冬季加算(11月～3月)	2,600円
病弱者加算(一人当たり)	18,170円
入院患者日用品費(基準額)	31,950円
入院患者日用品費(冬季加算)	1,380円
加算の特例(限度額)	31,100円

人件費+管理費 ⇒ 184,290円 ①
【153,900円 + 16,800円 + 11,860円 + 1,730円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ① × 13% = 23,957円
基本分 ① × 2% = 3,685円
管理費 ① × 1% = 1,842円
特別加算 ① × 0.3% = 552円
SP設置加算

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和6年4月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
198,734	270,326 244,127 26,199	153,900	16,800	48,150	11,860				1,730	1,730	30,217	4,648	2,324	697
											37,886 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
+ 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
+ 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
(10円以下切り上げ)

34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円 (10円未満切り上げ)

人件費+管理費 232,440円 ②
【153,900円 + 16,800円 + 48,150円 + 11,860円 + 1,730円】

※民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ② × 13% = 30,217円
基本分 ② × 2% = 4,648円
管理費 ② × 1% = 2,324円
特別加算 ② × 0.3% = 697円
SP設置加算

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用区 分	令和6年4月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費(各種加算)										
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤休 制加算	人件費 ボイラ- 技工士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	民間施設給与等改善費			
		一般	医師								人件費	管理費	基本分	基本分
100,240	137,452 124,224 13,228	97,000	7,600		11,860				1,730	1,730	15,364	2,363	1,181	354
											19,262 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円

人件費+管理費 118,190円 ③
【97,000円 + 7,600円 + 11,860円 + 1,730円】

民間給与改善費(小数点切り捨て)
人件費 ③ × 13% = 15,364円
基本分 ③ × 2% = 2,363円
管理費 ③ × 1% = 1,181円
特別加算 ③ × 0.3% = 354円
SP設置加算

基本形(1.38倍)version

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)													
施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	日	16.3%	通用			
施設名	聖コゼホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分				区分			
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費									
		人件費		管理費		民間施設給与等改善費							
		一般	医師	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費	管理費		
158,156	214,330	189,718	24,612	153,900	18,800	11,860			1,730	23,958	3,686	1,843	553
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分		5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円		5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 ÷ 12 ÷ 50 = 11,854.2 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ)		750,000 × 1.38 = 1,035,000 ÷ 12 ÷ 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)		(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			
支職員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円												

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)													
施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	日	16.3%	通用			
施設名	聖コゼホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分				区分			
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費									
		人件費		管理費		民間施設給与等改善費							
		一般	医師	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費	管理費		
198,734	270,330	244,129	26,202	153,900	18,800	48,150	11,860		1,730	30,218	4,649	2,925	698
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分		5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円		34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円 (10円未満切り上げ)		750,000 × 1.38 = 1,035,000 ÷ 12 ÷ 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)		(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			
支職員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円												

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)													
施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	日	16.3%	通用			
施設名	聖コゼホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分				区分			
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費(各種加算)									
		人件費		管理費		民間施設給与等改善費							
		一般	医師	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費	管理費		
100,240	137,456	124,225	13,231	97,000	7,600	11,860			1,730	15,365	2,364	1,182	355
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分		5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円		11,860 × 1.38 = 16,366.2 ⇒ 16,365円 (10円未満切り上げ)		750,000 × 1.38 = 1,035,000 ÷ 12 ÷ 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)		(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			
支職員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円												

加算は、3月分支弁費に加算予定

参考:生活費
一般生活費 乙地 78,220円
施設費加算(4月1日現在) 1,380円
期末加算(12月1日現在) 6,230円
冬季加算(11月~3月) 2,800円
病弱者加算(一人当たり) 18,170円
入院患者日用品費(基準額) 31,950円
入院患者日用品費(冬期加算) 1,380円
加算の特例(限度額) 31,100円

人件費+管理費⇒184,290円
【153,900円+16,800円+11,860円+1,730円】

※民間給与改善費(小数点切り上げ)
人件費 基本分 ⊗×13%=23,958円
管理費 基本分 ⊗×2%=3,686円
特別加算 ⊗×1%=1,843円
SP設置加算 ⊗×0.3%=553円

人件費+管理費 232,440円
【153,900円+16,800円+48,150円+11,860円+1,730円】

※民間給与改善費(小数点切り上げ)
人件費 基本分 ⊗×13%=30,218円
管理費 基本分 ⊗×2%=4,649円
特別加算 ⊗×1%=2,925円
SP設置加算 ⊗×0.3%=698円

人件費+管理費 118,190円
【97,000円+7,600円+11,860円+1,730円】

民間給与改善費(小数点切り上げ)
人件費 基本分 ⊗×13%=15,365円
管理費 基本分 ⊗×2%=2,364円
特別加算 ⊗×1%=1,182円
SP設置加算 ⊗×0.3%=355円

一般生活費について
55,231円×115%=63,516円
①案 63,516×120%=76,219⇒76,220円(小数点切り上げ)
②案 50,210円(従前の単価※H18年時)×1.38=69,289.8⇒69,290円
③案 特養と同様に1,824円(365日÷12=30.4日 30.4×60円=1,824)
63,516+1,824=65,340⇒65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料内容より①案が妥当である。

加えて、20240326事務連絡QAのQ4のAにより、「その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。」ということから以下のように「1.38倍」にて増額計算とします。

○被服費加算(4月1日現在) 1,000円⇒1,380円
○期末加算(12月1日現在) 4,510円⇒6,230円
○冬季加算(11月~3月) 1,880円⇒2,600円
○病弱者加算(一人当たり) 13,160円⇒18,170円
○入院患者日用品費(基準額) 23,150円⇒31,950円
○入院患者日用品費(冬期加算) 1,000円⇒1,380円
○加算の特例(限度額) 22,500円⇒31,100円
※各々10円又は100円以下切り上げ

①基本形(1.38倍)version

一般生活費について
○前提として、令和4年4月に 55,231円×115%=63,516円と改定に至っていた。

そして、今回
①案 63,516×120%=76,219⇒76,220円(小数点切り上げ)
②案 50,210円(従前の単価※H18年時)×1.38=69,289.8⇒69,290円
③案 特養と同様に1,824円(365日÷12=30.4日 30.4×60円=1,824)
63,516+1,824=65,340⇒65,340円

※社会情勢及び施設よりの提出資料(次スライド)内容より①案が妥当である。

加えて、20240326事務連絡QAのQ4のAにより、「その他の項目、加算についても、施設の経営状況や地域の実情を踏まえ、見直しの必要性について検討をしていただきたい。」ということから以下のように「1.38倍」にて増額計算とします。

- 被服費加算(4月1日現在) 1,000円⇒1,380円
 - 期末加算(12月1日現在) 4,510円⇒6,230円
 - 冬季加算(11月~3月) 1,880円⇒2,600円
 - 病弱者加算(一人当たり) 13,160円⇒18,170円
 - 入院患者日用品費(基準額) 23,150円⇒31,950円
 - 入院患者日用品費(冬期加算) 1,000円⇒1,380円
 - 加算の特例(限度額) 22,500円⇒31,100円
- ※各々10円又は100円以下切り上げ

【参考】生活費増額に関する御所市への提出資料

【聖ヨゼフ・ホーム水道光熱費について(令和3年度より3カ年)】

月	令和3年度(2021年) 別業3期工事完工				令和4年度(2022年)				令和5年度(2023年)			
	電気	水道	ガス	合計	電気	水道	ガス	合計	電気	水道	ガス	合計
4月	448,914	157,565	231,939	838,418	580,125	193,605	245,881	1,019,611	786,077	178,705	239,630	1,204,412
5月	417,936	148,210	219,534	785,680	451,728	178,705	255,831	886,264	668,043	178,705	228,181	1,074,929
6月	460,125	201,920	192,030	854,075	474,814	216,470	256,083	947,367	675,712	204,690	233,557	1,113,959
7月	534,734	187,020	217,834	939,588	888,737	197,415	180,898	1,267,020	747,221	204,345	153,059	1,104,625
8月	640,150	220,975	160,527	1,021,652	1,106,181	182,515	193,670	1,482,366	864,071	211,970	130,090	1,206,131
9月	587,945	186,325	172,443	946,713	1,034,775	184,650	136,973	1,356,398	770,139	211,620	138,968	1,120,717
10月	1,057,008	187,718	167,871	1,412,600	745,632	180,490	213,341	1,139,463	595,891	188,750	149,201	933,842
11月	452,291	202,265	225,991	881,547	858,166	212,370	200,319	1,270,857	595,391	188,405	175,971	949,707
12月	575,713	167,615	231,629	974,957	1,059,008	194,005	260,975	1,514,988	678,511	200,535	263,419	1,142,465
1月	761,847	181,475	310,985	1,254,307	1,393,688	194,005	247,979	1,835,672	809,485	200,185	254,551	1,264,221
2月	851,900	175,585	287,399	1,314,074	1,296,603	189,500	259,628	1,745,731	764,084	200,880	277,453	1,242,417
3月	651,868	145,785	246,891	1,044,544	945,044	189,500	223,561	1,358,105	824,050	200,880	248,470	1,273,400
合計	7,439,621	2,162,458	2,666,079	12,268,158	10,834,503	2,313,230	2,615,109	15,762,842	8,768,615	2,369,670	2,492,540	13,630,825

○平成18(2006)年より改定(消費税増税時対応を除く)が行われていなかった、一般生活費(50,210円)を令和4(2022)年4月に改定(63,516円)していただいた。
 ※長年の要望に対して実施していただけたことに感謝しております。
 ○上記の改定(16年を経て)とは異なり、昨今の物価高騰及び水道光熱費の上昇が顕著にみられ、施設よりの支出額も増大しております。上記経年比較表でも、令和3年度(※施設建て替え工事完工)のことに電気料金(7,439,621円)が、翌年度(令和4年度)には10,834,503円と3,394,882円増加。また、令和5年度も若干の数値の差はあるものの令和3年度と比較するとかなりの増加となっています。
 ○これに、水道、ガスを併せると令和3年度(12,268,155円)⇒令和4年度(15,762,842円)となり、3,494,687円の増加となっています。
 ○この状況に対しては、奈良県よりの光熱費等高騰対策補助金として、令和4年度(20230320)に50名×16000円=800,000円、令和5年度(20231031)50名×18000円=900,000円をいただいておりますが、到底上記の増加金額を補うには至らずとなっています。
 また、当該補助金(光熱費等高騰対策一時支援事業)の令和6年度の継続支給にしましては、現在奈良県担当部局にて検討中とされていますが、給付金額(施設等種別毎の単価)も含め極めて厳しい状況であると思っております。

【聖ヨゼフ・ホーム給食費及び特別食費等について(令和3年度より3カ年)】

月	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	名取食品(株)給食費	給食費	特別食費	名取食品株式会社	特別食費	給食費	特別食費	給食費	特別食費
4月	1,384,757	1,387,848	1,309,000	1,384,757	1,387,848	1,309,000	1,384,757	1,387,848	1,309,000
5月	1,456,037	1,419,770	1,402,159	1,456,037	1,419,770	1,402,159	1,456,037	1,419,770	1,402,159
6月	1,468,434	1,438,085	1,373,338	1,468,434	1,438,085	1,373,338	1,468,434	1,438,085	1,373,338
7月	1,493,327	1,481,622	1,352,428	1,493,327	1,481,622	1,352,428	1,493,327	1,481,622	1,352,428
8月	1,437,238	1,443,189	1,380,588	1,437,238	1,443,189	1,380,588	1,437,238	1,443,189	1,380,588
9月	1,364,697	1,448,263	1,382,451	1,364,697	1,448,263	1,382,451	1,364,697	1,448,263	1,382,451
10月	1,366,184	1,262,457	1,448,906	1,366,184	1,262,457	1,448,906	1,366,184	1,262,457	1,448,906
11月	1,377,206	1,394,618	1,300,255	1,377,206	1,394,618	1,300,255	1,377,206	1,394,618	1,300,255
12月	1,349,137	1,356,017	1,367,396	1,349,137	1,356,017	1,367,396	1,349,137	1,356,017	1,367,396
1月	1,431,060	1,381,256	1,399,234	1,431,060	1,381,256	1,399,234	1,431,060	1,381,256	1,399,234
2月	1,312,267	1,256,012	1,170,898	1,312,267	1,256,012	1,170,898	1,312,267	1,256,012	1,170,898
3月	1,429,164	1,330,351	1,169,881	1,429,164	1,330,351	1,169,881	1,429,164	1,330,351	1,169,881
合計	16,869,508	16,838,483	16,022,531	16,869,508	16,838,483	16,022,531	16,869,508	16,838,483	16,022,531

○聖ヨゼフ・ホームは名取食品と給食調理業務委託契約を締結しており、加えて同敷地内の葛カトリック認定こども園の昼食も同時委託契約を締結しております。
 ○聖ヨゼフ・ホームに関しては、平成30(2018)年10月より給食委託費自体は据え置かれていた状況であります。(朝食180円・昼食310円・おやつ火水木60円・夕食260円=合計810円※改定前は合計740円《消費税は外税》)
 ○消費税が外税での契約であるため平成30(2018)年より改定はなされなかった。(再三に渡り名取食品より打診はあったが相談し据え置かれていた)
 ○金額は据え置かれていたものの物価高騰・食材費の高騰により、顕著に牛肉の回数が少なくなったり、魚の種類(安価なものへ)の代替等が相談により実施されました。委託先業者としても耐え切れないほどの食材等の高騰であり、入居者様に1円たりとも転嫁できない現状…結果として、前年度中に他業者への変更も含め現協議を重ね、本年度は4月より丸玉フーズと食材購買契約を締結し自前調理、7月よりは同会社と給食調理業務委託契約を締結する運びとなっています。
 【施設よりの要望として】
 以上光熱水道費が直近2年半にて約30%上昇している現状と今後の社会情勢等を考慮して、養護老人ホーム老人保護措置費の一般生活費(63,516円)を20%増額の76,220円に改定していただきますようお願い申し上げます。

②R6年4月～(+0.61%+処遇改善6000円)version

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	B 16.3%	適用	令和6年4月1日~	
施設名	聖ヨゼフホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分			区分		
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費									
(月額)	(月額)	人件費									
		一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	
158,156	216,979	192,074	24,905	155,880	17,000	11,940	1,750	24,254	3,731	1,865	559
		基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円 (10円以下切り上げ) + 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円 56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円 + 処遇改善分 980円 = 155,880円									
		基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円 (10円以下切り上げ) + 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円 9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円 (10円以下切り上げ) = 17,000円									
		5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 + 12 × 50 = 11,854.2 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ) 11,860 + 11,860 × 0.0061 = 11,932.3 ⇒ 11,940円									
		750,000 × 1.38 = 1,035,000 + 12 × 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ) 1,730 + 1,730 × 0.0061 = 1,740.55 ⇒ 1,750円									
		基本分 基本分 特別加算 SP設置加算 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)									
		人件費+管理費 ⇒ 186,570円 ① 【155,880円 + 17,000円 + 11,940円 + 1,750円】									
		※民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ① × 13% = 24,254円 管理費 ② × 2% = 30,552円 基本分 ③ × 2% = 4,700円 特別加算 ④ × 1% = 1,865円 SP設置加算 ⑤ × 0.3% = 559円									

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	B 16.3%	適用	令和6年4月1日~		
施設名	聖ヨゼフホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分			区分			
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費										
(月額)	(月額)	人件費										
		一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費		
198,734	273,327	246,822	26,505	155,880	17,000	48,450	11,940	1,750	30,552	4,700	2,350	705
		基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円 (10円以下切り上げ) + 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円 56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円 + 処遇改善分 980円 = 155,880円										
		基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円 (10円以下切り上げ) + 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円 9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円 (10円以下切り上げ) = 17,000円										
		34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円 (10円未満切り上げ) 48,150 + 48,150 × 0.0061 = 48,443.7 ⇒ 48,450円										
		基本分 基本分 特別加算 SP設置加算 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)										
		人件費+管理費 235,020円 ② 【155,880円 + 17,000円 + 48,450円 + 11,940円 + 1,750円】										
		※民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ① × 13% = 15,468円 管理費 ② × 2% = 2,379円 基本分 ③ × 1% = 1,819円 SP設置加算 ④ × 0.3% = 356円										

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類	養護老人ホーム	定員	50	事務費	生活費	民間施設給与等	12.10年	B 16.3%	適用	令和6年4月1日~	
施設名	聖ヨゼフホーム		(内、一般20)	その他	乙地	改善費区分			区分		
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費									
(月額)	(月額)	人件費									
		一般	医師	管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ボイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	
100,240	138,382	125,008	13,374	97,600	7,700	11,940	1,750	15,468	2,379	1,189	356
		基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円 (10円以下切り上げ)									
		基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円 (10円以下切り上げ)									
		基本分 基本分 特別加算 SP設置加算 (13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)									
		人件費+管理費 118,990円 ③ (97,600円 + 7,700円 + 11,940円 + 1,750円)									
		民間給与改善費(小数点切り捨て) 人件費 ① × 13% = 15,468円 管理費 ② × 2% = 2,379円 基本分 ③ × 1% = 1,189円 SP設置加算 ④ × 0.3% = 356円									

②R6年4月～(+0.61%+処遇改善6000円)version

前年度事務費		令和6年度事務費		内 訳													
(月額)		(月額)		一般事務費					特別事務費					民間施設給与等改善費			
				人件費		管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ポイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費		管理費		SP設置加算
				一般	医師							基本分	基本分	特別加算			
158,156	216,979	155,880	17,000					11,940			1,750	24,254	3,731	1,865	30,409		559
	192,074	24,905	155,880									(13%と2%の計15%)		(1%)	(0.3%)		

人件費		管理費	
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分	5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
	97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円		7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)		(10円以下切り上げ)	
+ 支援員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円	+ 支援員分	6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
	56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円		9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
+ 処遇改善分	980円	+ 処遇改善分	980円
=	155,880円	=	17,000円

5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 + 12 + 50 = 11,854.2 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ)	11,860 + 11,860 × 0.0061 = 11,932.3 ⇒ 11,940円
---	---

750,000 × 1.38 = 1,035,000 + 12 + 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)	1,730 + 1,730 × 0.0061 = 1,740.55 ⇒ 1,750円
---	--

③R6年6月～(+0.61%+処遇改善6000円+1.16%)version

施設の種類		養護老人ホーム		定員		50 (内、一般20)		事務費		生活費		民間施設給与等改善費区分		12.10年 B 16.3%		適用区分		令和6年6月1日～	
施設名		聖ヨゼフホーム						その他		乙地		内		訳					
前年度事務費		令和6年度事務費		一般事務費					特別事務費					民間施設給与等改善費					
(月額)		(月額)		人件費		管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ポイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費		管理費		SP設置加算		
				一般	医師							基本分	基本分	特別加算					
158,156	219,398	157,960	17,000					11,940			1,750	24,254	3,731	1,865	30,748		565		
	194,424	24,974	157,960									(13%と2%の計15%)		(1%)	(0.3%)				

人件費		管理費	
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分	5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
	97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円		7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)		(10円以下切り上げ)	
+ 支援員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円	+ 支援員分	6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
	56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円		9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
+ 処遇改善分	980円	+ 処遇改善分	980円
=	155,880円 + 2,080円 (1.16%分) = 157,960円	=	17,000円

5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 + 12 + 50 = 11,854.2 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ)	11,860 + 11,860 × 0.0061 = 11,932.3 ⇒ 11,940円
---	---

750,000 × 1.38 = 1,035,000 + 12 + 50 = 1,725 ⇒ 1,730円 (10円未満切り上げ)	1,730 + 1,730 × 0.0061 = 1,740.55 ⇒ 1,750円
---	--

【1.16%分引上げについて】
 入所者50名 (うち一般入所者20名、特定入所者30名) の特定施設
 (基本分) 105,300 (97,600 + 7,700) 円 × 2.0名 = 2,106,000円
 (支援員分) 66,600 (57,300 + 9,300) 円 × 2.0名 = 1,332,000円
 (特別事務費) 障害者等加算48,450円 + 施設機能強化推進費1,750円 + 夜勤体制加算11,940円 + 入所者処遇特別加算 (3月時のみ)
 (2,106,000円 + 1,332,000円 + 48,450円 + 1,750円 + 11,940円) ×
 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額) (月額)
 (10円未満切り上げ)

処遇改善総額 (月額) + 対象入所者数 (一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額 (月額)
 40,610 + 19.6 = 2,071.9 ⇒ 2,080円

施設別事務費支弁基準額 (一般分: 障害者等加算対象者分)

施設の種類		養護老人ホーム		定員		50 (内、一般20)		事務費		生活費		民間施設給与等改善費区分		12.10年 B 16.3%		適用区分		令和6年6月1日～	
施設名		聖ヨゼフホーム						その他		乙地		内		訳					
前年度事務費		令和6年度事務費		一般事務費					特別事務費					民間施設給与等改善費					
(月額)		(月額)		人件費		管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ポイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費		管理費		SP設置加算		
				一般	医師							基本分	基本分	特別加算					
198,734	275,747	157,960	17,000				48,450	11,940			1,750	30,823	4,742	2,371	38,047		711		
	249,173	26,574	157,960									(13%と2%の計15%)		(1%)	(0.3%)				

人件費		管理費	
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分	5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
	97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円		7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)		(10円以下切り上げ)	
+ 支援員分	41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円	+ 支援員分	6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
	56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円		9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
+ 処遇改善分	980円	+ 処遇改善分	980円
=	155,880円 + 2,080円 (1.16%分) = 157,960円	=	17,000円

34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円 (10円未満切り上げ)	48,150 + 48,150 × 0.0061 = 48,443.7 ⇒ 48,450円
--	---

※民間給与改善費 (小数点切り捨て)
 人件費 ② × 13% = 30,823円
 管理費 ② × 2% = 4,742円
 基本分 ③ × 1% = 2,371円
 SP設置加算 ③ × 0.3% = 711円

施設別事務費支弁基準額 (要支援・要介護該当者分)

施設の種類		養護老人ホーム		定員		50 (内、一般20)		事務費		生活費		民間施設給与等改善費区分		12.10年 B 16.3%		適用区分		令和6年6月1日～	
施設名		聖ヨゼフホーム						その他		乙地		内		訳					
前年度事務費		令和6年度事務費		一般事務費					特別事務費 (各種加算)					民間施設給与等改善費					
(月額)		(月額)		人件費		管理費	障害者等加算	夜勤体制加算	ポイラ-技士雇上費	入所者処遇特別加算	単身赴任手当加算	施設機能強化推進費	人件費		管理費		SP設置加算		
				一般	医師							基本分	基本分	特別加算					
100,240	138,382	97,600	7,700					11,940			1,750	15,468	2,379	1,189	19,392		356		
	125,008	13,374	97,600									(13%と2%の計15%)		(1%)	(0.3%)				

人件費		管理費	
基本分	70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円	基本分	5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
	97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円		7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
(10円以下切り上げ)		(10円以下切り上げ)	

人件費 + 管理費 118,990円 ③
 (97,600円 + 7,700円 + 11,940円 + 1,750円)
 民間給与改善費 (小数点切り捨て)
 人件費 ③ × 13% = 15,468円
 管理費 ③ × 2% = 2,379円
 基本分 ③ × 1% = 1,189円
 SP設置加算 ③ × 0.3% = 356円

③R6年6月～(+0.61%+処遇改善6000円+1.16%)version

【1.16%分引上げについて】

入所者50名（うち一般入所者20名、特定入所者30名）の特定施設
 [基本分] 105,300 (97,600+7,700) 円×20名=2,106,000円
 [支援員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×20名=1,332,000円
 [特別事務費] 障害者等加算48,450円+施設機能強化推進費1,750円+夜勤
 体制加算11,940円+入所者処遇特別加算（3月時のみ）
 (2,106,000円+1,332,000円+48,450円+1,750円+11,940円) ×
 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額×月額)
 (10円未満切り上げ)

$$\text{処遇改善総額 (月額)} \div \text{対象入所者数 (一般入所者数)} = \text{対象入所者一人当たりの処遇改善総額 (月額)}$$

$$40,610 \div 19.6 = 2,071.9 \Rightarrow 2,080 \text{円}$$

施設別事務費支弁基準額(一般)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		定員	50 (内、一般20)	
前年度事務費	令和6年度事務費		一般事務費		
(月額)	(月額)		人件費		管理費
			一般	医師	
198,734	275,747	157,960			17,000
	249,173	26,574	157,960		

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
 56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
 + 処遇改善分 980円
 = 155,880円 + 2,080円 (1.16%分)
 = 157,960

基本分 5,500 × 1.38 = 7,600円
 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
 9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
 (10円以下切り上げ)
 = 17,000円

④R6年8月～(+0.61%+1.16%※処遇改善6000円終了)version

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		定員	50 (内、一般20)		事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日～				
前年度事務費	令和6年度事務費		一般事務費			特別事務費		民間施設給与等改善費							
(月額)	(月額)		人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ ー技士 雇上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴 任手当 加算	管理費 施設機 能強化 推進費	人件費	管理費		
			一般	医師								基本分	基本分	特別加算	SP設置 加算
158,156	218,259	156,980	156,980		17,000		11,940				1,750	24,397	3,753	1,876	563
	193,317	24,942	156,980									(13%と2%の計15%)	(1%)	(0.3%)	

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
 56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
 = 154,900円 + 2,080円 (1.16%分)
 = 156,980

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
 9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
 (10円以下切り上げ)
 = 17,000円

5,154,000 × 1.38 = 7,112,520 ÷ 12 ÷ 50 = 11,854.2
 ⇒ 11,860円 (10円未満切り上げ)
 11,860 + 11,860 × 0.0061 = 11,932.3 ⇒ 11,940円

【1.16%分引上げについて】
 入所者50名（うち一般入所者20名、特定入所者30名）の特定施設
 [基本分] 105,300 (97,600+7,700) 円×20名=2,106,000円
 [支援員分] 66,600 (57,300+9,300) 円×20名=1,332,000円
 [特別事務費] 障害者等加算48,450円+施設機能強化推進費1,750円+夜勤
 体制加算11,940円+入所者処遇特別加算（3月時のみ）
 (2,106,000円+1,332,000円+48,450円+1,750円+11,940円) ×
 1.16% (0.0116) = 40,601.6 (処遇改善総額×月額)
 (10円未満切り上げ)

処遇改善総額 (月額) ÷ 対象入所者数 (一般入所者数) = 対象入所者一人当たりの処遇改善総額 (月額)

$$40,610 \div 19.6 = 2,071.9 \Rightarrow 2,080 \text{円}$$

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム		定員	50 (内、一般20)		事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日～				
前年度事務費	令和6年度事務費		一般事務費			特別事務費		民間施設給与等改善費							
(月額)	(月額)		人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ ー技士 雇上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴 任手当 加算	管理費 施設機 能強化 推進費	人件費	管理費		
			一般	医師								基本分	基本分	特別加算	SP設置 加算
198,734	274,606	156,980	156,980		17,000	48,450	11,940				1,750	30,695	4,722	2,361	708
	248,065	26,541	156,980									(13%と2%の計15%)	(1%)	(0.3%)	

基本分 70,300 × 1.38 = 97,014 ⇒ 97,000円
 97,000 + 97,000 × 0.0061 = 97,591.7 ⇒ 97,600円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 41,200 × 1.38 = 56,856 ⇒ 56,900円
 56,900 + 56,900 × 0.0061 = 57,247.09 ⇒ 57,300円
 = 154,900円 + 2,080円 (1.16%分)
 = 156,980

基本分 5,500 × 1.38 = 7,590 ⇒ 7,600円
 7,600 + 7,600 × 0.0061 = 7,646.3 ⇒ 7,700円
 (10円以下切り上げ)
 + 支援員分 6,600 × 1.38 = 9,108 ⇒ 9,200円
 9,200 + 9,200 × 0.0061 = 9,256.1 ⇒ 9,300円
 (10円以下切り上げ)
 = 17,000円

34,890 × 1.38 = 48,148.2 ⇒ 48,150円
 (10円未満切り上げ)
 48,150 + 48,150 × 0.0061 = 48,443.7 ⇒ 48,450円

⑤R7年3月～(+0.61%+1.16%+入所者処遇特別加算) version

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費			民間施設給与等改善費						
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤体 制加算	人件費 ポイラ 技工士 雇上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	人件費	民間施設給与等改善費 管理費		
181,790	251,102	一般	医師	17,000			11,940	28,230		1,750	基本分	基本分	特別加算	SP設置 加算
	225,228 人件費	156,990									28,068 (13%と2%の計15%)	4,318 (1%)	35,192 (1%)	647 (0.3%)
基本分 $70,300 \times 1.38 = 97,014 \Rightarrow 97,000$ 円 $97,000 + 97,000 \times 0.0061 = 97,591.7 \Rightarrow 97,600$ 円 (10円以下切り上げ) +支職員分 $41,200 \times 1.38 = 56,856 \Rightarrow 56,900$ 円 $56,900 + 56,900 \times 0.0061 = 57,247.09 \Rightarrow 57,300$ 円 = $154,900$ 円 + $2,090$ 円(1.16%) = $156,990$		基本分 $5,500 \times 1.38 = 7,590 \Rightarrow 7,600$ 円 $7,600 + 7,600 \times 0.0061 = 7,646.3 \Rightarrow 7,700$ 円 (10円以下切り上げ) +支職員分 $6,600 \times 1.38 = 9,108 \Rightarrow 9,200$ 円 $9,200 + 9,200 \times 0.0061 = 9,256.1 \Rightarrow 9,300$ 円 (10円以下切り上げ) = $17,000$ 円			基本分 $5,154,000 \times 1.38 = 7,112,520 + 12 \div 50 = 11,854.2 \Rightarrow 11,860$ 円(10円未満切り上げ) $11,860 + 11,860 \times 0.0061 = 11,932.3 \Rightarrow 11,940$ 円			基本分 $750,000 \times 1.38 = 1,035,000 \div 12 \div 50 = 1,725 \Rightarrow 1,730$ 円 (10円未満切り上げ) $1,730 + 1,730 \times 0.0061 = 1,740.55 \Rightarrow 1,750$ 円						
<p>(1.16%分引上げについて) 入所者50名(うち一般入所者20名、特定入所者30名)の特定施設 〔基本分〕$105,300 (97,600 + 7,700)$円 $\times 20$名 = $2,106,000$円 〔支職員分〕$65,600 (57,300 + 9,300)$円 $\times 20$名 = $1,332,000$円 〔特別事務費〕障害者等加算 $48,450$円 + 施設機能強化推進費 $1,750$円 + 夜勤体制加算 $11,940$円 + 入所者処遇特別加算 $28,230$円 (3月時のみ) $(2,106,000$円 + $1,332,000$円 + $48,450$円 + $1,750$円 + $11,940$円 + $28,230$円) $\times 1.16%$ (0.0116) = $40,929.09$ (処遇改善総額 \times 月額) (10円未満切り上げ) 処遇改善総額(月額) + 対入所者数(一般入所者数) = 対入所者一人当たりの処遇改善額(月額) $40,930 + 19.6 = 2,090$円</p> <p>※入所者処遇特別加算は、3月分支弁費に加算 $1,016,000 \times 1.38 = 1,402,080 \div 50 = 28,041.6 \Rightarrow 28,050$円(10円未満切り上げ) $28,050 + 28,050 \times 0.0061 = 28,221.1 \Rightarrow 28,230$円</p>														
施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)														
施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費			民間施設給与等改善費						
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤体 制加算	人件費 ポイラ 技工士 雇上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	人件費	民間施設給与等改善費 管理費		
222,365	307,449	一般	医師	17,000	46,450	11,940	28,230			1,750	基本分	基本分	特別加算	SP設置 加算
	279,976 人件費	156,990									34,366 (13%と2%の計15%)	5,287 (1%)	43,089 (1%)	793 (0.3%)
基本分 $70,300 \times 1.38 = 97,014 \Rightarrow 97,000$ 円 $97,000 + 97,000 \times 0.0061 = 97,591.7 \Rightarrow 97,600$ 円 (10円以下切り上げ) +支職員分 $41,200 \times 1.38 = 56,856 \Rightarrow 56,900$ 円 $56,900 + 56,900 \times 0.0061 = 57,247.09 \Rightarrow 57,300$ 円 = $154,900$ 円 + $2,090$ 円(1.16%) = $156,990$		基本分 $5,500 \times 1.38 = 7,590 \Rightarrow 7,600$ 円 $7,600 + 7,600 \times 0.0061 = 7,646.3 \Rightarrow 7,700$ 円 (10円以下切り上げ) +支職員分 $6,600 \times 1.38 = 9,108 \Rightarrow 9,200$ 円 $9,200 + 9,200 \times 0.0061 = 9,256.1 \Rightarrow 9,300$ 円 (10円以下切り上げ) = $17,000$ 円			基本分 $34,890 \times 1.38 = 48,148.2 \Rightarrow 48,150$ 円 (10円未満切り上げ) $48,150 + 48,150 \times 0.0061 = 48,443.7 \Rightarrow 48,450$ 円			基本分 $48,150 + 48,150 \times 0.0061 = 48,443.7 \Rightarrow 48,450$ 円						
施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)														
施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日～					
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費(各種加算)			民間施設給与等改善費						
(月額)	(月額)	人件費		管理費	障害者 等加算	夜勤体 制加算	人件費 ポイラ 技工士 雇上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	管理費 施設機 能強化 推進費	人件費	民間施設給与等改善費 管理費		
123,874	171,215	一般	医師	7,700			11,940	28,230		1,750	基本分	基本分	特別加算	SP設置 加算
	156,908 人件費	14,307	97,800								19,138 (13%と2%の計15%)	2,944 (1%)	1,472 (1%)	441 (0.3%)
基本分 $70,300 \times 1.38 = 97,014 \Rightarrow 97,000$ 円 $97,000 + 97,000 \times 0.0061 = 97,591.7 \Rightarrow 97,600$ 円 (10円以下切り上げ) +支職員分 $41,200 \times 1.38 = 56,856 \Rightarrow 56,900$ 円 $56,900 + 56,900 \times 0.0061 = 57,247.09 \Rightarrow 57,300$ 円 = $97,600$ 円 (10円以下切り上げ)		基本分 $5,500 \times 1.38 = 7,590 \Rightarrow 7,600$ 円 $7,600 + 7,600 \times 0.0061 = 7,646.3 \Rightarrow 7,700$ 円 (10円以下切り上げ)			基本分 $48,150 + 48,150 \times 0.0061 = 48,443.7 \Rightarrow 48,450$ 円			基本分 $48,150 + 48,150 \times 0.0061 = 48,443.7 \Rightarrow 48,450$ 円						

(参考)改定時期のイメージ図

※再掲

老人保護措置費に係る支弁額等の改定時期のイメージ図

居住費60円														
処遇改善1.16%														
その他0.61%														
処遇改善6,000円									※					
処遇改善9,000円									×					
消費税									×					
時期	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月								

※各地方自治体のご判断で、令和6年度中に4ヶ月分に相当する改定を行う(上乗せを行う、2ヶ月延長する)ことは可能である。

☆奈良県御所(ごせ)市よりの確定通知分

御市社福第1712-1号
令和 6年 7月 1日

聖ヨゼフホーム
施設長 福井 修平 様

御所市社会福祉事務所
所長 畦本 英男

令和6年度老人保護措置費にかかる施設事務費支弁基準額の決定について(通知)

このことについて、令和6年4月1日から下記通知等を踏まえ、市内養護老人ホームの施設事務費支弁基準額を別紙(①令和6年4月以降 ②令和6年6月以降 ③令和6年8月以降)のとおり決定し、適用することとしましたので、通知いたします。

記

- 令和6年1月11日老高発0111第1号厚生労働省通知
- 令和6年3月26日厚生労働省事務連絡
- 令和6年1月12日総務省事務連絡

☆令和6年4月以降(1.38倍+0.61%+処遇改善6000円)※確定通知分

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年4月1日~				
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費								
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費			管理費	民間施設給与等改善費				
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ボイラ 技工上 費		入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費
158,156	216,979	155,880		17,000	11,940				1,750	30,409			
	192,074	24,905	155,880							24,254	3,731	1,865	559
										(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

参考:生活費

一般生活費	乙地 76,220円
被服費加算(4月1日現在)	1,380円
期末加算(12月1日現在)	6,280円
冬季加算(11月~3月)	2,600円
病弱者加算(一人当たり)	18,170円
入院患者日用品費(基準額)	31,950円
入院患者日用品費(冬期加算)	1,380円
加算の特例(限度額)	31,100円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年4月1日~				
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費								
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費			管理費	民間施設給与等改善費				
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ボイラ 技工上 費		入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費
198,734	273,327	155,880		17,000	48,450	11,940			1,750	38,307			
	246,822	26,505	155,880							30,552	4,700	2,350	705
										(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年4月1日~				
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費			特別事務費(各種加算)								
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費			管理費	民間施設給与等改善費				
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ボイラ 技工上 費		入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費
100,240	138,382	97,600		7,700	11,940				1,750	19,392			
	125,008	13,374	97,600							15,468	2,379	1,189	356
										(13%と2%の計15%) (1%) (0.3%)			

☆令和6年6月以降(1.38倍+0.61%+処遇改善6000円+1.16%)※確定通知分

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日~												
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費																	
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費												
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費									
158,156	219,398 194,424 24,974	157,960		17,000					1,750												
										30,748											
										24,524	3,773	1,886	565								
										(13%と2%の計15%)				(1%)	(0.3%)						

参考:生活費

一般生活費	乙地 76,220円
被服費加算(4月1日現在)	1,380円
期末加算(12月1日現在)	6,230円
冬季加算(11月~3月)	2,600円
病弱者加算(一人当たり)	18,170円
入院患者日用品費(基準額)	31,950円
入院患者日用品費(冬期加算)	1,380円
加算の特例(限度額)	31,100円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日~											
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費																
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費											
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費								
198,780	275,747 249,173 26,574	157,960		17,000	48,450	11,940			1,750											
										38,647										
										30,823	4,742	2,371	711							
										(13%と2%の計15%)				(1%)	(0.3%)					

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年6月1日~											
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費(各種加算)																
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費											
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費								
100,240	138,382 125,008 13,374	97,600		7,700					1,750											
										19,392										
										15,468	2,379	1,189	356							
										(13%と2%の計15%)				(1%)	(0.3%)					

☆令和6年8月以降(1.38倍+0.61%+1.16%※処遇改善6000円終了)※確定通知分

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算がない対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~											
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費																
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費											
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費								
158,156	218,259 193,317 24,942	156,980		17,000					1,750											
										30,589										
										24,397	3,753	1,876	563							
										(13%と2%の計15%)				(1%)	(0.3%)					

参考:生活費

一般生活費	乙地 76,220円
被服費加算(4月1日現在)	1,380円
期末加算(12月1日現在)	6,230円
冬季加算(11月~3月)	2,600円
病弱者加算(一人当たり)	18,170円
入院患者日用品費(基準額)	31,950円
入院患者日用品費(冬期加算)	1,380円
加算の特例(限度額)	31,100円

施設別事務費支弁基準額(一般分:障害者等加算対象者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~											
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費																
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費											
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費								
198,734	274,606 248,065 26,541	156,980		17,000	48,450	11,940			1,750											
										38,486										
										30,695	4,722	2,361	708							
										(13%と2%の計15%)				(1%)	(0.3%)					

施設別事務費支弁基準額(要支援・要介護該当者分)

施設の種類 施設名	養護老人ホーム 聖ヨゼフホーム	定員	50 (内、一般20)	事務費 その他	生活費 乙地	民間施設給与等 改善費区分	12.10年 B 16.3%	適用 区分	令和6年8月1日~											
前年度事務費	令和6年度事務費	一般事務費		特別事務費(各種加算)																
(月額)	(月額)	人件費		管理費	人件費				民間施設給与等改善費											
		一般	医師		障害者 等加算	夜勤体 制加算	ポイラ- 技士雇 上費	入所者 処遇特 別加算	単身赴任 手当加算	施設機 能強化 推進費	人件費	管理費								
100,240	138,382 125,008 13,374	97,600		7,700					1,750											
										19,392										
										15,468	2,379	1,189	356							
										(13%と2%の計15%)				0	(0.3%)					

聖ヨゼフホーム1.38倍(17年間の差額合計)した事務費の比較

①基本形(1.38倍) version	R5年度事務費	R6年度事務費	左記の差額
一般分障害者等加算がない対象者分	158,156	214,326	56,170
一般分障害者等加算対象者分	198,734	270,326	71,592
要支援・要介護該当者(特定施設契約者)分	100,240	137,452	37,212
②R6年4月～(+0.61%+処遇改善6000円) version			
一般分障害者等加算がない対象者分	158,156	216,979	58,823
一般分障害者等加算対象者分	198,734	273,327	74,593
要支援・要介護該当者(特定施設契約者)分	100,240	138,382	38,142
③R6年6月～(+0.61%+処遇改善6000円+1.16%) version			
一般分障害者等加算がない対象者分	158,156	219,398	61,242
一般分障害者等加算対象者分	198,734	275,747	77,013
要支援・要介護該当者(特定施設契約者)分	100,240	138,382	38,142
④R6年8月～(+0.61%+1.16%※処遇改善6000円終了) version			
一般分障害者等加算がない対象者分	158,156	218,259	60,103
一般分障害者等加算対象者分	198,734	274,606	75,872
要支援・要介護該当者(特定施設契約者)分	100,240	138,382	38,142
⑤R7年3月～(+0.61%+1.16%+入所者処遇特別加算) version			
一般分障害者等加算がない対象者分	181,790	251,102	69,312
一般分障害者等加算対象者分	222,365	307,449	85,084
要支援・要介護該当者(特定施設契約者)分	123,874	171,215	47,341

聖ヨゼフホーム 生活費の比較

	R5年度	R6年度	左記の差額
一般生活費 乙地	63,516	76,220	12,704
被服費加算(4月1日現在)	1,000	1,380	380
期末加算(12月1日現在)	4,510	6,230	1,720
冬季加算(11月～3月)	1,880	2,600	720
病弱者加算(一人当たり)	13,160	18,170	5,010
入院患者者日用品費(基準額)	23,150	31,950	8,800
入院患者者日用品費(冬期加算)	1,000	1,380	380
入院患者者日用品費(冬期加算)	22,500	31,100	8,600

※一般生活費に関しては、都度御所市と協議してきた。

H18年当初 50210円

1.1倍

H28年 55231円

1.15倍

R04年 63516円

1.2倍

R06年今回 76220円へ

令和6年3月26日事務連絡内容についての市町村よりの質問事項

質問事項①

地方交付税における「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」には、**担当する行政職員の費用**も含まれているのではないだろうか。

質問事項②

地方交付税における「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」には、**入所判定員会に要する費用(委員への報酬等)**も含まれているのではないだろうか。

質問事項③

Q7において、「適切な運営に資する改定の検討をお願いする」とされた上で、「養護老人ホーム被措置者1人当たり単価」の令和元年からの推移が記載されているが、**入所者本人や扶養義務者からの費用徴収額は考慮されているのだろうか。**

質問事項④

養護老人ホームの算入単価がH18からR5で「1.38倍」となっていますが、これまでに**処遇改善や消費税額アップに伴い改善した部分を一旦戻して(減額)してから1.38倍するという考え方**で良いのだろうか。

質問事項⑤

費用徴収額の改定も行うべきでしょうか。また、行うべきでないならば、その根拠についてご教示ください。

質問事項⑥

特別事務費、生活費に算入単価の伸び率を加算する根拠についてご教示ください。

質問事項⑦

令和6年2月から5月までの間、処遇改善加算分として6,000円の増額の考え方が示され、その後6月からは代えて処遇改善加算分として、1.16%を事務費等に加算する考え方が示されたが、両方の加算が意味するところが同じであるならば、**この6月以降の加算を実施せずに、6,000円の加算を継続する方法を本市では検討してます。**これについてアドバイス等ありましたらご教示ください。

質問事項⑧

三位一体改革により、平成17年度に養護老人ホームの支弁額の決定については一般財源化され、地方交付税による措置が講じられましたが、平成17年度ではなく、平成18年度の算入単価を使っていることに理由はありますか。

質問事項⑨

1.16%の処遇改善についてです。

一般事務費には入所者数20名を掛けているのに、特別事務費に入所者数を掛けていないのは、何故なのでしょう？（特別事務費も1名当りの月額単価では？）

※質問①～⑨に対する回答は、本レジュメの最後に掲載しています。

むすびにかえて

CS放送の経済番組！

日経CNBC

☆動画のご視聴はこちらから…
<https://yozefu-home.or.jp/news/new-wave/>

スマートフォンでもご視聴いただけます。
下記QRコードをカメラ機能等で読み取ってください。



『時代のニューウェーブ』にて放映！

※令和4年1/29(土)12:55～13:00

*「時代のニューウェーブ」って???

⇒時代の新しい波になるような商品やサービス、企業を紹介。

ヒット商品や新サービスの開発秘話などを織り交ぜながら、**経営理念**や**従業員の思い**を描いていく。

企業が伝えたいメッセージをわかりやすくダイレクトに伝える番組。

*番組(5分間)の内容

○養護老人ホームの**現状**や**存在意義**について

○聖ヨゼフ・ホームの**全面建て替え後の施設内**の様子

○当法人施設が大切にしている

「老いに寄り添い、いのちに寄り添う」について、**職員さん**や**利用者さん**の**インタビュー**も交えて取材された内容となっている。

法人理事
総合施設長

平 ひら

岡 おか

毅 たけし

社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフ・ホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア



ホームページ
QRコード

法人本部
〒631-0806 奈良市朱雀^{すざく}四丁目三番地一〇
TEL(〇七四二)七一一七七三三
FAX(〇七四二)七一一六二七二
携帯〇九〇一七八七五―七八四八
E-mail: hiraoka@yozefu-home.or.jp
<http://www.yozefu-home.or.jp/>



特別養護老人ホーム サンタ・マリア

〒631-0806
奈良市朱雀^{すざく}四丁目三番地一〇
TEL(〇七四二)七一一七七三三
FAX(〇七四二)七一一六二七二



養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム

〒639-2251
奈良県御所^{ごせ}市戸毛^{とうげ}五四一六
TEL(〇七四五)六七二〇一五
FAX(〇七四五)六七二〇〇二

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項①

地方交付税における「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」には、担当する行政職員の費用も含まれているのではないだろうか。

質問事項①の解釈として

⇒含まれていません。職員数については、5種類の補正のうち、「段階補正」で行われるものです。

この段階補正では、「65歳以上人口段階ごとの職員配置数表」により課長、職員A、職員Bの人数とその合計人数が定められています。それにより給与費などの財政需要額から単位費用(高齢者保健福祉費においては65歳以上人口1人に係る費用)が算出され、それを基礎として段階補正における補正係数が算出されます。(次々ページ参照)

地方交付税において、養護老人ホームにかかる費用である「養護老人ホーム保護費」は「高齢者保健福祉費」となり、この「高齢者保健福祉費」における職員数は「段階補正」で算出されますので、「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」に職員数は含まれません。

なお、高齢者保健福祉費に限らず、消防や保健、商工、徴税に関する費目でも、職員数は段階補正で定められています。

また、「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」は「密度補正」の中で定められている1つの係数になります。

この密度補正は、養護老人ホーム被措置者数のほか、介護サービス受給者数や生活支援ハウス施設数などの密度によって行われる補正です。そして、「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」は、この密度補正の算式において乗法(掛け算)となっていますので(足し算や引き算ではありませんので)、地方交付税の中に含まれているとなります。

ちなみに、その他の補正には下記3つがあります。

○普通態容補正:指定都市、中核市、一般市町村の相違による職能などによる補正

○事業費補正:地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金等の関係する補正

○65歳以上人口急増補正:65歳以上人口が急増した場合の補正

☆参考①

第四節 高齢者保健福祉費

単位費用 (65歳以上人口)	71,790円	測定単位	65歳以上人口
(75歳以上人口)	83,290円		75歳以上人口

第一款 65歳以上人口を測定単位とするもの

高齢者保健福祉費のうち65歳以上人口を測定単位とするものに適用する補正は、段階補正、密度補正、普通額率補正、事業費補正及び数値(65歳以上人口)急増補正Iである。

算式 段階補正係数×普通額率補正係数-(密度補正係数-1)+(事業費補正係数-1)+
(数値(65歳以上人口)急増補正I係数-1)

第一項 段階補正

測定単位である65歳以上人口の段階ごとの職員数を第一表のように定め、各段階における財政需要額を第二表のとおり積算して、当該財政需要額をそれぞれの段階の測定単位で除して得た単位当たり費用を基礎として、第三表のとおり段階補正係数算出表を定めた。

第一表 65歳以上人口段階ごとの職員配置表

65歳以上人口段階	区 分	職 員 数			合 計
		課 長	職 員 A	職 員 B	
2,600	人	—	2	9	11
3,700	人	—	2	11	13
6,300	人	—	3	14	17
9,600	人	1	4	16	21
31,000 (標準団体)	人	1	6	30	37
78,000	人	2	14	60	76
130,000	人	3	21	89	113
320,000	人	7	46	203	256
650,000	人	13	84	385	482

第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額 (単位：千円)

経費区分	人口段階									
	人	2,600	3,700	6,300	9,600	(標準団体) 31,000	78,000	130,000	320,000	650,000
給 与 費	人	61,210	71,340	94,340	121,250	207,710	431,180	641,720	1,450,140	2,722,260
65歳以上人口 比 例 経 費	人	142,386	202,627	345,913	525,734	1,697,685	4,271,592	7,119,320	17,524,480	35,596,600
その他の経費	人	38,475	41,478	59,855	76,632	316,120	337,863	435,947	827,614	1,110,749
一 般 財 源 計	人	242,071	315,445	499,221	723,616	2,221,515	5,040,635	8,196,987	19,796,234	39,429,609
単位当たり費用Z (円)	人	93,104	85,247	79,231	75,377	71,700	64,624	63,051	61,863	60,561
Z / 単位費用	人	1.299	1.189	1.105	1.051	1.009	0.901	0.879	0.863	0.846

市 高齢者保健福祉費(Ⅱ.5) (306)

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項②

地方交付税における「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」には、入所判定員会に要する費用(委員への報酬等)も含まれているのではないだろうか。

質問事項②の解釈として

⇒「地方交付税制度解説」の下にある「第二表 65歳以上人口段階ごとの財政需要額」の表(前頁の☆参考を参照のこと)において、左の「経費区分」に「その他の経費」があります。

そこで、下記URLの総務省HPにおいて確認したところ(ページ下方の「(3)その他の経費」)、この「その他の経費」には「物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金(中略)がある」とされています。

そして、「補助金等」は同総務省HPにて「～様々な団体等への補助金、報償費、寄附金等の補助費等」とされています。

【総務省HP】

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r05data/2023data/r05czb01-05.html#p010503

そもそも「報償費」とは、地方公共団体などの会計処理で使用される勘定科目の一つであり、役務の提供などによって受けた利益に対する代償を意味し、一定の行為にむくいるという性格をあわせ有していることから、「講師等の謝礼金」や「弁護士の弁護士料」などと解されます。（自治体でも表現は違えども同様の定義がされています）

上記のことから、入所判定委員会の委員報酬は報償費に位置付けられると考えられ、その報償費は段階補正でみられていることから、被措置者1人あたり算入単価に入所判定委員会委員の報酬等は入っていないということになります。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項③

Q7において、「適切な運営に資する改定の検討をお願いする」とされた上で、「養護老人ホーム被措置者1人当たり単価」の令和元年からの推移が記載されているが、入所者本人や扶養義務者からの費用徴収額は考慮されているのだろうか。

質問事項③の解釈として

⇒地方交付税は、標準団体*における基準財政需要額を算出し、それに人口や地域性などを考慮した各種補正が所定の算式によって行われている。

*合理的基準によって算定した標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源である基準財政需要額を算出するにあたり、標準的な条件を備えた仮想の地方公共団体として設定されるもの。人口、面積、行政規模が平均的なもので、自然的条件、地理的条件などが特異なものでないものを想定している。

例：人口の場合、都道府県で170万人、市町村で10万人など。

養護老人ホームにかかる費用が含まれる「高齢者保健福祉費」では、各種補正の中の「密度補正」において、「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」が定められている。また、あわせて「養護老人ホームに係る援護率」として、令和5年度の場合は「0.840」の係数が設けられている(次々ページ☆参考②算式を参照のこと)。

この援護率は、費用徴収基準に基づいて入所者本人または扶養義務者が負担する徴収額を考慮した係数であり、算式においては「養護老人ホーム被措置者1人当たり算入単価」や「養護老人ホーム被措置者数」に「養護老人ホームに係る援護率」が掛けられている。

令和5年度の場合、被措置者1人につき2,898,000円の費用とされているが、例えば、被措置者が100名いた場合、 $2,898,000円 \times 100名 = 289,800,000円$ の費用となる。しかしながら、実際には入所者本人または扶養義務者からの徴収額もあることから、☆参考②算式の一部にあるように、これに0.84を乗ずる算式となっている。

このように、地方交付税において、入所者本人や扶養義務者からの費用徴収額は考慮されており、それに伴って各市区町村の一般事務費等に反映される運用となっている。なお、地方交付税において入所者本人や扶養義務者からの費用徴収額が考慮されているとはいえ、実際に費用徴収基準に該当する者から徴収しないとする運用はされないことに留意する必要がある。

☆参考②

【地方交付税の高齢者保健福祉費における密度補正の算式：令和5年度の場合】⇐

(出典：総務省 HP 掲載資料 p61-62 https://www.soumu.go.jp/main_content/000934179.pdf)

$$\begin{aligned}
 (\text{密度補正係数}-1) &= \frac{I}{71,700 \text{円} \times A} \left[C \times 0.840 \times (B - 46 \times \frac{A}{31,000}) \right] \\
 &+ \frac{I}{71,700 \text{円} \times A} \left[(D \times F + E \times G + (D + E) \times H) - 1,466,530 \text{千円} \times \frac{A}{31,000} \right] \\
 &+ \frac{I}{71,700 \text{円} \times A} \left(I \times J - 34,456 \text{千円} \times \frac{A}{31,000} \right) \\
 &+ \frac{I}{71,700 \text{円} \times A} (K \times L + M \times N + O \times P) \\
 &= \left(\frac{0.840B \times 10}{A} - 0.012 \right) \times Q + \frac{3.450 \times D + 6.099 \times E}{A} - 0.660 \\
 &+ \frac{0.052 \times I}{A} - 0.016 + \frac{63.558K + 80.460M + 126.722O}{A}
 \end{aligned}$$

算式の符号

- A：当該団体の測定単位の数値
 B：当該団体の令和5年4月1日現在の養護老人ホーム被措置者数
 C：養護老人ホーム被措置者一人当たり単価 2,898,000円
 D：当該団体の居宅介護サービス等受給者数※
 ※ 居宅介護サービス受給者数と地域密着型介護サービス受給者数の合計数
 E：当該団体の施設介護サービス受給者数
 F：居宅介護サービス受給者及び地域密着型介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 233,100円
 G：施設介護サービス受給者一人当たりの介護給付費負担金単価 423,600円
 H：介護サービス受給者一人当たりの介護保険事務費単価 14,300円
 I：補正後介護保険軽減強化者数
 補正後介護保険軽減強化者数の計算方法は、次の算式によって所得段階別1号被保険者数に補正率を乗じたものとする。
 (算式) = (第1段階被保険者数) × 1.00 + (第2段階被保険者数) × 1.25 + (第3段階被保険者数) × 0.25
 J：補正後介護保険軽減強化者数一人当たり単価 3,762円
 K：年間平均利用者が8人以下の生活支援ハウス施設数
 L：Kに係る1施設当たりの運営費単価 4,557,000円
 M：年間平均利用者が6～10人の生活支援ハウス施設数
 N：Mに係る1施設当たりの運営費単価 5,769,000円
 O：年間平均利用者が11人以上の生活支援ハウス施設数
 P：Oに係る1施設当たりの運営費単価 9,086,000円
 Q：4.042
 0.840：養護老人ホームに係る援護率
 46人：標準団体における養護老人ホーム被措置者数
 1,466,530千円：標準団体において算入されている介護給付費負担金及び介護保険事務費の額
 34,456千円：標準団体において算入されている保険料軽減強化に係る負担額

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項④

養護老人ホームの算入単価がH18からR5で「1.38倍」となっていますが、これまでに処遇改善や消費税額アップに伴い改善した部分を一旦戻して(減額)してから1.38倍するという考え方で良いのだろうか。

質問事項④の解釈として

⇒基本的な考え方として、一般事務費(人件費・管理費)及び特別事務費(障害者等加算・夜勤体制加算・入所者処遇特別加算・施設機能強化推進費)に関して、従前より地方交付税措置されていることから、地方交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たり単価相当に沿った増額(1.38倍)を実施する。

※単価改定が望ましいが従前のような算式算入も可能と思われる
 また、一般生活費等についてもH18年よりの増額分を一旦戻して、(上記同様)1.38倍とするということになる。

※「1.38倍」の増額をした場合は、これまでの処遇改善(9000円相当)分や消費税増税に伴い改善した分は包摂される形となる。

(参考)改定時期のイメージ図

老人保護措置費に係る支弁額等の改定時期のイメージ図						
居住費60円						→
処遇改善1.16%						→
その他0.61%						→
処遇改善6,000円						→
処遇改善9,000円						→
消費税						→
時期	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月

※各地方自治体のご判断で、令和6年度中に4ヶ月分に相当する改定を行う（上乗せを行う、2ヶ月延長する）ことは可能である。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項⑤

費用徴収額の改定も行うべきでしょうか。また、行うべきでないならば、その根拠についてご教示ください。

質問事項⑤の解釈として

⇒費用徴収額の改定は行うべきではないと考えますし、そもそも行うべき理由・根拠が見当たりません。

今回の支弁額等の改定に関する1/11と3/26の厚労省通知の主な内容は、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応です。その中で、3/26通知では近年に支弁額等の改定を行っていない自治体に対して、「更なる対応を含めて、適切な運営に資する改定の検討をお願いする」としたうえで、過去5年の地方交付税算定における養護老人ホーム被措置者数1人当たりの単価の推移が示されております。

この単価は、養護老人ホームへ1人を措置した場合にかかる費用（年額）であり、措置という行政処分の性格を鑑みれば、措置した行政側から措置を委託した先へ支払われるべき費用となるものです。

また、この費用単価を平成18年と令和5年で比較すると1.38倍になっております。この単価上昇は、最低賃金や物価指数の上昇、ここ最近の物価高騰等を考慮しているものと考えられます。したがって、厚労省通知では近年に改定していない自治体とありますが、一般財源化以降、一度も改定を行っていない自治体も当然ながら、その対象となります。

一方、費用徴収額は被措置者や扶養義務者の年収等で決定されるものであり、そもそも地方交付税措置される今回の支弁額等の改定と関係はありません。また、最低賃金や物価指数の上昇等を考慮する側面も考えられますが、費用徴収基準では例えば被措置者の場合、150万円以上は計算式によって超過する分の徴収額が決められるため、費用徴収額を改定することに意味はないといえます。

さらに、それらを踏まえ、養護老人ホームへ入所される方の経済的理由を考慮すれば、措置する側の行政としてその意義があるのか、それが適正なのか定かではありません。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項⑥

特別事務費、生活費に算入単価の伸び率を加算する根拠についてご教示ください。

質問事項⑥の解釈として

⇒地方交付税には養護老人ホームへ1人を措置した場合にかかる費用(年額)が算入されており、当然ながら、その中には一般事務費だけではなく特別事務費や生活費等の分も含まれているため、養護老人ホーム被措置者数1人当たりの単価の伸び率(いわゆる1.38倍)を適用させることとなります。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項⑦

令和6年2月から5月までの間、処遇改善加算分として6,000円の増額の考え方が示され、その後6月からは代えて処遇改善加算分として、1.16%を事務費等に加算する考え方が示されたが、両方の加算が意味するところが同じであるならば、この6月以降の加算を実施せずに、6,000円の加算を継続する方法を本市では検討しています。これについてアドバイス等ありましたらご教示ください。

質問事項⑦の解釈として

⇒今回の支弁額等の改定は、令和6年度介護報酬改定を踏まえた対応が求められています。そのうえで、処遇改善6,000円分は「介護職員処遇改善支援事業等」であり、令和6年5月分までです。そのため、仮にそれを6月以降も継続した場合、介護報酬改定の処遇改善0.98%（今回の支弁額等の改定における1.16%）を踏まえた対応とは言えず、地方交付税措置の観点からしても適切でないといえます。したがって、従前の処遇改善9,000円分に一旦は6,000円分を上乗せし、その後、再度9,000円に戻したうえで、1.16%分を計上する対応が求められます。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項⑧

三位一体改革により、平成17年度に養護老人ホームの支弁額の決定については一般財源化され、地方交付税による措置が講じられましたが、平成17年度ではなく、平成18年度の算入単価を使っていることに理由はありますか。

質問事項⑧の解釈として

⇒一般財源化以降、一般事務費等の額が示された通知である「老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について」が平成18年に発出され、その中で、一般事務費基準額は「平成18年4月以降適用」とされています。また、この通知では一般事務費だけではなく、各種加算等の金額も示されています。このことから、平成18年度を基準に考えております。

令和6年3月26日事務連絡内容についての質問事項

質問事項⑨

1.16%の処遇改善についてです。

一般事務費には入所者数20名を掛けているのに、特別事務費に入所者数を掛けていないのは、何故なのでしょう？（特別事務費も1名当りの月額単価では？）

質問事項⑨の解釈として

⇒まず、1.16%分について、3/26厚労省事務連絡では、「**処遇改善総額(月額)については、養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費(中略)のうち、一般入所者の利用分に係る費用の1.16%に相当するもの**」としたうえで、次の計算方法と例示が記載されています。

ア 養護老人ホーム

毎月の支弁額のうち、以下の事務費の合計×1.16%(0.0116)によって「処遇改善総額」(月額)を求める。

- ・一般事務費
- ・特別事務費(民間施設給与等改善費、降灰除去費、除雪費、介護保険料加算、介護サービス利用者負担加算を除く。)

なお、特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの場合、特定施設入居者生活介護の対象となる利用者分の事務費については除外する。その場合、一般事務費の基本分の単価については、従前の入所者数区分のものを継続する。

(例) 特定施設入居者生活介護の指定を受けており、入所者数が一般30人、特定20人、合計50人の場合、基本分については41人～50人の単価で、30人を乗じたもので処遇改善額を計算する。

- ・基本分 $75,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 2,274,000 \text{ 円}$
- ・支援員分 $31,800 \text{ 円} \times 30 \text{ 人} = 954,000 \text{ 円}$
- ・処遇改善額 $(2,274,000 + 954,000) \times 1.16\% (0.0116) = 37,445 \text{ 円}$

※一般事務費の金額として、老人保護措置費支弁基準の数値を例示しているが、実際の計算は各自治体が定めている単価に、「②その他分について(令和6年4月以降実施)」で示している改定を反映させたものに基づいて実施するほか、特別事務費を加えること。

ここでは、一般事務費(月額)には人数を掛けていますが、特別事務費の計算式は示されておりません(理由は各加算等が年額や月額など個々にバラバラで統一されていないからと想定されます)。

しかしながら、①ここで求められる処遇改善総額は月額であること、②その対象は養護老人ホームの老人保護措置費に係る事務費とされていること、③一般事務費(月額)には対象人数が掛けられていること、これら3点から特別事務費も一般事務費と同様の考え方・計算式で求められるべきといえます。

すなわち、例えば、夜勤体制加算のように年額だった場合は月額に直して計算することや、障害者等加算のように入所者(対象者)1人当たりの場合は、一般入所者(対象者)の人数を掛けて算出することが適当といえます。

そのうえで、自治体としての対応(算出)方法は大きく次の2つがあるかと思われます。

(1) 処遇改善総額を別枠として算出

例えば、夜勤体制加算のように1施設あたりの年額だった場合、「÷12」で月額を求めます。また、障害者等加算のように対象者1人当たりの月額の場合は、その対象者分の月額総額を求めます。そして、一般事務費分の合計にそれら特別事務費の合計を足し合わせ、老人保護措置費の事務費としての合計額を出し、それに1.16%を掛けた処遇改善総額を、従前の「処遇改善加算」と同様な形(別枠)で算出する方法です。

※計算式: (一般事務費の合計 + 特別事務費の合計)
= 老人保護措置費の事務費の合計額(月額) × 1.16% (0.0116) =
処遇改善総額

(2) 支弁基準額として算出

例えば、夜勤体制加算のように1施設あたりの年額だった場合、まずは「÷12」で月額を求め、その月額を「÷入所者数」で入所者1人当たり単価を求めた上で、「1.16%」を掛けて算出する方法です。また、障害者等加算のように対象者1人当たりの月額の場合は、その月額に「1.16%」を掛けて算出することとなります。

講 義	13:30~14:30【60分】
テ ー マ	「どうなる?どうする!これからの令和な養護老人ホーム! ~お一人おひとりへの生涯支援という視点から看取り介護に至るまで~」
講 師	平岡 毅 氏

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

北海道老人福祉施設協議会(養護老人ホーム検討委員会) 令和6年度 養護老人ホーム職員研修会

「どうなる？どうする！これからの令和な養護老人ホーム！」
～お一人おひとりへの生涯支援という視点から
看取り介護に至るまで～

2024. 10. 11(金)PM

 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
副部会長 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

聖ヨゼフ・ホームの概要

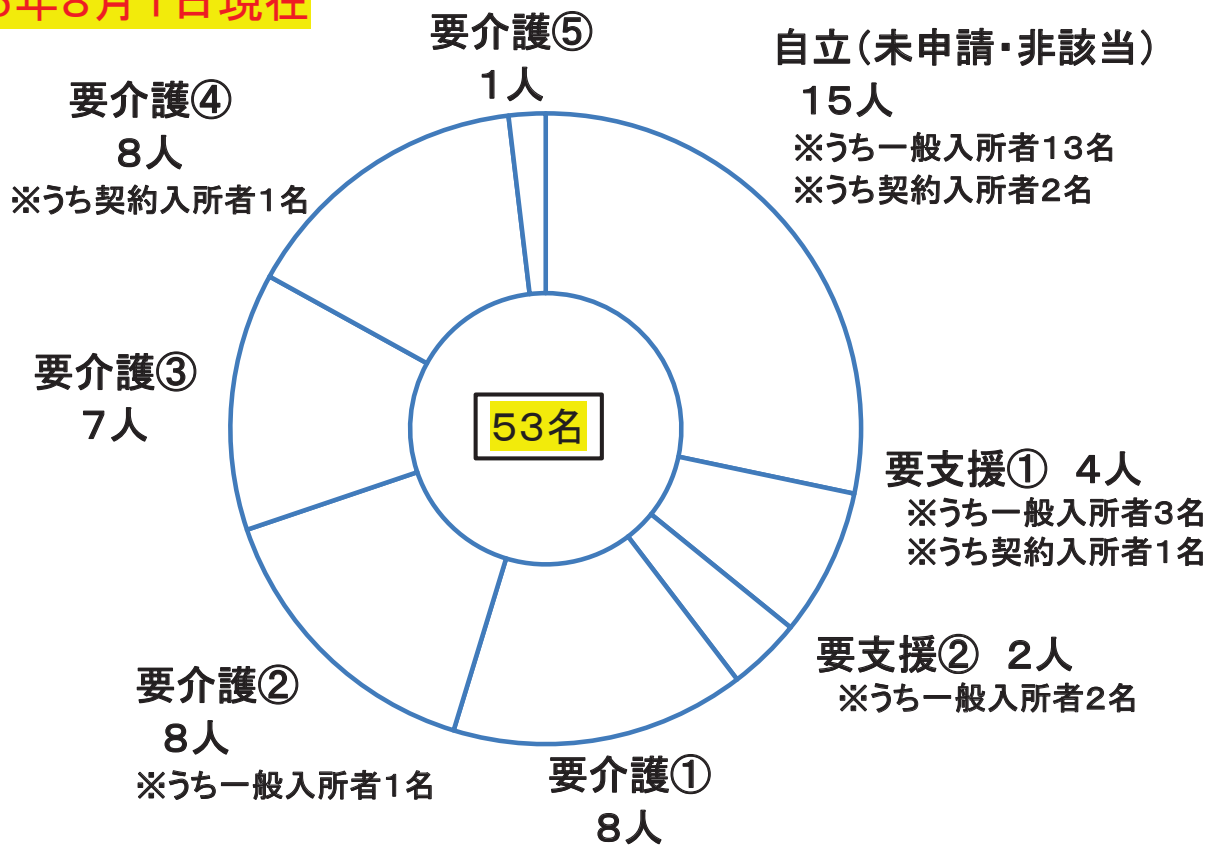
- 設立 S36年12月
- 養護定員50名(現員⇒男性13名、女性36名=**49名**)
- 生活管理指導短期宿泊事業 定員2名(現員⇒0名)
- 契約入所(現員⇒4名※男性2名、女性2名)
- H18年6月 外部サービス利用型特定施設に転換
(特定施設入居者生活介護事業県知事指定)
※特定施設入居者生活介護事業所契約者**15名前後**
(訪問介護事業県知事指定)
- H28年7月 一般型特定施設に類型変更
(訪問介護事業廃止届提出⇒7月末にて事業廃止)
※特定施設入居者生活介護事業所契約者**30名以下**

一般入所者数(措置)①9名と

(一般)特定契約者数③1名(措置③0) + 契約入所者①) と

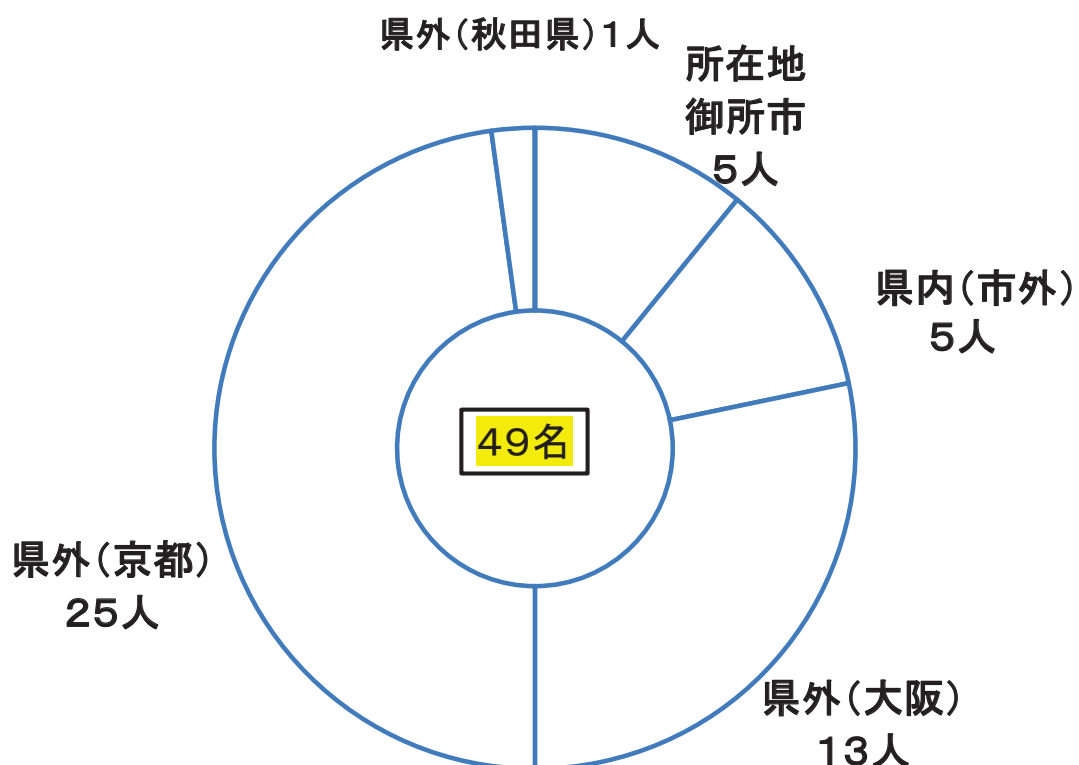
契約入所者③名の状況

※令和6年8月1日現在



措置実施機関先(県内外)の状況

※令和6年8月1日現在





利用者と談笑する福井修平副施設長



新施設の玄関。シンガポールのもみの木(中央)を植樹した

平岡啓吉施設長は、13年前にオーストラリア研修で感動を受けた、高齢者の住み心地や職員の勤務を考えた施設づくりを意図したと話す。施設は介護保険(特定施設入居者生活介護)の指定を受けており、ユニットで要介護高齢者を受け入れる。要介護者向けの機械も揃えていくとある。

「どんな人も断らない」新施設で法人理念を實踐
奈良県所市の社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホームは、3期3年弱に及ぶ建て替え事業を終え、10月に新施設をスタートした。4ユニットを受け入れる専用棟を、法人理念「どんな人も断らない」を實踐する。一互、養護老人ホームめぐっては、金、補助金不足で建て替えるが難い状況も生じている。(塩田新)

新施設は木造平屋で、面積2,015平方メートル、定員52人短期入所専用。職員52人短期入所専用。時間も着目して、前と同じ場所を建て替えて、こだわった。「同敷地内に幼稚園があり高齢者と園児の交流は絶対ない(塩田新)。(奥本史雄施設長)

利用者の状態や特性にあった支援、施設づくり

奈良県所市 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム 養護老人ホーム聖ヨゼフ・ホーム



▲スタンダグラスが美しい多目的ホール「マリスタホール」... ▲木々の影が感じられる養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」の玄関... ▲落ち着いた雰囲気のある食堂は、隣接する廊下などにも視界の確保に留意し、子どもたちが遊ぶことができることのできる

「どんな人も断らない」福祉理念を實踐
福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された奈良県所市にある養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」を取りあげます。同施設は、利用者の状態や特性にあった支援、施設づくりを行うことにより、「どんな人も断らない」という福祉理念を實踐しています。施設概要や取り組みについて取材しました。

新施設は木造平屋建てで、延床面積は約4,500㎡となり、建物には木の温もりが感じられること、また、探光にあふれた開放的な空間が特徴となっている。福祉的・養護的な使命である「どんな人も断らない」を實踐するため、居住スペースは利用者が13、14人を1ユニットとする4つのユニットをつくること。このうちの2ユニットは特定入居者の契約をし、要介護高齢者を受け入れ、介護に特化したユニットは、転倒時のリスクを軽減する床敷のフロアや移乗用リフト、機械浴などを導入し、職員が勤務を効率的に導く工夫をしている。残りの2ユニットは、認知症や精神疾患のある高齢者も、比較的元気な高齢者や要介護高齢者に分けて受け入れることで、利用者の状態や特性にあった対応ができる施設づくりにあつた。
(平岡副施設長)



▲手杖を添えることのできる歩道のほか、階段周辺にはワッドコアマットを敷いた両側歩道をつくり、利用者の歩行安全にも配慮している。



▲居間は、すべて個室で床に低床電動ベッドを導入



▲4つのユニットは、既モダ、南フランス風、オーストリア風とそれぞれに趣が異なる高品質をつくった



▲利用客が選べるメニューの充実、地域住民がくつろげるお茶会などワッドコアをつくり、地域交流の場として活用している



養護老人ホーム 施設長
藤野 修平

「話を聴くという行為は、人の心を開き、心を開くという行為は、人を救うことにつながる。話を聴くという行為は、人を救うことにつながる。話を聴くという行為は、人を救うことにつながる。」

地域共生社会の実現に向け、なくてはならない存在

社会福祉法人カトリック聖ヨゼフホーム
法人理事・総合施設長 平岡 毅氏



養護老人ホームは、社会的なニーズがますます高まっている時代であり、現在はサービス付き高齢者向け住宅やケアハウスなどを、利用したくても利用できない低所得の方や家族を養育することができない人、精神疾患や発達障害、知的障害がある方など、これらの事情により行き場のない方の利用が増えてきています。そのときのベッドの状況で一人の人生や家族の人生が大きく変わってしまうことを福祉の担い手として重く捉えなくてはならないと思います。生きづらさのある人や行き場のない人を受け入れるという養護老人ホームは、地域共生社会の実現に向けてなくてはならない存在であり、そのような考えを共有していくことに取り組んでいきたいと考えています。

CS放送の経済番組！

日経CNBC

『時代のニューウェーブ』にて放映！

※令和4年1/29(土)12:55～13:00

☆動画のご視聴はこちらから…
<https://vozefu-home.or.jp/news/new-wave/>

スマートフォンでもご視聴いただけます。
下記QRコードをカメラ機能等で読み取ってください。



＊「時代のニューウェーブ」って???

⇒時代の新しい波になるような商品やサービス、企業を紹介。ヒット商品や新サービスの開発秘話などを織り交ぜながら、**経営理念や従業員の思いを描いていく。**企業が伝えたいメッセージをわかりやすくダイレクトに伝える番組。

＊番組(5分間)の内容

- 養護老人ホームの**現状や存在意義**について
- 聖ヨゼフ・ホームの**全面建て替え後の施設内の様子**
- 当法人施設が大切にしている「**老いに寄り添い、いのちに寄り添う**」について、**職員さんや利用者さんのインタビュー**も交えて取材された内容となっている。

北海道老人福祉施設協議会(養護老人ホーム検討委員会)
令和6年度 養護老人ホーム職員研修会

☆再び

「どうなる？どうする！これからの令和な養護老人ホーム！」
～お一人おひとりへの生涯支援という視点から
看取り介護に至るまで～

2024. 10. 11(金)PM

 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
副部会長 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

～本日の学びとわかち～

*参考情報

○奈良県主催「養護老人ホームセミナー」について

*養護老人ホームにおける現状と課題について

○入所者の**重度化**、**認知症高齢者**や**精神疾患等**への
対応、**生活ニーズの多様化**

○養護老人ホームでの**看取り(介護)**について

*令和な養護老人ホームへのチャレンジ

○介護保険制度の利活用のススメ

(養護老人ホームの“**介護**”に関する**対応**として)

○「**もうひとつの福祉**」としての**契約の入所**

○**居住支援法人**の指定、**自立準備ホーム**の登録

*この先5年、10年、20年後の

『**強くて優しい“令和な養護老人ホーム”**』の在り方について

11/9参議院内閣委員会での上月参議院議員の質疑。
54分45秒～57分35秒。



☆参考

**養護老人ホームの入所措置に係る市町村担当課会議
(令和6年度 奈良県主催 第3回養護老人ホームセミナー)**

「養護老人ホーム入所措置マニュアル案」の解説

～養護老人ホームの使命と役割(高齢者福祉のセーフティーネット)
を自治体と施設双方にて確実に“つなぐ”ために…～

2024. 07. 22 (月)

JS 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
副部会長 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

養護老人ホーム

入所措置マニュアル(案※たたき台)

←

←

←

←

令和6年〇月

←

←

←

←

←

←

←

←

目次

I はじめに

- 1 養護老人ホームとは
- 2 養護老人ホームの社会的役割と今後の課題について

II 措置の実務

- 1 措置の基準について
 - (1) 老人ホームへの入所等
 - (2) 65歳未満の者に対する措置
 - (3) 具体的入所要件
 - (4) 措置の受託義務
 - (5) 措置の実務者
- 2 措置までの事務について
 - (1) 入所申込から措置まで
- 3 措置後の事務について
 - (1) 措置後の訪問調査
 - (2) 措置の変更
 - (3) 措置の廃止
 - (4) 葬祭の委託

III 老人保護措置費

- 1 老人保護措置費の定義
- 2 老人細措置費の算定方法
- 3 措置費の支弁方法
- 4 措置状況の変更等
 - (1) 入院の場合
 - (2) 死亡による退所等の場合
- 5 各種加算について
- 6 財政的措置について

IV 費用徴収について

- 1 入所者本人分
 - (1) 費用徴収額の算定方法
 - (2) 「対象収入」について
 - (3) 収入として認定するもの
 - (4) 収入として認定しないもの

- (5) 必要経費
- (6) 年度途中で収入や必要経費に著しい変動があった場合の取扱い
- (7) その他
- 2 扶養義務者分
 - (1) 費用徴収額の算定方法
 - (2) 費用徴収される者
 - (3) 費用徴収される者に該当するかの確認方法
 - (4) 主たる扶養義務者の負担能力に著しい変動があった場合の取扱い
 - (5) その他
- 3 その他
 - (1) 被措置者が死亡した場合
 - (2) 主たる扶養義務者が死亡した場合
 - (3) 徴収金の額に誤りがあった場合

V 措置の現状と課題

- 1 市町村における措置の状況について
 - (1) 令和5年4月1日時点の措置状況
 - (2) 令和元年度から令和4年度の新規措置の状況
 - (3) 処遇困難ケースに係る新規措置の状況
- 2 養護老人ホームにおける受入体制について
- 3 措置控えの問題について
 - (1) 措置控えとは
 - (2) 措置控えに対する市町村と施設の認識の違い
 - (3) 措置控えに対する認識の違いが発生する原因
 - (4) 措置控えの解消に向けて
- 4 措置を行うべき者について
 - (1) 措置の必要性の判断
 - (2) 生活保護制度との関係
- 5 処遇困難ケースにおける措置の実例
 - (1) 要介護3以上の方について
 - (2) 認知症の方について
 - (3) アルコール依存の方について
 - (4) 精神疾患の方について
 - (5) セルフネグレクトの方について
 - (6) 生活保護受給者について
 - (7) 65歳未満の方について

VI 養護老人ホームを活用するための取組

- 1 契約入所について
- 2 地域における公益的な取組について

VII 資料編

- 1 様式集
- 2 市町村担当課一覧
- 3 県内の養護老人ホームの紹介
- 4 他の高齢者関係施設について
- 5 関係通知

『養護老人ホームを取り巻く現状と課題』

～地域共生社会の実現に向けた養護老人ホームの使命と役割～

2023. 08. 09 (水)

 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
副部長 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

☆参考 ～セミナーでの学びとわかちの内容～

* 県内養護老人ホームにおける現状について

○12施設の8月1日現在の措置受入れ状況

* そもそも論！養護老人ホームとは？(おさらい)

○施設概要・入所者像の変化

○入所までの流れ・実際の入所事例

* 養護老人ホームとしての契約入所について

○「目的外使用」の回避策としての契約入所

○単なる契約入所ではなく、こだわりある契約の入所を...

* むすびにかえて

☆参考

令和4年度 奈良県主催 第1回養護老人ホームセミナー

『養護老人ホームについての 改めての学びとわかち』

～地域(包括ケアシステム)での養護老人ホームの使命と役割～

2022. 08. 09 (火)

 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
Japanese Council of Senior Citizens Welfare Service

介護保険事業等経営委員会
養護老人ホーム部会
幹事 平岡 毅

施設所在地(奈良県御所(ごせ)市・奈良市)
社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長 平岡 毅

☆参考

～本日の学びとわかち～

□県内養護老人ホームにおける現状について

☆12施設の8月1日現在の措置受入れ状況

□そもそも論！養護老人ホームとは？(おさらい)

☆養護老人ホームの機能の変化

☆養護老人ホームでの介護保険制度の利活用

□養護老人ホームの使命と役割について

☆入所者像・措置にて繋がる事例など

☆措置に繋がらない方への福祉的アプローチ「契約入所」

☆措置に繋がらない方の入居先として...の警笛！

☆参考(R4とR5) ～セミナー事後アンケートより※抜粋～

- 参加して良かったです。養護老人ホームをとりまく現状や課題を知ることができて良かったです。
- 今年度から担当しており、まだまだ分からないことばかりで、今回のセミナーを通していろいろ学ぶことができました。このような場があると、新しいことも知ることができ、情報共有することで知識が深まるので、またセミナーがあれば、ぜひ参加したいです。
- 参加して大変良かったです。他市町村の方や施設の方とお話できる機会がほとんどないので、こういう場で様々な意見を聞くことができ、勉強になりました。
- 養護は身の回りのことは自分で出来る人が対象なので介護度がついてると入れない、というのが共通認識でした。ほかにも出来るだけ養護では受け入れないように対応することが根底にあったのですが、昨年のセミナー受講でそれらが誤った認識であることを教えていただきました。他市町村の措置事例など、大変参考になりました。
- 養護の重要性、窓口での対応について改めて認識することが出来ました。今年はさらに窓口での対応をもっと柔軟にすべきだと再認識させていただきました。 ※他大好評な意見多数でした！

☆参考(R6)

自由意見欄の記述内容(養護職員さん)

- 意見交換における気づき
 - ・市区町村の養護担当が2～3年で代わる為、殆どの業務が初めてで、制度も複雑な為、相談を受けてもどう対応すれば良いか判断できなく困っておられる。
 - ・包括や在宅ケアマネに相談し対処してもらっておられ、措置の選択がない様。
 - ・町村において、「措置はしない」という暗黙のルールがあるようです。措置をすると財政を圧迫する、措置をしなければ支出削減できたと間違っって認識されている。
 - ・担当者は数年で異動があり、暗黙のルールを変えるのは難しいかもしれません。担当課を統括されている管理職の方へのアプローチが必要と感じました。
 - ・意見交換させていただいた市担当者は、正しく制度を理解され、必要に応じて措置とそれ以外の制度に対応されていることが理解できました。

* 養護老人ホームにおける現状と課題について

○入所者の重度化、認知症高齢者や精神疾患等への対応、生活ニーズの多様化

～養護老人ホームの職員さんの声ある叫び声～

入所者の
重度化

認知症高齢者の
増加と対応

精神疾患等
高齢者の増加と
対応

生活ニーズの
多様化

アルコール

喫煙

他人の物品を
取込む

他者とのトラブル

入浴・食事の
拒否

高次脳機能
障害

発達障害

ほぼ毎日
通院支援

全国“困難”事例検討会での事例(タイトル)テーマ

※事例(提出)表題のルール⇒入所者への対応を中心としたテーマ

- 人に対して強い不信感を持たれている方への対応
- 飲酒による規則違反について
- 統合失調症で日々不安・不穏状態が続く方の対応
- 周囲に対して威圧的な態度をとる女性入所者の対応について
- 入浴拒否への対応について
- 日々施設職員が対応に追われるが、根本的な解決が困難なことについて
- 入所者同士の物や金銭のやりとりについて
- 認知症と脱抑制の方への対応について
- こだわりが強く拒否も多く、意に沿わないと暴力的な言動がある知的障害者への対応
- 妄想性障害の疑いがある利用者への対応について
- 他利用者に対し支配的で、自分の意思に反することは受入れることが難しい方への支援
- 食事の拒否への対応について
- 特定職員への暴言の対応について
- 精神不安定と妄想的な発言で入退院を繰り返している方への対応
- 入所者が自身を職員と思い込んでいる入所者への対応について
- 糖尿病に対しどう向き合うのか、その対応について
- お金はあるだけ使い、他の利用者にお金やお菓子を無心する入所者への対応について
- 暴言・暴力のある利用者の対応について
- 二人部屋での同室者とのトラブルや物盗られみられる。(一人部屋になるために意識的に?)
- こだわりや自己主張が強く、施設のルールが守れないご利用者の対応について
- 統合失調症の妄想対応について
- アルコール依存傾向の入居者への対応について

- 喫煙者への対応について
- 入院中、退院後の対応について
- ADL、認知機能等状態が大きく異なる入居者様の集団生活への対応について
- 自分の思い通りにならない共同生活への不満・苦情について
- 特定の利用者(一方的)、対人トラブルが原因で苦情、不満、不調の訴え頻繁
- 寒さに対するこだわり、お菓子に対する執着、施設内備品に対する収集癖
- 周囲の利用者を巻き込んだ人間関係のトラブルについて
- 精神疾患のある入所者による入浴拒否への対応について
- 特定の女性利用者に対する執着心への対応について
- 食事や健康面、女性に対する強いこだわりと性格の対応について
- 難聴によりコミュニケーションが難しい利用者さんの、他者とのトラブルへの対応について。
- 利用者対人トラブルについて
- 入居した事に対して不満、(制約が多すぎる)
- 共同生活が苦手、不満や悩みからストレスを感じやすい利用者への対応について
- 身寄りがない入所者の医療同意について
- 責任感が強いがゆえの問題点についての対応
- 夜間時に自傷行為(未遂)をする方への対応について
- 認知症の進行による幻視・幻聴
- 施設を出て川で作業をしたいと無断外出を繰り返す利用者への対応について
- 施設内マナーの対応について
- 入所者同士の強い被害妄想への対応について
- 認知症による収集癖について

◆“困難”事例検討会の趣旨

○養護老人ホームは、措置施設として課題を抱える高齢者への生活支援を行ってきた一方、入所者の重度化や生活ニーズの多様化、生活環境の変化などにより入所者や職員がその状況に耐え忍んでしまう場面・ケースが多くなってきています。

○本研修会では、入所者や職員が困ったり悩んだりしている事例を参加者が持ち寄り、解決策やその方向性を検討しわかち合うことで、支援技術の向上を図る共に、日々の支援内容の振り返りや情報共有・情報交換による新たな「気づき」を得ることを目的に行います。

○“困難”事例検討会のいわゆる“困難”の意味とは？



「困った人」や「わがまま(自己中)な人」...という表現や言動は、対人援助(専門)職＝福祉施設職員としては、不適切かと考えます。

正しくは→「**困っている**」のは、**職員さんではなく...ご本人**。その「(環境に馴染めず)困っている」という**ご本人に対して、どう支援(対応)したら良いのかと「悩んでいる...」のが職員さん**である！という解釈。

『認知』という言葉の葉の意味を確認！

※辞書的意味(大辞林より)

- ①それとしてはっきりと認めること。「目標を一する」
- ②法律上の婚姻関係にない男女の間に生まれた子を、親が戸籍法の手続きによって、自分の子とする。認知されるとその子は非嫡出子となる。自発的に行うことを任意認知、裁判による場合を強制認知という。
- ③生活体が対象についての知識を得ること。また、その過程。知覚だけでなく、推理・判断・記憶などの機能を含み、外界の情報を能動的に収集し処理する過程。

だから、『認知』=『認知症』ではないということに留意！

物忘れと認知症の違いは？

○記憶力は20代をピークに加齢とともに低下していくもの。

多くの人は60歳頃になると記憶力に加えて判断力・適応力などに衰えがみられるようになり、知能の老化が始まります。

※記憶力の老化が進行し物忘れが多くなるのもこの時期だが、この物忘れは加齢に伴うごく自然なもので、認知症の症状ではない！

○加齢に伴う物忘れとは？

例えば「うっかり約束の時間を忘れてしまう。」「印鑑をどこにしまったか忘れてしまい、探している。」などです。健康な人の物忘れの場合、「約束をしたこと」、「印鑑をしまったこと」自体は覚えています。つまり「自分が忘れている」こと自体は覚えています。

○認知症の症状としての物忘れとは？

約束した「**そのこと自体**」を忘れたり、印鑑をしまった「**そのこと自体**」を忘れたりすることです。体験自体を喪失しているので、理由が分からず「約束なんかそもそもしていない」とか「印鑑がないじゃないか。きっと盗まれたんだ！」と怒ることがあるのです。

認知症に伴う症状 ①

- 認知症症状は**中核症状**と**周辺症状**の2つに分けて捉えられてきた。
- 最近では、**周辺症状**を**BPSD**とほぼ重なる概念として呼ぶことが多い。

☆中核症状(必ずみられる症状)

⇒記憶障害を含む認知機能障害のことをいう。
※ほとんどすべての認知症において現れる症状。

記憶障害

見当識障害

実行力障害

失認

失行

失語(言語障害)

その他

性格・素質

生活環境・心理状態
(不安感、焦燥感、被害感、身体不調、ストレス、など)

☆認知症の行動・心理症状(BPSD)

⇒認知症患者に現れる、知覚や思考内容、気分あるいは行動の障害のことを指す。

せん妄、徘徊、抑うつ、不潔行為、帰宅願望、不穏、異食、幻覚、妄想、攻撃的言動、ケアへの抵抗、性的逸脱行為、危険行為、作話、無為、無力など

☆周辺症状(随伴症状)

⇒環境要因、身体要因、ケアなどの人間関係などによって多様な形で現れる症状。
※問題行動、異常行動と呼ばれることが多い。

☆参考

認知症に伴う症状 ②

必ずみられる症状(中核症状といいます)

<p>記憶障害</p>	<p>○認知症による記憶障害は、「自覚のない物忘れ」である。 ⇒今話をしたこと、今食べたこと等、直前の行動について記憶がなく、物忘れについての自覚がない状態。</p> <p>○脳血管性認知症の場合・・・比較的古い記憶については相当に症状が進行するまで残っている。 ⇒若い頃からの仕事や生活習慣による行動であるとの確に対応することができたり、昔の体験を繰り返し話すといったことがみられる。特に女性の場合、家事については重度であっても可能である場合が多い。</p>
<p>見当識障害</p>	<p>○記憶障害によって、自分の過去と現在を結びつけることができなくなることからその間の時間の経過が抜けてしまうことになる。 ⇒たとえば、自分が年齢が80歳であっても40歳、30歳などと思い込むことになり、その年齢(準拠年齢)に自分が存在することになる。 ⇒いま自分がどういう場所で何をしているのかわからなくなってしまうことから、自分が存在する年齢に合わせて、夕方になると、子どもや夫の帰りを待つために家に戻ろうとする「夕暮れ症候群」といわれる行動などが出現するということになる。</p>

☆参考

認知症に伴う症状 ③

<p>実行力障害(遂行機能障害)</p>	<p>○人間は、ある意思を持って目標実現に向けて行動を開始する。行動開始前には、行動の指標やゴールを明確にして、行動を開始した後も状況に応じた調整をしながら行動する。そうした行動や思考の機能の障害である。 ⇒作り慣れた料理の手順がわからなくなる、経理の経験が長いにもかかわらず伝票処理ができなくなる、といったように調理の技術や計算はできても手順や処理ができなくなるといった障害が出現する。</p>
<p>失認</p>	<p>○視聴覚機能には障害がないにもかかわらず、目の前のものが見えなかったり、音の情報が捉えられなかったりする障害である。 ⇒失認には多様な症状(視覚失認、視空間失認、聴覚失認、触覚失認など)があり、状況によっては転倒などの事故にもつながるなど危険性が高いので注意が必要。</p>
<p>失行</p>	<p>○手足に麻痺や振戦などがなく、運動機能障害がみられないにもかかわらず、目的の行動(自分の意思で動作すること)ができない障害である。 ⇒食失行(箸の使い方、食べ物の口への運びなどができない)着衣失行(ズボンに腕を通して着用しようとする等)、観念失行(便器で顔を洗うといった行動等)</p>
<p>失語(言語障害)</p>	<p>○言葉の意味がわからなくなったり、正しい言葉が使えないなどの状態。 ⇒言葉の意味はわかっても、その言葉が出てこないで、「あれ」「それ」といった指示代名詞が多くなるような症状が出現する。</p>

おさらい 認知症疾患別の特徴と対応の確認①

認知症分類	特 徴	支援時の対応の仕方
アルツハイマー型 50～60%	<ul style="list-style-type: none"> ・記憶障害(激しい物忘れ、近時記憶障害が目立つ) ・空間認知障害 (道に迷う、徘徊する) 	<ul style="list-style-type: none"> ・馴染みの関係、空間を作ること ・取り繕い(※ごまかしではことに留意!)を尊重すること ・説得より納得(じっくりゆっくり)
脳血管性 20～30%	<ul style="list-style-type: none"> ・症状の変動、まだらな状態 ・意欲の低下 	<ul style="list-style-type: none"> ・寝込まさないこと ・プライドを尊重すること
レビー小体型 10～20%	<ul style="list-style-type: none"> ・パーキンソン症状 ・幻覚(ありありとした幻視) ・抗精神病薬の副作用がやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な薬物療法を行なう ・薬の副作用に注意すること
前頭側頭葉型 5～10%	<ul style="list-style-type: none"> ・怒りっぽくなる(頑固) ・無頓着 ・空気が読めず、自分のしたいことに正直。 ・常同行動(毎日同じことを繰り返す=食べ物、場所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・常同行動を保障すること ・無理に何かさせようとしないこと ・適切な薬物療法の併用

おさらい 認知症疾患別の特徴と対応の確認②

認知症分類	日々の生活の様子にて、見分けるポイント
アルツハイマー型 50～60%	<ul style="list-style-type: none"> ・行動の内容ではなく、その行動(食事を食べたか?など)をしたかどうかそのものを忘れる。 ・料理や外出などに積極的でなくなる。
脳血管性 20～30%	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に脳卒中を起こした経験がある。 ・少し、ヒントを与えれば思い出すことがある。 ・それまでできていたことが急激にできなくなる。
レビー小体型 10～20%	<ul style="list-style-type: none"> ・歩幅が小さく、動作が緩慢になる。 ・幻覚(幻視)がある。 ・寝ているとき、非常に大きな寝言や動きが起きる。
前頭側頭葉型 5～10%	<ul style="list-style-type: none"> ・空気を読めず、自分のしたいことをする。無頓着になる。 ・頑固な行動が目立つ(毎日同じものを食べる、同じ場所に出かける、居る)
慢性硬膜下血腫	<ul style="list-style-type: none"> ・転倒したりしたあと、頭痛や吐き気がしたり、元気がなくなる。
正常圧水頭症	<ul style="list-style-type: none"> ・足が上げづらくなり、小幅でよちよちとした歩き方になる。 ・尿意を感じてからすぐに排尿してしまうため、失禁が増える。

分類	特徴	支援時の対応の仕方
うつ病 32%	<ul style="list-style-type: none"> ・自覚的な症状(気分が重い、悲しい、不安、イライラ、集中力がない、細かいことが気になる、死にたくなる等々) ・他から見た症状(表情が暗い、落ち着きがない等々) ・身体的な症状(食欲がない、疲れやすい、頭痛、肩こり、動悸、胃痛、めまい等々) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病を理解したうえで、話を良く聞く(共感的に接する) ・叱咤激励しないようにする ・希望を与え、不安や絶望をやわらげる ・言葉かけ例)「きっと回復します。」「うつは波だから、必ず引いていくものですよ。」「私は味方です。」
統合失調症 24%	<ul style="list-style-type: none"> ・不安、過労、不眠、孤独が揃う ・幻聴(実に75%の方)や妄想 ・生活を“営む”機能の障害 ・病識の障害(感覚、思考、行動の歪みの原因が病気のためだとの理解が困難⇒人等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・孤独にさせない(幻聴を否定せず、聞こえるという本人的な辛さに寄り添う) ・不安や不眠への薬物療法 ・大切な存在であるということを伝える

高次脳機能障害って…①

頭部外傷に伴う障害

脳梗塞等に伴う障害

症状として、代表的なのが
性格が変わったり！怒りっぽくなったりする！



家族からすると優しくなった父親が…、面倒見のよかった父親が…、と戸惑い、どのように接したらいいのかわからなくなってしまう。

症状として代表的なものは、
目に見える症状(麻痺)と
目に見えにくい症状(高次脳機能障害)

☆高次脳機能障害の症状(多岐)

- ⇒注意障害(注意が散漫になってしまう)
 - ⇒記憶障害(物事が覚えにくくなる)
 - ⇒自分の感情がうまくコントロールできなくなる
- なので、ご本人はこの症状が要因となって

「怒りっぽく、**ぐれ**になっているように」**見えている！**

ではでは、怒りっぽくなってしまった時にどのように接したら良いのか？

不機嫌になったり怒ったりする時は、ご本人のなかで何か納得がいかないことがあることが多い。加えて、それが何かは人によっても状況・環境によっても異なります。



**ご本人さんが語気が強くなったり、態度を変えたり...
という状況になってしまう時はどのような時でしょうか？**

例)

- 予定がいつも(毎日の)と異なると不穏になってしまうなどの症状が見られる。
- ある特定の職員に対して語気が強くなる。
⇒挨拶の仕方やちょっとした言葉遣い
このように不穏症状や語気強くなってしまふ理由が必ずあると思うので、
- ①何をしているときに、どのようなことで怒ってしまうのか、また、どのように怒ってしまうのかを知ること(アセスメント)が大切です。
- ②今までの生活や元々の性格を考えて何か不満や不安に思っているようなことがあるかも...
本来やりたいことが受傷してからできなくなっていないかという視点でもって視ること！
そして、理由が何かあればそれを**チームで共有して対応を統一する(計画)**ようにしましょう。

※知的障がいとは？

- 記憶、知覚、推理、判断などの知的機能の発達に遅れがみられ、社会生活などへの適応が難しい状態をいい、18歳までに生じるものを指す。
- 知的障害に認定されると療育手帳が交付され、最重度・重度の場合はA、中度・軽度の場合はBと記載されます。

※知的障がいと発達障がいの違いは？

- 知的障がいの場合は、上記のように知的機能の発達水準が全般的に低いために社会性に困難が生じるもの
- 一方、発達障がいの多くは知的障がいを伴わず、生活上のコミュニケーション能力や行動面、学習能力など、「ある特定の領域」に困難が生じるものです。

発達障がいについて①

分類	特徴
アスペルガー症候群 (自閉スペクトラム症)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的の障がいがなく会話の能力はあるものの、社会性やコミュニケーション、想像力に障がいがあります。 ・特徴としては、場の空気を読めない、曖昧が苦手、強いこだわりがある、などが挙げられる。
学習障害(LD)	<ul style="list-style-type: none"> ・知的の障がいは見られず、“読む”、“書く”などのある特定の能力の一つまたは複数の分野において、理解や能力取得に困難が生じる障がい。 ・原因は脳の障がいと言われ、様々な感覚を理解し、イメージとして統合する能力に問題があると言われています。 ・なお、「限局性学習症(SLD)」に名称が変更。

発達障がいについて②

分類	特徴
自閉症 (自閉スペクトラム症)	<ul style="list-style-type: none"> ・対人関係構築(社会性)、コミュニケーション(意思伝達)、創造力(パターン化した興味や活動)、の3つの特徴をもつ障がい。 ・自閉症の半数以上は知的障がいを伴うが、残りの約3割は知的障がいを伴わない症状で「高機能自閉症」と呼ばれる。
注意欠如・多動症	<ul style="list-style-type: none"> ・不注意(集中力が続かない、忘れっぽい)や、多動性(じっとしてられない)、衝動性(思ったことをすぐ行為に移す、順番を待てない)、の三つの要素が見られる。 ・知的障がいはなく、多動や衝動性などの特徴が目立たない不注意優勢型、多動で衝動的な多動・衝動性優勢型、双方が現れる混合型に分類。

<p>日常生活で困っていることって？</p>	<p>☆学校に通う時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落ち着きがない。片付けや整理が苦手。 <p>☆大人になると...</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事上のミスが多く、よく注意される (遅刻、連絡や報告をしない、段取りが悪い等) ・段取りが上手くできず、家事や育児が上手くできない。 ・パートナーや子どもの気持ちの理解が苦手。
<p>携わり手助けする上で、気をつけた方がよいことって？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人は常に「この行動は正しいか、指摘されないか」という強い不安を持って行動しているので、「ダメだよ」だけでは恐怖だけ感じて萎縮してしまいます。情報をきちんと受け取れるように、“静かに・短く・具体的に”「こうしたらいいですよ」と伝えるようにすれば良いです。

<p>どのような環境がご本人にとって安心できますか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の思いを整理できず選択できなかつたり、一方で物事に対して「こうしたい」「ここに行きたい」という思いが強く出るという心理的な不安定さが見られます。 ・好きな行動・落ち着ける場所はみんなそれぞれあり、その場に行くと心が落ち着いて日々の生活に戻ることができます。 ・ちなみにある方は、疲れてくると頭の中がざわつき、落ち着かなくなるようです。そんな時は心と身体のリラックスが出来るよう1人でお部屋内で暗くしてじっと呼吸を整え、安心できる環境でゆっくり休むことでようやく落ち着くことができるようです、ご参考に...。
--------------------------------	--

養護老人ホームでの看取り(介護)について

平成 29 年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

地域包括ケアシステムの構築及び地域医療構想の実現に向けて、
養護老人ホーム・軽費老人ホームが求められている役割や
効果的な支援のあり方に関する調査研究事業

報告書

平成 30 (2018) 年 3 月

一般財団法人 日本総合研究所

養護老人ホームでの看取り(介護)について

図表 3-1-30 施設内での看取りを行った経験の有無

	合計	施設種別						特定施設入居者生活介護		
		一般養護	盲(聴)養護	軽費A型	軽費B型	ケアハウス	都市型軽費	一般型	外部サービス利用型	未指定個別契約
回答数	1453	503	34	125	7	743	38	314	187	903
看取り介護の経験がある	24.5%	34.0%	35.3%	11.2%	0.0%	21.0%	5.3%	44.3%	39.6%	14.3%
看取り介護の経験はない	70.0%	59.4%	55.9%	81.6%	100.0%	74.4%	92.1%	52.5%	53.5%	79.6%
わからない	2.5%	4.0%	2.9%	3.2%	0.0%	1.6%	0.0%	1.0%	4.3%	2.9%
無回答	3.0%	2.6%	5.9%	4.0%	0.0%	3.0%	2.6%	2.2%	2.7%	3.2%

図表 3-1-31 過去5年間での看取り対応件数(看取りの経験のある施設のみ)

	合計	施設種別						特定施設入居者生活介護		
		一般養護	盲(聴)養護	軽費A型	軽費B型	ケアハウス	都市型軽費	一般型	外部サービス利用型	未指定個別契約
過去5年間の看取り介護対応件数(実施施設)	7.8件	9.2件	10.6件	5.4件	-	6.4件	1.5件	9.7件	11.1件	4.1件

図表 3-1-32 施設内での看取りを行った経験の有無(施設の嘱託医師等の業務内容別)

	合計	施設の嘱託医師等が行っている業務内容								
		臨時の往診			入所(居)者や家族への病状説明や指導			施設職員への入所(居)者の病状説明や対応の指導		
		実施	未実施	無回答	実施	未実施	無回答	実施	未実施	無回答
回答数	1453	458	715	280	556	617	280	520	653	280
看取り介護の経験がある	24.5%	42.4%	16.9%	14.6%	37.4%	17.3%	14.6%	33.1%	21.9%	14.6%
看取り介護の経験はない	70.0%	50.0%	78.0%	82.1%	57.4%	75.9%	82.1%	60.8%	72.1%	82.1%
わからない	2.5%	2.6%	2.8%	1.8%	2.0%	3.4%	1.8%	2.5%	2.9%	1.8%
無回答	3.0%	5.0%	2.2%	1.4%	3.2%	3.4%	1.4%	3.7%	3.1%	1.4%

養護老人ホームでの看取り(介護)について

①看取り・終末期ケア・ターミナルケア...という言葉の葉

看取りとは？

⇒治る見込みがなく死期が迫っていると告げられてから、死を迎えるまでのケアであり、その期間はおよそ6ヶ月以内と捉える。

②看取り対応

施設内での看取りを行った経験の有無について

○看取りの経験のある施設割合は**全体では24.5%**

○**特定施設入居者生活介護の指定**を受けている施設(一般型・外部サ型)では**40%前後**(※未指定施設は14.3%)

○施設の嘱託医師等が行っている業務内容との関連でみると

⇒嘱託医師等が「**臨時の往診**」や「**入所(居)者本人や家族への病状説明や指導**」を行っている施設では看取り経験のある割合が**40%前後**となっており、**嘱託医師等の業務内容が施設での看取り実施割合に影響**している。

看取り介護(みーんなでなく、ある一定の方の福祉的養護的な看取り)

*令和な養護老人ホームへのチャレンジ！

○介護保険制度の利活用のススメ

○「もうひとつの福祉」としての契約の入所

○居住支援法人の指定

○自立準備ホームの登録



実践からみえる「令和な養護老人ホーム」としての方向性

※介護保険制度の利活用

- 人材確保の課題はあるが一般型特定施設の(新規)指定申請や外部サービス利用型施設からの類型変更は、「令和な養護老人ホーム」には必須である。
- 加えて、LIFE(科学的介護情報システム)にも積極的に対応し、科学的介護推進体制加算等の介護保険制度上の加算を取得すべきだ。さらに看取り介護加算や介護職員等の処遇改善加算関係に関しても同様である。
- 養護老人ホームの本分は措置制度ではあるが、養護老人ホームが直面している利用者の「介護」に関する課題(経済的な事由により、介護が必要になった利用者が特養などの介護保険施設等に移ることができない状況も含む)については、徹底的に介護保険制度を利活用するという視点が大切であり、施設運営的には老人保護措置費と介護報酬双方の収益バランスがとても重要になる。

一般型特定施設介護報酬 加算算定(2022年7月分)

各加算	単位数等	請求実績(7月)
夜間看護体制加算	10単位×日数×員数×10.14	76,252円
医療機関連携加算	80単位×1×員数×10.14	14,601円
入居継続支援加算	36単位×日数×員数×10.14	275,605円
ADL維持等加算Ⅱ	60単位×1×員数×10.14	15,818円
科学的介護推進体制加算Ⅱ	40単位×1×員数×10.14	10,545円
退院退所時連携加算	30単位×日数×10.14	3,346円
介護職員処遇改善加算 介護職員等特定処遇改善加算		506,026円 111,112円

月額合計1,013,305円

年額概算12,159,660円

養護老人ホームでの介護保険制度の利活用

	老人福祉法 (養護老人ホーム関係)	介護保険法 (特定施設関係)
平成18年 3月31日まで	<ul style="list-style-type: none"> *入所要件 「…身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由…」 *処遇方針や目標の設定で可 *病弱者介護加算(特養対象) 	<ul style="list-style-type: none"> *養護老人ホームの利用者さんは保険料は納めても、介護保険は使えないルールであった。
平成18年 4月1日より	<ul style="list-style-type: none"> *入所要件 「…環境上の理由及び経済的理由により、…」 *処遇計画書の作成を義務化 *病弱者介護加算の廃止 *支援員という職種の創設 	<ul style="list-style-type: none"> *住宅改修や居住系サービスを除くすべての居宅サービス等の利用を可能となる。 *住所地特例を適用(措置を行った市町村の被保険者) *外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の対象施設となる *各事業所間の兼務要件の創設と緩和
平成27年 4月1日より		<ul style="list-style-type: none"> *一般型特定施設入居者生活介護の対象施設となる

養護老人ホームにおける特定施設入居者生活介護のあり方

要介護度状態の低い措置入所者の位置づけ

○ 入所判定委員会において、養護老人ホームの制度趣旨に沿うかたちで、措置入所者の入所の順番を定めるルール等を通知などで明確化することによって、「要介護度の低い高齢者が入所できない」という課題について解決できるのではないかな。



要介護度にも配慮しつつ、入所措置の基準※である

- ① 環境上の理由(入院加療を要しない病態、家族・住居の状況など)
- ② 経済的理由(生活保護の受給状況など)から、必要性を適切に判断

● …自立の入所者 ● …要介護の入所者

※ 老人福祉法第11条第1項第1号で定める環境上の理由・経済的理由については、「老人ホームへの入所措置等の指針(平成18年3月31日 老発第0331028号)」で考え方を示している。

外部サービス利用型の位置づけ

○ 要介護者が少ない場合などについては、効率的な利用が可能というメリットがあるので、これまでどおり、外部サービス利用型を選択できるようにしておいてはどうか。

個別契約型？ 特定施設(一般・外部)型？ の確認

☆H27年4月改正より③(一般型)が追加！

養護老人ホーム

生活を支援する施設

選択は施設の判断にて！

① 個別契約型

要介護認定等を受けた入所者が個々の居宅サービス事業所と個別に契約を結び、そのサービスを利用するという形態。

※地域の在宅と同じように

② 外部サービス利用型 特定施設入居者生活介護

養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入所者本人と契約を結んだ上で、外部の訪問介護事業所等にサービス提供を委託するという形態。

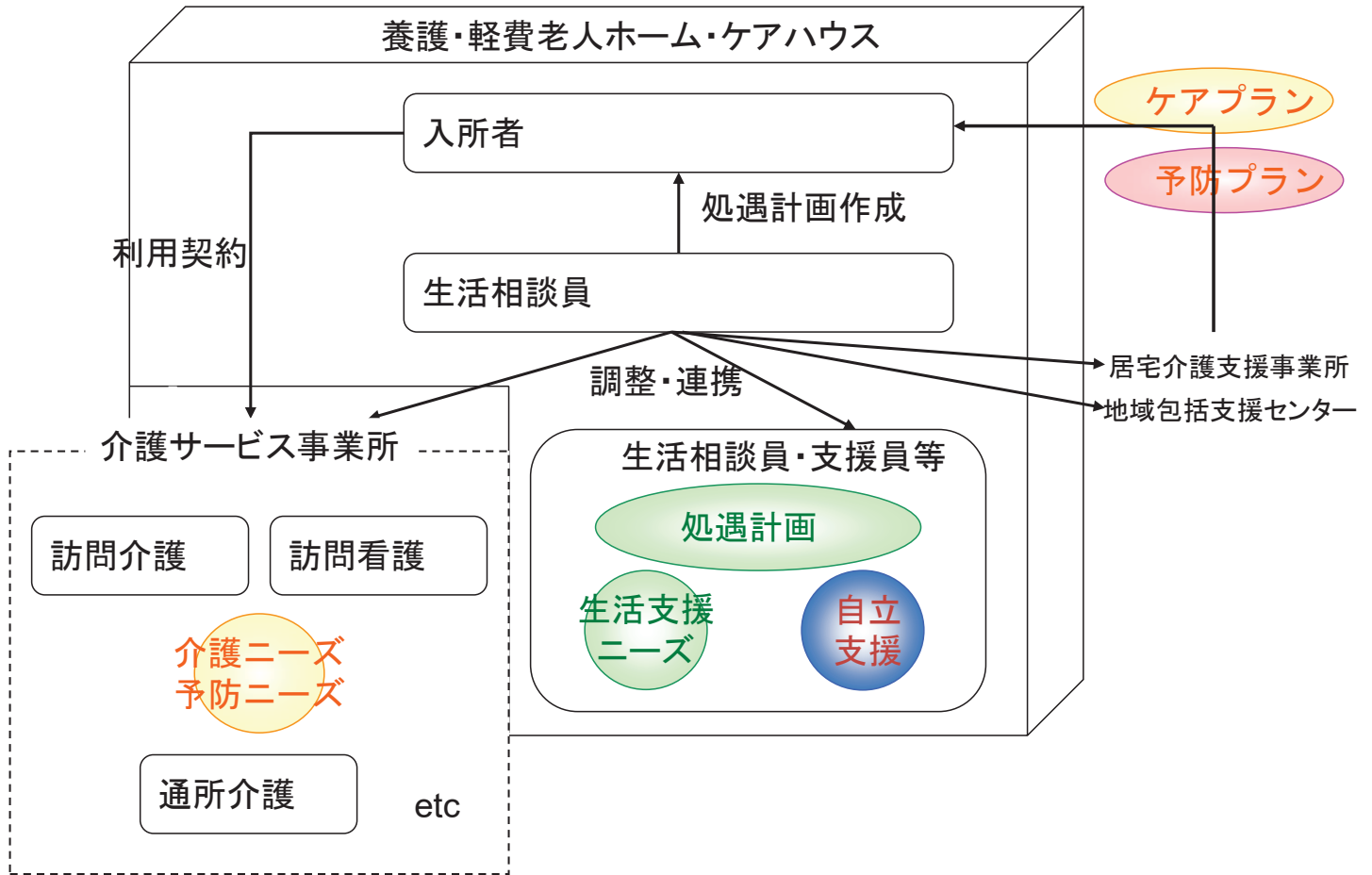
※サービス事業所との委託契約

③ 一般型 特定施設入居者生活介護

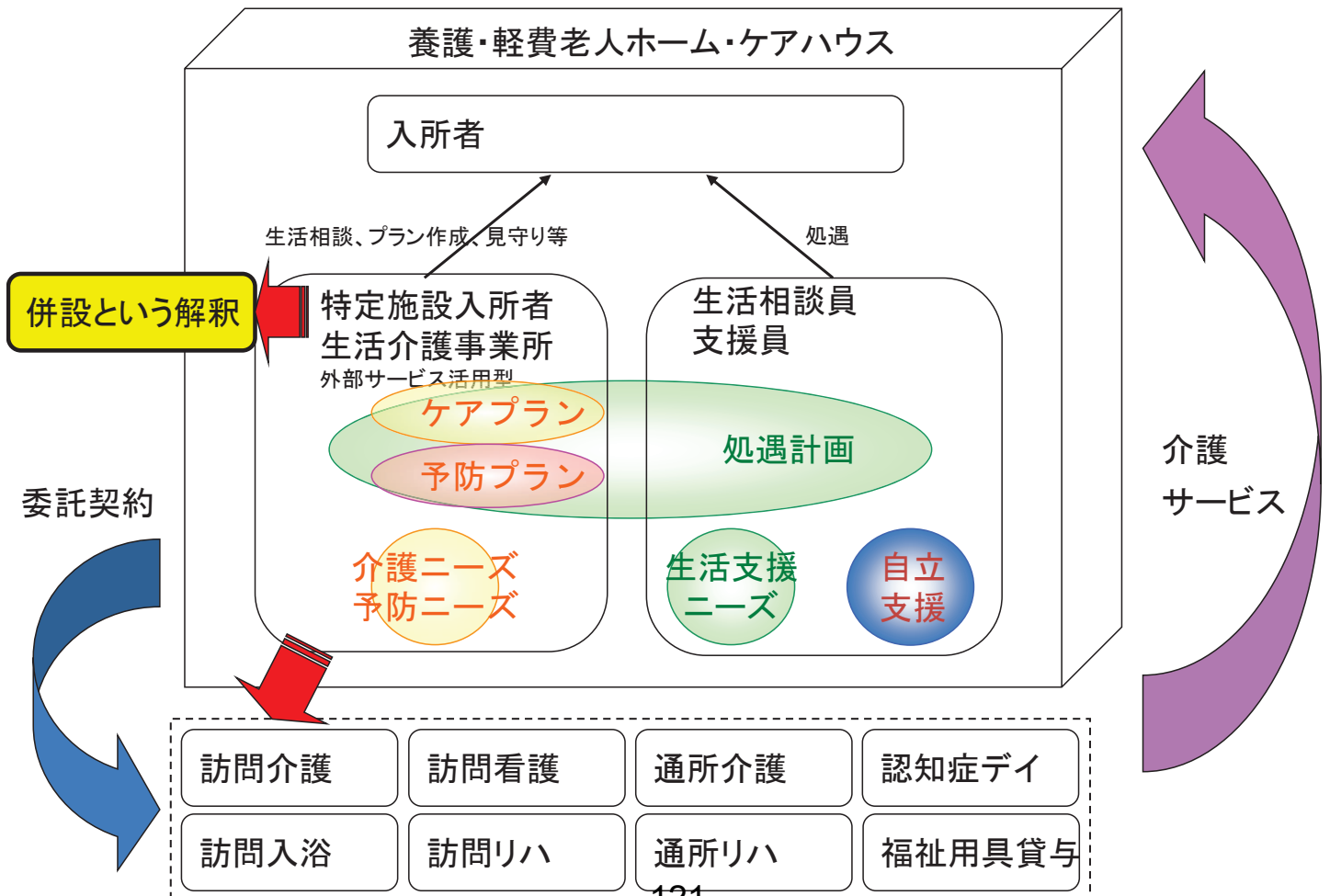
養護老人ホームが特定施設の指定を受け、要介護認定等を受けた入所者本人と契約を結んだ上で、一定の人員配置等を行ない入居者に介護を提供するという形態。

※特養と同じ人員配置基準(3:1)

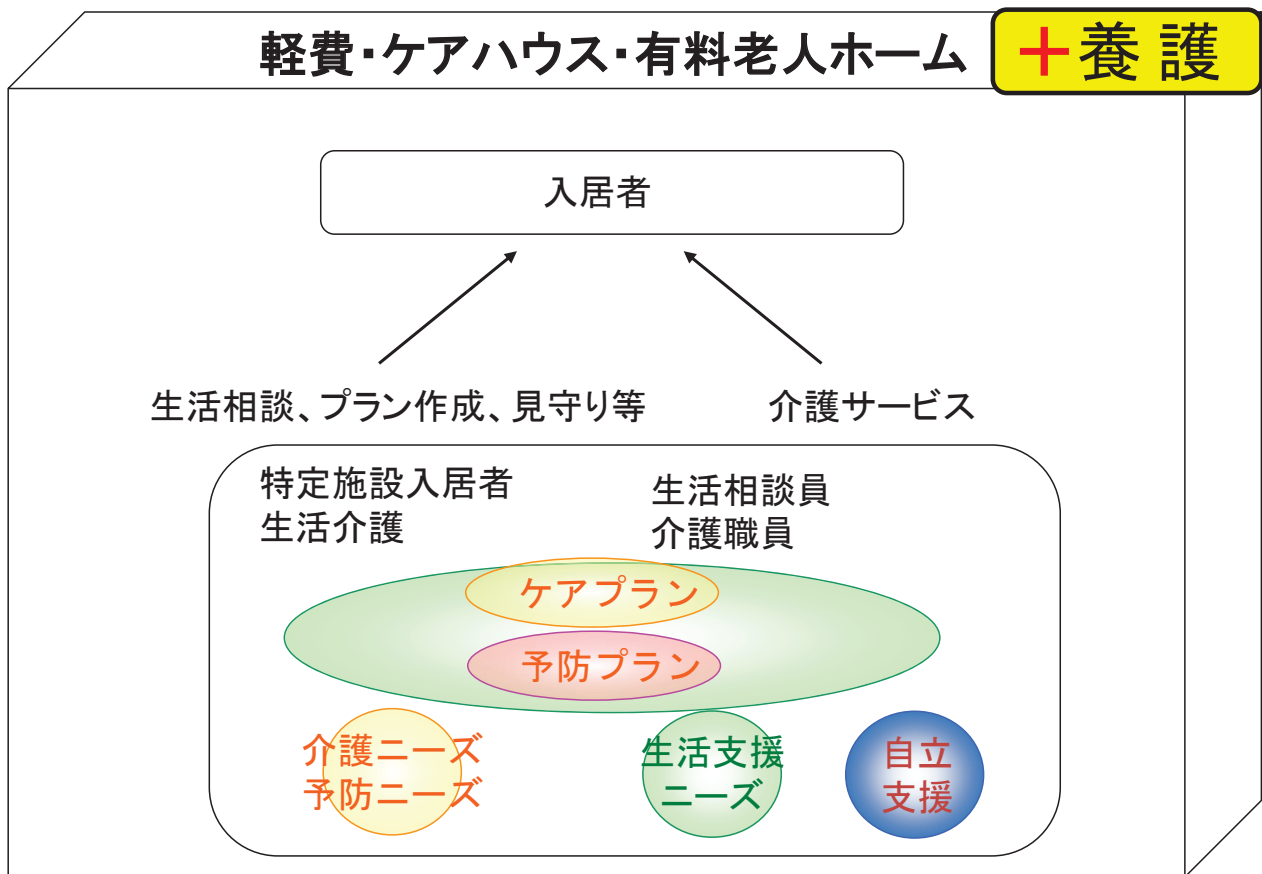
☆個別契約型



☆外部サービス利用型特定施設



☆特定施設(入居者生活介護)型



☆参考 養護老人ホームの人員基準について

特定施設(外部利用型・一般型とも)で利用者さんと特定施設入居者生活介護(事業所)が契約を結んでいる方以外を**一般入所者**という。
※要支援や要介護の認定の有無ではない。

1. 通常の養護老人ホーム

職種	員数	備考
施設長	1	
医師	健康管理及び療養上の指 行うために必要な数	
生活相談員(注)	入所者の数が30又はその端数 を増すごとに1以上	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1 人以上を主任生活相談員とすること
支援員	一般入所者 の数が15又はその 端数を増すごとに1以上	支援員のうち1人を主任支援員とすること
看護職員	入所者の数が100又はその端 数を増すごとに 常勤換算 1.0以上	看護職員とは、看護師又は准看護師
栄養士	1以上	特養併設で入所定員50人未満の養護老人ホー ムでは置かないことができる
調理員、事務員 その他の職員	実情に応じた適当数	調理業務の全部を委託する場合は、調理員を 置かないことができる。

☆養護関連参考配布③(介護ビジョン)



▲養護老人ホーム「聖ヨゼフ・ホーム」
▲特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」
▲特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」
▲特別養護老人ホーム「サンタ・マリア」

「どんな人も断らない！」を理念として福祉に取り組み、要支援・要介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで、介護が必要になることなく、介護保険施設等に移ることなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるよう努めている。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

アップデートする「介護経営」 Vol.7 平岡 毅

社会福祉法人トリック聖ヨゼフ・ホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長

最後のセーフティネットの使命と役割 ～強くて優しい“令和な養護老人ホーム”とは～

「どんな人も断らない！」を理念として福祉に取り組み、要支援・要介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで、介護が必要になることなく、介護保険施設等に移ることなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるよう努めている。

☆養護関連参考配布③(介護ビジョン)

アップデートする「介護経営」 Vol.7 平岡 毅

Takeshi Hiraoka
社会福祉法人トリック聖ヨゼフ・ホーム
養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム
特別養護老人ホーム サンタ・マリア
総合施設長

「どんな人も断らない！」を理念として福祉に取り組み、要支援・要介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで、介護が必要になることなく、介護保険施設等に移ることなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるよう努めている。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

全国的な養護老人ホームでは、次のような支援時の課題が挙げられている。▽利用者（入所者）の重症化、▽認知症高齢者の増加と対応、▽軽度認知症高齢者の増加と対応、▽生活ニーズの多様化、▽アルコール、喫煙、▽他者とのトラブル、▽入浴・食事の拒否、▽ほぼ毎日医療支援、▽頻回なコール対応、▽強い退所希望、▽看取り介護一等于、実に多岐にわたる。各施設において、少ない員数で多くの利用者を懸命に支援しているという現状がある。

「どんな人も断らない！」を理念として福祉に取り組み、要支援・要介護認定を受けた利用者本人と契約を交わしたうえで、介護が必要になることなく、介護保険施設等に移ることなく、これまでどおりの環境で生活を続けられるよう努めている。

実践からみえる「令和な養護老人ホーム」としての方向性

もうひとつの福祉！

*行き場のない方の福祉的な契約の入所(契約入所)

○聖ヨゼフ・ホームでは、**単なる契約入所**ではなく、養護老人ホームが提供し得る「行き場のない方」の「福祉的な契約の入所」という**こだわりをもって実施している**。

○措置であっても、また契約であったとしても「行き場のない方」の入所であり、受け入れるに際しては「措置入所」「契約入所」はたまた「生活管理指導短期宿泊事業(いわゆるショートステイ等)」というつながり方での区別、特別はなく、個別に支援やサービスを提供することを徹底し、**すべての方が「うちの利用者さん」であり「よその人」ではないということが大切だ**。

☆参考 養護の空床の利活用(契約入所)について①

通知のポイント

令和元年7月2日老高発0702第1号「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」が厚生労働省老健局高齢者支援課長通知として発出されたが、通知の前段にあるように市町村に対して措置制度の適切な活用の周知が重要なポイントである。

注) 契約入所だけが独り歩きすることは様々な問題を生む可能性がある。

通知の前段より

養護老人ホームの定員に対する入所者の割合が必ずしも高くない施設があるので**全国の各市町村は**

- ①入所措置すべき者の適切な把握
- ②入所判定委員会の定期的な開催
- ③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用

を行い**措置制度の適切な活用を行うことを周知**

☆参考 養護の空床の利活用(契約入所)について②

養護老人ホームがその役割を適切に果たせるように契約入所を促進

- ・昭和39年2月11日の「老人福祉法施行事務に伴う疑義照会について」において、養護老人ホームへの入所については、収容の余力がある場合に限り、**取扱人員総数の20パーセントの範囲内**で契約入所を認める取扱いとしている。
- ・平成29年10月に「**住宅確保要配慮者**に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、**国土交通省**では、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることとしている。
- ・平成30年4月に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では**地域共生社会の実現**に当たっては、とりわけ**住まいの確保**が重要である。

☆参考 養護の空床の利活用(契約入所)について③

契約入所の対象者と範囲、財産処分の取扱い

●**居住に課題を抱える者**

一定程度の所得がある視覚障害者
住宅確保要配慮者

①低額所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）

②被災者（発災後3年以内）

③**高齢者**

④障害者

⑤子ども（高校生相当まで）を養育している者

⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

・外国人等（条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、粒致被害者、犯罪被害者、矯正施設退所者、生活困窮者等）

・東日本大震災等の大規模災害の被災者（発災後3年以上経過）

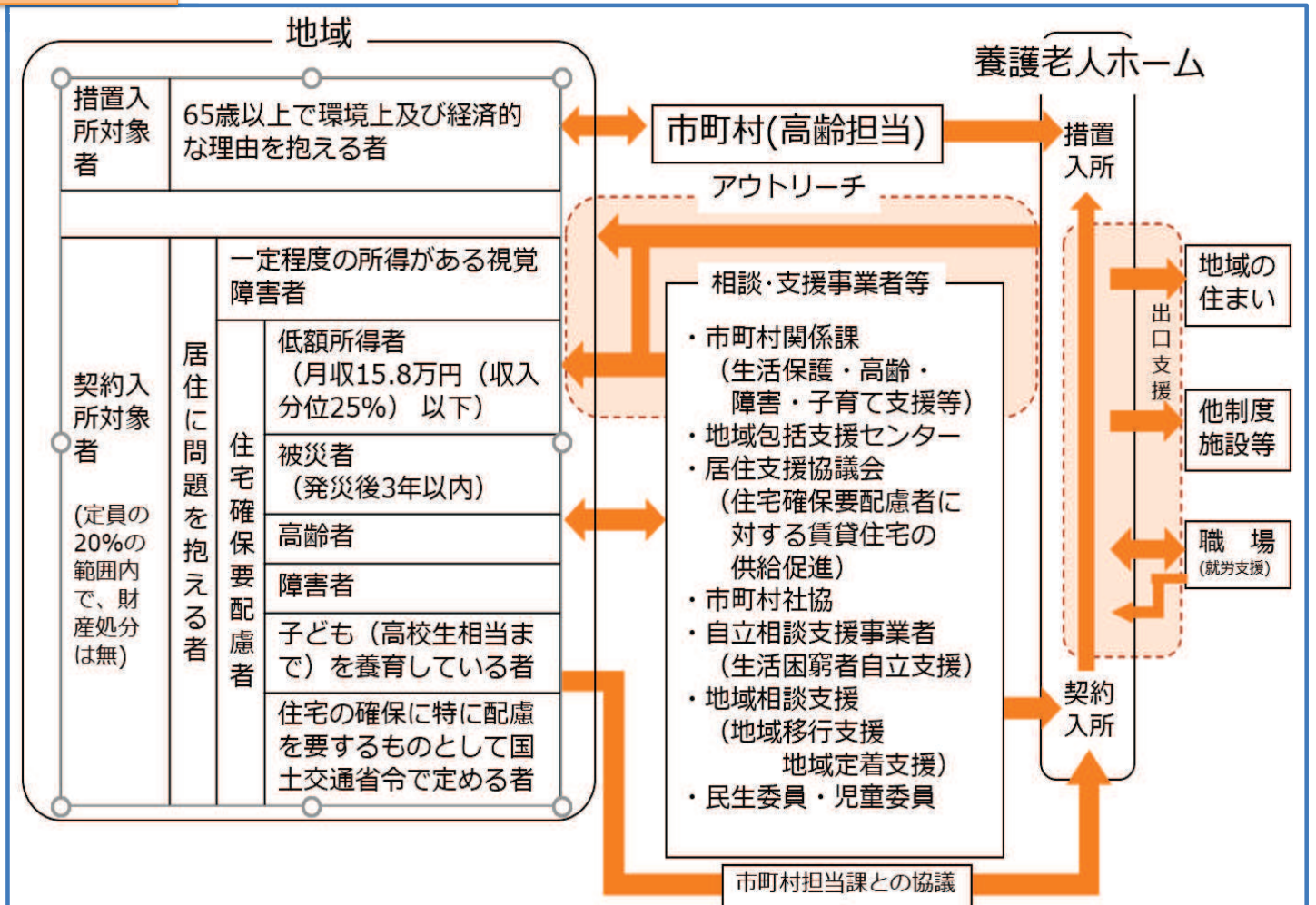
・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

●**範囲** 定員の20%の範囲内

●**財産処分の取扱い**

契約入所は養護老人ホームが本来果たすべき役割の範囲内であり、補助金交付の目的に反したものではありませんことから、**財産処分に該当しない**ものである。

☆参考 養護の空床の利活用(契約入所)について④



☆養護関連参考配布①(養護活用ハンドブック) P6

措置入所と契約入所のちがいは？

- 養護老人ホームへの入所は基本的に措置入所によるもので、申込や調査などの必要な手続きを経た後、必要な方に対して市区町村長の決定により市区町村が養護老人ホームに委託して入所することとなります(2ページ参照)。
- その中で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、受入に余力がある場合に限り、居住に課題を抱える方への活用として、養護老人ホームと入所者の直接契約による入所(契約入所)もあり、退院された方などによる利用例があります。

CASE1

心不全で入院していた60歳代の男性は、退院後に自分での食事や健康の管理が難しく、家族からの援助も期待できずに経済的に厳しい状況にあったことから、養護老人ホームへ措置入所となりました。

CASE2

糖尿病の悪化で入院した70歳代の男性は、退院後すぐに自宅での生活は難しく、同居する家族への負担も大きいことから、利用可能な施設が決まるまでの間、養護老人ホームへ契約により入所しました。

CASE3

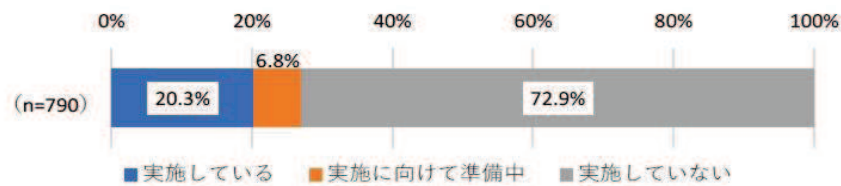
80歳代の女性は、病院を退院後に本人の希望で自宅で生活していましたが、同居していた家族より介護が大変との相談があり、特別養護老人ホームへの入所が決まるまで契約により入所しました。

※ただし、契約入所はすべての養護老人ホームで行っているわけではありません。また、契約に関する書類や利用料金等は、契約入所を実施している養護老人ホームによって異なります。

☆参考(調査より)

契約入所は、「実施している」が 20.3%、「実施に向けて準備中」が 6.8%で、合わせて 27.1%の養護老人ホームで契約入所が実施されている状況にあった。

なお、契約入所の実施状況の推移をみると、毎年 5 %程度増加している傾向にあった。



【参考 10】 契約入所の実施状況の推移

	R2	R3	R4	R5
実施している	8.1%	14.8%	17.8%	20.3%
実施に向けて準備中	6.7%	5.2%	5.9%	6.8%
計	14.8%	20.0%	23.7%	27.1%

☆聖ヨゼフ・ホームと京都市内5施設とのWEB意見交換(20240215)

【契約入所についての質疑・意見交換内容】

- ① 契約入所のご利用者を見つける(マッチング)する方法は？
- ② 有料老人ホームの業態と同じように考えて良いのでしょうか？
- ③ 契約入所の際、行政への報告等はしていますか？京都市内では、各行政区枠があり、勝手に契約するのは難しいと思われませんが...
- ④ 契約入所に至った場合の行政への連絡方法は？
- ⑤ 措置費はゼロ円なのか。利用料についての考え方は？
- ⑥ 特定サービスを利用してもらい介護保険料で賄う？
- ⑦ 利用料金について食事代、部屋代、電気代、おむつ代等の請求はしていただけるか？
- ⑧ 措置ではないので、加算関係は該当しない？
- ⑨ 生活保護を利用している方はそのまま利用が可能？
- ⑩ 現在利用されている利用者の傾向は？(ADL自立度や認知症など)
- ⑪ 契約の際家族がいない方もおられますか？
- ⑫ 契約入所から措置へ変更となる道筋はありますか？
- ⑬ 契約ご利用者が重度化された場合、一般型特定サービスを提供している施設では、介護保険サービスが提供出来ないと思われま。その方のみ外部利用型で介護保険サービス利用が可能でしょうか？
- ⑭ 実際の受け入れ事例を教えてください。

①契約入所のご利用者を見つける(マッチング)する方法は？

⇒相談経路としては、当事者及びそのご家族、行政担当者、医療機関MSW、福祉施設職員、成年後見人等多岐にわたるが、いずれの場合においても、養護老人ホームの使命である「地域のセーフティネット」を念頭に、まずは市区町村による介入の元、措置入所が可能な判断が入り口となる。市区町村が措置入所困難と判断した場合に限り、「行き場の無い方」に対しての「契約入所」相談として対応を始める。

又、行政担当者に介入をして頂く理由としては、聖ヨゼフ・ホームでの契約入所は「行き場の無い方」を対象とする為、当事者がいずれ養護老人ホームの契約入所以外の選択肢を選ぶことが出来得る際には、当事者及びご家族、ホーム、行政担当者と密な連携の元、セカンドステップに歩みを進めて頂くという条件を入所時に説明している。

②有料老人ホームの業態と同じように考えて良いのでしょうか？

⇒①の回答内容のように、行政担当者の介入を必要とする、又「行き場の無い方」の支援という意味では有料老人ホームの様な「契約」とは異なり、業態そのものが異なる。

③契約入所の際、行政への報告等はしていますか？京都市内では、各行政区枠があり、勝手に契約するのは難しいと思われませんが...

⇒契約入所開始時は行政担当者への連絡等は行っていなかったが、連絡を行わなかったことで、「措置離れ」を加速させるかのような、「施設で勝手に行ってください！」という状況となってしまった。養護老人ホームの使命を再確認し、今迄は対応困難であった「制度の狭間」に対応出来得るよう、行政担当者に改めて「契約入所の活用方法」について説明し、地域の社会資源としての活用を共通理解していただいた。契約入所導入以降、行政担当者とは入所形態に拘らない支援を相談出来るようになり、相談支援の幅が広く...深く...なった。

④契約入所に至った場合の行政への連絡方法は？

⇒③と同様

⑤措置費はゼロ円なのか。利用料についての考え方は？

⇒契約入所は老人福祉法の運営(運用)ではないため、措置費の適用はナシ。利用料については、別紙利用料金表参照。聖ヨゼフ・ホームの場合、措置入所時と同じく、ご利用者の収入及び資産状況に応じた「応能負担」で利用料金(表)を設定。又令和5年4月1日より、地域の(生活保護受給対象とされている)年収50~100万円未満の方に対しても、料金設定を設け、空床利用の契約入所で収益を上げる目的ではなく、法人理念にある「行き場の無い方を受け入れる」を遂行するべく、地域に対しての福祉的な関わりを主な目的として養護的な関わりとしています。

⑥特定施設(入居者生活介護)のサービスを利用してもらい介護保険料で賄う？

⇒契約入所であっても、ご利用者の身体状況に応じて特定施設サービスの利用契約は締結して頂く場合があります。⑤の回答にもあった方が一、契約入所の利用料金が低料金の方であったとしても、身体状況に応じて介護保険制度を活用させて頂く事により、公費によってある一定の収入の増加は見込めます。

⑦利用料金について食事代、部屋代、電気代、おむつ代等の請求はしておられるか？

⇒利用料金は居住費として徴収しており、電気代・水道代は不要としています。それ以外の食事代やおむつ代、日用品代、医療費等については全て自費負担となっています。

☆参考(聖ヨゼフ・ホーム料金表)

【別表】 契約入所 利用料金表

①基本利用料（食費含む）について

○ご本人の利用日数と収入額（年額）に応じ、応能負担（※1）の原則（考え）に基づいて、下記の「①基本利用料（食費含む）」にて基本利用料を確定することとする。

但し、利用期間が10日以内の場合は、収入額（年額）に関係なく基本利用料（日額）を「2,500円」とする。

○収入額（年額）の階層に関しては、原則前年度又は直近の所得や課税額を証明するための書類（年金通知書、課税・非課税証明書等）により確定することとする。

但し、諸事情により収入（所得）が変動又は激減している場合等に関しては、上記「証明するための書類」によることなく、個別に相談とし階層を決定する。

また、応能負担の原則により預貯金等も考慮をし、ご本人等の了承のもと階層を確定することとする。

○食費に関しては、実食分を請求する。（おやつに係る料金は、食費に含まれている）

②支援・サービスによる加算金額について

○上記、基本利用料とは別にご本人の心身の状態に応じ、「②支援・サービスによる加算金額」にて「①基本利用料（食費含む）」に加算し負担額が発生します。

但し、本加算はご本人の希望のみによるものではなくあくまでご本人の心身の状態に応じ、予め入所契約時に確定させていただきます。

○当養護老人ホーム併設事業（特定施設入居者生活介護事業所）との契約締結の場合は、介護保険制度の適応となるため保険上の一部負担が発生します。

その場合当該加算金額については、金銭管理（現金・通帳管理等）の月額「300円」のみの負担となります。

※1 応能負担の原則とは…簡潔に言えば「その負担できる能力のある人の所得や財産に応じて負担する」と解される概念。

①基本利用料（食費含む）

収入額（年額）	基本利用料（日額）	食費			日額（食費含む）	単位（円）	
		朝	昼	夜		※参考（目安）① 1ヵ月（30日）の利用料	※参考（目安）② 年額（左記×12）
10日以内の利用	2,500	300	300	300	3,400		
50万円未満	800	100	100	100	1,100	33,000	396,000
60万円未満	800	200	200	200	1,400	42,000	504,000
80万円未満	1,200	200	200	200	1,800	54,000	648,000
100万円未満	1,600	300	300	300	2,500	75,000	900,000
11日以上の利用							
120万円未満	1,800	300	300	300	2,700	81,000	972,000
150万円未満	2,100	300	300	300	3,000	90,000	1,080,000
200万円未満	2,500	300	300	300	3,400	102,000	1,224,000
300万円未満	3,000	300	300	300	3,900	117,000	1,404,000
300万円以上	4,000	300	300	300	4,100	123,000	1,476,000

②支援・サービスによる加算金額

支援・サービス内容	金額
入浴料（見守り）	200円 / 1回
入浴料（一部・全介助）	400円 / 1回
洗濯（自身）	50円 / 1回
洗濯（職員代行）	100円 / 1回
排泄（確認・言葉かけ）	100円 / 1日
排泄（介助）	150円 / 1日
服薬管理	100円 / 1日
食事（カット・キザミ等）	100円 / 1日
金銭管理（現金・通帳管理等）	300円 / 月額

※参考例（左記加算の月額負担額）

本人の状態	健常の方	支援の方	介護の方	計算根拠
入浴料（見守り）	0	1,600	0	※約8回/月
入浴料（一部・全介助）	0	0	3,200	※約8回/月
洗濯（自身）	500	0	0	※約10回/月
洗濯（職員代行）	0	1,000	1,000	※約10回/月
排泄（確認・言葉かけ）	0	3,000	0	※30日
排泄（介助）	0	0	4,500	※30日
服薬管理	0	3,000	3,000	※30日
食事（カット・キザミ等）	0	0	3,000	※30日
金銭管理（現金・通帳管理等）	0	300	300	※月額
合計	500	8,900	15,000	

令和5年4月1日より運用

⑧措置ではないので、加算関係は該当しないのですか？

⇒老人保護措置費に関する病弱者等加算、障害者等加算の算定は行えないが、特定施設入居者生活介護における介護保険上の各種加算においては算定可能です。

⑨生活保護を利用している方はそのまま利用が可能？

⇒生活保護受給者の入所の場合、養護老人ホームの契約入所は契約書に居室についての賃料が明記されていない（利用料と表記のため）ため生活（住宅）扶助の受給は出来ないという自治体の生活保護課の見解であった。（認められている自治体もあるが...）
但し、医療扶助及び、介護扶助においては住所地特例施設として継続利活用可能。

⑩現在利用されている利用者の傾向は？（ADL自立度や認知症など）

⇒要支援①の比較的自立した生活を送られる方から、要介護④（嘱託医の紹介/近隣住民）の方まで、状態像や支援の幅は広い。ADL自立度や認知機能の低下による入所判断は行っておらず、現状あくまで養護老人ホームの契約入所に選択肢が限られる方（行き場の無い方）が対象である。

⑪契約の際家族がいない方もおられますか？

⇒今迄ご入所された方では、身寄りがなく、成年後見人が契約を代行したことがあった。今後、成年後見人が選任されていないご利用者の場合についても、行政担当者と共に、ご家族との関わりや、場合によっては成年後見人の申し立て手続き等、ご利用者の今後に関わる支援の準備を行政担当者等、様々な関係機関と共に行い、養護老人ホーム契約入所以外の選択肢の利活用が可能であれば、次に繋ぐといったハブ（中継地点）のような役割を担っていければと考えています。

⑫契約入所から措置へ変更となる道筋はありますか？

⇒聖ヨゼフ・ホームにおいては契約入所から措置入所に変更となったケースはない。大きな理由としては、ご利用者の金銭的負担を応能負担により軽減しているため、支払い困難となる状況がない。しかし、他施設の実践例としては、継続的に行政担当者に対し、ご本人の生活状況や現状の環境に対する適応状況を相談した結果、措置入所に変更(移行)が出来たという事例もあるため、契約入所においても行政担当者との密な関わりは欠かせない。

⑬契約ご利用者が重度化された場合、一般型特定サービスを提供している施設では、介護保険サービスが提供出来ないと思われれます。その方のみ外部利用型で介護保険サービス利用が可能でしょうか？

⇒契約入所、措置入所であっても同じ入所者として、身体状況によって特定施設サービスの利用契約は締結して頂いている。一般型特定施設サービスにて対応が困難となった場合については、個別契約型として地域の居宅介護支援事業所等と契約を締結して頂き、居宅(介護)サービスを利用して頂くことは可能。措置入所者についても、例えば医療的ケアや処置等が日常的に必要となった場合等には、先と同様に個別契約型として対応する事により、養護老人ホームへ入所したまま、身体状況に応じた適した介護保険サービス(訪問看護等)を利用することが可能であります。

⑭実際の受け入れ事例を教えてください。

⇒☆聖ヨゼフ・ホーム(契約入所事例)参照のこと。

☆聖ヨゼフ・ホーム(契約入所事例)

91歳 男性 要介護② 御所市	平成〇年に脊椎小脳変性症の診断を受ける。妻も持病を患っており、妻の介護負担も大きい事、本人の被害妄想が強いことで妻が疲弊し、早い段階で放す事が望ましいと結論に至った。市町村へ相談に行くも、課税世帯であり措置には該当しないと返答あり。元々本人及び、妻のかかりつけ医が当施設の嘱託医であった為、担当CMと市町村を通して、聖ヨゼフ・ホームに契約入所相談があった。
62歳 男性 要介護② 葛城市	平成〇年に脳出血を発症し、後遺症として右半身麻痺残る。老健入所を経て、特別養護老人ホームへ入所。身体機能の向上に併せ、本人は他の入居者よりも若く、年齢差(認知症が多い状況等)が原因で口論の様な対人トラブルもあり、「施設を出て生活したい」と思う気持ちが強くなった。日常生活自立支援事業を担っていた社協を通じ、聖ヨゼフ・ホームに契約入所相談があった。
82歳 女性 介護保険申請中 御所市	高齢夫婦の二人暮らし。令和5年自宅近くの土手に転落し、救急搬送され、7日間入院。退院後も頻繁に転倒を繰り返すようになったが、脳外科受診するも特に異常は認められず、病的には入院案件では無いとの判断。今後仲の良い夫婦と一緒に暮らせるケアハウス等の施設を、S病院地域連携室MSW、市役所が探すまでの間の生活として、聖ヨゼフ・ホームに契約入所相談があった。

☆聖ヨゼフ・ホーム(契約入所事例)

<p>53歳 女性 介護保険適用外 広陵町</p>	<p>平成〇年自宅庭先で転倒し膝を受傷。健康保険に加入していなかった為、受診する事が出来ず、それ以降自宅で引きこもる生活が続いていた。令和3年自宅敷地内で転倒していた所を近隣住民が発見。健康保険未加入であった為、病院受診が出来ない状況であった。民生委員より広陵町へ相談があり、施設入所の相談を開始するが、高齢でも障害でもない「制度の狭間」の状態であり、聖ヨゼフ・ホームに契約入所相談があった。</p>
<p>87歳 女性 要介護② 檀原市</p>	<p>夫と二人暮らしであったが、短期記憶の保持不可・理解力の低下などの顕著な認知症症状が現れ、令和〇年アルツハイマー型認知症の診断を受け、A病院へ入院。入院中に夫が死去した為、成年後見人を選出。本人の今後の生活を考えると、環境の変化などに混乱される様子がある為、A病院医療相談課を通じて、短期間の入所となる老健などでは無く、ユニット毎のケアが可能な聖ヨゼフ・ホームに契約入所相談があった。</p>

☆養護関連参考配布②(月刊福祉)

P38~39

【養護老人ホームの新たなチャレンジ】

＊居住支援法人の指定(国土交通省管轄事業)

○2017(平成29)年の住宅セーフティネット法改正により高齢者、障害者、外国人、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住の安定確保を行う居住支援法人という新しい仕組みが誕生した。

○聖ヨゼフ・ホームでは、地域で暮らす住宅確保要配慮者が安心して希望する住まいで生活ができるよう、行政をはじめとして、大家、不動産業者などと連携して住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援も実施すべく、現在指定申請の準備をすすめているところだ。(10月1日付)

＊自立準備ホームの登録(法務省管轄事業)

○2021(令和3)年3月末に厚生労働省の通知にて「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」が発出された。この通知では養護老人ホームの定員の空きを活用して、本来の業務に支障のない範囲で、社会参加に向けた支援対象者を受け入れる場合の考え方が整理された。

○その後、自立準備ホームの登録等を行う際の留意点(①本来事業に支障を及ぼさない範囲で行うことは、施設の一時使用に該当し、施設整備の財産処分には該当しないこと、②自立準備ホームの登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受け入れ義務が生じるものではないこと等)が示された。聖ヨゼフ・ホームは、2023年8月1日付で登録されている。

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

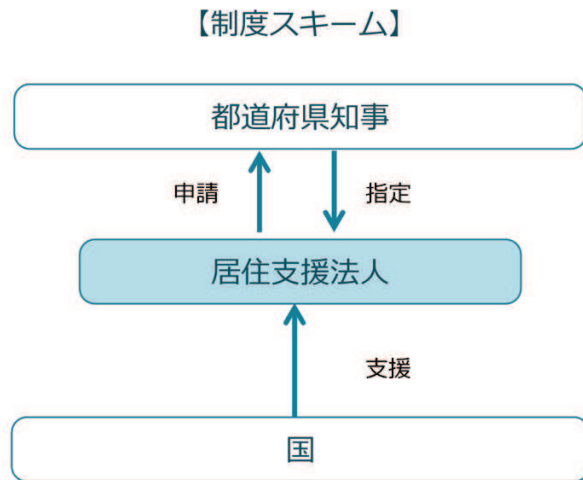
- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R2年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.5億円）の内数

11



住まい支援の連携強化のための連絡協議会 第1回 国土交通省住宅局説明資料より

新たな住宅セーフティネット制度の概要

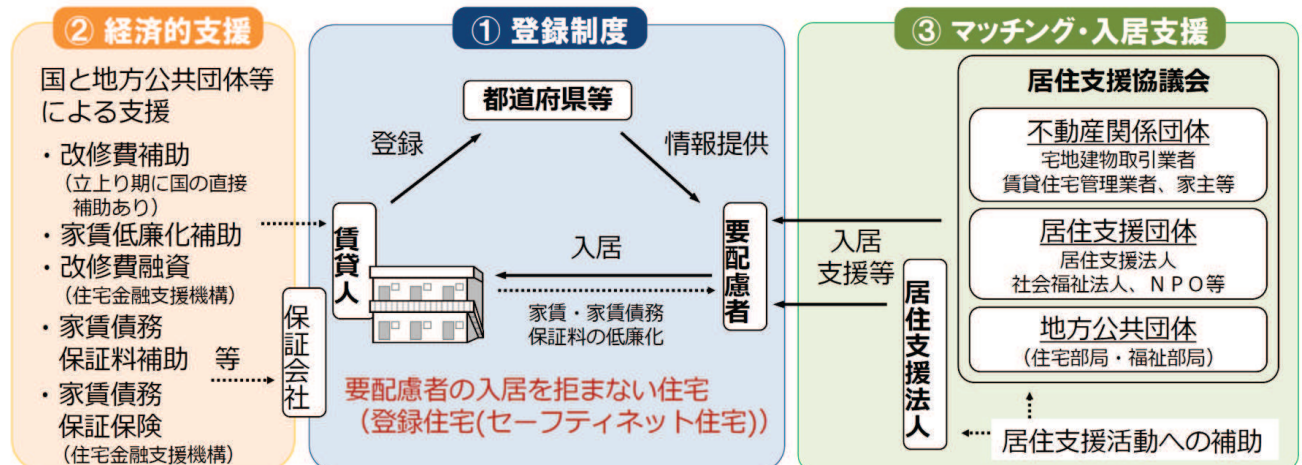
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

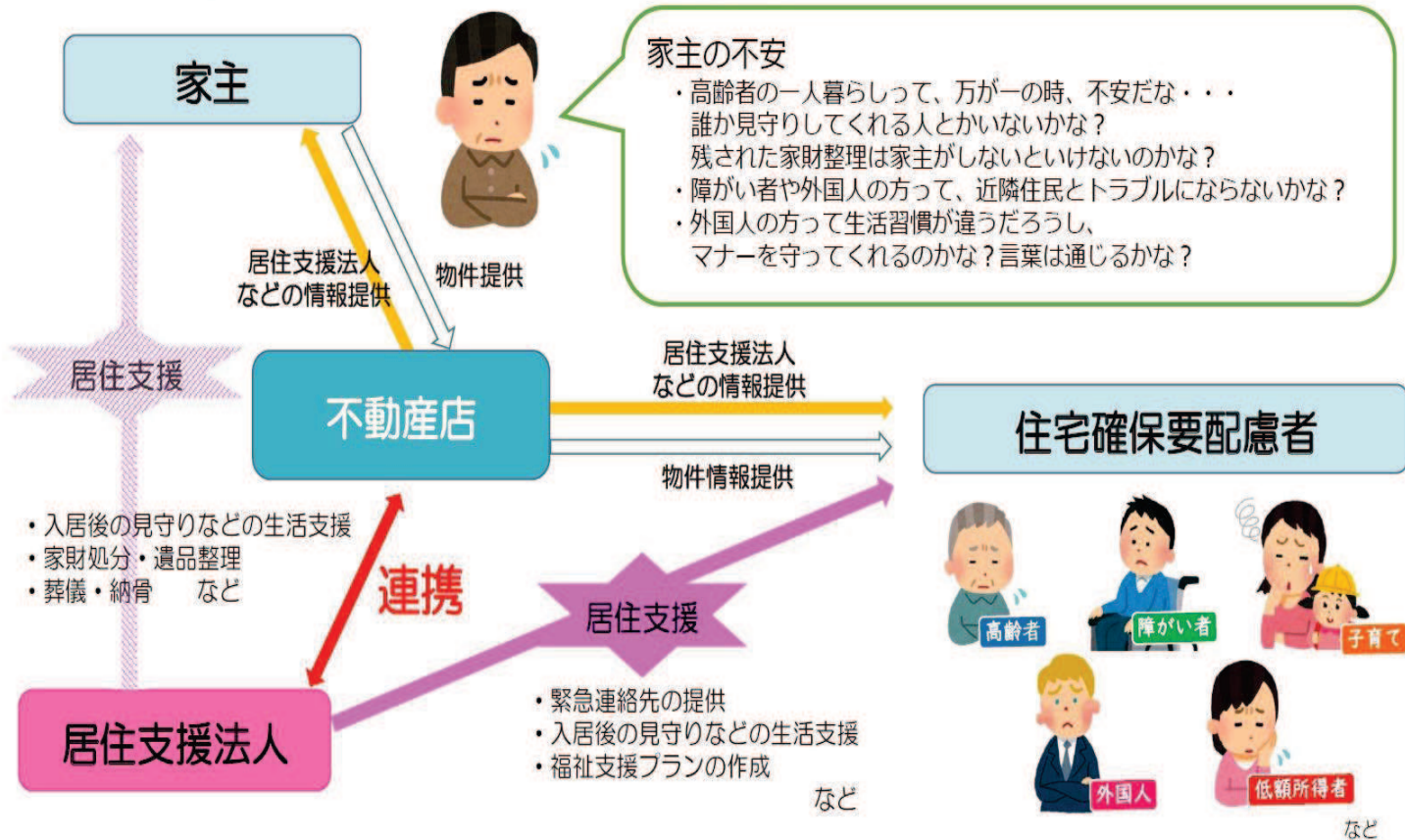
② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援法人と不動産事業者の連携

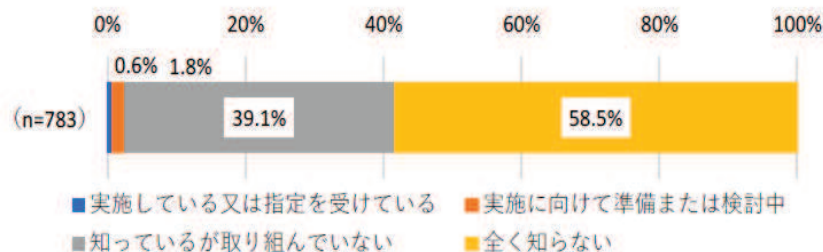


☆参考(調査より)

居住支援法人の状況

(11) 居住支援法人の実施状況

居住支援法人*については、「実施または登録している」は0.6%（5施設）、「実施に向けて準備または検討中」が1.8%（14施設）であった。なお、「知っているが取り組んでいない」は39.1%で、居住支援法人を知っている養護老人ホームは約4割であった。



*「居住支援法人」とは、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住宅確保要配慮者に対して居住支援を行う法人として都道府県が指定するもの。国からの補助金制度がある。

自立準備ホームについて

▶ 刑務所出所者の受け入れに際し、指定基準や報酬・委託費の取り扱いの留意点を示す

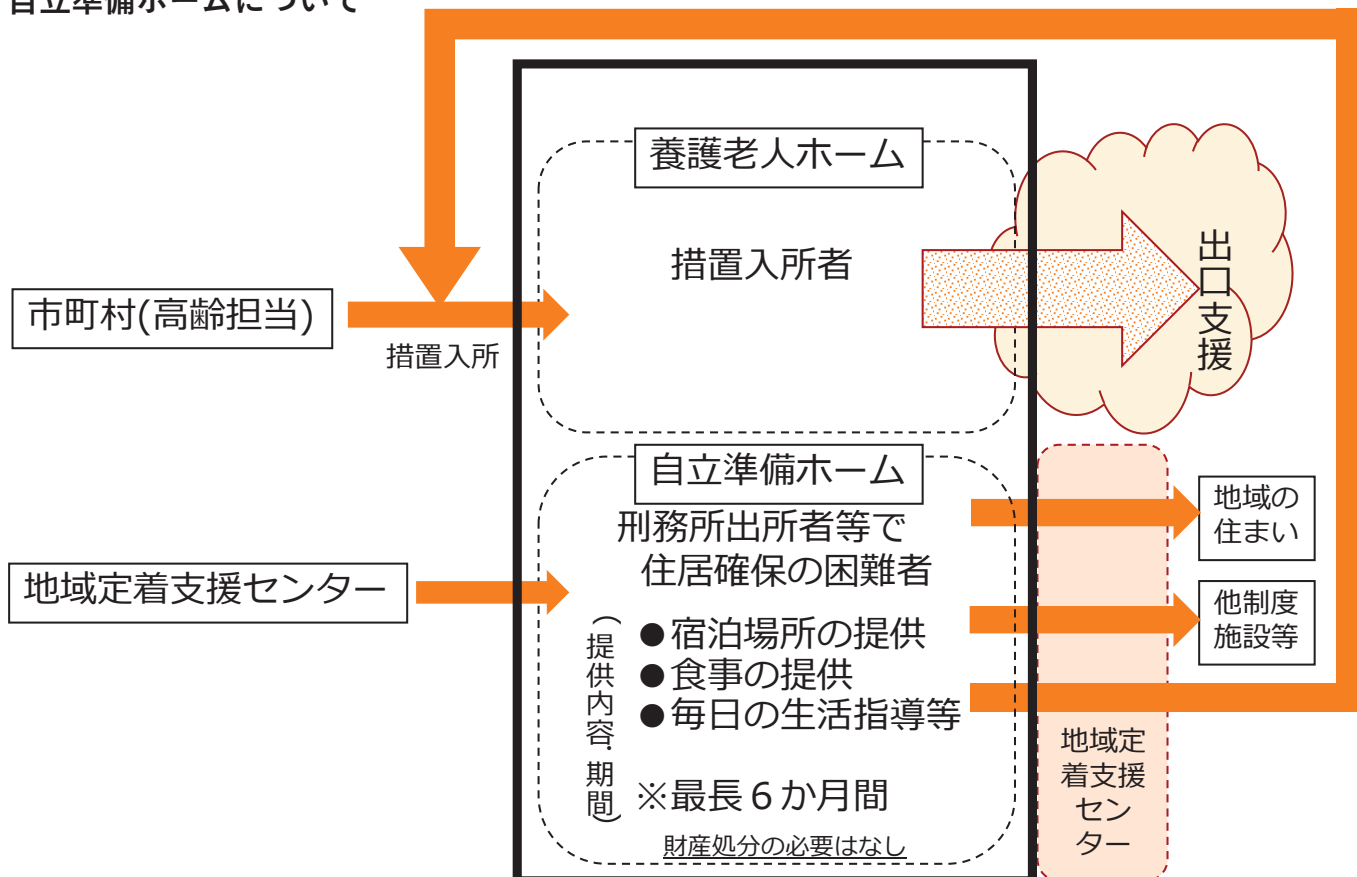
法務省は、既存の福祉サービス事業所を自立準備ホームとして登録し、活用する際の留意点として、以下のことを示している。

- ▽ 社会参加支援対象者には、行き場のない刑務所出所者等も含むと考えられ、既存の福祉サービス事業所が保護観察所に自立準備ホームとして登録したうえで、刑務所出所者等を受け入れることが可能である。活用が想定される福祉サービス事業所としては、養護老人ホーム、認知症グループホームなどが考えられる。
- ▽ 社会参加支援対象者の受け入れについては、定員に空きがある場合で本来事業に支障を及ぼさない範囲で行うことは施設の「一時使用」に該当し、施設整備の財産処分には該当しない。したがって、自立準備ホームの登録を行ったとしても、刑務所出所者等の受け入れ義務が生じるものではないことから、登録自体によって、指定基準等に抵触したり、財産処分手続きが必要になったりするものではない。また、実際の刑務所出所者等の受け入れが、定められた一時使用に該当する範囲内であれば、指定基準等には抵触せず、財産処分の手続きも必要ない。
- ▽ 利用者数に応じて報酬や委託費等が算定されている事業の場合、自立準備ホームとしての受け入れに関して保護観察所から支弁を受けた委託費は、指定等事業において請求する報酬と調整を行う必要はない。
- ▽ 自立準備ホームとして福祉サービス事業所へ協力を依頼する場合は、緊急的住居確保・自立支援対策実施要領などの内容を福祉サービス事業所と十分に確認したうえで、登録手続きを進めること。

※ 自立準備ホーム：

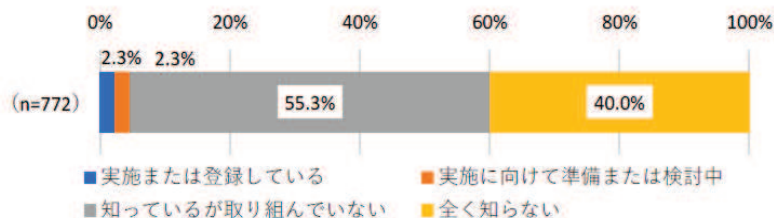
保護観察所が、更生保護施設以外の宿泊場所を管理する事業者等に対し、行き場のない刑務所出所者等に対する宿泊場所の提供や自立のための生活指導等を委託する「緊急的住居確保・自立支援対策」において、事業者が提供する宿泊場所。

自立準備ホームについて



(10) 自立準備ホームの取組状況

自立準備ホーム*については、「実施または登録している」と「実施に向けて準備または検討中」がともに2.3% (18施設)であった。なお、「知っているが取り組んでいない」は55.3%で、約6割の養護老人ホームは自立準備ホームを知っている状況にあった。



※「自立準備ホーム」とは、出所後の行き場がない刑務所出所者の帰住先として一時的な受け入れを行う施設のこと。保護観察所に登録された社会福祉法人等が施設の空き室を活用でき、補助金の目的外使用には該当せず、定額の委託料が支給される。

自立準備ホームについて

①利用者の流れについて

- 満期出所となる方について地域生活定着支援センターから連絡
- 満期出所の2～3ヶ月前に定着から情報提供等があり収監されている刑務所にて面談を実施(コロナ禍ではTV電話等)
- その後、施設内部にて協議検討(ケースによっては断ることも)

②利用者への提供する内容について

- 宿泊場所の提供
 - 食事の提供
 - 毎日の生活指導等
- 退所後の生活する環境や御本人の能力によって、施設生活を送る上でのルール等の順守や掃除・洗濯・金銭管理などができるようになっていただくための助言・指導健康維持のための服薬管理等(個別の支援計画も作成)

③利用期間について

- 最長6ヵ月(利用期間後に措置入所に繋がったケースも)

④委託費について

- 宿泊費 単価 1, 500円/日
- 食事給与費 単価 1, 213円/日
- 自立準備支援費 単価 2, 000円/日(請求時に生活指導の記録を提出)
- 1日当たりの総額 4, 713円
- 1ヶ月(30日) 141, 390円

☆3月8日全国担当課長会議(再掲)

(4) 養護老人ホームにおける契約入所及び公益的な取組について

社会福祉法では、社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が明確化されており、主な設置主体が社会福祉法人である養護老人ホームにおいても、高齢者の住まい探しの支援、障害者の就労場の創出や配食サービス等の「地域における公益的な取組」の促進をお願いしたところである。

加えて、養護老人ホームや軽費老人ホームについては、地域において低所得高齢者の住まいの確保、生活支援という重要な役割を担っている一方、過去の調査研究事業等では認知度について一定の課題があることから、多様化する地域課題への積極的な取組、地域共生社会の実現に向けた取組などを通じ、社会的認知の向上も必要とされている。

令和5年度老人保健健康増進等事業において「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームの取組のあり方について」(事業実施主体：株式会社NTTデータ経営研究所)を実施しているところであり、施設へのヒアリングやモデル的な伴走支援を通じて、取組を開始するためのプロセス、取組の効果等を整理し、地域における公益的な取組の普及を図ることとしている。

35

P35～36

各地方自治体におかれても、養護老人ホームや軽費老人ホームの地域における公益的な取組について、調査研究事業における事例に加え、効果的かつ円滑に実施可能となるよう、管内の施設等が取り組んでいる事例等を周知するなど、御配慮いただきたい。

☆3月8日全国担当課長会議 資料内容のポイント④

P37～P38

(6) 養護老人ホームの入所措置の実施者について

- **刑務所出所者等**の養護老人ホームの入所措置に当たっては、引き続き、関係自治体と調整の上、適切にご対応いただくことをお願いする。
- **老人福祉法(昭和38年法律第133号)(抄) (福祉の措置の実施者)**
福祉の措置は、その65歳以上の者が**居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。**
- **老人ホームへの入所措置等に関する留意事項**について(昭和62年1月31日社老第9号)(抄) **第1措置の実施者**
この場合における居住地とは、老人の居住事実がある場合をいうものであるが、現にその場所に生活していなくても、現在地に生活していることが一時的な便宜のためであり、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等は、その場所を居住地として認定するものであること。
- **法第11条第1項の措置の相手方たる老人が居住地を有しないか又はその居住地が明らかでないときは、その所在地の市町村が措置の実施者**であること。
- **なお、当該老人が、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、更生施設以外の社会福祉施設又は病院等に入所している場合にあっては、当該施設の所在地の市町村が措置の実施者**であること。

＊この先5年、10年、20年後の

『令和な養護老人ホーム』の在り方について

～「変化」を柔軟に受け入れることと変えてはならないこと～

強くて...優しい...養護老人ホームを目指して...

☆参考

聖ヨゼフ・ホーム経年収支比較(収益※収入)

秘

勘定科目	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	R3年度決算額	R4年度決算額	R5年度決算額	R6年度決算予定額	
養護類型等	外部サービス利用型	一般型類型変更(7月)	一般型特定(丸々)	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所+ 居住支援+自立準備	
介護保険事業収益	42,914,730	67,988,629	77,581,107	82,475,276	83,918,220	78,504,469	83,918,220	
老人福祉事業収益	117,892,907	110,202,410	103,961,084	114,284,996	121,145,873	121,207,697	161,207,697	
措置事業収益	117,892,907	110,132,410	103,961,084	114,284,996	121,073,873	121,135,697		
事務費収益	86,775,954	78,650,752	73,512,329	80,861,609	81,903,618	83,669,484		
事業費収益	30,870,983	31,058,058	30,261,465	33,284,639	38,769,955	37,462,213		
その他の利用料収益	42,000	116,700	179,470	33,458	97,500	400		
その他の事業収益	203,970	306,900	7,820	105,290	302,800	3,600		
※ 収益								
※ 収入								
運営事業収益					72,000	72,000	72,000	
補助金事業収益					72,000	72,000	72,000	※御所市共同募金配分金
その他の事業収益			72,000	4,646,550	6,913,900	4,715,500	6,913,900	
その他の事業収益			72,000	4,646,550	6,913,900	4,715,500	6,913,900	
補助金事業収益			72,000	72,000				
受託事業収益				130,000	52,200	70,000	52,200	※御所市よりの委託関係
その他の事業収益				4,444,550	6,861,700	4,645,500	6,861,700	※契約入所
経常経費寄付金収益	403,750	6,065,000	3,403,479	323,000	430,000	60,000	430,000	
サービス活動収益計	161,211,387	184,256,039	185,017,670	201,729,822	212,407,993	204,487,666	252,469,817	

勘定科目	H27年度決算額	H28年度決算額	H29年度決算額	R3年度決算額	R4年度決算額	R5年度決算額	R6年度決算予定額
サービス活動増減の部							
費用							
※							
支出							
養護類型等	外部サービス利用型	一般型類型変更(7月)	一般型特定(丸々)	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所	措置入所+契約入所+居住支援+自立準備
人件費	88,653,499	93,248,589	92,644,726	105,649,093	105,240,150	118,787,704	118,787,704
職員給料	43,587,140	44,439,129	46,177,625	55,042,463	55,796,110	63,487,942	
職員賞与	17,151,991	16,278,207	16,238,939	12,195,033	13,009,206	15,450,512	
賞与引当金繰入				6,000,000	6,100,000	6,660,000	
非常勤職員給与	16,169,088	14,924,915	13,232,555	16,754,148	14,612,451	15,019,945	
派遣職員費	192,699	6,241,283	6,079,978	2,383,529	1,856,850	2,365,848	
退職給付費用(退職共済掛金)	715,200	804,600	801,000	890,000	890,000	979,000	
法定福利費	10,837,381	10,560,455	10,114,629	12,383,920	12,975,533	14,824,457	
事業費(水道高熱等々)	28,720,255	29,561,351	29,565,891	44,639,839	36,802,822	35,403,672	36,802,822
給食費(名販食品)	14,420,973	14,786,487	14,714,401	17,167,739	17,047,091	16,442,414	
事務費(福利厚生等)	23,198,402	25,300,503	26,945,016	33,297,165	33,418,830	31,583,865	33,418,830
研修研究費	945,782	1,247,670	1,078,506	208,340	748,268	997,741	
業務委託費(名販食品等)	15,172,992	15,810,571	17,407,470	22,854,861	23,188,969	23,584,022	
手数料(採用手数料)				22,680	0	0	0
その他(減価償却等)	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
サービス活動費用計	140,572,156	148,110,443	149,155,633	183,586,097	175,461,802	185,775,241	189,009,356
当期活動増減差額	20,639,231	36,145,596	35,862,037	18,143,725	36,946,191	18,712,425	63,460,461
				※消耗器具備品にて			
				約1100万円計上			

ITとICTとは？

➤介護人材不足に対応するための重点施策として...

介護ロボットやICT等の活用を要件として、人員の配置基準なども緩和(2018年4月より)

IT ⇒「Information Technology」の略で、情報技術のこと。具体的にはコンピューターの機能やデータ通信に関する技術。例えば、ハードウェア、ソフトウェア、アプリケーションなどの開発など。

ICT ⇒「Information and **Comunicaion** Technology」の略で、情報通信技術のこと。

☆コンピューターやインターネットの技術自体はIT
 ☆その技術を使った、人と人、人とコンピューターが通信する応用技術がICT

介護 ICT 導入 ガイドライン



公益社団法人全国老人福祉施設協議会

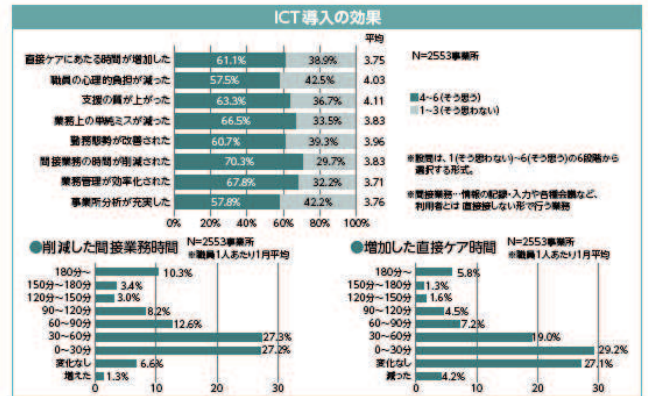
なぜ介護現場に ICTを導入する必要があるか

今後、高齢者数の急激な増加により、2040年には介護職員が約280万人必要だと言われてます^[1]。2019年度時点の211万人に比べて、69万人(32%)増の更なる職員の確保が求められるということです。一方で、これからの生産年齢人口は2015年の7,728万人(実績)から、2040年には5,978万人と1,750万人(22.6%)減と急激に減少すると推計されています^[2]。従って、介護施設にとって、介護職員を確保することは更に難しくなっていくことが確実です。

このような中で、政府においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組んでいるところです。それぞれの介護現場においては、介護の質を高め、職員の業務負担を軽減することにより、介護の現場をより魅力的なものにすることがますます重要になっていると言えるでしょう。

現場職員の負担を軽減しつつ、入居者に対するケアの質を高め、介護の現場を魅力的なものとするために、有効な手段の一つがICT・介護ロボット等のテクノロジーです。

実際に、介護記録システムやタブレット等を導入した介護事業所の多くで「直接ケアにあたる時間が増加した」「職員の心理的負担が減った」「支援の質が上がった」等の効果が実感されています【図1】。これからの未来を担う若者たちが介護現場に魅力を感じ、働いた後も定着していくためには、これらのテクノロジーの活用は必須のものとなっていくと考えられます。また、こうしたICT機器は、感染症の拡大などの緊急時においても、入居者の状況把握や職員間のスピーディな情報連携により、ケアの質を維持するための有効な手段となり得るでしょう。



【図1】 参考：厚生労働省「老健施設認知症対応 地域介護推進 令和2年度ICT導入支援事業 導入効果報告書(まとめ)」

[1] 厚生労働省「第5期介護福祉事業計画に基づく介護職員の必要数について」令和3年7月9日

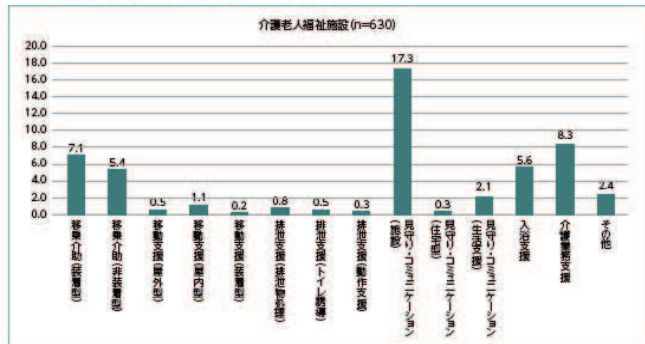
[2] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

●介護ICT導入の現状と課題

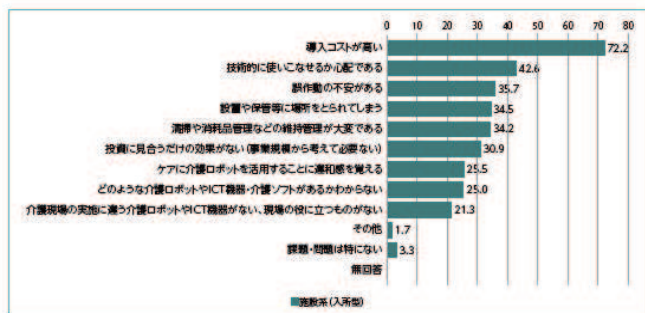
しかし、現時点ではICT・介護ロボット等の導入は十分進んでいないようです。公益財団法人介護労働安定センターの調査によると、介護老人福祉施設で最も導入率が高い見守り・コミュニケーション機器でも、導入率は約17%に留まります【図2】。

ネックとなっているのは、「コスト」(72.2%)について、「技術的に使いこなせる心配」(42.6%)があがっています。また、「どのような介護ロボットやICT機器・介護記録システムがあるかわからない」といった回答も2割以上存在し、機器選定において適切な情報提供が求められる状況だと言えます【図3】。

また、厚生労働省の「介護現場におけるICT環境の整備状況等に関する実態調査」^[2]によると、9割以上の介護老人福祉施設で介護ソフトは導入されていますが、そのうち23.3%は「記録から情報共有・請求までが転記不要(一気通貫)になっていない」と回答しています。また、近年、開発が進む音声入力に「対応している」事業所も17.4%に留まっています。



【図2】 参考：公益財団法人介護労働安定センター「令和3年介護実態調査」



【図3】 参考：公益財団法人介護労働安定センター「令和3年介護実態調査」

[2] 厚生労働省「介護現場におけるICT環境の整備状況等に関する実態調査」令和3年3月

どの分野のICTを 導入するとよいか

介護分野におけるロボット・ICTについて、厚生労働省と経済産業省では、6分野13項目の「ロボット技術の介護利用における重点分野」を定めています【図4】。

近年、普及が進み、介護現場での効果が実証されつつあるのが、介護記録システムや見守りセンサーです。介護記録システムについては、多くの施設で導入され、効果が確認されています。見守りセンサーについても、介護ロボットの中ではその導入率が高いことから、期待と効果が大きいことが確認されます。

以上のような状況を踏まえ、「全国老施協版介護ICT導入モデル事業」では、全国8施設に対して、これらの機器の導入を支援し、その導入効果や各プロセスにおける課題を確認するための実証を行います。本ガイドラインは、このモデル事業での実証結果を踏まえて作成しています。以下では、介護現場にICTを「導入し」「活用・定着」させるまでの一連の各プロセスにおいて留意すべきポイントを整理しています。



【図4】 国立研究開発法人日本医療研究開発機構ホームページ <https://www.amed.go.jp/program/list/12/02/003.html> を加工して作成

1 課題の洗い出し

ICTを導入・活用するにあたって忘れてはならないことは、ICTは、介護現場の課題解決のための手段である」ということです。いまの施設にとってどのようなICT機器が効果的かを考える上では、現在の施設における課題を洗い出しておくことが有効です。経営者・施設長・介護現場の職員等、施設全体が一体となって、現在の施設における介護現場の課題認識を確認しましょう。必要に応じて、アンケートによって課題の優先度を確認することも有効です。

また、介護業務に関わる課題に加えて、老朽化による不具合、ベンダーのサポート期間の終了、機器やシステム間の連携や使い勝手など、既存のICT機器・システムにおける現状や課題も確認しておきましょう。

〈介護現場における課題(例)〉

●入居者の安心・安全

- ・夜間の転倒事故が多く、その対応が夜勤職員にとって負担と不安になっている
- ・離床センサー等のアラート発報では、状況がよくわからないため、駆け付ける負担が大きい

●介護業務の負担

- ・介護記録の負担が大きく、本来のケアに十分な時間を割けていない
- ・記録について紙からシステムへの転記作業等が多い
- ・議事録等の書類作成に時間がかかっている

●(夜勤等)職員の負担

- ・昼夜が逆転している入居者の方がいることで夜勤職員の負担が大きくなっている

●職員支援

- ・記録した情報がリアルタイムに共有されず、ケアに十分いかされていない
- ・ユニット間、フロア間で連携が取れていないため、何かあったときにヘルプに入りにくい

●ケアの質

- ・部屋頂での起床介助や定期的な排泄介助など、職員起点的な画一的ケアになっている面がある
- ・ケアの手順や共有すべきことが十分に共有されておらず、職員間でばらつきが大きい
- ・睡眠状態が把握できておらず、適切なタイミングでの排泄介助が行えていない

●ICT機器における課題

- ・一部見守り機器を導入しているが、Wi-Fiが届きにくい場所がある
- ・導入済み介護記録システムのサポートが終了することがわかっており、入替が必要である

2 めざすべき姿の整理

(1) ICT導入の目的・ねらいの明確化

施設が抱える課題の全体像、課題の優先順位に基づき、ICT導入の目的・ねらいを明確にしましょう。導入における目的・ねらいは、①職員の負担軽減(職場環境や業務効率性の改善)②介護の質の向上とに大別されます。以下はモデル事業8施設でのICT導入の目的を整理したものです。

課題の洗い出し	導入目的の整理			該当モデル施設	
	職員の負担軽減	介護の質の向上			
入居者の安心・安全、職員の負担軽減	転倒防止のための訪室回数・巡回に割く時間が長い	夜間帯の業務負担の軽減を図りつつ転倒事故等の防止につなげる	○	○	南幌みどり苑 六甲の館
	夜間の定時の安否確認により夜勤職員の負担が大きい	不要な訪室を減らし、夜勤帯職員の負担を軽減する	○		砧ホーム 香園苑
	センサーによるアラートでまずは駆け付けている	状況に応じて訪室の判断ができるようにする	○	○	あかね ほほえみの園 香園苑
間接的業務の負担軽減	記録や確認に時間がかかっている	記録等の間接的業務を削減し、その時間を直接ケアに充てる	○	○	ささづ苑がすが 高寿園
介護・ケアの質向上、個別ケアの推進	定時の排泄介助や職員・施設側の事情による起床介助	目覚めの状況や入居者のリズムに応じた質の高いケアを行う		○	南幌みどり苑 香園苑 砧ホーム 高寿園 六甲の館
	ケアの手順の共有が難しく職員間でばらつきが発生	ケア手順を可視化・統一化して留意事項を職員間で共有		○	あかね
	日中のケア充実之余地がある	夜間帯の勤務時間を削減し、日中に回してケアを充実する		○	ほほえみの園
	タイムリーな情報共有に課題	情報をスムーズに一元化し、統一されたケアを実施		○	ささづ苑がすが 高寿園

(2) 目的・ねらいを定める際の留意事項

ICT導入の目的・ねらいを定める際には以下の点への留意が必要です。

①効果を実感しやすいような課題から取り進む

様々なICT機器が出てきており、「できること」は増えていますが、ICTや介護ロボット等の導入の実績が少なくない施設の場合は、「今の施設の職員がそれを使いこなせるか」を考慮する必要があります。まずは使いこなしやすいICTを導入し、職員に成功体験を持ってもらうことが重要です。

②中長期的な目標で導入を検討する

ICT機器の費用対効果については、中長期的な目標で考える必要があります。例えば、職員の業務負担を軽減することは、最終的には職員の定着、それによる人材採用コストの削減につながるが考えられますが、その効果を実感するにはある程度の時間がかかるでしょう。

③「効率化の先」を考えておく

ICT導入により、記録や訪室といった何らかの「業務の効率化(削減)」を目指す場合、そこで削減された「時間」を何にいかすのかをあらかじめ考えておく必要があります。例えば、記録のような間接業務を効率化できた場合、どのようなケアにその時間を使うのか、施設内であらかじめ方向性を定めておく方が導入効果はより高まるでしょう。

3 導入方針の決定

(1) 導入するICT機器の分野・種類の検討

導入の目的・ねらいが明確になれば、具体的な製品レベルでの検討の前に、必要な機器の分野・種類を検討し、各分野の中で複数の候補の中から適切なものを選ぶことが理想です。導入目的・ねらいごとに、求められる機器の分野は概ね以下のように整理できます。

導入目的・ねらい	必要なICT機器
訪室の最適化(夜勤負担軽減)	◎見守り機器(睡眠、覚醒等の居室状況がわかるもの。画像やシルエットで居室の状況がわかるものがあればより効果は高まる)
記録業務効率化	◎介護記録システム ○タブレット端末・スマートフォン(見守り機器等使用の場合は一つの端末で完結することが望ましい) ○音声入力アプリ・ソフト(介護記録システムによって、連携できるソフトが異なる点に留意)
入居者の状況に応じた個別ケア促進	◎見守り機器(睡眠や生活リズムが把握できるもの) ◎介護記録システム
転倒事故防止	◎見守り機器(離床検知の即時性が高いもの、誤検等から「原因」が特定できるものが理想)
職員間コミュニケーションの促進	○インカム(フロア構成等にもよる) ◎介護記録システム(申し送りの高度化) △フロア等に設置のカメラ

◎:目的達成のために導入必須
◎:目的達成のために条件や場合によって導入が必要
△:目的達成のために必要ではないがあればよい

(2) 導入の経費の検討

ICT機器の導入にあたって、経費の大まかな規模感を把握しておきましょう。ICT機器本体の費用に限らず、見守り機器導入の際には、Wi-Fi環境の整備等が必要になることもあります。以下は各分野の費用に関する留意点や見積の例です。なお、各都道府県の介護ロボット導入支援事業補助金やICT導入支援事業補助金の活用も検討しましょう。

ICT機器の種類	費用に関する留意点
介護記録システム	施設にサーバーを立てて、その中でシステムを管理するタイプ(オンプレミス)とシステムベンダーが提供するソフトウェアをインターネットを介して利用するクラウドタイプ(ASP等)に大別されます。オンプレミス型は初期費用が比較的高く、クラウド型はランニング費用が大きい傾向にあります。 【ASP型A社の例 80床規模想定】 介護記録+音声入力ソフト(経費用込み) 初期費用:500~600万円 ランニング費用:100~130万円 【オンプレミス型B社の例 80床規模想定】 初期費用:約600万円 ランニング費用:約84万円
見守り機器・システム	費用は、利用するセンサーの種類(カメラまでを含むかどうか等)、台数によって変わります。初期費用のみでランニング費用があまりかからないメーカーと、一定のランニング費用がかかるメーカーに分かれます。ランニング費用が発生するものは、その分、定期的な機能のアップデートやメーカーとしてのサポート体制が整っていることが一般的です。 【シート型センサーC社の例 80床規模想定】 初期費用:約1,200万円(1台あたり約15万円) ランニング費用:約6万円/年・施設 【シート型センサーD社の例 80床規模想定】 初期費用:約270万円(1台あたり約9万円) ランニング費用:約160万円(1台あたり約2万円)
Wi-Fi環境	介護記録システムでのスマホ・タブレット入力や見守り機器を導入する際には、Wi-Fi環境を整備する必要があります。整備費用にどの程度かかるかは、使用するシステムやフロアの広さ・建物の構造等によって千差万別ですので、Wi-Fi工事業者に現地調査を踏まえた見積を依頼する必要があります。既に介護記録システム等にWi-Fi環境を整備している場合でも、それに加えて見守り機器等を追加する場合には、通信容量の増強が必要になる場合がありますので注意が必要です。
インカム	骨伝導型などタイプや機能によって価格は異なります。 【E社の例】 本体費約10万円+マイク・イヤホン約2万円/台

※費用例は2022年9月時点のもの。
※初期費用が大きい場合、リース会社の活用等で月額払いにできるケースもありますので、ベンダーに相談してみましょう。

(3) 導入の体制の検討

ICT機器の導入にあたっては、事業所内での体制を整備することが必要です。ICT機器は「導入して終わり」ではなく、ICT機器を使って、介護業務の手順・オペレーションを見直しはじめて効果があるものです。従って、プロジェクトチームを組成し、施設一丸で導入と活用に取り組むことが有効です。導入後、しっかりと介護現場で使いこなしてもらうためには、なるべく初期の段階から、現場職員にプロジェクトに関わってもらうことが重要です。

(4) 機器の運用に伴う業務改善の検討

ICT機器の導入検討・選定の段階から、「それらのICT機器を用いて、どのように介護業務・ケアを変えたいか」を事前に施設内で検討しておくことが有効です。例えば、「見守り機器を使って、夜勤職員の定時介助のやり方を変えたい」「介護記録システムを入れ替えて、削減できた記録時間の分、入居者との会話に充てたい」といったように、どのような介護・ケアを実現したいかをイメージしておくことで、機器の選定基準(ものさし)もより具体的なものとなるでしょう。

1 選定基準の検討

(1) 選定基準の検討の必要性

具体的な機器選定プロセスでは、どのような機能を満たす製品が施設にとって必要なかの選定基準を定めておきましょう。選定基準を持たずに検討し始めると、本来必要な機能が満たされていなかったり、余分な機能を持ったものを選んでしまうリスクがあります。

(2) 選定基準の検討のための基礎知識

1. 介護記録システム

〈概要〉

- ・介護に関する記録を行い、請求業務に活用するとともに、職員間で情報をスムーズに共有し、ケアに活かすためのソフト・システムです。
- ・介護記録をより効率的に行うため、様々な入力デバイスに対応するようになっています。スマホやタブレット端末だけでなく、音声によって入力できるものも出てきています。
- ・記録と情報共有だけに留まらず、誰にどのようなケアを行うべきかを確認できる「ケア業務支援」の機能を持ったシステムも開発されています。

〈期待できる効果と課題〉



- ・安全で質の高いケアの実施に向けて、入居者の状況やケアの履歴、留意点等を職員間でタイムリーに共有することができます。
- ・既に導入済みの介護記録システムを入れ替える場合は、職員が慣れるまでに一定の時間がかかり、一時的に記録量が少なくなることもありえます。メーカーの研修などもうまく活用しながら、職員が早く習得できるように働きかけが必要です。

〈機種選定上の一般的留意事項〉

機種選定にあたっては次の点を踏まえる必要があります。

●オンプレミス/クラウド型の選択

- ・施設にサーバーを立てて、その中でシステムを管理するタイプ(オンプレミス)とシステムベンダーが提供するソフトウェアにインターネットを介して利用するタイプ(クラウド、ASP)に大別されます。どちらも一長一短があるため、施設の他のOA機器の環境、予算等を含めて総合的にみて判断する必要があります。

	メリット	デメリット
オンプレミス お客様まで導入/運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・目前で構築できるため、カスタマイズがしやすい など 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期コストが比較的大きい ・災害時にデータが消失してしまう ・リスクがある など
クラウド インターネットを介してクラウドサービスを利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・導入コスト/時間がかからない ・サーバーを保持しないため、運用労力が低い など 	<ul style="list-style-type: none"> ・入替時にデータ移行がしにくい ・ネットワーク速度に依存するため、動作が遅い場合がある など

●入力デバイス

- ・スマホ、タブレット、音声入力など様々な入力デバイスがありますが、介護記録メーカーによって、対応している入力デバイスは異なります。



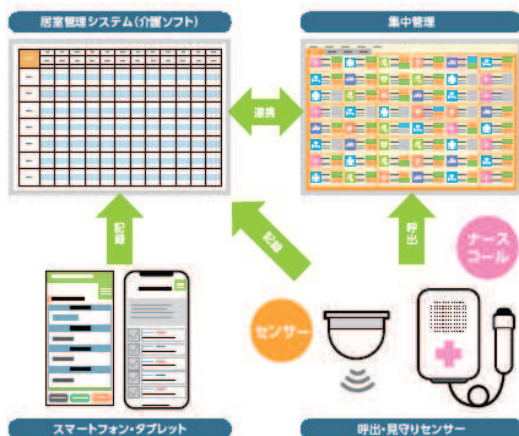
●情報の視認性

- ・記録した情報を職員間でスムーズに共有し、ケアに活かすことが重要であるため、画面がみやすいか、必要な情報がすぐにわかるか等、現場職員の意見を確認することが重要です。



●見守りセンサーやナースコール、インカム等との連携

- ・介護記録システムの中には、ナースコールと連携するもの、見守り機器で得られた情報を介護記録システム側で表示ができるもの等もあります。また、音声入力デバイスがインカムの機能も持つもの等も出てきています。見守り機器やナースコール、インカムなど、どのような機器と、どのような連携が可能かを確認の上、施設に適したシステムを選定する必要があります。



〈ICTモデル事業で選定された主要機能に関する評価のポイント〉

※あくまでモデル事業での評価ポイントであるため、その後の機能の追加/改善等が与えられることにはご注意ください

選定の際に評価されたポイント	
ケアカルテ (ケアコネクチャパン)	<ul style="list-style-type: none"> ・音声入力ツール CareWiz ハナスト (エクサウィザーズ) に対応しており、音声入力が手軽で正確であること ・ケア記録の一覧性が高く、重要部分を赤でハイライトできるなど視認性が高いこと ・眠りSCANと連携でき、眠りSCANの睡眠・呼吸・心拍日誌とケア記録を一画面で確認できること
ケアto Do (ケアコム) <small>※今回のモデル事業でパイロット版を導入</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの手順を可視化・統一化し、入居者ごとに必要なケア・留意事項をタイムリーに職員間で共有できること ・ケアの指示出しと記録を一体的に管理できること

2. 見守り機器

〈概要〉

- ・見守り機器は、居室室内での入居者の状況を把握するためのものです。
- ・センサーによって、睡眠/覚醒、ベッド上での体動、ベッドからの起き上がりや離床、心拍数、呼吸数、居室中での動き等がわかります。
- ・ベッド下のシート型センサー、カメラ型のセンサー、居室室内での動きを把握する人感センサーなど様々な機器が出てきています。
- ・リアルタイムに状況を把握できるだけでなく、蓄積されたデータをグラフ等で可視化することができます。睡眠などの生活リズムや心拍や呼吸について、時系列での変化を知ることができます。
- ・近年、介護記録システムとの連携、ナースコールとの連携など、関連機器・システムとの連携が進められています。中には、こうした様々な機器との連携を視野に入れた「プラットフォーム」を目指すメーカーもあります。

〈期待できる効果と課題〉

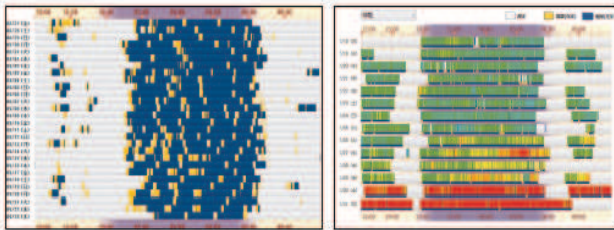
- ・居室室内での状況を把握することによって、適切なタイミングで適切な対応を行うことに効果がありません。

●リアルタイムの情報表示



- ・睡眠/生活リズムを把握するができ、個別ケアを推進する際の客観的な根拠となることが期待されます。

●生活・睡眠リズム



・「誤報」や「故障」も発生する可能性があることには留意が必要です。

《機種選定上の一般的留意事項》

機種選定にあたっては次の点を踏まえる必要があります。

●目的に合った見守り機器の検討

- ・導入目的として何を重視するか、その目的に合わせて機器を選定する必要があります。転倒予防を重視し、離床(ベッドから離れたこと)の検知を重視するのか、ベッド上での睡眠・覚醒状況を把握できることを重視するのかわ変わってきます。
- ・離床や覚醒などについて、どのようなタイミングで職員がお知らせを受け取ることができるか(覚醒で通知、離床で通知等)は、確認すべき大事なポイントの一つです。

機器の種類	機能	主な効果	主な機器
離床・転倒検知+状況把握	ベッドマット等にセンサーを設置し、離床・転倒時にアラートを発報するとともに、体動・心拍・呼吸などをモニタリング	リスク事象発生時の早期対応+睡眠リズム把握	aams (バイオシルバー)
状況把握	センサー	ベッドマット等にセンサーを設置し、体動・心拍・呼吸などをモニタリング	眠りSCAN (パラマウントベッド)
	カメラ赤外線	カメラ・赤外線を用いて、離床・転倒時に録画を開始し、居室の映像をモニターに表示	Neos+Care (ノーリツプレジジョン) シルエット見守りセンサー (キング通信)

●介護記録システムやナースコールとの連携、表示端末

- ・見守り機器と介護記録システムやナースコールとの連携状況は製品によって異なります。単に異常があった場合の通知記録だけを残すものから、センサーで把握した生活リズム情報を介護記録システム上で確認できるものまで様々な連携の仕方があります。施設の介護記録システムやナースコール、インカム等と、どのような形で連携が可能かは確認が必要です。
- ・職員が利用できる端末も見守りシステムごとに異なります。特にスマートフォンやタブレットの場合、iOSとAndroidのどちらかのOSにしか対応していない場合がありますので、この点も機器選定において留意すべきポイントです。

●プライバシー配慮、入居者および家族の同意

- ・カメラやシルエット画像で居室内の状況を確認できる見守り機器では、特にプライバシーへの配慮が求められます。導入に際しては、ご本人・ご家族への丁寧な説明と同意が必須となります。機器メーカーが用意している同意書の雛形も活用しましょう。また、プライバシー配慮の観点から、製品選定時に、どのようなタイミングで映像が確認できるかという点にも注意が必要です。常時映像が確認できるものや、録画映像がデータとして保存されるものについては、施設内での運用ルールの設定と厳格な運用が求められます。

●関連費用や導入台数

- ・転倒防止を主たる目的に見守り機器を導入する際には、リスクの高い人に絞って導入することも有効です。一方、「入居者の睡眠状況等を把握したい」場合は、「複数の入居者の状況を一瞥で把握できること」に価値があるため、フロア単位、ユニット単位などのまとまった単位で導入しないと、効果が期待できません。
- ・費用については、初期費用中心でランニング費用が少ないものと、ランニング費用が発生するものがあります。ランニング費用が発生するものについては、その分、継続的に機能アップデートが行われることがあります。いずれも一長一短がありますので、施設が目指すケアや予算によって検討を進める必要があります。
- ・一般的にWi-Fi環境を整備することが必要となります。既にWi-Fi環境が整備されている場合も、必要に応じて通信環境の増強のための追加対策が必要になることもあります。見守り機器のメーカー等と相談し、必要に応じて現地調査を実施しましょう。

《ICTモデル事業で選定された主要機種に関する評価のポイント》

※あくまでモデル事業時の評価ポイントであるため、その後の機能の追加・改善等が考えられることには留意ください

選定の際に評価されたポイント	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「覚醒」の際に通知する機能があること ・「起き上がり」の際に通知する機能があること ・機能や設定がシンプルで初めて見守り機器を導入する施設にとっても使いやすいという意見があったこと ・一覧表示の視認性が高いこと
	<ul style="list-style-type: none"> ・他社センサーとの積極的な連携によりプラットフォーム化を志向しており、今後の拡張性が期待できること ・既に導入していたネオスケアと連携可能でネオスケアの通知や映像を一つの端末で確認可能であること
	<ul style="list-style-type: none"> ・体圧で離床を検知するためタイムリーな離床検知が可能であること ・睡眠の深さ(「深い眠り」と「浅い眠り」)が計測できること ・アラート設定が一括で行えること ・パナソニックのライフレンズと連携しており、ライフレンズ上でデータを把握することが可能。ライフレンズのセンサーとaamsのセンサーを併用できること
	<ul style="list-style-type: none"> ・呼び出し番号を受け取ることで自動的に映像+会話による通話が可能で、駆け付け前には状況が判断できること ・システム制御により、居室内の映像を確認できるタイミングを、センサーでの異常検知時やナースコール時のみに設定でき、プライバシー配慮に優れた対応ができること
	<ul style="list-style-type: none"> ・居室の様子を録画再生とライブ映像で確認でき、訪室の判断や転倒原因の分析に活用できること ・離床センサー並みの精度で離床を検知できること ・職員がナースコールと同一のスマートフォンで通知、映像確認ができること
	<ul style="list-style-type: none"> ・離床センサーよりも前段階でリスクを検知できること ・プライバシーに配慮されたシルエット映像で入居者の状況を確認が可能であること

3. その他のICT機器

・今回のモデル事業では、上記の見守り機器、介護記録システム以外に、次のような製品が導入されています。

《ICT導入モデル事業で選定された主要機種に関する評価のポイント》

※あくまでモデル事業時の評価ポイントであるため、その後の機能の追加・改善等が考えられることには留意ください

選定の際に評価されたポイント	
ココヘルバG (ナースコール)	<ul style="list-style-type: none"> ・無音での利用が可能 ・ライフレンズおよびまのぼのNEXTとの連携が可能
ドキュワークス (文書管理システム)	<ul style="list-style-type: none"> ・電子化された文書を一元管理できる文書管理ソフト ・「報告書等の起草から決裁までの期間が長い」という課題に対応
ZMEETING (議事録作成ソフト)	<ul style="list-style-type: none"> ・会議での発言をリアルタイムに記録できる議事録作成ツール ・無駄な機能がなく、他社より安価 ・他社と比較し導入時支援が充実

2 機種・ツールのリストアップ

事業者のパンフレットやホームページなどから情報収集し、候補をリストアップします。候補となる機器については、先進的な取り組みを行っている介護事業者から情報をもらう、展示会等で情報収集する、全国老協会のホームページを参考にすると、といったことも考えられます。

3 評価・機種決定

リストアップした機器のうち、試せるものについては、一定期間実際に使ってみて複数機器を比べてみるのが有効です。職員によって評価が分かれる場合があるため、判断基準を明確にした上で「評価シート」を作り、プロジェクトで採点結果を共有し、施設内での合意形成を図ることも考えられます。

《評価シートの例：見守り機器の場合》

評価項目	評価対象	評価	状況の把握、スピード		導入後の運用、サポート				他機種との連携				価格・総額・サポート				
			検知の遅延	検知の精度	導入の難しさ	運用のコスト	サポートの充実度	他機種との連携	価格	総額	サポート	他機種との連携	価格	総額	サポート		
導入	眠りSCAN	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ライフレンズ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	aams	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
導入	ココヘルバVP	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	AI見守りカメラ	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ネオスケア	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

資料URL ▶ <https://is.gd/X4jqw>
 (参考情報) 全国老協会のホームページ「介護ロボット・ICT導入に関する支援集」(6.介護ロボットの活用集)

「変化」を柔軟に受け入れることと変えてはならないこと

2022年8月オープン!

生涯安心して住み続けられる住宅

おひさま熊取

施設ではなく住宅だから
「門限なし」「外出・外泊自由」

生協が運営するサービス付き高齢者向け住宅

おひさま熊取

空室30

私たちが真心こめてサポートします!

生協のサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)
「おひさま」は、自由で快適に、そして必要な介護サービスを受けることができます。生涯をサポートする体制が整っているので、安心して暮らせます。

大阪府泉南郡熊取町新野田2丁目4番5
JR阪和線「東佐野」駅から徒歩15分

24時間の介護体制
各部屋に医師や歯科医師が往診 ※自己負担

外出・外泊自由
自炊可能

ペットOK(制限あり)
お酒やタバコも一切制限なし

入居条件 60歳以上の方
お部屋の広さ18.00㎡

夕食付見学会開催!
11月22日(火) 各日11:30~(予定)
12月3日(土) 要予約

家賃月額 59,500円~70,500円
サービス基本料:月額5,200円 管理費:月額21,500円
生活保護受給者も入居できます。家賃:月額38,000円 管理費:月額5,100円

休憩に入る前に...

*ここまでのお話で、学びとなったことや印象に残ったこと。

☆グループワーク（わかち）

- ①利用者の重度化、生活ニーズの多様化等について…。(悩み、困り、質問等々)
例)高介護度、認知症、精神疾患等の対応等 ※あくまで例であり制約なし！
○悩んだり、困ったりしていること

○「他の施設ではどうしているの？」などなど、質問したいこと等

☆グループワーク（わかち）

- ②他の人の意見を聞いて、参考になったり、気づいたことなどをメモしていきましょう。

おまとめ

「変化」を柔軟に受け入れることと**変えてはならないこと**

☆令和な養護老人ホームへの視点(ご自身・自施設では...)

□利用者さんに対しての**言葉遣い**...

⇒ポイントは、施設長・園長さんに話すような話し方で

□困っているのは、職員さん？

⇒困っているのは職員さんではなく**ご本人**...そのご本人をどう支援してさしあげたら良いのかと悩んでいるのが職員さんという考え方

□よその人ではなく、**みんなうちの人**

⇒契約入所やショートステイ等々

□看取り介護の実践を...

⇒みーんなでなく、ある一定の方の**福祉的・養護的な看取り**

□**人財の育(はぐく)み**について

⇒愚痴ではなく、夢を語りましょう₄₅

- 施設のルール(きまりごと、約束ごと) ※○○禁止!は???
⇒先輩方が決めた職員都合のルールかも?の確認を...
- 独り暮らしではない、ひとり暮らしの実現に向けて!
⇒養護の生涯支援と福祉の匠へ...※かまいすぎ?
- 養護老人ホームの法則
⇒「時の人」はいつのいつの時も「3人」以下!
- 目先の業務は大切...でも、
その先を見るのも大切な業務であり、これもまた福祉!
- どんな人も断らない!とは?
⇒(行き場のない方のご相談は)どんな人も断らない!
という意味

むすびにかえて

☆養護関連参考配布③(介護ビジョン)

令和な養護へ...新たな福祉のかたち

“ハイブリッド型ケアッド福祉”の実現！

- “**新たな福祉のかたち**”とは、「行き場のない方の、“措置”のみに拘らない、令和な養護への挑戦」という気概をもち、措置入所＋契約入所という**ハイブリッド型(ダブル)福祉**という考え方。
- 居住支援法人**や**自立準備ホーム**の装いも備えた「**ハイブリッド型ケアッド(4つめの)福祉**」を推し進め、**寄る辺(たよるところ)**や**よすが(たよる人)**なき方に福祉を届けるべく、その携わりを丁寧に重ねる。
- 「**困りごと**」の種類が何であっても分け隔てなく、**小さな人**、**声を出せない人**、**生きづらさのある人**、**行き場のない人**を受け入れるということは、**地域共生社会の実現**という時代の要請のなか必要不可欠である。
- これからも時代の“**変化**”を柔軟に受け入れつつ、**変わっていくこと**、そして**変えてはいけないもの**を大切にしていきたいと思っ**てやまない**。冒頭で述べた**福祉的・養護的理念**である「**どんな人も断らない!**」を“とことん”実践し、**福祉を“継なく”営み**を重ねていきたいと思う！

照る日、曇る日はあるけれども...

◎目指すべきは、やはり自立支援！

⇒自立は「心の自立(自律)」であってほしい！

◎支えるべきは、やはり生活全体！（「生きる」を支援）

⇒本人の生活(生きる)に対する意向を確認！

縁(えにし)あって繋がった私たちの老人ホームにて、心豊かな毎日を送ることができるような、**住まい方**を...。そして、その先にある**“終い方”**をも視野に入れ、**丁寧に丁寧に...**携わって行きたいものです！

本人の「**想い**」や「**老い**」や「**生きる**」に 寄り添い...
「**地域(課題)**」にも寄り添える

令和な養護老人ホームへ...



養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム

〒639-2251 奈良県御所市戸毛五四一六
TEL(0745)六七二〇一五
FAX(0745)六七二〇〇二



特別養護老人ホーム サンタ・マリア

〒631-0806 奈良市朱雀四丁目三番地一〇
TEL(0742)七一七三三
FAX(0742)七一六二七二

社会福祉法人 カトリック聖ヨゼフ・ホーム

養護老人ホーム 聖ヨゼフ・ホーム

特別養護老人ホーム サンタ・マリア



ホームページ
QRコード

法人理事
総合施設長

平 ひら

岡 おか

毅 たけし

法人本部

すぎく

〒631-0806 奈良市朱雀四丁目三番地一〇
TEL(0742)七一七三三
FAX(0742)七一六二七二
携帯 〇九〇一七八七五―七八四八

E-mail: hiraoka@yozefu-home.or.jp
<http://www.yozefu-home.or.jp/>

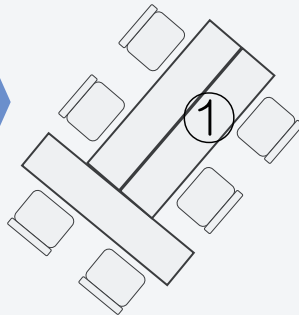
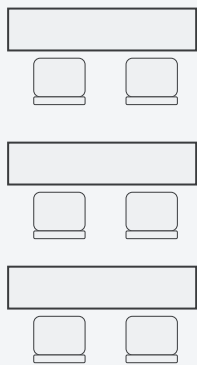
14:45~16:45【120分】

グループワーク

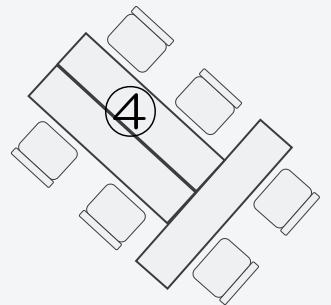
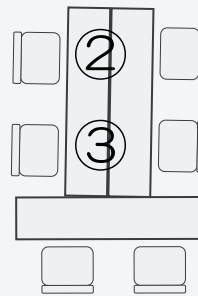
進行 平岡 毅 氏

ファシリテータ 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員会委員ほか

☆彡 グループ座席作成のイメージ



スクリーン



☆グループワーク（わかち）

①利用者の重度化、生活ニーズの多様化等について……。 (悩み、困り、質問等々)

例) 高介護度、認知症、精神疾患等の対応等 ※あくまで例であり制約なし!

○悩んだり、困ったりしていること

○「他の施設ではどうしているの？」などなど、質問したいこと等

☆グループワーク（わかち）

②他の人の意見を聞いて、参考になったり、気づいたことなどをメモしていきましょう。

閉 会

◆閉会挨拶

北海道老人福祉施設協議会
養護老人ホーム検討委員会委員長 寺井 孝典

開 催 要 綱

令和6年度 養護老人ホーム職員研修会開催要綱

1 研修の目的

養護老人ホームは地域におけるセーフティネットを支える重要な使命を帯びていますが、令和6年6月、中央にて養護老人ホームについて協議・議論がなされメディアでも大きく報じられました。(別添参考資料：「R6.7.6、7.31、Yahoo!ニュース掲載の福祉新聞記事」)

主には以下の2点で驚愕の内容でした。

①多くの自治体で誤った認識があることが指摘されました。

- 自治体の多くが三位一体改革で市区町村の全額負担になったと誤って認識していること。
- 地方交付税における施設運営費の計算式では「多く措置しても損はせず少なくとも得はしない」こと。

②施設運営費(措置費)の基準単価が改定されていません。

- 06年に厚労省指針をもとに各自治体が施設運営費の基準単価を定めましたが、これまでの18年間最低賃金や物価の上昇などがあつたにもかかわらず、基準単価はほぼ改定されていないこと。

今回の研修では、このことを踏まえた情報の共有と厚生労働省担当課からの事務連絡(令和6年3月26日発出)の正しい解釈を学ぶことが出来ます。

また、研修の後半では、養護老人ホームの特徴である様々な利用者に対する多様なサービスの提供に必要な視点やスキルを共有し、職員一人ひとりのより良い支援や実践につなげることを目的にグループワークを行います。

2 主催 北海道老人福祉施設協議会(養護老人ホーム検討委員会)

3 後援 北海道(予定)、北海道地域包括在宅介護支援センター協議会(予定)、北海道介護支援専門員協会(予定)

4 日程 令和6年10月11日(金) 9:45~

5 場所 北海道第2水産ビル 8階 8BC会議室(札幌市中央区北3条西7丁目)

6 参加対象 養護老人ホームの施設長・職員、市町村等行政の措置担当者、地域包括支援センター職員、北海道介護支援専門員協会会員

7 参加定員 参集60名

8 参加費 ・養護老人ホームの職員(研修への参集を基本とします)

:道老施協の会員施設 :参加者1名 3,000円(オンライン参加も同額)

//非会員施設:参加者1名 6,000円(オンライン参加も同額)

・その他の市町村等行政職員等(講義部分のみの参加となります):無料

9 日程・内容

内 容	
・入室	9:15~
・開 会 開会挨拶	9:45~ 北海道老人福祉施設協議会
・講 義 テ ー マ	9:50~11:20【90分】 「措置制度と養護老人ホームを巡る課題について ~その法的根拠から考える~(仮題)」
講 師	高田 清恵 氏(琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授) ~~小休憩10分~~
・情報提供 テ ー マ	11:30~12:30【60分】 「老人保護措置費に係る支弁額等の改定の考え方について ~厚生労働省老健局高齢者支援課より発出の通知と事務連絡の解釈と解説~」
講 師	平岡 毅 氏(全国老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会副部会長 社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 総合施設長)
~ 昼 休 み 12:30~13:30 ~	

オンライン参加の対象となる部分

<ul style="list-style-type: none"> ・講 義 13:30～14:30【60分】 テ ー マ 「どうなる？どうする！これからの令和な養護老人ホーム！ ～お一人おひとりへの生涯支援という視点から看取り介護に至るまで～」 講 師 平岡 毅 氏
～～小休憩10分～～
<ul style="list-style-type: none"> ・グループワーク進行確認 14:40～14:45 ・グループワーク 14:45～16:45【120分】※いくつかのテーマを選択し討議。 討議予定 ①講義や情勢報告に関する内容 ②支援および施設経営に関する諸課題 など 進 行 平岡 毅 氏 ファシリテータ 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換会 17:30～19:00 (希望者のみ) <会場名> 【個室居酒屋 和菜美 札幌駅前店】 (札幌市中央区北4条西6丁目 エターナルパンセ3階 電話：050-5868-0912) <会費> 1名 5,000円(税込) ※会費は、当日承ります。 ※参加人数等により、情報交換会場が変更となる場合があります。

10 参加申し込み等について

別添「参加申込書」を令和6年9月20日(金)までに、メールにてお申込みください。
受講料や情報交換会参加費の支払い方法(事前振込とします)のご案内やオンライン参加の場合、ZoomID資料等を指定のメールアドレスに送信いたします。

11 申込および問合せ先

北海道老人福祉施設協議会事務局(担当:岸田、宮川)
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地「かでの2.7」3階
北海道社会福祉協議会法人・施設支援部施設福祉課内
TEL:011-241-3766 E-mail: roushikyo@dosityakyo.or.jp

☆事務局から

・昨年度、久しぶりに集合形式での研修を行いました。
参加者からアンケートからは「Webも良い点があるけど、集まって直接話せると良い！」との声
が複数あり、今年度も参集形式としました。業務の都合があり、お忙しい所かと思いますが、できる
限り多くの皆様のご参加をお待ちしております。

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

関係者名簿

(敬称略)

【講師】

高田 清恵 琉球大学 人文社会学部 国際法政学科 教授
平岡 毅 全国老人福祉施設協議会 養護老人ホーム部会副会長
社会福祉法人カトリック聖ヨゼフ・ホーム 総合施設長 (奈良県)

【協力 (ファシリテータ)】

福井 修平 養護老人ホームカトリック聖ヨゼフ・ホーム 施設長 (奈良県)
松田 広宣 養護老人ホーム平沼寮 寮長 (奈良県)

【北海道老人福祉施設協議会役員・委員】

加藤 敏彦 北海道老人福祉施設協議会 副会長
寺井 孝典 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員長
谷口 大朗 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討副委員長
伊藤 武 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員
金石 輝義 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員
吉田 正秋 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員
川島 志緒里 北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム検討委員
本庄 祐長 北海道老人福祉施設協議会 広報委員

【事務局】

丸山 隆志 北海道社会福祉協議会 事務局次長
宮川 良介 北海道社会福祉協議会 法人・施設支援部 施設福祉課長
河野 慎司 北海道社会福祉協議会 法人・施設支援部 施設福祉課 主査
岸田 悠美 北海道社会福祉協議会 法人・施設支援部 施設福祉課 主査

令和6年度北海道老人福祉施設協議会 養護老人ホーム職員研修会

北海道老人福祉施設協議会事務局

北海道社会福祉協議会 法人・施設支援部施設福祉課内

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地「かでの2・7」3階

TEL:011-241-3766 / FAX:011-280-3162